

平成22年 第4回定例会

摂津市議会会議録

平成22年11月30日 開会
平成22年12月15日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成22年第4回定例会

○11月30日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員 -----	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件 -----	1- 2
開会の宣告 -----	1- 4
市長あいさつ	
開議の宣告 -----	1- 4
会議録署名議員の指名 -----	1- 4
日程1 会期の決定 -----	1- 4
日程2 議選第3号 -----	1- 4
選挙	
日程3 認定第1号～認定第9号 -----	1- 5
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長）	
討論（弘豊議員、森内一蔵議員）	
採決	
日程4 議案第58号 -----	1-13
委員長報告（総合計画基本構想審査特別委員長）	
討論（山崎雅数議員、村上英明議員、嶋野浩一朗議員）	
採決	
日程5 議案第71号、議案第73号、議案第75号、議案第77号、 議案第79号～議案第102号、議案第105号～議案第109号 ---	1-19
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、 生涯学習部長、保健福祉部理事、生活環境部長、市長公室長）	
質疑（三好義治議員、安藤薫議員、山本靖一議員、木村勝彦議員、 渡辺慎吾議員）	
委員会付託	
日程6 請願第1号 -----	1-53
委員会付託	
日程7 議案第103号～議案第104号 -----	1-53
提案理由の説明（市長公室長）	
討論（山崎雅数議員）	
採決	
日程8 議案第70号、議案第72号、議案第74号、議案第76号、 議案第78号 -----	1-57

提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長）

採決

休会の決定	-----	1-61
散会の宣告	-----	1-61

○12月14日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	-----	2-1
議事日程、本日の会議に付した事件	-----	2-2
開議の宣告	-----	2-3
会議録署名議員の指名	-----	2-3
日程1 議案第85号摂津市立温水プール指定管理者指定の訂正の件	-----	2-3
日程2 一般質問		
大澤千恵子議員	-----	2-3
村上英明議員	-----	2-15
柴田繁勝議員	-----	2-21
安藤薫議員	-----	2-27
上村高義議員	-----	2-35
山本靖一議員	-----	2-44
木村勝彦議員	-----	2-51
延会の宣告	-----	2-59

○12月15日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	-----	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	-----	3-2
開議の宣告	-----	3-4
会議録署名議員の指名	-----	3-4
日程1 一般質問		
山崎雅教議員	-----	3-4
嶋野浩一郎議員	-----	3-12
弘豊議員	-----	3-27
原田平議員	-----	3-34
南野直司議員	-----	3-40
日程2 議案第71号、議案第73号、議案第75号、議案第77号、 議案第79号～議案第102号、議案第105号～議案第109号	---	3-57
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長）		
討論（安藤薫議員）		

採決	
日程 3 請願第 1 号	3-60
閉会中の継続審査に決定	
日程 4 議会議案第 2 1 号～議会議案第 2 5 号	3-60
討論 (山崎雅数議員)	
採決	
閉会の宣告	3-61

☆添付資料

審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 4
議決結果一覧	資料- 8

摂津市議会会議録

平成22年11月30日

(第1日)

平成22年第4回摂津市議会定例会会議録

平成22年11月30日(火曜日)
午前10時 開会
摂津市議会 議場

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	寺本敏彦	水道部長	中岡健二
消防長	北居一	消防本部理事	浜崎健児

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

1 議 事 日 程

- | | | | |
|----|-----|-----------|--|
| 1, | | | 会期決定の件 |
| 2, | 議 選 | 第 3 号 | 摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件 |
| 3, | 認 定 | 第 1 号 | 平成 2 1 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 | 第 3 号 | 平成 2 1 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 | 第 6 号 | 平成 2 1 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 | 第 8 号 | 平成 2 1 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 | 第 9 号 | 平成 2 1 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 | 第 2 号 | 平成 2 1 年度摂津市水道事業会計決算認定の件 |
| | 認 定 | 第 4 号 | 平成 2 1 年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 | 第 5 号 | 平成 2 1 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 | 第 7 号 | 平成 2 1 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 4, | 議 案 | 第 5 8 号 | 摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件 |
| 5, | 議 案 | 第 7 1 号 | 平成 2 2 年度摂津市一般会計補正予算 (第 4 号) |
| | 議 案 | 第 7 3 号 | 平成 2 2 年度摂津市水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議 案 | 第 7 5 号 | 平成 2 2 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) |
| | 議 案 | 第 7 7 号 | 平成 2 2 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| | 議 案 | 第 7 9 号 | 平成 2 2 年度摂津市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| | 議 案 | 第 8 0 号 | 平成 2 2 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 議 案 | 第 8 1 号 | 摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センターの指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 8 2 号 | 摂津市青少年運動広場指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 8 3 号 | 摂津市立体育館指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 8 4 号 | 摂津市立テニスコート指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 8 5 号 | 摂津市立温水プール指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 8 6 号 | 摂津市スポーツ広場指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 8 7 号 | 摂津市立児童センター指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 8 8 号 | 摂津市立障害児童センター指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 8 9 号 | 摂津市立せつつ桜苑指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 9 0 号 | 摂津市立ふれあいの里指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 9 1 号 | 摂津市立みきの路指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 9 2 号 | 摂津市民文化ホール指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 9 3 号 | 摂津市立市民ルーム指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 9 4 号 | 摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件 |
| | 報 告 | 第 9 5 号 | 摂津市立自転車駐車場指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 9 6 号 | 摂津市立保健センター指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 9 7 号 | 摂津市立休日小児急病診療所指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 9 8 号 | 摂津市斎場指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 9 9 号 | 摂津市立葬儀会館指定管理者指定の件 |
| | 議 案 | 第 1 0 0 号 | 大阪広域水道企業団を組織する市町村数の増加及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件 |
| | 議 案 | 第 1 0 1 号 | 摂津市文化財保護条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 1 0 2 号 | 摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 1 0 5 号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 1 0 6 号 | 摂津市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定の件 |

議	案 第 1 0 7 号	摂津市立コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例制定の件
議	案 第 1 0 8 号	摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議	案 第 1 0 9 号	摂津市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件
6, 請	願 第 1 号	生活道路の変更と安全対策に関する請願
7, 議	案 第 1 0 3 号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議	案 第 1 0 4 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
8, 議	案 第 7 0 号	平成 2 2 年度摂津市一般会計補正予算 (第 3 号)
議	案 第 7 2 号	平成 2 2 年度摂津市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議	案 第 7 4 号	平成 2 2 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議	案 第 7 6 号	平成 2 2 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議	案 第 7 8 号	平成 2 2 年度摂津市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

1 本日の会議に付した事件
日程 1 から日程 8 まで

(午前10時 開会)

○藤浦雅彦議長 ただいまから平成22年第4回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成22年第4回の摂津市議会の定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、公私何かとお忙しい中、ご参集賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、予算案件といたしまして、平成22年度摂津市一般会計補正予算ほか10件、条例案件といたしまして、摂津市文化財保護条例制定の件ほか8件、その他の案件といたしまして、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センターの指定管理者指定の件ほか19件、合計40件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

開会に当たり、ごあいさつにかえさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、安藤議員及び野口議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議選第3号、摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、摂津市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

勝吉彦氏、辻晴雄氏、木田徳幸氏、葭中富佐子氏を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました勝吉彦氏、辻晴雄氏、木田徳幸氏及び葭中富佐子氏を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、勝吉彦氏、辻晴雄氏、木田徳幸氏及び葭中富佐子氏が摂津市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、摂津市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

土井絹代氏、稲田盛一氏、篠崎忠行氏及び武部寛子氏を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました土井絹代氏、稲田盛一氏、篠崎忠行氏及び武部寛子氏を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、土井絹代氏、稲田盛一氏、篠崎忠行氏及び武部寛子氏が摂津市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名しました順序とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、認定第1号など9件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

9月10日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分及び認定第5号、平成21年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件の以上2件について、10月26日及び28日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分については賛成多数、認定第5号については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

9月10日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第2号、平成21年度摂津市水道事業会計決算認定の件及び認定第6号、平成21年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件の以上3件について、10月25日及び27日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 文教常任委員長。

(柴田繁勝文教常任委員長 登壇)

○柴田繁勝文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

9月10日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、10月26日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、審査いたしました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしましたので、報告をいたします。

○藤浦雅彦議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第3号、平成21年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第4号、平成21年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件、

認定第7号、平成21年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第8号、平成21年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第9号、平成21年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の以上6件について、10月25日及び27日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分、認定第3号、認定第8号及び認定第9号については賛成多数、その他案件については全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○藤浦雅彦議長 議会運営委員長。

(南野直司議会運営委員長 登壇)

○南野直司議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

9月10日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月25日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 駅前等再開発特別委員長。

(木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

9月10日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、10月29日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 委員長の報告が終わり、質

疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党市会議員団を代表して、認定第1号、3号、6号、8号及び9号について反対討論を行います。

2009年は、日比谷公園での年越し派遣村に象徴される、人間を物のように扱う我が国の貧しい雇用環境が社会的に大きな問題となる中で明けました。そして、年度途中、長年の古い政治を退場に追い込み、新しい政権が誕生しました。しかし、今日、時事通信社による11月の世論調査で、菅内閣支持率は27.8%、不支持が51.8%となり、国民の期待に反して、今の政権もまた同様に迷走を繰り返している状況です。

2009年は、森山市政2期目の最初の年度でもあります。こうした政治的な状況のもとで、市民にとって最も身近な自治体としての役割が改めて問われた年度ではなかったでしょうか。

最初に、自治体としての基本問題について述べます。2009年度は13年ぶりにすべての公共料金が値上げを見送り、据え置きされました。また、これまで市民の皆さんが改善・充実を求めてきた問題で、小規模修繕工事等希望者登録制度の限度額を60万円に拡大したことをはじめ、子どもの医療費助成制度で入院を中学校卒業まで拡大、妊婦健診公費負担を5回から14回に拡充、紙おむつ助成の改善、中学校普通教室へのエアコン設置や学校施設耐震補強

工事の推進、臨時職員保育士の雇用期間の延長、市独自の融資制度の改善、生活支援課に女性ケースワーカー配置、就学援助金制度の現行制度堅持などなどを予算化されたことは評価するものです。

しかしながら、その一方で、新たな市民の負担を増やし、市民サービスを切り捨てる、今後5年間の第4次行財政改革を推し進めようとしていることは問題です。本来自治体の仕事は、住民の福祉の増進です。そのために、市民にとって使い勝手のよい方向に行政機構を改善する、財政のあり方を改善することがあるべき行革ではないでしょうか。第4次行革については、これまで白紙に戻し、市民的な議論を行うべきだと申し上げてきました。2009年度の予算に多くの市民要求を反映させてきたという精神にも立ち戻るべきだと考えます。

本市の行革の歴史は、1998年度から始まりましたが、第1次から第3次までの12年間で総額161億円の市民負担を増やしてきています。平均所得が府下のにも大変低い本市の行革の最大の特徴は、市民負担の増大であると言えます。森山市政1期目の最初の年度に、それまでの行革の仕上げを行いました。その後は小学校の統廃合や学校給食の民間委託など、公的仕事の縮小とともに、1期目4年間で4人家族で10万円の負担を増やしてきました。そして、計60億円近くを投入する二つの開発計画を推進してきたわけですが、市民の納得や理解が本当に得られていると言えるでしょうか。我が党は、この間、こうした第4次行革の中身をまとめた市会報告ビラを各家庭に配布してきましたが、いろんな方々から切実な声が届いています。改めて決算で示された府下トップの財政力を生かし、自治体の本来の仕事である市民

の暮らし、福祉、教育を支える政治を推進する立場に立って総点検を求めるものです。

では、項目を追って、命と暮らしを守るについて10点述べます。

第1に、子どもの医療費助成についてですが、中学卒業までの入院助成が始まったことで、380万円の新たな増額でありましたが、従来の就学前の医療費分は180万円が前年比で減額、差し引きで200万円の増額にとどまりました。子育て安心のまちづくりの点で、医療費助成は大変重要です。通院医療の対象年齢の引き上げを求めるものです。

第2に、保育所問題です。この間、着々と進められているこども園の開設に向けた準備など、幼保一体の動きについては、当事者や関係者の理解、納得が十分得られているとは言えません。国が検討している子ども・子育て新システムとの関係からも注意して見ておくべきです。直接契約方式の導入など、市場原理の持ち込みや待機児解消の名で基準の緩和など、保育制度の改悪なども危惧されます。家庭での一時預かりなどではなく、基準を堅持した保育施設、児童福祉法に沿った健全な保育が求められています。保育における公的責任を再認識して、民間頼みにしない公的保育の役割を求めます。

第3に、保健医療の体制にかかわってです。新型インフルエンザの対応では、幸いにして危機的な被害は出なかったわけですが、医師や看護師の確保、健康推進課と医師会との連携や摂津市の医療体制の課題を突きつけられました。予防接種や健康診断を受けられる体制強化をはじめ、小児救急医療、併せて産婦人科などの充実した対応を求めます。

第4に、障害者施策です。障害者自立支

援法に沿った施設体系への移行が進みましたが、この自立支援法は廃止して、当事者の願いに沿った新法が求められています。応益負担の原則を抜本的に改めること、国に働きかけることと併せて、障害者センター事業の中身の充実やグループホームの確保に引き続き取り組むよう求めます。

第5に、生活支援課のケースワーカーについて。生活保護の対象の増加で配置基準を下回った状態になっています。必要な支援がしっかり行える人的体制の確保を早急に求めます。

第6に、不況が中小企業を限界に追い込んでいます。昨年来取り組んでいる事業所実態調査を活用し、市役所、事業所、商店、住民と専門家等を入れた対策委員会をつくり、産業対策の体制の強化と地元産業の振興、中小企業が営業を続けられる環境を整えることが必要です。工場家賃補助など、直接的な支援を盛り込んだ営業を底支える方策を求めます。

第7に、国民健康保険特別会計では、調整財源もあり、単年度としては大きく黒字で決算を迎えました。不況のもと、暮らしが深刻な中、今後とも保険料の引き上げは避けるべきです。また、生活実態の把握や納付相談、適正な減免制度の運用も行い、収納率のみを重視した徴収強化を行わないこと、差し押さえなどは、実態を無視した強制的な運用は行わないよう求めます。医療抑制に直結する資格証の発行についてもやめるよう求めます。

第8に、後期高齢者医療制度は、政権与党の民主党自身が廃止を公約しています。「廃止は一刻も早く」が国民の声です。しかし、廃止を利用しての国保の広域化などには問題が山積し、容認できません。国民負担を増大させず、国の医療保障を大きく

し、医療保障制度を充実させての後期高齢者医療制度の速やかな廃止に向けた働きかけを求めます。

第9に、介護保険特別会計は、5年前の改定以降、黒字運営が続いています。65歳以上の摂津市民、市が徴収する被保険者の57%が市民税の非課税世帯であり、保険料の負担感は大きく、安心の介護とはかけ離れた状況です。保険料と利用料の減免制度の充実、低所得者への負担軽減を求めます。

10番目は、身近なまちづくりの問題で、生活道路の安全対策が喫緊の課題です。新在家鳥飼上線や府道大阪高槻線など、拡幅整備が強く望まれています。また、交通事故件数500件は、前年より100件の減となりましたが、北摂の中でも依然として高く、死亡事故も2件と前年同数です。生活道路の安全対策強化が求められています。南千里丘のまちびらきが本年3月から行われましたが、正雀駅前、千里丘西口の安全対策も待ったなしの状況です。

次に、学校と教育にかかわって8点述べます。

第1に、教職員の配置状況についてです。教員の不足は摂津市でも深刻です。摂津市の非正規教員の割合は約17%、教員の欠員補充ができない状況も起きています。少人数学級を拡充するためにも、教員増を国・府へ強く働きかけることを求めます。また、小学校1年生等学級補助員、読書サポーター、中学校学級補助員など、効果が認められ、引き続き人的保障を求めます。

第2に、学校施設についてです。児童・生徒の学習環境の改善と安全対策は急務です。引き続き耐震化促進と小学校へのエアコン設置を求めます。

第3に、就学援助金制度についてです。

2009年5月1日時の認定率は、前年比97人、1.24ポイント増の37.24%です。厳しい経済環境のもと、その役割はますます重要で、義務教育は無償が原則ですが、修学旅行、教材費など、実際の保護者負担は決して軽くありません。子育て支援策として内容の充実を図ってきた摂津市のこれまでの取り組みは評価できるもので、行革の名で制度を後退させることなく引き続き充実を図るべきです。

第4に、学校給食民間委託です。市内2校目となる鳥飼北小学校への民間委託導入に際し、保護者への周知・説明期間があまりに短く、説明責任を果たしたとは言えません。安全でおいしい給食を責任持って提供するため、民間委託はやめるべきです。

第5に、学力テストについてです。全国一斉学力テスト、市独自の学力定着度テスト、さらに大阪府学力テストと、三つのテストの実施は、子どもと学校現場にとって大きな負担となるものです。全国一斉学力テストに参加しないこと、府の学力テストや学習支援ツールの活用は、押しつけをせず教育現場の判断にゆだねることを求めます。

第6に、学童保育についてです。待機児童は2009年4月時点で21名、11月まで解消できませんでした。学童保育の定数及び環境整備の充実と潜在的待機児を生まないための検証を求めます。

第7に、体育施設についてです。市民のスポーツ需要は高く、学校開放事業、国内外体育施設の利用件数、人数は2007年、2008年比で増加しています。一方で、市民プール廃止、学校統廃合を経て、2008年度末に市民体育館が廃止、2010年度末には味舌体育館が廃止される予定です。味舌・三宅スポーツセンターは、屋

内・屋外併設のスポーツ施設であるとともに、地域の貴重な避難施設にもなり得るもので、暫定活用となっているグラウンドを含め、売却をせず積極的な活用を求めます。

第8に、日の丸・君が代の押しつけをやめるよう求めることです。国旗・国歌を定めた国旗国歌法は、起立や斉唱を国民に義務づけるものではありません。思想・信条の自由、内心の自由を保障する憲法から、教育現場に押しつけることはやめるべきです。

次に、公共下水道特別会計についてです。健全化計画の最終年に当たり、赤字を解消し、会計の健全化を図る年としていたしましたが、逆に使用料は1億5,000万円の減額補正、当初見込みを大きく下回り、約1億1,300万円の赤字となりました。経済の落ち込みが最大の原因としても、水道会計と連動しており、水道の見込みではリーマンショックで6,000万円、水需要の減が4,000万円の合わせて1億円の減、臨時で1,100万円の増、水道と下水道の会計の見込み違いが4,000万円近くになっています。本来なら料金の低い下水道使用料の影響額が少なくて当たり前と考えられます。これまでも指摘してきましたが、下水道会計は予算・決算の乖離が大きく、会計の信頼を失う状況が続いています。本年当初予算でも指摘してきましたが、約1,800万円の下水道使用料未徴収問題は、信頼回復に向け一層の努力と、不納欠損で処理するというのではなく、いつも口にされる行政の公平性を示すときではないでしょうか。問題は、なぜこのようなことが下水道会計で引き起こされるのか、体制に無理があるのか、原因の追及が真剣にされてきたのか疑問です。また、公債費も元金償還27億8,500万円、利

子16億円、計43億8,600万円と、会計の3分の2を超えている状況は異常です。一括償還が始まったときの金利状況も見通せない中、綱渡りのな会計運営は根本的な議論が必要です。改めて緻密な分析と中期・長期の整備計画、償還計画を示されるよう求め、反対の討論とします。

○藤浦雅彦議長 森内議員。

(森内一蔵議員 登壇)

○森内一蔵議員 それでは、新生クラブ議員団を代表いたしまして、認定第1号から9号までの平成21年度の各会計決算について、賛成の立場から討論を行います。

我が国経済は、リーマンショック後の厳しく深い景気後退を経て、2009年春ごろから持ち直しに入ったと言われておりましたが、最近の急激な円高基調は、輸出産業をも直撃し、景気はこのところ足踏み状況となり、失業率も高位で推移するなど、社会経済状況の先行きは極めて不透明な状況であります。

このような中、いかに生産と消費の好循環を生み出し、持続的な回復軌道に乗せていくかが大きな課題であります。また、経済活動水準が依然低いこともあって、我が国経済は数々の重荷を背負っており、その端的な例が、設備や雇用過剰感、物価の持続的下落、すなわちデフレ、さらには税収等の減を生じた財政状況の悪化であります。このことは、国の財政のみならず、市民生活と直接的な関係にある地方財政の根幹を揺るがし、ひいては自治体存亡にかかわる問題であると言っても過言ではありません。

本市におきましても、厳しい経済情勢を反映し、平成21年度市税決算額は前年度に比べ約13億5,800万円の減収となり、とりわけ法人市民税について見れば約47%、額にして約13億2,000万円

の減収となるなど、大変厳しい決算状況となりました。このように、平成21年度は市税の大幅な減収をはじめ、本市を取り巻く社会経済環境は大変厳しいものがありました。財源の積極的な確保に努められるとともに、経常経費の一層の節減、合理化を図るなど、効率的な財政運営に努められたことを高く評価するものであります。今後ともさらなる財政の健全化、効率化に向けて、より一層の工夫と努力をされることを期待いたします。

それでは、具体的な施策や実施事業について申し上げます。

まず、市長が平成21年度市政運営の基本方針で述べられました中庸の精神に基づき、物事の両極端、日々揺れ動く社会環境に応じて刻々と変化するかなめの位置をしっかりと見きわめられるとともに、大局的な見地から市民生活に最大限配慮され、福祉、子育て、教育などのソフト施策に対して重点的に予算の配分をされたこと、さらには国民健康保険料をはじめとするすべての公共料金を据え置く決断をされ、実践されたことを高く評価するものであります。

次に、南千里丘周辺整備についてであります。本年3月にまちびらきが行われ、阪急電鉄摂津市駅が開業するとともに、駅前広場の供用が開始されました。本市にとって新しい顔、新しいまちの誕生であり、大変喜ばしい限りであります。このことは、関係各位の皆様の長年にわたるご努力、ご協力のたまものであり、7月に開設されましたコミュニティプラザ、保健センターともども、市民が集い憩える空間として末永く親しまれることを期待するところであります。

また、吹田操車場の跡地活用につきましては、現在、吹田操車場跡地まちづくり全

体構想に基づき、鋭意事業が進められております。今後、本市が目指す良好で秩序ある都市型居住空間、防災機能を備えた公園整備、また市民が憩える緑あふれる空間の創出を実現できるよう、大阪府、吹田市をはじめ、関係諸機関と慎重に協議を行いながら事業進捗を進められるようお願いをしておきます。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みといたしましては、女性大学の基礎コースに加え、平成21年度には専科コースを開設し、市の審議会等へ参画できる人材の育成に努められたことを評価するものであります。

高齢者施策につきましては、紙おむつ券の給付制度を実態に応じて見直し、制度を拡充されたことを、ただいま共産党議員団の反対討論においても評価すると言われておりますので、高く評価するものであります。

障害者施策につきましては、移動支援制度において、施設入居者に対する自宅への帰省に係る支援を拡充されたこと、精神障害者相談支援事業を設置し、よりきめ細かな相談支援を実施されたこと、小規模通所授産施設に対する運営支援としても、国保連合会請求事務に対する補助制度を創設されたことなどを評価するものであります。

次に、次代を担う子どもたちを産み育てやすい、そして、子どもたちが生き生きと輝く環境づくりのため、妊婦健康診査に係る公費負担回数を5回から14回まで拡充し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図られました。また、乳幼児医療費の助成について、中学校卒業までの入院医療費について、食事代も含め、助成制度を拡充されました。さらに、ファミリーサポートセンター事業において、ひとり親家

族の子どもが利用する場合、利用料の半額補助を制度化されました。これら子育て支援施策を拡充されたことを高く評価するものであります。

昨年の春に流行しました新型インフルエンザについてであります。本市におきましては、あらかじめ関係機関と緊密な連携に努め、緊急体制の整備、事前対策を滞りなく進められたことを評価するとともに、大過なく収束を迎えることができたことは幸いでありました。しかしながら、新たな危機はいつやってくるかわかりません。常日ごろから危機管理意識と対策に努められ、行政機能を麻痺させることなく、しっかりと市民への対応ができる体制を充実させるよう望むものであります。

次に、教育についてであります。子どもたちが成長していく過程においては、知・徳・体の三つの力をバランスよくはぐくんでいくことが将来の社会生活にとって非常に重要であると言われております。しかし、昨今、いじめや不登校ということから、重大な結末に至った事案が多く報告され、人としての教育、生き方、人を思いやる心ということの大切さを改めて感じずにはられません。このような中、本市におきましては、不登校児童・生徒及び学校に対する支援を充実させるため、家庭児童相談員を増員され、さらにきめ細かな対応に努められ、小学校1年生等学級補助員を全小学校の1年生の全学級に配置し、学校生活になじめない児童に対し、きめ細かな指導を行い、学校での学習生活をサポートしていることを高く評価するものであります。さらに学習サポーターを増員し、放課後子ども教室と連携を図るとともに、放課後学習教室を全小学校で開設し、児童・生徒の自学・自習力の向上に取り組まれていること

を評価するものであります。

学校施設の改善につきましては、全中学校の普通教室にエアコンを導入され、学習環境の改善を図られたことを、またこれも高く評価いたします。

耐震化に向けた取り組みについては、幼稚園、小・中学校の耐震2次診断の結果を受け、安全・安心な学校の実現に向け、着実に進めていただくよう要望しておきます。

生涯学習施設につきましては、別府、千里丘及び味生公民館の2階にトイレを設置され、高齢者や体の不自由な方にも公民館まつりなど多彩な行事、講座に安心して参加していただける環境を整備されたことを評価するものであります。

次に、中小零細企業対策についてであります。中小企業事業資金融資制度において、平成21年度の融資においては、融資期間を4年から5年に延長するとともに、融資期間中の利息を全額助成し、小規模事業所の経営を支援されたことを高く評価いたします。

地域就労支援施策につきましては、就労が困難な方を対象に、直接就労に結びつきやすい講座を厳選して開催し、雇用不安、失業対策としても重点的に取り組まれたことを評価するとともに、今後とも有効な就労支援施策の推進に積極的に取り組まれるよう要望しておきたいと思っております。

交通安全推進事業につきましては、JR千里丘駅及び阪急正雀駅周辺における放置自転車の撤去を新たに毎月1回土曜日にも実施され、歩行者の安全を図られたことを評価するものであります。

さらに、道路整備についてであります。千里丘三島線等の道路改良については、早期の事業着手に向け、着々と準備を進められ、また、阪急摂津市駅の歩行者の動線確

保のため、第一中学校横の千里丘南千里丘線歩道の拡幅を実施し、歩行者等の安全確保を図られたことを評価するものであります。しかしながら、これら新たな整備事業の推進も重要であると思っておりますが、市民が日常的に通行する生活道路についても、築造後数十年が経過し、相当傷みが激しい場所が多く見られます。市民生活の安全を確保するという観点から、危険箇所から早急に改修工事をされるよう要望するものであります。

国民健康保険特別会計では、先にも述べましたが、市民生活に配慮し、保険料を据え置かれたことを評価するものであります。しかし、収支を見ますと、単年度では約3億9,300万円の黒字となっておりますが、累計ではいまだ約3億9,100万円の赤字であり、引き続き赤字解消に努める必要があります。先行き不透明な経済状況、高齢化に伴う医療費の増加など、国民健康保険を取り巻く環境は非常に厳しい中、国保財政の健全化に向けて引き続き努力されることを期待するものであります。

介護保険特別会計では、余剰金の基金の活用等により、基準額を3年間据え置く決定をされたこと、介護給付サービスの提供体制の確保、地域支援事業の推進、そして介護予防に継続的に努められてきたことを評価するものであります。今後、団塊の世代の方々の高齢化が進行していく中、介護保険特別会計の健全化に向けた一層の取り組みを期待するものであります。

公共下水道事業特別会計では、厳しい社会状況の中、経営健全化計画に基づき、人件費の削減、建設費の抑制等、経営基盤の強化に向けた取り組みを展開されたことは評価いたします。しかしながら、平成21年度決算では、使用水量の大幅な減少によ

り、単年度収支は約7,500万円の赤字となり、累計赤字も増加いたしております。今後とも継続して下水道接続等の向上に努め、企業として自立できる経営基盤の確立に向けた取り組みを期待するものであります。

これまで平成21年度各決算について述べてまいりましたが、今後ますます厳しさを増すであろう経済情勢の中、さらなる経費節減はもとより、財政調整基金をはじめとする主要基金を枯渇させることなく、少数精鋭による効率的な行財政運営の体制を確立されることを念願いたしまして、平成21年度決算の賛成討論といたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

認定第1号、認定第3号、認定第6号、認定第8号及び認定第9号を一括採決します。

本5件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本5件は認定されました。

認定第2号、認定第4号、認定第5号、及び認定第7号を一括採決します。

本4件について、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本4件は認定されました。

日程4、議案第58号を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総合計画基本構想審査特別委員長。

(三好義治総合計画基本構想審査特別委員長 登壇)

○三好義治総合計画基本構想審査特別委員長

ただいまから、総合計画基本構想審査特別委員会の審査報告を行います。

9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第58号、摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件について、9月30日、10月12日、11月8日及び11月15日の4日間にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○藤浦雅彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 それでは、日本共産党市会議員団を代表いたしまして、議案第58号、第4次摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件に対する反対討論を行います。

今回は15年ぶりの改定ではありますが、基本構想序論の計画策定の背景となる時代潮流の項で述べているように、景気や雇用情勢の先行きは不透明、深刻化している雇用不安の解消や格差対策が求められていることや、少子・高齢化、環境共生、安全・安心、情報通信技術の発展、グローバル化、地方分権など、取り巻く状況は大きく変化を遂げています。特に、地方分権の問題では、国民の期待を大きく裏切り、迷走している民主党政権のもとで、今日の各分野を深刻な事態に追いやり、地方の疲弊をもたらしている構造改革路線に根本的な反省も

せずに、国の責任放棄、市町村への責任転嫁、公的事務の民営化路線を推し進めようとしています。これに自治体として追随するのではなく、基礎的自治体としての団体自治、同じく住民自治を貫くことを最初に申し上げ、以下個別問題について意見を述べます。

第1に、今年度から5年の期間で推し進めようとしている第4次行財政改革実施計画で、市民にとって一層使い勝手の悪い方向をつくってしまったのは、10年後、住みやすいまちづくりはできないという点です。以前にも指摘しておりますが、「協働」というキーワードでこれから摂津市の将来を市民とともに作り出していこうという方向で議論しているのに、この第4次行革実施計画に対するパブリックコメントにおいて、まともに市民の皆さんからご意見を聞こうとする視点に立っていない経過、まちづくり市民会議や総合計画審議会にもきちんと報告をし、意見を聞くこともしなかったことは、最初から協働に対する本市の姿勢に疑問を感じます。ましてや、行政側は内部の改革だからという認識かもしれませんが、第4次行革の内容は、この間の行政のよい変化さえも台なしにし、新たな市民負担を増やし、市民サービスを切り捨てることとなります。本来の行革は、市民にとって使い勝手のよい方向に改善することであり、市民の暮らしを守るために行うもので、しっかり本市として役割を果たすべきではないでしょうか。改めて第4次行財政改革は白紙に戻し、市民的議論を行うことを求めます。

第2に、今回の策定過程と協働という問題についてです。まず、策定過程における市民参加の問題です。今回は、ご承知のように、前回とは違って5,000人に対す

る基本的な市民意識調査をはじめ、転入・転出者3,400人に対する調査、中学2年生に対するアンケートなどを実施され、市民22名によるまちづくり市民会議での作業など、策定過程における市民参加という点では一定改善されたところでもあります。アンケートなどの結果やまちづくり市民会議でのご意見や摂津市の将来に向けた市民の思いをすべて受けとめ、実施に向けて最大の努力を行うべきです。また、この間、かかわった方々からの意見として、「小さいまちだからこそそのよさ、特性を生かして、市民だれもが住みやすいまちづくりの方向性を追求することが大事であり、そのためのシステム体制をきちんととるべきだ」、「庁内で検討されて構想や計画の中身が出されてきたが、各課の受けとめ方に大きなアンバランスを感じた」などが寄せられたことを申し上げておきます。

協働の問題では、委員会でもさまざまな角度から議論が交わされました。これからきちんとその体制や具体的な作業から発展方向が見出されてくるかと思いますが、本来、行政が責任持って実行すべき分野を行政が決めた範囲の中で市民と事業所に補完してもらおうんだということにならないように、常に検証し、確認することが重要です。その上で、以前から提案している小学校区ごとのまちづくり委員会的な体制についても再度検討されるよう求めます。

第3に、基本構想と一体のものである基本計画の記述にかかわって修正を求めたい点についてです。

一つは、基本構想第3章第4節の「暮らしにやさしく笑顔があふれるまち」の中で、政策、「誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします」に関連して、施策、「自立に向けて生活困窮世帯を支援

するまちにします」という記述についてです。今、雇用不安が拡大する中で、生活支援課において、本市だけではないと感じていますが、自立支援ということで就労が強要される事態があります。障害者自立支援法において、「自立」という名で自己負担を押しつけ、逆に自立できなくしている事態にもあるように、わざわざ施策の名称に「自立」を使うことは、こうした自己責任論を押しつける実態を容認する立場に立つことになるおそれがあります。この「自立に向けて」という記述はやめるべきです。

第3の2として、基本構想第3章第3節「みどりうるおう環境を大切にすまち」の中で、政策、「地球にやさしく美しい住みよいまちにします」に関連して、施策、「環境への負荷が少ないまちにします」の五つの指標のうち、大気汚染常時監視測定局における二酸化窒素濃度についてです。現状値0.053ppmを10年後には0.04から0.06と目標値を設定していますが、あまりにも安易に設定し過ぎであり、修正を求めます。

第3の3として、第6節「活力ある産業のまち」の中で、政策、「産業を支え、活力のあるまちにします」に関して、施策、「商工業が発展するまちにします」の四つの指標についてです。6月に参考資料として配布された時点では、10年後の目標値は、それぞれ事業所数は3,000事業所であったものが今回4,100に、従業員数も4万人であったものが今回5万人に変更されていますが、今後の人口減少の予想を含め、10年前に比べ事業所が18%も減少してきた事実を検証するならば、違った目標の立て方にならざるを得ないのではないのでしょうか。

第4に、今日の地方自治体を取り巻く状

況と自治体の役割についてです。地方自治体を取り巻く状況については、最初に申し上げましたが、今、民主党政権が進めているのは、地方向け補助金の一括交付金化と福祉分野を含めた国の最低基準の緩和、撤廃であります。補助金総額21兆円のうち、社会保障費が14.8兆円、教育関係費が2.3兆円で、8割以上も占めています。9割が法律で負担が義務づけられたものがあります。ですから、全国知事会が、かつての三位一体の二の舞になることを強く懸念していると表明していますが、当然です。地方自治体として今日大事なことは、こうした国の地方分権の流れにくみせず、国に対して住民福祉の機関としての地方自治体の機能と役割を取り戻す立場で発言するとともに、みずからそのことを実践することではないでしょうか。

また、公務の市場化がどんどん進んでいますが、市職員みずからが集団としてみずからの公務、公共サービスを見詰め直す学習や運動を市民とともに推進する中で、全体の奉仕者としての姿を追求されることを求め、反対討論といたします。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、議案第58号、摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件について、公明党議員団を代表して、賛成の立場から討論を行います。

世界を震撼させたリーマンショックから約2年が経過し、今年度の景気は緩やかに回復していくとの楽観的な当初予測から大きく外れ、デフレに追い打ちをかける急激な円高などにより、日本の経済はいまだに危機的かつ先行き不透明な状況であり、国民の間には、この国は一体どうなっていくのかという不安感が大きく広がっておりま

す。このような状況下において、何としても景気後退を防ぎ、国民生活を守ることを第一義として、新たな経済成長に即応した仕事をつくる政策と、超高齢化社会、低炭素化社会を視野に入れた21世紀型の経済と生活成長を実現する政策を迅速につくり上げなければなりません。また、人口減少や少子・高齢化の進行による人口構造の変化は、今後の社会全体に大きな影響を与えることが懸念され、将来を見据えることが非常に難しい時代となってきたことは本市も同様ではないでしょうか。さらに、社会経済情勢や価値観の変化に伴い、市民が公共サービスに求めるものも多様化、高度化していますが、行政のみがこれに対応していくことには、質的にも量的にも限界があるのではないのでしょうか。

その一方で、地方自治体はみずから政策を立案し、地域の特性を生かした自律性の高いまちづくりを進めていくことが求められています。また、近年、物質的な豊かさよりも、個性や多様性、心の豊かさを求める価値観が広がり、みずから暮らす地域のために活動することに生きがいを見出す人々が増えていることを受け、国においても企業やNPOなど多様な団体が協働して地域課題の解決や地域にふさわしい総合的なサービス提供を担う新しい公共空間の形成という新しい方向性が打ち出されています。

このような中で策定される第4次摂津市総合計画基本構想では、協働のまちづくりを進める指針として、目指す将来像を「みんなが育むつながりのまち摂津」とし、目指す将来像を実現するために、四つの基本姿勢での取り組みと七つの目標を設定されています。本総合計画の策定に当たっては、早い段階から市民意識調査、転入・転出者

へのアンケート、まちづくりについての意見募集、市民活動団体に対するインタビューやアンケートなど、さまざまな手法で市民ニーズの把握に努められ、市民参画の機会を数多く設けられました。とりわけ、今回初めて公募市民だけで構成するまちづくり市民会議を設置され、目指す将来像をはじめ、政策、計画の推進、役割、進行管理など、さまざまな提言内容を計画に取り入れられたことは高く評価いたします。今後、計画を推進していく際には、市民、事業者、行政が担う役割を理解するとともに、相互連携の円滑を図る必要があります。そのためにも早急に協働のルールづくり、職員育成の取り組み、協働の実践の積み重ねと着実な計画の推進と進行管理を行い、10年後には「つながりのまち」と誇れる摂津市を築いていただくよう強く要望いたします。

計画期間については、第3次総合計画での15年を本総合計画では10年とし、計画中間年で前期の活動状況や達成度の評価を行い、近年の社会経済状況の変化などに的確に対応することとされています。また、各施策においても評価指標を設定し、数値による達成度の把握を行うという新たな取り組みもされています。また、各施策については、第3次の総合計画期間において、どれだけのことに取り組んだかを担当課が振り返り、行政評価システムの施策評価や市民意識の調査結果、社会経済状況の変化などを踏まえた上で総括をされ、本市の置かれている現状と課題を整理し、本総合計画期間では重点的に取り組んでいく政策を明らかにされています。限られた財源の中で何を優先すべきか、緊急に取り組むべきことは何かを総合計画審議会での10回にわたる審議と職員総がかりで選択されたとのことでもあります。地域の連帯感や人と人

とのつながりが希薄化しつつある中、私たちのまち摂津市を市民、事業者、行政など、摂津市にかかわるみんなの力によって、元気でほっとする温かいまちにはぐくんでいくという思いが込められていると思います。また、みんなが主体性を持って互いの特性を尊重しながら、共通の目標を達成するために、対等な立場で連携・協力すると明記されており、協働を計画の柱とされたことは、市政運営において大きな転換であり、住民の創意工夫と意欲を生かした効果的かつ継続的な施策展開など、目指す将来像が実現するよう期待するものであります。

財政状況につきましては、今後の社会保障関係費の増加、経済状況に大きく左右される法人市民税の減収など、今後も厳しい状況が続くと予想されています。計画を実効性のあるものとするためには、引き続き行財政改革にしっかりと取り組んでいくことと、単年度の予算編成においても、進捗状況と社会動向の的確な把握と対応が不可欠であります。

行財政改革は、最小の経費で市民満足度を高めることが目的の一つであり、さまざまな施策の展開に大きくかかわるものであります。本総合計画のまちづくりの目標の一つに、計画を実現する行政経営とありますが、まず初めに市役所の内なる改革に取り組み、さまざまな知恵と工夫で予測困難な時代を乗り切っていただくことを切に願います。とりわけ市役所のサービスの質は人材の質によると言っても過言ではなく、人材の育成についてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。市長が提唱しておられます人間基礎教育を礎に、より一層向上されるよう期待いたします。

本総合計画での10年は、思いのほか短いものであります。まちを育てるという新

たな発想により、本市の予算にあらゆる角度から目を向け、人材や施設、自然などの地域資源の発掘と活用に取り組み、本市の魅力向上につなげていただきたいと思います。

総合計画は、都市基盤、福祉、教育、産業、環境、文化、スポーツなど、市民生活のあらゆる分野にまたがる最も上位に位置付けられる計画です。多くの人たちのさまざまな思いや願いに対し、早期に応えられるよう、行政におかれては、市長を先頭に職員一丸となって、将来人口見込みの8万人を超えられるよう、着実に取り組みを進めていただき、あらゆる分野で思いやりの心と夢、希望、そして未来への発展性を体感できる魅力ある人間都市、また、一人ひとりを大切にする人道の先進市として、「みんなが育むつながりのまち摂津」との総合計画基本構想に基づいた新たなふるさと摂津の構築実現を心から念願し、賛成討論といたします。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員。

(嶋野浩一郎議員 登壇)

○嶋野浩一郎議員 それでは、高志会を代表いたしまして、議案第58号について、賛成の立場から討論を行います。

平成23年度を初年度とする第4次の総合計画におきまして、まちづくりを進める上でのテーマの一つに「協働」が掲げられております。本市が目指す協働とは、市民、事業所と行政が対等の立場で共通の目標に向かって連携し、協力することとされております。確かに今までまちづくりは行政が行うものという意識を多くの方が抱いてこられたことは否定し得ない事実だと思えます。その結果、一部ではございますが、お任せ民主主義とやゆされるような状況を生んできたことも、またこれは否定し得な

い事実だと思われます。このような状況を脱するためには、まちのことを主体的に考え、そして実際に参画していくことが重要であり、効果的だと思います。また、今までにないほど高齢化率は高まり、低炭素化社会の実現など、環境との共生は不可欠なものとなっております。市民、事業所、行政が今までとは違った発想・視点を持ち、ともに連携し協力していくことは的を射たものであり、大いに期待が持てるものだと思います。

それでは、この基本構想に書かれております具体的な政策を見てまいりますと、第1節「市民が元気に活動するまち」では、市民活動の支援の充実がうたわれております。協働を進めていく上では、市民活動の支援は不可欠な取り組みであります。ただ、その活動のフィールドを市内に限定することなく、もっと広い視点を持ち、今の私たちがあるのは摂津市から始まったあの活動のおかげだと多くの方に感じていただける、そんな市民団体が生まれ、市民活動が展開されることを大いに期待しております。

第2節「みんなが安全で快適に暮らせるまち」では、市民が安心して暮らせるために住宅の耐震化やバリアフリー化、また、建築物の不燃化を促進していく方向性が特別委員会を通じて示されました。また、水道事業におかれましては、地震などへの対策として送配水管の耐震化に取り組んでいただく方向性が示されました。行政の根本とでも言うべき水道事業の重要性をいま一度ご認識いただき、どのような状況でも安心して口にするのできる水道水を安定して供給することについて、より一層ご努力をしていただきますよう要望いたします。

公共下水道では、昨今頻発する傾向にあるゲリラ豪雨に対応するために、雨水施設

のさらなる充実をお願いいたします。より快適なまちをつくるという視点では、市民の美化意識や防犯意識をいかに高め、実際にさまざまな取り組みに積極的に参加していくのが大きなポイントであると思えます。市民意識の啓発に今まで以上に取り組んでいただきますことを要望いたします。

救急救助施策については、救急安心センターおおさかの開設は大きな意義があると思えます。さらに、関係機関との連携を密にさせていただき、救命率の向上に努めていただきたいと思います。

第3節「みどりうるおう環境を大切にするまち」では、低炭素化社会の実現のため、市民、事業所の省エネルギー意識や環境保全の意識の醸成や、実際に行動していただくための取り組みが必要であると思えます。今までの取り組みを検証していただき、今後の効果的な取り組みを構築していただきたいと思います。また、これらの取り組みを促進するため、行政が率先して具体的に取り組んでいく方向性を示されたことは、大いに評価できると思えます。

第4節「暮らしにやさしく笑顔があふれるまち」では、平和意識の高揚は大変に重要なテーマであると思えます。混沌とした国際情勢である今だからこそ、我が国の果たすべき役割は大変に大きいと思えます。今後の意識向上に向けた具体的な取り組みに期待しております。

また、一人ひとりがみずからの居場所を持ち、それぞれに与えられた社会的な役割を全うし、それが正當に評価されることで、だれもが生き生きと暮らし、さらにさまざまな取り組みへの参加意識が高まるものと思えます。今後の意識向上に向けての取り組み、また環境の整備に期待しております。

第5節では、生涯現役を目指した取り組みに期待しております。また、子どもに関する政策では、子どもの成長を縦断的にとらえた取り組みをしていただく方向性が示されたことを大いに評価いたします。幼・保・小・中の連携とともに、家庭がいかにあるべきかという視点を行政としても整理をしていただき、各家庭に効果的にその思いを届けていただき、全体で子どもたちと向き合っていくまちをつくっていただくための取り組みを期待しております。

また、市民が元気に活動するという視点では、スポーツ・文化の振興は大きな意義があると思われれます。摂津市の歴史・文化をいま一度掘り起こし、後世に語り継いでいただくことが重要だと思います。併せて、スポーツにも気軽に携われるような環境の整備に向けてご努力していただくことをお願いいたします。

第6節では、本市には約15平方キロメートルの市域に4,000を超える事業所が立地し、そのほとんどが中小零細企業であります。昨今の長引く不況を受けて、本市の事業所も大変に厳しい状況にあることは否めません。このような状況であるからこそ、行政が産業振興という視点でなすべきことが何であるのかを整理し、各種団体と連携して効果的な取り組みを展開していただくことを期待しております。

第7節では、今まで蓄積してこられたさまざまなノウハウを全体で共有していただくとともに、地域主権を踏まえた経営感覚を養っていただくことが重要であります。そのための職員研修や環境整備をしていただき、併せて、この職場で働くことを誇りに感じられることを目標の一つに掲げ、ご努力していただくことを期待しております。

今回の総合計画は、計画期間が10年と

今までになく短期間の計画であります。これは、社会の変化が大変に早くなっており、10年後でさえも予想することが難しいということを勘案したものだと思います。それを否定はいたしません。ただ、もっと長期的なビジョンが必要であることも事実であります。長いスパンでまちのあり方を考え、その中でこの10年をどう位置付けて具体的に何に取り組むのかが問われていると思います。第4次の総合計画に沿って行っていただいた取り組みが今の摂津市をつくり出したのだと後人が感じられることを願い、この基本構想に基づいた取り組みがなされていくことを期待し、賛成討論いたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議案第58号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議案第71号など33件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第71号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容としましては、歳入につきましては、市たばこ税の増額のほか、国民健康保険基盤安定制度に係る国庫・府負担金や耐震改修補助制度に係る国庫補助金などとなっております。

歳出につきましては、耐震改修補助金の

ほか、駐車場用地に係る測量、鑑定経費など、一部緊急を要する事業についての追加補正となっております。

まず、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15億3,055万円を追加し、その総額を334億2,717万1,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

歳入につきましては、款1、市税、項4、市たばこ税は、14億3,000万円の増額を計上いたしております。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金164万1,000円の増額は、国民健康保険基盤安定負担金の増額を計上いたしております。

項2、国庫補助金90万円の減額は、耐震改修補助金の増額を計上いたしております。

款15、府支出金、項1、府負担金2,038万円の増額は、国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増額を計上いたしております。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金5万6,000円の増額は、介護保険特別会計繰入金の増額を計上いたしております。

項2、基金繰入金5,827万3,000円の増額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金の増額を計上いたしております。

款20、市債、項1、市債1,930万円の増額は、小学校排水設備改修事業債及び中学校排水設備改修事業債を計上いたしております。

続きまして、歳出でございますが、款2、

総務費、項1、総務管理費では、財政調整基金積立金14億3,000万円を計上いたしております。これは、市たばこ税の増額相当分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

款3、民生費、項1、社会福祉費では、国民健康保険特別会計繰入金や後期高齢者医療広域連合に対する過年度精算金など9,761万円を計上いたしております。

款4、衛生費、項1、保健衛生費では、駐車場用地に係る測量及び鑑定に係る経費204万円を計上いたしております。

款7、土木費、項4、都市計画費では、民間建物の耐震改修に対する補助金90万円を計上いたしております。

次に、第2条、債務負担行為の補正につきましては、4ページからの第2表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。これらは、議案第81号から議案第99号までの各施設の指定管理者の指定に係る議案提出に伴い、債務負担行為の追加をいたすものでございます。

市民図書館及び鳥飼図書センター指定管理事業につきましては、新たに指定管理者による管理を行うもので、平成23年度から平成27年度までの5年間、5億円の限度額を設定いたすものでございます。市民図書館及び鳥飼図書センターを除く各施設につきましては、現在、指定管理者による管理を実施いたしておりますが、本年度末に指定期間の満了を迎えるものでございます。そのため、平成23年度から平成25年度の3年間について、おのこの限度額を設定いたすものでございます。

次に、第3条、地方債の補正につきましては、6ページの第3表地方債の補正に記載いたしております。追加分につきましては、小学校排水設備改修及び中学校排水設

備改修に係る新たな起債同意が見込まれる
ものでございます。

以上、平成22年度摂津市一般会計補正
予算（第4号）の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第105号、摂津市税条例の
一部を改正する条例制定の件につきまして、
提案内容をご説明申し上げます。

本件は、既に改正されております地方税
法のうち、平成23年1月1日から施行さ
れる部分について、摂津市税条例の一部を
改正させていただくものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして、
改正内容をご説明いたします。

なお、議案参考資料の39ページからあ
ります新旧対照表も併せてご参照賜りませ
うお願いいたします。

まず最初に、第30条の2、第30条の
3の追加は、個人市民税に係る給与所得者
及び公的年金等受給者の扶養親族の申告に
関する事項を規定するものでございます。

続いて、第62条は、準用、読みかえ規
定の追加に伴う項番号の修正、また、附則
第48条は、先物取引に係る雑所得等の課
税の特例の規定に追加したことによる字句
の修正でございます。

最後に、附則でございますが、第1項、
施行期日につきましては、この条例は平成
23年1月1日から施行するものでござい
ます。

第2項及び第3項につきましては、新条
例第30条の2、第30条の3に規定する
申告書について、平成23年1月1日以後
に提出する分から適用する規定でござい
ます。

第4項につきましては、新条例第30条
の3で規定する申告書を提出する場合、改
正前の所得税法で規定する申告書に係る事

項の規定を適用するものであります。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 水道部長。

（中岡水道部長 登壇）

○中岡水道部長 それでは、まず初めに、議
案第73号、平成22年度摂津市水道事業
会計補正予算（第2号）につきまして、提
案内容のご説明を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算は、水
道部におきまして、かねてより懸案となっ
ておりました水道メーター等止水栓の開閉
栓業務の委託につきまして、水道労働組合
との協議が整いましたので、債務負担行為
の追加補正をお願いするものでございます。

委託の内容といたしましては、通常の開
閉栓業務と給水停止に係る開栓業務につ
きまして、平成23年4月1日から民間委託
を実施するものでございます。

補正予算の内容につきましては、補正予
算書1ページに記載をいたしております。

第2条は、債務負担行為の追加補正を定
めるもので、事項は開閉栓業務委託事業、
期間は平成23年度から平成25年度まで、
限度額の予定額は3か年で3,150万円
でございます。

次に、2ページには、債務負担行為に関
する調書を掲載しておりますので、ご参照
願います。

なお、今回の業務委託による効果額は、
3か年で約1,000万円を見込んでおり
ます。

以上、補正予算の内容の説明とさせてい
ただきます。

続きまして、議案第100号、大阪広域
水道企業団を組織する市町村数の増加及び
これに伴う大阪広域水道企業団規約の変更
に関する協議の件につきまして、その内容

をご説明申し上げます。

本議案は、先の第3回定例会でご可決賜りました大阪広域水道企業団の設置につきまして、大阪府下37市町村で組織する企業団については、平成22年11月2日付で大阪府知事の設立許可はおりておりますが、今回、新たに守口市ほか4市が加入することになり、それに伴う企業団規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村と協議するため、同法290条の規定により提案するものでございます。

なお、議案参考資料1ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

大阪広域水道企業団規約第2条、企業団を組織する地方公共団体の規定に関する別表中、「貝塚市」の次に「、守口市」を、「河内長野市」の次に「、松原市」を、「柏原市」の次に「、羽曳野市」を、「高石市」の次に「、藤井寺市、東大阪市」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、大阪府知事の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 それでは、議案第75号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の主な内容は、歳入におきましては、前期高齢者交付金の確定に伴う国庫負担金の増と保

険基盤安定繰入金の確定に伴う一般会計繰入金が増が主なものでございます。

歳出におきましては、後期高齢者支援金や繰上充用金などの確定に伴うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ813万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を104億1,751万3,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金210万4,000円の増額は、前期高齢者交付金の確定によるものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金9,062万4,000円の増額は、国保財政安定化支援事業繰入金及び保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

款9、諸収入、項1、雑入は、1億86万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございますが、款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等197万3,000円の増額は、本年度の後期高齢者支援金が確定したことによるものでございます。

款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等5万8,000円の減額は、本年度の前期高齢者納付金が確定したことによるものでございます。

款6、介護納付金、項1、介護納付金156万3,000円の減額は、本年度の介

護納付金が確定したことによるものでございます。

款11、繰上充用金、項1、繰上充用金848万4,000円の減額は、平成21年度決算の確定に伴うものでございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第79号、平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の主な内容は、要介護認定申請件数の増加による事務費相当額の増額分及び地域支援事業交付金の過年度精算による返還金を計上いたすものでございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億7,396万2,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6、繰入金、項1、一般会計繰入金289万8,000円の増額は、主治医意見書作成手数料の増額に係る繰入額の増額を計上いたしております。

項2、基金繰入金22万3,000円の増額は、地域支援事業交付金の過年度精算に伴う国庫府費等の返還のための財源の繰入額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、款1、総務費、項3、介護認定審査会費289万8,

000円の増額は、要介護認定申請件数が当初見込みを上回って増加していることにより、主治医意見書作成手数料の増額が必要となったものでございます。

款5、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金16万7,000円の増額は、地域支援事業に係る過年度収入に対して、交付金を法定割合に応じて精算し、国及び府へ返還するものでございます。

項2、繰出金5万6,000円は、同様に地域支援事業に係る市負担分を精算し、一般会計に返還するものでございます。

以上、平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第80号、平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う一般会計繰入金の増によるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,503万3,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3、繰入金、項1、一般会計繰入金20万9,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う一般会計繰入金の増でございます。

次に、歳出でございますが、款2、後期高齢者医療広域連合納付金、項1、後期高齢者医療広域連合納付金で20万9,000円を追加いたしております。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第87号、議案第88号及び議案第90号、議案第91号は、いずれも公の施設の指定管理者の指定を行うものでありますが、議案のご説明に先立ち、総括的に手続き及び議案の内容についてご説明を申し上げます。

本市におきましては、平成18年4月から42の公共施設で指定管理者制度を導入したところでございます。今回、平成22年度末をもって、各指定管理者の指定期間が満了することから、これらの施設につきまして、指定管理者の指定及び新たな指定期間を設定いたしたく、議会の議決を求めらるものでございます。

以下、議案の概要についてご説明を申し上げます。

まず、1として、指定管理者に管理を代行させる公の施設の名称を明記したものでございます。

次に、2として、当該施設の管理を代行させる指定管理者の住所及び名称を明記したものでございます。

次に、3として、当該指定管理者として指定する期間を明記したものでございます。

いずれの施設につきましても、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定を受けようとする者から事業計画書等の提出を受け、提出された書類を慎重に審査し、管理の代行を行わせるにふさわしい者と判断したものでございます。

なお、指定に当たりましては、平成22

年6月29日付でお示しをしております指定管理者制度導入に関する指針（第1次改訂版）に掲げる基本方針に基づき、現在、指定管理者として指定している団体等は、引き続き指定管理者として指定するとともに、その期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上が、指定管理者の指定に関する各議案の共通事項でございます。

それでは、まず、議案第87号、摂津市立児童センター指定管理者指定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、摂津市立児童センターの指定管理者として、社会福祉法人摂津市社会福祉事業団を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第87号、摂津市立児童センター指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第88号、摂津市立障害児童センター指定管理者指定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、摂津市立障害児童センターの指定管理者として、社会福祉法人摂津市社会福祉事業団を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第88号、摂津市立障害児童

センター指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第90号、摂津市立ふれあいの里指定管理者指定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、摂津市立ふれあいの里の指定管理者として、社会福祉法人摂津市社会福祉事業団を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第90号、摂津市立ふれあいの里指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第91号、摂津市立みきの路指定管理者指定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、摂津市立みきの路の指定管理者として、社会福祉法人宥和会を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第91号、摂津市立みきの路指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 議案第77号、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容といたしましては、市債の増額に伴う予算の組みかえであり、既定による歳入歳出予算総額の変更はございません。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5、諸収入、項2、雑入で7,100万円を減額いたしております。これは、資本費平準化債の増額に伴うものでございます。

款6、市債、項1、市債で7,100万円を増額いたしております。これは、本市の厳しい財政状況を考慮し、資本費平準化債を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、款2、公債費、項1、公債費は、歳入の補正に伴い、元金の財源内訳を変更するものでございます。

第2条、既定による地方債の変更は、限度額を増額するもので、第2表地方債の補正に記載のとおりでございます。

以上、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第94号、摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件につきまして、土木下水道部にかかわります内容をご説明申し上げます。

本件は、摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場、摂津市立摂津駅前自動車駐車場、摂津市立南摂津駅前第1自動車駐車場、同じく第2自動車駐車場の4施設の指定管理者として、摂津都市開発株式会社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者

の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第94号、摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第95号、摂津市立自転車駐車場指定管理者指定の件につきまして、その提案内容をご説明申し上げます。

本件は、摂津市立摂津駅前自転車駐車場、摂津市立南摂津駅前第1自転車駐車場、南摂津駅前第2自転車駐車場、南摂津駅前第3自転車駐車場、摂津市立摂津市駅前第1自転車駐車場及び南千里丘の開発に伴い、その一部に新設いたします摂津市立摂津市駅前第2自転車駐車場を合わせた6施設の指定管理者として、摂津都市開発株式会社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

また、摂津市立千里丘東自転車駐車場、摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場の2施設の指定管理者として、社団法人摂津市シルバー人材センターを指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第95号、摂津市立自転車駐

車場指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第108号、摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その提案内容をご説明申し上げます。

本件は、新設されます摂津市駅前第2自転車駐車場を追加するとともに、摂津駅前自転車駐車場及び南摂津駅前第2自転車駐車場の供用時間の拡大などを行うに当たりまして、本条例の改正をいたすものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の48ページから51ページを併せてご参照願います。

改正の内容でございますが、第1条、設置の表の中に、名称としまして「摂津市立摂津市駅前第2自転車駐車場」を、位置としまして「摂津市南千里丘6番37号」を、駐車できる車両の種類としまして「自転車」を追加記載するものでございます。また、第11条、供用時間及び休場日の表の中の供用時間としまして「午前6時30分から午後10時30分まで」を「午前5時30分から翌日午前0時30分まで」に改め、同表中の名称としまして「摂津市立摂津市駅前第2自転車駐車場」を、供用時間としまして「午前4時30分から翌日午前1時まで」を、そして休場日を追加記載するものでございます。

第13条第3号中「原動機付自転車」の次に「(以下「自転車等」という。)」を加え、第17条中「自転車又は原動機付自転車」を「自転車等」に改め、文言の整理を行うものでございます。

第18条を第19条とし、第17条の次に第18条として無断使用に対する措置の条文を加えるものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日は、平成23年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第108号、摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第109号、摂津市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その提案内容をご説明申し上げます。

本件は、自転車等の放置に対する措置を講じることができる場所を追加するため、本条例の改正をいたすものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の52ページ、53ページを併せてご参照願います。

改正の内容でございますが、第1条中「駅周辺道路等」を「駅周辺の公共の場所」に、「災害時」を「、災害時」に改めるものでございます。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に第2号として「公共の場所」を加えるものでございます。

第9条第1項中「駅周辺道路等」を「駅周辺の公共の場所」に改め、第17条中「市長が」を「規則で」に改め、文言の整理を行うものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日は、平成23年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第109号、摂津市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

（宮部生涯学習部長 登壇）

○宮部生涯学習部長 議案第81号、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センターの

指定管理者指定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センターにつきましては、施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、先の第3回定例会におきまして条例を改正させていただいたところでございますが、今般、指定管理者となる団体を選定いたしましたので、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センターの指定管理者を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成23年度から導入いたします両施設への指定管理者の指定につきましては、平成22年6月29日付でお示ししております指定管理者制度導入に関する指針（第1次改訂版）に掲げる基本方針に基づき、選定方法は公募とし、応募のございました4団体から事業計画書等の提出を受け、提出された書類及び応募団体によるプレゼンテーションによって、摂津市指定管理者選定委員会において慎重に審査し、そのうちの1団体について、管理の代行を行わせるにふさわしい者と判断したものでございます。

以下、議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、1として、管理を行わせる施設の名称は、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センターでございます。

次に、2として、当該施設の管理を代行させる指定管理者の住所は、東京都文京区大塚3丁目4番7号、名称は、株式会社図書館流通センターでございます。

次に、3として、当該指定管理者として指定する期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第81号の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第82号から議案第86号まででございますが、これらは、いずれも公の施設の指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容をご説明申し上げます。

まず、議案第82号、摂津市青少年運動広場指定管理者指定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、摂津市青少年運動広場の指定管理者として、財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第82号、摂津市青少年運動広場指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第83号、摂津市立体育館指定管理者指定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、摂津市立の正雀、味生、鳥飼の3体育館の指定管理者として、財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第83号、摂津市立体育館指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第84号、摂津市立テ

ニスコート指定管理者指定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、摂津市立テニスコートの指定管理者として、財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第84号、摂津市立テニスコート指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第85号、摂津市立温水プール指定管理者指定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、摂津市立温水プールの指定管理者として、特定非営利活動法人摂津市水泳連盟を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第85号、摂津市立温水プール指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第86号、摂津市スポーツ広場指定管理者指定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、摂津市スポーツ広場の指定管理者として、財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第86号、摂津市スポーツ広場指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第101号、摂津市文化財保護条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため、欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上・発展の基礎をなすものであって、文化財の所有者及びその関係者は、貴重な国民的財産であることを自覚し、その適切な保存活用に努めなければならないとされております。近年、文化財に対する関心の高まりとともに、身近な地域の文化財は地域で守るとの機運の高揚から、多くの市町村で文化財保護条例が制定されており、本市におきましても、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上及び発展に資するため、市内に所在する文化財のうち、国または府から指定を受けた文化財以外の文化財で本市にとって重要なものについて、その保存及び活用のための必要な措置を講じることは必要不可欠であると考えております。

このような観点に立って、今年5月から8月にかけて、学識経験者で構成されます摂津市文化財保護審議会におきまして、本市における文化財保護条例のあり方について、審議・検討をお願いし、その答申の趣旨を十分尊重し、また、6月1日から6月15日までの間、パブリックコメントを実施し、関係機関とも協議した上、提案させていただきますものでございます。

なお、参考資料として、議案参考資料（条例関係）の1ページから5ページに、

摂津市文化財保護条例施行規則（案）をご提示いたしております。ご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、摂津市文化財保護条例を条文に沿ってご説明させていただきます。

この条例は、第1章総則から第9章罰則まで55の条文で構成されております。

第1章は、総則規定でございます。

第1条は、この条例の設置目的を定めております。

第2条は、用語の規定で、この条例において使用される文化財について定義しております。

第3条は、文化財の保存及び活用に関する市の責務について、第4条は、この条例の目的を達成するために、市民、所有者等が努める役割について、第5条は、文化財所有者の財産権の尊重と他の公益との調整について定めております。

第2章は、市指定有形文化財に関する規定でございます。

第6条は、市指定有形文化財の指定に関する規定で、指定するときは、あらかじめ所有者等の同意を得ることで、摂津市文化財保護審議会へ諮問しなければならないことを定めております。

第7条は、その指定の解除について定めております。

第8条は、文化財所有者の管理義務について、第9条は、文化財所有者は、自己にかわり管理責任者を選任できることなどについて、第10条は、所有者の変更等の届出義務について、第11条は、滅失、損傷等の届出義務について、第12条は、文化財の所在変更の届出義務について定めております。

第13条は、文化財の修理は所有者が行うものとし、修理する場合の届出義務など

を定めております。

第14条は、所有者が行う管理または修理に対する市の補助等について、第15条は、不正受給等による補助金の返還金等について、第16条は、教育委員会は、所有者等の管理または修理に関して必要な措置を要請することができること、第17条は、現状変更等の制限について定めております。

第18条から第22条は、市指定有形文化財の公開に関する規定で、第18条は、文化財の公開は原則所有者が行うこと、第19条は、教育委員会による公開を、第20条は、教育委員会の要請による所有者の公開を、第21条は、所有者以外の者が主催し公開する場合の手続きについて、第22条は、教育委員会の要請による公開に起因して、損失した場合の損失補償について定めております。

第23条は、現状または管理等の報告義務について、第24条は、所有者に変更があったときは、変更前の所有者の権利義務を承継することを定めております。

第3章は、市指定無形文化財に関する規定でございます。

第25条は、市指定無形文化財の指定及び保持者等の認定の手続きについて、第26条は、指定の解除及び保持者等の認定の解除について、第27条は、保持者等の氏名変更等の届出義務について定めております。

第28条は、市指定無形文化財保存のための措置及び保存に要する市の補助等について、第29条は、教育委員会による保存に関する助言または要請について、第30条は、公開手続きを示したもので、公開等に対する必要な指示等を定めております。

第4章は、市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財に関する規定ござい

ます。

第31条は、市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財の指定、第32条は、解除に関する規定で、指定の方法や指定解除については、市指定有形文化財、市指定無形文化財の規定を準用することを定めております。

第33条は、市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出義務について、第34条は、市指定有形民俗文化財は、市指定有形文化財に関する管理義務等の規定を準用することを定めております。

第35条は、市指定無形民俗文化財の保存のための措置、保存に要する市の補助等について、第36条は、市指定無形民俗文化財の保存に関する助言または要請について、第37条は、市指定無形民俗文化財の記録の公開について、第38条は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録作成等について定めております。

第5章は、市指定史跡名勝天然記念物に関する規定でございます。

第39条は、市指定史跡名勝天然記念物の指定、第40条は、解除に関する規定で、指定の方法や指定解除については、市指定有形文化財に規定を準用することを定めております。

第41条は、所有者による管理や復旧、管理責任者の選任について、第42条は、土地の所在等の異動時の届出義務について、第43条は、現状変更等の制限について、第44条は、所有者の管理義務等については、市指定有形文化財の規定を準用することを定めております。

第6章は、埋蔵文化財に関する規定でございます。

第45条は、埋蔵文化財に関する教育委員会の責務や、何人も、埋蔵文化財を発見

したときは、包蔵地の保存や発掘調査等に協力するよう努めることなどを定めております。

第7章は、摂津市文化財保護審議会に関する規定でございます。

第46条は、文化財保護審議会の設置について、第47条から第50条は、審議会の組織や委員の任期、会議の運営等について定めております。

第8章の雑則については、第51条は、文化財に対する標識等の設置、第52条は、この条例の施行に関し、必要な事項は摂津市教育委員会規則で定めることを規定しております。

第9章は、文化財保護のための罰則規定でございます。

第53条は、市指定有形文化財または市指定史跡名勝天然記念物を損壊等した者に対する罰金または科料の規定を、第54条は、無届けの現状変更、停止命令に従わなかった者に対する罰金または科料規定を、第55条は、法人の代表者もしくは使用人等が前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、法人等にも適用する罰則規定を定めております。

附則といたしまして、施行期日を平成23年1月1日と定めております。

続きまして、議案参考資料（条例関係）の6ページの新旧対照表をご参照ください。

今般、摂津市文化財保護審議会を本条例に規定することにより、これまで摂津市文化財保護審議会が規定されておりました摂津市附属機関に関する条例の別表第2条関係から摂津市文化財保護審議会の項を削り、一部改正するものでございます。

以上、議案第101号の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第106号、摂津市立スポー

ツセンター条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の45ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

平成20年5月に開設いたしました摂津市立味舌スポーツセンター及び三宅スポーツセンターにおきましては、附属施設として運動広場を設置しておりますが、その利用を平成23年3月31日までの暫定期間といたしております。

今年度末にその期間の終期が到来いたしますが、市内体育関係団体の活動場所を引き続き確保し、市民のスポーツ振興を図り、もって市民の健康及び体力の向上に寄与するため、運動広場の設置期間を3年間延長するものでございます。

改正の内容でございますが、第1条第2項中「平成23年3月31日」とあるのを「平成26年3月31日」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第106号の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

（午後0時8分 休憩）

（午後1時2分 再開）

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

提案説明を求めます。保健福祉部理事。

（福永保健福祉部理事 登壇）

○福永保健福祉部理事 では、議案第89号及び議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号につきまして、ご説

明申し上げます。

まず、議案第89号、摂津市立せつつ桜苑指定管理者指定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、摂津市立せつつ桜苑の指定管理者として、社会福祉法人成光苑を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第89号、摂津市立せつつ桜苑指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第96号、摂津市立保健センター指定管理者指定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、摂津市立保健センターの指定管理者として、財団法人摂津市保健センターを指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第96号、摂津市立保健センター指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第97号、摂津市立休日小児急病診療所指定管理者指定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、摂津市立休日小児急病診療所の指定管理者として、財団法人摂津市保健センターを指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する

条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第97号、摂津市立休日小児急病診療所指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第98号、摂津市斎場指定管理者指定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、摂津市斎場の指定管理者として、財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第98号、摂津市斎場指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第99号、摂津市立葬儀会館指定管理者指定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、摂津市立葬儀会館の指定管理者として、財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第99号、摂津市立葬儀会館指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第107号について、ご説明申し上げます。

まず、議案第92号、摂津市民文化ホール指定管理者指定の件について、ご説明申し上げます。

本件は、摂津市民文化ホールの指定管理者として、財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第92号、摂津市民文化ホール指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第93号、摂津市立市民ルーム指定管理者指定の件について、ご説明申し上げます。

本件は、摂津市立市民ルーム、フォルテ301、303の指定管理者として、摂津都市開発株式会社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

次の2ページでは、正雀市民ルームの指定管理者として、財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第93号、摂津市立市民ルーム指定管理者指定の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第94号、摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件について、生活環境部にかかわる部分をご説明申し上げます。

本件は、摂津市立小川自動車駐車場の指定管理者として、財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第94号、摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件について、生活環境部にかかわる部分の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第107号、摂津市立コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その提案の理由をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の46ページも併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例の改正内容は、本年7月に開設いたしましたコミュニティプラザの使用におきまして、市民からの要望もあることから、音響設備としてカラオケ装置を導入するもので、使用料を定めます同条例第8条の別表第2に追加する改正でございます。

使用料の設定につきましては、使用単位の午前・午後・夜間とし、その使用場所は、3階コンベンションホールのみといたすも

のでございます。

なお、附則として、平成23年1月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市立コミュニティプラザ条例の一部改正に伴います提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 議案第102号、摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

本市におきましては、現在、簡素でわかりやすい組織、スリムで効率性を重視した職員体制、少数精鋭体制でスピード感のある行政経営、前例にとらわれず、みずから考え勇気を持って行動する職員の育成、健全で安定した行財政基盤の確立の五つの基本理念のもと、第4次行財政改革実施計画を推進しておりますが、市民ニーズの多様化や地方分権への対応、また、来年度より始まる第4次総合計画に基づいたまちづくりの推進などに対し、職員総数を抑制しながら対応するためには、より効率的な組織のもと、行政経営を行っていく必要があると考えております。

今回は、これらのことを踏まえつつ、簡素で市民にとってもわかりやすい少数精鋭の効率的な組織機構に改めるとともに、住民福祉のさらなる向上を図ることを目的として、市長部局の基本的な行政機構を定めております摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例案を提案させていただくものでございます。

それでは、改正内容に沿って、その概要をご説明申し上げます。

議案参考資料(条例関係)7ページから9ページにかけての新旧対照表を併せてご

参照いただきますようお願いを申し上げます。

まず、市長公室をはじめ、各部に共通した項目でございますが、第2条中、それぞれの分掌事務の第1号に「所管事務の企画調整及び進行管理に関すること」と規定しておりますが、この規定する内容は、改めて分掌事務として明記するまでもなく、当然、各部において行うべきことであり、今回の改正においてはそれぞれの分掌事務から削るものでございます。

次に、市長公室以下、各部の改正点についてご説明を申し上げます。

まず、市長公室の分掌事務としては、第3号の「統計に関すること。」を削り、第5号の人事、給与に、人材育成の重要性にかんがみ「研修」を加えるとともに、第6号の「人権に関すること。」と第7号の「女性政策に関すること。」を、「人権及び女性政策に関すること。」に統合したほか、文言の整理等を行っております。

総務部の分掌事務では、第3号に都市整備部から市営住宅に関することを移管し、第6号に市長公室から統計に関することを移管したほか、文言の整理等を行っております。

次に、生活環境部の分掌事務では、保健福祉部から葬儀に関することを移管したほか、文言の整理等を行っております。

保健福祉部の分掌事務では、まず、高齢者福祉及び介護保険の一体的な運営を図るため、分掌事務として統合し、障害者福祉を独立させております。また、第5号の「児童福祉に関すること。」につきましては、これを保健福祉部の分掌事務から削り、当該事務の執行を教育委員会に委任または補助執行させることにより、子育て支援策及び就学前教育をさらに充実させ、子ども

に関する施策を一元的かつ効果的に推進することを図るものでございます。

次に、都市整備部の分掌事務といたしましては、土木下水道部から「公園、緑地及び緑化に関すること。」を移管するとともに、市全体の住宅施策をつかさどることを明確にするため、第4号の開発指導及び建築指導に続けて、これを明記するものでございます。

土木下水道部の分掌事務につきましては、「公園、緑地及び緑化に関すること。」を削るものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第102号、摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件について、提案内容のご説明といたします。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。三好議員。

○三好義治議員 それぞれ上程されている分につきましては、付託はされるということをご認識しておりますが、この際、議案第81号、議案第85号、議案第87号、議案第88号、議案第90号、議案第96号、議案第97号について質問をしたいと思います。

まず、議案第87号、議案第88号、議案第90号、議案第96号、議案第97号については、指定管理者制度で指定を行う方が受託者になっておりました。この辺につきましては、以前にもいろんな団体につきましても、いかなるものであるかというようなことの経緯もあります。この点について、今後、継続して指定管理者をやる団体につきまして、我々議会としては了解をしましたが、改正を行う場合には、そういった部分については本来改正をしておく

べきだというふうに私は認識しております。指定管理を指定する立場の方が受託をされている、この点について、議案第87号、議案第88号、議案第90号、議案第96号、議案第97号についてお尋ねをしたいと思います。

それと、議案第81号でございますが、この点につきましては、先ほど公募の一定の経過は伺いましたが、市民図書館及び鳥飼図書センターが、これまで特に市民図書館と鳥飼図書センターで28名の正職員並びに施設管理公社のプロパー職員、アルバイト職員関係を雇用しておりました。その中には司書の方もおられます。それで、今回は、一般公募した結果、それぞれの職を失うような状況になっているというふうに解釈するわけでございますが、我々議会に対しては、この株式会社図書館流通センターというのがどういった会社であるのかも、今、提示をされていない状況でございます。これまでの経過と、それから、この鳥飼図書センター並びに市民図書館に携わっている職員を今後どうしていくのかについて、まず第1点目、お聞かせいただきたいと思います。

もう1点の、議案第85号の摂津市立温水プール指定管理者指定の件でございますが、これもご説明の中で、6月29日に作成されました指定管理者導入に関する指針に基づいて、既に指定管理者制度を導入している施設については、当面、現在の指定管理者を指定し、期間は25年度までの3年間とする方針に基づき上程されたという説明を伺いました。この温水プールに限りましては、ほかの指定管理者とはちょっと一部異なる点がございまして、指定管理者業務委託料は平成21年度決算ベースで7,926万4,576円でございます。そ

の収入につきましては、温水プール使用料で707万2,325円、水泳教室参加費で4,096万9,000円の収入がありました。合計しますと4,804万1,325円でございます。その差額が3,122万3,251円と赤字の団体でございます。その中で、まさに9月議会でも言いましたように、この指定管理者制度を選択するのに当たっては、管理方式と、もしくは使用料方式という、こういったことを考えるべきだという指摘もさせていただきました。まさにここは赤字体質でありまして、経営努力が本当に必要な指定管理者でございます。

その中で、この6月29日に策定されました指定管理者制度導入に関する指針（第1次改訂版）に基づいて、7月16日付で第4次行財政改革と指定管理者制度についての説明会を外郭団体に対してはされたように伺っておりますが、この水泳連盟には説明がなされていなかったというふうに伺っております。なぜ水泳連盟が特別扱いになったのかお聞かせいただきたいと思っております。

もともと、この温水プールの指定管理者で、水泳連盟に4年前に委託した段階では、理事長は現在の理事長でなしに別の方であったように伺っております。それが、今回上程されていますように、理事長が、いつの間にか大阪府議員がこの摂津市の公営施設である温水プールの指定管理者の受託事業者になっております。水泳連盟にいつからこの理事長になったのかお伺いしたいのと、本来ならば議会に報告されるのが本筋だというふうに思いますが、これまでの経過も含めて、理事長がかわった時期と、なぜ議会に報告されなかったのか。大阪府議員は公の立場の方でございます。大阪

府議員となると、大阪府下一円に対して影響力を持っているというふうに認識しておりますし、さらに摂津市の一人区を代表する府議員でございます。これが指定管理者としての理事長として受けるのが本来あるべき姿であるのかという点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 まず、第1点目の議案第87号、議案第88号、議案第90号、議案第96号、議案第97号、いずれも市長が外郭団体の長を兼ねておられるというケースです。ご指摘のとおり、指定管理者を指定する側と業務を受注する側、同じ代表者であってはいかがなものかというご指摘は、かねてご指摘をいただいております。私どももその点につきましては、新たな指定管理者制度がスタートする来年の4月には見直しができるよう、手続きは進めてまいりたいというふうに現在考えております。そういう形で進めていく予定でございます。

第2点目の温水プールの件ですが、温水プールにつきましては、平成22年7月に、外郭団体に現在の指定管理者制度の見直しをした改訂版について、その趣旨、考え方の説明をいたしました。これはあくまで外郭団体が、これまでの摂津市の行政の中でやはり行政運営上必要であるということから、市が設立をしてきたという経過もございますし、それぞれの団体が非常に経営的に厳しくなっているということもございまして、一堂に会して意見交換をしていただく、市の方針、考え方をきちっと認識していただくという必要性から、7月に外郭団体を集めて説明をし、対応を求めたところでございます。

そのほかにも、福祉関係の桜苑であるとか、それから、この温水プールであるとか、いわゆる外郭団体には該当しない団体もあるわけですが、そういう団体に対しても、やはり市の考え方、これから進めようとしている方向性、その意味するところはきちっとお伝えをし、認識をしていただいた上で来年度以降の取り組みを進めていただくという考えであります。

それと、温水プールの理事長の件でございますが、議員の兼業禁止というのは、地方自治法92条の2で、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする法人等の代表者、執行役員、監査役等に就任してはならないという規定がございます。この規定はあくまで当該普通地方公共団体に対して請負をする団体ということでございますので、府議会議員であれば、当然、大阪府が発注をするケースに該当するのかなというふうに考えておりますので、今回の市の温水プールにつきましては、これは市の施設でございますので、この法律には該当しないのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 質問者は、いつかわったのかということと、それから、なぜ議会に報告がなかったのかということをお問われていましたので、答弁をお願いします。

市長公室長。

○羽原市長公室長 いつかわったかですか。私の聞いておるところでは、平成20年5月に温水プールの指定管理を受けている水泳連盟の理事長がかわったというふうに聞いております。

先ほど申し上げましたように、そのこと自体に違法性はないという考えでもございますし、もう一つは、議会のご承認を得な

がいろいろな形の契約を市も行っておりますけれども、それぞれの会社の代表者がかわるということが直ちに議会にご報告申し上げる内容にはなっておらないということもございますので、特段のご報告は申し上げなかったということでございます。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 ご質問のうち、指定管理者となります株式会社図書館流通センターの内容についてでございますけれども、図書館流通センターにおきましては、昭和54年に社団法人日本図書館協会の整理事業部を継承する形で発足し、一貫して図書館業務を支援するサービスを提供しております。資本金といたしましては2億6,605万円ということでございます。売上高におきましては、2010年1月期で276億9,600万円ということでございます。

それで、この会社につきましては、平成8年から公立の図書館業務の一部受託しておられまして、それから、各地の図書館で業務を受託し、現在では240の公共図書館で図書館業務を受託されておられます。そのうち117の図書館が指定管理者、123の図書館が業務受託ということでございまして、民間の会社が指定管理を受けるうちにおきましては、この図書館流通センターのシェアは61.3%ということでございます。

それから、選定の経過でございますけれども、条例を可決いただきまして、10月3日に募集要項を配布させていただきました。10月13日に、これは応募要件、必須要件ということで、市民図書館におきまして募集要項の説明会と施設見学会を行いました。10月13日の説明会には11団体が参加されました。その後、10月27

日から11月2日まで応募期間を設けまして、そして、実際に応募されましたのは4団体ということでございます。最終11月12日に4団体からプレゼンテーションを受けまして、審査・選定したものでございます。

選定につきましては、摂津市指定管理者選定委員会設置要綱によって設置されました摂津市指定管理者選定委員会におきまして、公立図書館の指定管理者の適性、それから図書館の管理運営体制、利用サービス、収支計画、地域貢献の5項目につきまして、各団体から応募書類及びプレゼンテーションによりまして審査いたしました。各委員持ち点100点、合計600点満点として採点した結果、最も高かった株式会社図書館流通センターを候補者として選定したものでございます。選定結果につきましては、摂津市ホームページに掲載いたしておるところでございます。

以上でございます。（「28名の職員はどうですか」と三好義治議員呼ぶ）

職員の処遇につきましては、正職員につきましては他部署へ戻ってくるということになっております。それから、市民図書館の非常勤職員につきましては、非常勤一般職と臨時職という形で分かれております。私どもといたしましては、司書の資格をお持ちということでございますので、指定管理者になりましても、できるだけ図書館のほうで指定管理者のもとで就労はしていただきたい、雇用継続はしていただきたいと考えております。その中で、非常勤一般職あるいは行政パートナーさんの方につきましては、もしその図書館、指定管理者のニーズに合わないということでございましたら、また別途考えるということでございます。

それで、この指定管理者の応募におきまして、地域貢献というものをあげております。地域貢献の中には経済貢献、それから地元雇用というのをあげておりまして、これは募集のときに提案させていただいたことでございますけれども、その部分につきまして、提案の中に現職につきましては優先雇用をしたいというようなことで提案いただいております。それから、実際のプレゼンテーションにおきましても、そういったご提案もいただいておりますので、今後、説明会等を開催していただきまして、そこで雇用条件等を提示いただき、市民図書館あるいは鳥飼図書センターの職員さんにおきましては、できることなら継続雇用していただきたいと考えております。

それから、鳥飼図書センターの施設管理公社の図書司書さん、職員さんでございますけれども、今回、残念ながら施設管理公社が選に漏れたわけでございます。施設管理公社の職員さんにつきましては、基本的には、今後の雇用につきましては施設管理公社でお考えいただきたいとは考えております。しかしながら、施設管理公社は本市の外郭団体として誕生したというような経緯もございますので、そのあたりは指定管理者の雇用とは別途また外郭団体の経営安定ということで考えていくことになろうかと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 三好議員。

○三好義治議員 議案第87号、議案第88号、議案第90号、議案第96号、議案第97号並びに議案第81号について、先ほど公室長からご答弁いただいた部分2点の中で、私とちょっと意見が違う部分がありました。

まず、議案第87号、議案第88号、議

案第90号、議案第96号、議案第97号について、来年4月のスタートで、その辺は検討されるということの話があったように今、思いました。それでは、なぜこの議案が、我々は議案というのは、この本会議において最高決議機関の中で市の方針を決定していくわけですね。それの中の代表者がどなたであって、そこの組織がどういった組織であるかということ吟味した中で、議会で審議をしているわけなんです。それが、議会に上程されずに、来年の4月になってきたらそこをかえるというあいまいな答弁では、我々は納得できないというふうに思っております。一定の手続きが必要だと私は思っております。この点については、もう一度答弁いただきたいと思っております。

さらに、議案第81号で、この4年間の中で、理事長が我々議会も知らずにかわったことについて、これにも議会報告は要らないということのご答弁であったように私は思っておりますが、こういった団体こそ、どなたが理事長で、NPOにどれだけの会員さんがいて、役員がどういう組織であるかというのが、本来、民間委託をするときに一番調べておかなければならない点だというふうに思っております。まさに理事長イコール社長がかわったのに議会に報告がないというのは、これは議会軽視も甚だしいと思っております。改めてご答弁をいただきたいと思っております。

さらに、この図書館の関係で、先ほど地方自治法第92条の2項を市長公室長のほうからご披露いただきましたが、もちろんこの地方自治法第92条の2の条文で、「普通地方公共団体の議員は、普通地方公共団体に対し請負」、解釈をすると、摂津市の市会議員は、摂津市の請負する者に対して、してはならないという解釈ができま

すが、それ以上に、この精神からいきますと、私が言っているのは、摂津市選出の大阪府会議員は、摂津市を地盤とする一人区の府会議員であります。だから、私はグレーゾーンではないかなと言っているんですよね。摂津市が大阪府に予算要望するに当たっては、やはり大阪府会議員を通じてやってみたり、いろいろなこともやられています。そういった中では相当な影響力を持っていると思っておりますよね。その方が、摂津市が指定する受託業務の代表者である、それもかわったのが議会は全く知らなかった。この件について、私は9月以降、指摘もしてまいりました。それが今回の議案でもまたこういったことに上がっております。

一方では、この方が経営にすぐれた卓越した能力、もしくは水泳に卓越した技能、だれにもかえられないようなことがあるならば、そういったことの中の理由説明にもなるかもわかりませんが、そういったことも一方では見受けられないように思っておりますし、冒頭言いましたように、補助金が7,900万円、その中で赤字が3,000万円あります。経営改善が本当に必要のところなんですよね、ここは。そういった中で、普通地方公共団体ではグレーゾーンであるように書かれているのもあります。地方自治法第92条の2及び公職選挙法第104条の精神は、普通地方公共団体の公金を継続的に自己の営業上の所得とすることになるとか、こういったことで公職選挙法でも縛られております。理事長として無収入というふうに伺っておりますけど、理事長の権限は、収入がないにしても、経営全般並びに人事権までの権限があるんですね。だから、7月16日に本来外郭団体だけの説明だというふうに伺ってお

りましたけど、第4次行革は、扶助費の削減とか補助団体補助金の見直しまですべて入っているんですよ。早急にそういったところの補助団体並びに指定管理者に対しては指導すべき立場なんです。だから、何でやられなかったかというのは、こういった背景があるからやられなかったのと違うのかというふうに憶測が飛ぶわけですね。だから、この点について、指定管理者の今後のことについては、文教常任委員会でもうちょっともんでもらったらいいんですが、今、私が述べたことについて、改めてご答弁をいただきたいというふうに思っております。

それと、図書館の件でございますが、これも9月議会で金額も含めて指摘もさせていただきます。今回、民間委託をして、その債務負担行為が5年間で5億円という数値を割ってみますと、1年間で1億円の経費でこの受託業者は運営できるんですね。これまでの図書館運営は、21年度決算をざっと見ますと1億6,500万円、1年間にかかっているんです。5年間にしますと3億円の経費削減につながるというふうに数値だけでは見えるんですが、その中で、私が非常に気になるのが、この市民図書館と鳥飼図書センターの職員が25名、実際は28名なんです。実際に図書館業務概要から見ますと25名、この数値だけで話をさせていただきますと、そのうちに司書が12名おられるんですね。先ほど部長が言われている司書12名を何とか民間の方に雇用していただきたいという方針を持たれているようですが、この司書の中には施設管理公社の4名のプロパー職員もいます。以前にも話しましたように、その方1人だけで平均620万円の収入がありました。4人掛けると2,400万円に

なります。残りの司書8名を入れますと1億円にも到達してくるやろうと。それが本当に今後の受託される事業者に対して、行政として指導ができるのか。職員を雇用してくださいという仕様書の中に盛り込まれた上での今の発言でしょうか。鳥飼図書センターと、本来やったら今の市民図書館を分離して、市民図書館だけをまず指定管理者制度で公募し、鳥飼図書センターについては、一方ではそういうリスクを非常に抱えているところなので、直営をもう少し見直していくという方策もあったのではないかなというふうに思っております。

昨年度3月の本会議でも私は指摘もさせていただきますましたが、この指定管理者制度を改めて申し上げさせていただきますと、この4年間、どういった指導をされてきたのかということの原点に帰るわけですね。今回の民間公募をやった段階で、これまでいろいろご協力をいただいた施設管理公社、シルバーの職員、そこに雇用されている職員のこの不安を行政責任としてどうやって払拭するんですか。まさに施設管理公社の4人の方については、プロパー社員、業務が削減される中でその方々を雇用していかなければならない。一方では、摂津市の扶助費はどんどん増えてきますよ。こういったことについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 まず、議案第87号、議案第88号、議案第90号、議案第96号、議案第97号、この点につきまして、今回、議案をお願いしておる各団体の代表者が市長であって、それが4月の時点で見直したときに報告もないのかというご質問でございます。先ほど申し上げましたように、契約相手の代表者がかわったということで、

もちろん指名業者のようなものでしたら報告は受けておりますので、情報はもちろん持っておるわけですが、その都度、議会にご報告ということは、これまでいたしておりませんし、そのこと自体は法的な要件ではなかろうかなというふうには思いますが、その点、対応できるのかどうか、一度内部的には検討してみないと、どういうことに影響されるか、ちょっと今、判断をいたしかねますので、一度また検討はさせていただきたいというふうには考えております。ただ、外郭団体になってきますと、やはり市との関連の深い団体でありますので、一般の民間事業者と同じように扱えるかどうかということも当然であろうかというふうに思いますので、その点は一度検討させていただきます。

あと、指定管理者制度の中で、図書館のところで、現在雇用されている人がどういうふうになるんだというご質問がございました。これは教育委員会と私どもの政策推進課、人事課とでも協議をいたしておりますけれども、やはり失業者を生むことは、我々としてはもちろん本意ではございませんので、何らかの対応を考えておるところでございます。先ほど生涯学習部長が申し上げましたように、一定新しい法人に、もし雇用が可能であれば、本人が希望されればそれも一つの道であろうと思いますし、それがなかなか実現しなければ、正規の社員の方は別の部署に仕事をいろいろ探して、そこで勤務を継続していただくと。それ以外の非常勤の方等については、来年4月以降、市の中で非常勤の職もございまして、本人さんがそれをよしとされるのであれば、そういうところへの受け入れも我々としてはやはり考えていきたいなというふうには思っております。その辺、少しまだ最終的

にきれいに整理をされているというわけではございませんけれども、できるだけ最大限の努力はしていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長、先ほど図書館の契約書にちゃんと記載をされているのかということについてと、それと水泳連盟の議会報告についてを答弁お願いできますか。生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 現行職員の継続雇用につきまして、募集要項あるいは仕様書の中に掲示していたかというご質問でございますけれども、今回、応募の対象となります施設管理公社もございました。それで、仕様書の中に、公募をする場合、適正な競争というのを図らねばならないと考えておまして、現行職員を雇用することで条件を入れますと、1社に有利になるような公募条件となるというおそれもございましたので、要件には入れておりません。そこで、地元雇用ということで募集要項にはお書きをさせていただきまして、もう少し細かい部分についてはプレゼンテーションの中でお尋ねしたというようなこととございます。

理事長の変更について、本来議会に報告するものではないかということとございますけれども、今、市長公室長からも答弁がございましたけれども、法人格を有しておられる指定管理者にありましては、理事者の変更については、他の指定管理者と同様に、必ずしも公式的に議会に報告しなければならないという必要はないものと考えておりました。ただ、本件のように、報告がない限り、指定管理者の理事者が変更になったということを知り得ないという状況が発生してまいります。指定管理者につきましては、議会で承認を得たものでござい

すので、もう少し配慮をすべきであったものかと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 三好議員。

○三好義治議員 府会議員の権限についての答弁がなかったように思っているんですが、本当に森山市長も府会議員の経験をなされていて、府会議員の影響力というのは、自分からの口では言えないと思いますが、やはり及ぼす影響というのは非常に大きいと思うんですね。そういったこともかんがみながら、先ほど市長公室長が、年度間において理事長がかわったことを議会に報告することは判断しかねるということが、私は非常に気になっていました。議案を上げるのに、今回のこの議案はペーパー1枚で簡単な議案なんですね。管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体、指定の期間。その中には、この団体というのはどこに所在地があって、どの方が理事長であって、どういう業務をやっているかというのは、我々は議会として審議をして可決をしているんですね。その中で、やはり代表者というのは非常に私は重きを置いていると思うんです。それを議会に報告なされるのが判断しかねるということが、本当に今回のこの提案をされている議案の重みをどう考えているのかと。これは一般的な一般常識でもそういうことを感じると思うんですよ。だから、ここの見解は、答弁が今みたいな答弁だと、私としてはなかなか手が引込めない状況でございまして、やはりこの議案の重みというのを理事者はどう感じているねんと。我々議会としては、やっぱり議案が上がってきた以上、市民に及ぼす影響が非常に大きいかどうかということと、これが今のこの時期に上程されて可決していいものかということも判断していく

んですよ。だから、そこの重みをもっと考えていただきたいということで、改めてご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、温水プールの理事長の件につきましてでも、私から申し上げたいのは、やはり好ましくないだろうと。やっぱりグレーゾーンの中に位置するように思っております。この場ではその程度にとどめますが、それぞれ付託案件でもありますし、それぞれまた各委員会で審議もされるというふうに思っております。だから、グレーゾーンであるということも含めて、この2点についてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 今、指定管理者についてのご質問でございますけれども、すべてご承知の上の質問だとは思いますが、5年前ですかね、この法律といいますか、国でこういう今までのいろんな外郭、これを競争にさせということで、直営ですのかどっちかと。そんなことはないかもわかりませんが、ともすれば公務員と同じような形になってしまって、言葉はよくないかもわからないけども、あぐらをかいてしまっているのではないかと。そういう意味では、適正な価格で、そしていい市民サービスを目指すということで、直営か指定管理者、どちらか選択するということが、それには、その団体がやっぱり常々競争にさらされたときに耐え得る体質をつくっておかないかんと思うんですね。

そういうことからいいますと、今先ほどご指摘がありましたように、この5年間何をしとったんやと言われますと、これは非常にご指摘が当たっている部分がたくさんあるんですね。私もこの問題、指定管理者でこの5年間、一遍このことを頭に入れな

がら5年先を目指してということでスタートしたんですけれども、それがいつの間にか5年間たって、今ごろこんな話をしていくこと自体が非常に残念であります。残念と私が言っておりますけれども、私も幾つかの団体の理事長になっているんですね。これも指定するほうと指定されるほうと同じ人物で、こういうケースはちょこちょこいろんなことではあるのはわかりますけれども、違法ではないとはいえ、やっぱりできるだけ避けるべきであると、そういう認識は持っておりますが、いずれにせよ、名前だけといいますか、そこにある以上は、5年間耐え得る努力をしてこなかった責任は、やっぱり理事長にあるわけでありまして、今のご指摘はしっかりと受けとめて、各外郭、今の指定管理者にもより緊張感を持っていただいて、この制度がよりよく機能していかないかと思っておりますので、今のご質問、ご意見、これはしっかりと受けとめて、ただ、来年の4月1日からスタートということで、時間的に次の理事長さんが今のところ定まっていないんですね。内々にいろいろとお話しておりますけれども、ここで名前をまだ言える段階じゃございませんので、この議案を提出する段階では私の名前を出しているということについて、これはご理解をいただきたい。決して議会軽視ではございませんので、そういう事情がございまして、本来ならこの議案を出すときに、新しい理事長さんの名前を出すのは、これはもうごくごくご指摘のとおりだと思いますけど、そういう形で来年の4月ということで、今、そういう現状にあるということをご理解いただきたい。

もう一つの水泳連盟のことについてでございますが、私も今日までの細かいところまでは承知をいたしておりませんが、

水泳連盟とか、それからもう一つ外郭団体と、ちょっと性格が違うんですね。外郭団体につきましても、報告を我々は受けましますけれども、その都度、議会に報告はしていなかった、そういうことでありましたので、ましてや水泳連盟、それからもう一つ桜苑等々の例えば代表の交代等々については、議会にその都度ご報告をしないということで、決してそれが議会軽視ではないので、これだけは適当にしておいたらええやないかというような感じでやっているのではないということだけはご理解をいただきたいと思っております。

府会議員が水泳連盟の理事長をなさっていることについて、私はグレーゾーンかどうか、ちょっとここでははっきりお答えできませんけれども、今、三好議員がおっしゃっているのは、グレーゾーンとかそういう意味じゃなくて、できるだけ透明で市民にわかりやすい、そんな形にしたらどうだという提案でございますので、だれがどうじゃなくて、私も含めて、この指定管理者制度がこれからよりよく機能するように、改善というか、やっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。安藤議員。

○安藤薫議員 私のほうからも指定管理者制度の件について、議案第81号を中心にちょっとお聞かせいただきたいと思っております。私も文教の委員でございますので、あさつての文教常任委員会のほうでは、細かいところは今の三好議員のご質問の中身も含めましてしっかりと議論をしていきたいと思っておりますが、まず大前提として確認をしておきたいなと思うことがあります。今回、たくさん指定管理者制度の議案が出ており

ますが、多くは委託事業から指定管理者制度に移行して5年、そして、さらに指定管理者制度の指針が第1次改訂版としてさらに3年延長された、そういった中身のものであります。しかし、議案第81号の図書館につきましても、市直営でやっていた公の施設について、初めて株式会社に指定をするということであれば、摂津市の指定管理者制度については、大変重要な議案だというふうに思っています。この指定管理者制度については、第3回定例会におきまして、私は直営の図書館、特に図書館というのは地域の、そして摂津市民の文化のバロメーターということであれば、摂津市が直で経営を続けるべきであると反対をさせていただいたわけですが、議会のほうで通りました。しかし、指定管理者制度を導入していく上に当たっては、やはり競争の公平性ととも、今、市長もおっしゃいました透明性を確保して、しかも、市民にわかりやすいものにしていかなければいけないようなことは非常に重要なことだと思っています。

今回の図書館、それから鳥飼図書センターの指定管理者の選定に当たっては、先ほどもスケジュールといいますか、経過のご説明をいただいたわけですが、選定委員会がどのように開かれて、それから選定委員会のメンバーがどうなったのか、それから選定の基準など、そういった中身についてもやっぱりきちんとした説明責任、それから透明性を確保していかなければいけないというふうに思うわけですが、その点、経過と、それから今後の進め方について、透明性の確保についてのお考えを初めに聞かせたいと思います。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 まず、選定に当たって

の経過ということでございますけれども、6月29日の指定管理者制度の指針を受けまして、市民図書館、鳥飼図書センターの指定管理者制度導入について具体的に進めることになりました。そこで、8月6日に文教常任委員協議会を開催いただきまして、市民図書館、鳥飼図書センターの運営についてという形でご協議いただきました。先の定例会で市民図書館、鳥飼図書センターに指定管理者を導入することについてご可決いただいたわけでございます。そこで、公募ということで選定委員会を設けました。これが公の施設の指定管理者の手続条例に基づきまして、選定委員会設置要綱というのが設けられまして、これが8月18日付で設けられました。そこで、まず公募に至るまで、募集要項あるいはこの指定管理の上限額を決定するというところで、これも先ほど透明化という話がございましたけれども、選定委員会のその場で決めていただくということにさせていただきました。

そこで、第1回の選定委員会を9月17日に開催いたしました。失礼いたしました。選定委員会の委員の中身ということでございますけれども、選定委員会の最初の要綱には、副市長を委員長として、指定管理を預かる担当部長として市長公室長、それから、財政を預かる者として総務部長、それから、指定管理の施設の担当の部長として、この件につきましては、私、生涯学習部長が入ると、市の行政から4名、それから、経営部門から民間の学識経験者ということで税理士さんお一人、それから、この施設の学識経験者、この図書館でございますけれども、図書館協議会からお一人という形で、6名の体制で選定委員会を発足いたしましたところでございます。

途中、施設管理公社の応募がございまし

たので、この分について市長公室長と、それから私は施設管理公社の理事ということになっておりますので、経営側のほうが選定に預かるということは好ましくないということで、要綱を改正いたしましたして、市長が命ずる者ということで、市長公室長のかわりに市長公室次長、それから、私のかわりに教育総務部理事が就任いたしました。そこで6名で選定委員会を継続したわけでございます。9月17日に第1回の選定委員会を設けまして、募集要項あるいは仕様書等の審査をいただきました。それで、第2回目の選定委員会が9月29日に開催されまして、募集要項、仕様書あるいは上限額等の審査決定をいただいたところでございます。それをもちまして10月3日に募集要項を配布し、説明会を開催し、応募をいただき、最初の選定委員会で決定したということでございます。

それから、選定基準でございますけれども、選定基準につきましては、評価のポイントとして、これは募集要項にあげております。それで、募集要項につきましては、市のホームページにも掲載させていただきまして、評価のポイントにつきましては、どなたからも見えるという形で、これも透明性を図った次第でございます。評価のポイントといたしましては、先ほど申し上げましたように、指定管理者の適性、それから管理運営、それから利用者サービスについて、それから収支計画、地域貢献についてということで、それぞれ配点いたしましたして採点をいただいたところでございます。

もう少し細かいということになりますと、指定管理者の適性ということにつきましては、その図書館の公立図書館としての管理運営の基本方針はどうであるとか、あるいはその母体となる経営状況がどうであると

か、あるいは当然長期に指定管理をしていただきたいわけでございますから、その事業実績も加味いたしております。それから、管理の運営体制につきましては、特に私どもが指定管理者として考えましたのは、館長はじめ職員の体制、それから、民間の指定管理者になりましたときに研修体制はどうであるのか、それから、行政ではなくなりますので、個人情報保護、このあたり、それから、危機管理はどうされるのか、それから、新しい事業提案はどうであるのか、それから、もちろん指定管理料の額、それから、摂津市として特色ある図書館としてどうしていただけるのか、こういった観点で審査したものでございます。

それから、透明性をいかに持つかということでございますけれども、既にこの選定結果につきましてはホームページにアップいたしておりますし、今後、この選定過程の議事録につきましてもホームページに掲載し、透明性を図ってまいりたいと考えております。今後の予定につきましては、この12月議会でご可決次第、この候補者に指定通知を行いまして、年が明けますと1か月か1か月半程度かけまして、協定書締結までの細かい部分の協定を協議いたしまして、2月には協定書を締結する、3月には引き継ぎ業務をさせていただきまして、4月に指定管理者による図書館運営ということをやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 細かい個々の中身については、また委員会のほうでお聞きしたいと思うんですが、私が一番聞きたいのは、やっぱり透明性をどういうふうに確保するのかわかると思うんです。だれが見ても、どうして株式会社図書館流通センターが指定されるに至

ったのか。今、協定の中身であるとか選定基準をご説明いただいたわけですが、結果、図書館流通センターに決まった。そのことは、数字上ではホームページで5項目でそれぞれ配点ごとに出ておりますけども、これは数字上のことであって、だれが見ても、ああ、こういう点がよかったからここに決まったのかと、非常にわかりやすいような中身にする必要があると思うんですね。透明性を図って、適正な競争で、だれから見ても問題のない決め方をしたんだということであれば、どんな質問を受けても、それからどんな資料提供を受けても、きちんと明らかにしていただくということが大事なので、その点をぜひ改めてお聞きしたいと思うんです。株式会社さんに今度指定をします、しかし、4社応募してきました。その4社の中でどうして図書館流通センターが高い点数に至ったのか、具体的な中身についてきちんと明確にする必要があると思うんです。今回の提案の議案であるとか参考資料であるとかを見させていただいても、そこはなかなか明らかになっていませんし、ホームページの資料を見てもわかりませんので、その点については改めてその透明性、議会だけでなく市民がどうして図書館流通センターになったのかをなるほどと思えるような資料を明示する必要があると思いますが、その点お聞かせをいただきたいと思えます。

これは、私は何度も言うのは、やっぱり指定管理者制度の問題で、総務省が2008年に指定管理者制度の運用について通知を出されておりますよね。その中に、特に選定過程に関する留意事項を明らかにされています。このことについては、第3回定例会の委員会でも、透明性、それから選定委員会のあり方、十分説明責任を果たして

いるのかとか、行政サービス等に応じた専門家等が確保されているのかとか、情報公開等を十分行い、住民から見て透明性が確保されているのか、こういう留意事項があるから、そこにはしっかりと配慮して進めるよう要望していたわけですが、現段階、残念ながらそういったところが見受けられないので、改めて透明性についてお聞きしたわけなんです。

今後、協定書等も吟味されていくということではありますが、私たちは、先ほど三好議員もおっしゃいましたけども、提案されている議案は、この会社に指定管理者とする団体として指定することを賛成するか反対するか判断するわけです。ですから、この会社とどのような協定書を結ぶのか、その責任の所在であるとか、どこまでを指定管理に含めるのか、それから、損害があった場合はどこが責任を持つのか、または人件費、それぞれの人の配置の状況であるとか、適正な人件費が払われているのかどうか、公共サービスが後退するかしないか、そういった問題まで含めてきっちり協定書も明らかにしていただかないことには、指定管理者としてここにお任せしていいのかどうかということも判断できないんじゃないかなと思いますので、そこも含めてもう1回ご答弁いただきたいと思えます。

○藤浦雅彦議長 教育長。

○和島教育長 透明性の問題のご指摘でございますけれども、やはり選定委員会を立ち上げて、その中で今回プロポーザル方式ということでやらせていただいております。それで、細かい資料がお手元のほうに行っていないということでございますので、どういう形で今後お示しするかということはお聞きしたいと思えますけれども、やはり先ほどから担当部長が申しておりますように、5項目1

8点、それについてそれぞれ6人の選定委員の皆さんが提案説明を聞きながら判断していったということでございます。ですから、提案書の中は、私も委員ではございませんけど見せていただきました。かなり細かい内容が出てきております。この4社、やっぱり比較したらかなり点数で差が出てきている。例えば、管理運営の基本方針は、今後これからの公立図書館のありようはどういうふうにか、あるいは経営母体がどうか、これまでの公立図書館の実績はどうか、それがまず適性のところで出てまいります。あと、私は、人の配置の問題が先ほどから出てきておりますけども、どういう人を配置していくのか、そして、特に私は見ておりましたのは、やっぱりこれからは館長がどういう方が来て、この図書館をどういうふうにか、それは非常に大きなあれだと思っております。そういうことも私は読みながら、一つの判断基準になってくるんだろうなと思っております。

あと、細かい話になりましたら、職員の研修体制はどうか、こういうことになってきましたら、ここの企業は丸善、それと大日本印刷、そういうことが経営母体の中に入ってきておりますので、そういう職員の管理、館長の研修等も全国でそういう会議を開いてやっていくとか、いろんなことが出てきています。細かい話になりましたら、これからの摂津市の生涯学習、それを支える図書館はどうあるべきかとか、子どもの読書活動推進計画にどういうふうにか、この図書館が役割を果たしていくとか、あるいは学校との連携とか、いろんな項目があります。各4社それぞれに細かい提案をされていましたが、その中で6人の選定委員の方が責任を持って選んできたという

ふうにか考えております。

ただ、今、ご指摘ありましたように、それが透明性ということで不十分である、私は思っておりませんが、私は、この選定をするのに、先ほどいろんな議論が前の議員の方からもありましたけれども、やはり私たちは一番選ぶときには透明性と公平性、公正な選定に努めたかと思っております。ですから、また議論になると思いますが、透明性はまだまだわからない、私たちは確保していますけれども、それが皆さん方にご理解いただけていないのでしたら、そのことについては、どういう形でさらにお示していくかは今後考えてまいりたいと、そのように思っております。

○藤浦雅彦議長 教育長、協定書のことについてもお聞きなので、協定書はどうされるのかということをつけ加えてお願いします。教育長。

○和島教育長 協定書につきましては、最終的には結ぶときには、これまで私たちがこれを提案していただくときに、かなり細かい仕様書をつくっておりますから、それに基づいて協定を結んでいくことになると思いますが、その中でさらに実際に1社に絞って契約していくわけですから、その中では市民のサービス向上につながるような内容を検討して入れていきたいと思っております。

それと、もう一つ言わせていただきますと、いろんな議論がありますけど、やはり私は今回のこの指定管理者制度を導入していくことで、例えば、前にも言いましたけれども、開館日数がこれで50日増えます。私は、指定管理者制度の導入にいろんな問題のご指摘がありますが、やはり市民にとって一番いい図書館ってどうなんだということを大前提に考えて、それにいろんな

リスク論もありますけれども、そのことについてはその都度クリアしていかなければならないと思っております。

○藤浦雅彦議長 答弁不足があったら、再度質問してください。安藤議員。

○安藤薫議員 また委員会のほうでいろいろお聞きしたいと思いますけれども、透明性を図れていない、今回の選定が不透明で決められたとか、そういうようなことを言っているわけではありません。透明性を図ってやられたと、だれが見てもわかりやすく決められたということであるならば、その経過について、それは、やっていく選定の段階では、明らかにすることによって競争の公平性が保たれないということもありますから、そういった時系列の問題もあるかもしれませんが、ここでこの会社に対して指定をしていくということで、もう候補者を決めて議会のほうに提案をされるということであれば、少なくともここまでの選定の結果については、すべて明らかにしていただいても何の不都合もないというふうに思うわけですので、その点の今後の説明責任と、それから透明性の確保についてだけやっていただくということであれば、今回の質問はこれで結構なんですけれども、その点いかがですか。

○藤浦雅彦議長 教育長。

○和島教育長 先ほども言いましたように、6人の選定委員の方が出された提案書に基づいて公正に判断をさせていただいたと。だから、このことを、外部からどういう判定基準でどうなって、この判断はおかしいんじゃないかということは、私は考えられないと思っております。十分に説明できます。ただ、今おっしゃっていますように、細かい資料がありますから、どの範囲までお示しすることがいいのかということにつきま

しては、今後もう少し考えてみたいと思えますけれども、一応判定結果とかそういうことについては、もう既にホームページにも載せておりまして、このホームページで出されている判定の数値等がおかしいのと違うかというようなことがあれば、十分に説明はできると思っていますけれども、今言われましたように、どの程度まで詳しくお出しすることがいいのかについては、もう少し考えてみたいなと思っておりますけれども、決して隠すところはありません。

○藤浦雅彦議長 ほかにありますか。山本議員。

○山本靖一議員 議案第71号の衛生費、斎場費のところを少しお聞きしたいと思います。来年の予算編成にこれから入っていきますから、お金の関係が非常に気になる場所ですし、市がこれから取り組んでいかれる優先順位についても気になる場所があります。斎場費ということで、駐車場の確保の測量費と、それから不動産の鑑定委託料、そういう中身だと思うんですが、相手側との基本的な交渉、基本的な合意は恐らくなされているんだろうと思うんですが、この交渉が今どういう状況にあるかということをお聞かせいただきたい。つまり、鑑定価格によっては、これは売らないということになるのか、そんなことにはならないと思うんですけれども、一番交渉の土台になるのは価格だというふうに思うので、この価格のところ、市の示した鑑定価格で結構ですというふうな状況になっているのかというのを1点聞かせていただきたいと思えます。

それから、今の駐車場は、立駐も合わせて46台だったと思うんですけれども、年間の使用頻度、今の状態がいいというふうには思いません。小学校のグラウンドを借

りたりとか、近くの事業所の駐車場を借りたりとかいうような状況がありますけれども、これを改善するという点については、今までからも言われていたことですから、その方向性について異を唱えるわけではありませんけれども、しかし、年間どれぐらいの形で飽和状態になっているのかというふうな数字も恐らくつかんでおられると思うんですが、市が抱えている優先の順位からいったら、これはもう少し後ろのほうに行くのではないかなど。恐らく1億数千万円かかる事業ではないかなというふうには思うんですが、そうすると、第4次行革実施計画の中で、5年間では36億円ほどの赤字を抱えて、これをどうするかというのは非常に大きな課題になっていますし、たばこ税は今回14億3,000万円ですが、これは丸っぽ入ってくるということではないにしても、恐らくこのお金がなければ、そういう方向に踏み切っていたのかなというような気もするわけです。相手があることですから、何ぼ欲しくても、これはなかなか手に入らない時期もありますから、そういういろんなことの絡みの中からこの提案が出てきたというふうには思うんですが、今の時期の優先順位としてこれしかないというふうにお考えなのかと思ったりします。

それから、もう一つ、資金計画の関係を教えていただきたいと思うんです。一般財源でそのままいってしまうのか、そうじゃなしに、債務負担行為というんですか、いろんな資金計画を立ててというふうには考えておられるのか。この第4次行革実施計画の中にも入っていますけれども、市の土地の売却、32筆だったと思うんですが、いろいろと考えておられるようではあるけれども、これまでにも等価交換などの提案

をしてきた経過があります。その財源をどういうふうに出していくのかというふうなことも気になるところでありますから、この点も聞かせていただきたいと思います。

それから、もう一つ、現状お借りしている駐車場、600万円近くであったと思うんですが、今は何か500万円を切っているというふうにお聞きしました。これは、将来はどうしていくのか、そのまま借りていくのか、いや、返していくのか、市がこれから確保するという駐車場がどれだけの規模になっていくのか、まだお聞きしていませんが、そのことによっては、お返ししていくという選択肢もあるのかなど思ったりするんですが、こういう全体像も示していただきたいというふうに思います。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 まず、現在の経過でございますが、この土地の所有者の方からメモリアルホールの裏の土地を借りる、または買ってほしいというご提案がございまして、それから持ち主の方と交渉してまいりました。これまでの交渉の中では、市のほうは鑑定価格でということに常に交渉してまいったわけですが、鑑定価格につきましては、おおよそどれぐらいということをお示しして、そして、大筋合意に達したということで、実際にはこれから鑑定をしたり測量したりという経費を今度の補正で上げさせていただいておりますので、その結果、鑑定価格以外の価格にはなり得ないということについてもご了解を願っているという状況でございます。

それから、次に現状の駐車場、46台でございますが、これで賄えておりますのが50%、あふれておりますのが50%という状況でございます。

それから、財源について、資金計画についてでございますが、これは当面とりあえず土地開発基金のほうで賄わせていただくという方向で考えております。

それから、現状の駐車場の方向性でございますが、これにつきましては、新しく購入を提案させていただいております土地については、当面平面で四十四、五台の駐車が可能ではないかと大まかに想定しております。現在借りております駐車場46台と合わせまして、大体90台前後というところで賄える、通夜と葬儀の駐車が何とかカバーできるというふうに考えている次第です。

今後、現在の駐車場をどうしていくかということにつきましては、当面このままで考えているというのが現状でございます。将来にわたってこのままずっとというふうに考えているわけではございませんが、とりあえず当面は裏の駐車場を買って平面で、現状の駐車場は2階でそのまま使わせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 資金というか財源の手当という話がありましたので、私のほうから答弁させていただきます。

今、福永理事のほうから、土地開発基金ということで、この基金につきましては、土地開発公社と同じような性格を持つ基金でございます。土地で保有をするか、基金として現金で保有をするかという性格の基金でございます。現在、この基金、1億6,730万円ほど基金の残がございます。それと、基金で買いました場合というのは、公社の場合もそうですが、買い戻しするときに、正規の事業目的に沿った形での基金

からの買い戻しになるんですが、これを行う予定をしております。駐車場部分につきましては、市営駐車場の事業債が充てられないかということを検討しております。より有利な地方債を充て、将来的にはその事業債でもって基金から買い取り、事業債の返済を一般会計からしていくというふうに財源の部分では考えておるところでございます。

なお、今回の部分の中で、一部接道の部分で道路敷に当たる部分がございます。この部分につきましても、土地開発基金でもって購入をする予定でございますが、道路につきましては、特定財源が多く当たっている関係から、一般財源での買い戻しを道路部分については考えているところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 事業の優先性についてという質問がありました。副市長。

○小野副市長 今、福永理事のほうからありましたように、私もこの話を聞いたのが相対前でしたけども、以前からこの議会でもありましたように、学校の用地を使うことはいかかなものか、また民間のほうで借りることはいかかなものかと、そういうことはおかしいではないかと、目的外使用になる、こんないろんな議論がありました。それで、市長の言葉を借りれば、これは旬でございますから、相手がいろんな要求がありました。物件はそのままとか、買い取ってくれとか、鑑定価格以上であるとか。それは鑑定価格以上でも以下でもない、物件は当然ながら更地引き渡しと、そういう条件が整ってきたということで、あれを逃してしまいますと、基本的にはもう二度と手に入らないということであります。したがって、担当のほうからそういう話が

あつて、我々はそこで判断をしたということでございまして、今後の駐車場の将来像はどうするかということは、今、総務部長が言いましたように、まずは有利な起債をやる場合、一般駐車場にしておいて、その上で一定の方向を出すときに、それを上に上げるのか上げないのかということは議論が残っております。そのときに現在の借りておる部分をどうするかということも整理しなきゃならない。まずは有利な形でやろう、そして、いわゆる匂という言葉の中では、今、あのことに手をつけないと、もう二度と入らないということで判断をしたところでございます。

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 相手があることですから、副市長の答弁の中で理解できるわけですが、ただ、来年のさまざまな予算編成の中にそのことの影響が出てこないかというふうなことを非常に心配しているわけです。そこで、将来のことはこれからということですが、今、大体90台ですが、平面でも45台近く確保できるということになれば、これは立体にすれば今のものは要らなくなるというふうな、そういうこともあり得るのかなという思いがするわけです。同時に、50%50%というふうなことをおっしゃっていたんですが、これは、例えば2日に1回は1台でもあふれている、そういう状況を指しているんでしょうか。我慢のできる状況の50%もあるというふうに思ったりするんですけれども、そういうことであれば、とりあえずこの駐車場を確保するということについて、これはその方向というふうに理解するわけですが、今、借りている駐車場の存在をどういうふうにするかというのは、これは並行して考えていく大事なことだとい

うふうに思うわけですね。毎年やっばり500万円の賃貸料が要るわけですから。新しく設置する駐車場で十分であるというふうに判断するのか、いや、どうしても二つ要るんだというふうな判断をするのか、これは今の状況の分析が本当に大事なことになるかと思うので、ここのところの詰めはどういうふうにされているのか、もう一度だけ聞かせていただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 50%の内訳でございますが、駐車場の収容台数46台以下の回数が、平成21年度の実績でございますが、314件中、通夜で159件、51%、葬儀で156件、約50%という状況でございます。5割程度は対応が可能でしたけれども、ほぼ同数が駐車台数を上回っていたというような状況でございます。

それから、新しく購入をお願いしております土地につきましては、平面だと四十四、五台という試算をしているわけですが、これが立体駐車場ということになりますと、走行部分の面積をとられることによって、かなり台数が削減されるということで、2階建てですと、今の駐車場をお借りせずというわけにはいかないであろうと。そうしますと、3階建てというようなことを考えていきますと、その駐車場の建設費用だけでかなりな予算をお願いすることになるということで、当面は平面で、現状の駐車場もお借りしながらということを考えている次第でございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 まず、45台分の平置きが2階でできないかという、その財源も含めてなんです、現状の土地は建ぺい率が60%でございまして、2階建てにしましても、単純に倍ではなくて四十数台しかとま

らないという状況でございます。もしそれを建てますと、4層3階建てという形ですると、ほぼ今の借りている分と合わせた台数の設置が可能になるというような状況でございます。したがって、その部分を建てますと、建屋にして約2億円近くの財源が要するというふうに試算をしているところでございまして、直ちに建ぺい率60%で4層の3階建てというのは無理かなというふうに思っております。

それから、来年度予算との関係でございますが、土地開発基金、現在、公社への貸付けというようなことを従来やっております、この基金が土地を持つというのは、多分記憶によりますと30年ぶりぐらいなので、現実にはこの基金が土地を保有するという形をとりますことによって、来年度予算への影響は極めて小さい。財源として、もともと土地に充てる基金でございますから、この基金はこういう役割しかしない基金でございますので、財政調整基金とか減債基金とか、他の基金と違ひまして、来年度予算の予算組みに十分他の基金をもって充てることのできる、予算への影響は極めて小さいというふうに考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 議案第85号の摂津市立温水プール指定管理者の件、先ほど三好議員のほうから質問があって、特定非営利活動法人摂津市水泳連盟理事長、阿部賞久、このことについて、いろいろと質疑がされました。その中で、市長公室長のほうの答弁で、これは、府会議員が関与する場合は、府と直接契約を結ぶ指定管理者であって、摂津市の場合は別問題だというような答弁がありました。私は、非常にこの理解は狭義の理解であって、もっと広義に理解すべ

きであって、そしてまた、しかもそういう管理者制度の本質を考えたときに、やはり私は好ましくないというのが本質ではないかと思っております。そういう点では、このまま上程をされて委員会付託をされて採決をされるということになれば、私はやはり賛成するわけにはいかないということになりますので、その考え方について、先ほどの答弁から一步も前進できないのかどうか、その辺のことについて、もう一度市長公室長のほうから答弁願いたいと思っております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 ご答弁申し上げます。先ほど私が申し上げましたのは、あくまで法律上の解釈という問題でございまして、法律を解釈いたしますと、当該普通地方公共団体と申しますのは、府会議員の場合はやはり大阪府というふうに法律上は解釈せざるを得ないということだと私も理解をしております。ですので、この法律を適用する場合には、そういう考え方でもって解釈する、適用せざるを得ないのではないかとこのように思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 相変わらず市長公室長らしい官僚的な答弁で、法律論ということをおっしゃいますけれども、私が言ったように、その法律の解釈も、やっぱり狭義、広義があるわけですから、そういう点で、こういうことで出してこられると、私たちとしては賛成できないということを申し上げているのであって、やはり今後それを見直していくという方向が出てこなければ、私が申し上げたように、この議案について私は態度としては賛成するわけにはいかないということになってきますので、その辺のことについて、広義、狭義ということ踏まえ

た上での判断をしてもらわないと困ると思うんですが、市長公室長のほうでそういう官僚的な答弁に終始されて、これで委員会付託をされるということであれば、私は、先ほど申し上げたように、この議案については賛成することはできないということをお願いして、繰り返しになりますから、水かけ論はやめます。

○藤浦雅彦議長 答弁はいいですか。副市長。

○小野副市長 先ほども市長公室長のほうから申し上げておりますけども、私は、ご本人は、今、三好議員も言われたことを十分理解されて、一定の時期にこれも理事会、役員会の定款というんですか、その手続きがあるように聞いていますので、一定の形は十分理解されておられるというふうに思いますので、彼が言ったのはそういう法的なことをございますので、この場面として、我々がこうして、どうしてやめなさいとか、おかしいやないかとかいうことでなかなか言えないものでありますから、私は、十分それは、市長公室長もあれですけども、本人はご理解をされておられるというふうに理解しておりますので、この場面としては、そのような形をお願いができないかということで、しかも、何もなしに阿部府会議員に、これはおかしい、やめなさいというようなことを言える形ではなかなかないなど。しかし、やっぱり今言われているような状況が、市民8万数千人おられまして、いろんな感覚があるわけですから、その辺は賢明なる対応をされたいということは私どもも申し上げた経過がございますので、その辺のところでも十分理解をされるものというふうに思っておりますのでございます。（「その答弁を三好議員のときに言うとかかなあかん。ほんならおれがこんなこと言うことあらへんねん」と木村勝彦議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 ほかに質問はありますか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 私も、議案第85号に関して質問したいと思います。今の答弁を聞いておりましたら、本人にゆだねるということなんですけど、このような議案が出てくる前に、しっかりとそういう話し合いをしないで議案が出てしまったからこういうことになるのであって、そういう感覚がわからないですね。市長公室長は、そのようにクールに、こういう形で法律にのっとってやりますという形を言うておられますけど、今言うたように、こういう形で出てきたら、さっきの木村議員もおっしゃったように、我々としたら、それを承服して賛成するわけにいかへんようになってくるわけです。その以前に、しっかりとその辺は整理されて議案として出されるべきというふうに私は思います。さっきの副市長のご答弁も確実性がないわけですから、ご本人にゆだねるということなんですから、そんなあいまいなことで我々は賛成できないと思います。そのことだけ言うておきます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 ほかに質問はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 以上で質疑を終わります。

本33件については、議案付託表のとおり、常任委員会に付託します。

日程6、請願第1号を議題とします。

本件については、請願文書表のとおり、常任委員会に付託します。

日程7、議案第103号及び議案第104号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長公室長。

（羽原市長公室長 登壇）

○羽原市長公室長 それでは、議案第103号、特別職の職員の給与に関する条例及び

摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第104号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について、提案内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正に至った経過ですが、本市における職員給与につきましては、国の制度に準拠することを基本的な考え方といたしており、本年度につきましても、人事院勧告に準じた改定を行いたい旨、職員労働組合に申し出を行い、事務折衝、団体交渉を重ね、11月18日に妥結の運びとなったものでございます。

それでは、まず議案第103号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、ご説明を申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）10ページから13ページも併せてご覧いただきますようお願いを申し上げます。

今回の改正は、特別職及び市議会議員に対する期末手当の支給月数を、人事院の勧告に準じて0.2か月分引き下げる改正を行うもので、この改正により、年間の支給月数は4.1か月分から3.9か月分になります。

第1条及び第2条は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、第1条では、今年12月の期末手当の支給月数を2.175か月分から0.2か月分引き下げ、1.975か月分とするものです。

第2条は、平成23年4月1日以降の期末手当について、6月の支給月数を1.925か月分から0.05か月分引き下げ、1.875か月分に、12月の支給月数を

1.975か月分から0.05か月分引き上げ、2.025か月分に改正するものでございます。

次に、第3条及び第4条は、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する内容で、第3条では、今年12月の期末手当の支給月数を2.175か月分から0.2か月分引き下げて1.975か月分に改正するものです。

第4条は、平成23年4月1日以降の期末手当について、6月の支給月数を1.925か月分から0.05か月分引き下げ、1.875か月分に、12月の支給月数を1.975か月分から0.05か月分引き上げ、2.025か月分に改正するものでございます。

附則といたしまして、第1条及び第3条につきましては、平成22年12月1日から施行し、第2条及び第4条につきましては、平成23年4月1日から施行するものといたしております。

なお、今回の改正による平成22年度の影響額は、約331万円の減額と見込んでおるところでございます。

次に、議案第104号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）14ページから38ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

今回の改正は、平成22年度の人事院勧告に基づき、国に準拠する形で給与改正をするもので、当分の間、55歳を超え、給料表が6級以上の職員に対して、給料月額及び管理職手当の1.5%を減額する給与抑制措置を行い、さらに40歳代以上の中高齢層職員の給料月額を平均0.1%引き

下げ、期末勤勉手当については、年間支給月数を0.2か月分引き下げるものでございます。

まず、第1条は、本年12月に支給される期末手当及び勤勉手当、臨時的任用職員等の給与支給限度額並びに職員の給料月額について改正するもので、第23条第2項は、再任用職員以外の職員の今年12月の期末手当の支給月数を1.5か月分から0.15か月分引き下げ、1.35か月分に改正し、第3項は、再任用職員の今年12月の期末手当の支給月数を0.85か月分から0.05か月分引き下げ、0.8か月分に改正するものでございます。

第24条第2項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を0.7か月分から0.05か月分引き下げ、0.65か月分に改正し、第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給月数を0.35か月分から0.05か月分引き下げ、0.3か月分に改正するものでございます。

第27条は、臨時的任用職員及び非常勤職員の1か月の給与支給限度額を、任期の定めのない職員の給料月額に準じて改正するものでございます。

別表の改正は、任期の定めのない職員の給料月額について改正するものでございます。

次に、第2条は、平成23年4月1日以降に支給される期末勤勉手当及び当分の間行うこととなっている給与の減額措置に関する規定で、第23条第1項及び第4項の改正は、附則第25項第3号を加えたことに伴う条文の整備を行ったものでございます。

第2項は、再任用職員以外の職員の平成23年4月1日以降の期末手当の支給月数とし、6月の支給月数を1.25か

月分から0.025か月分引き下げ、1.225か月分に改正し、12月の支給月数を1.35か月分から0.025か月分引き上げて1.375か月分に改正するものでございます。

第3項は、前項の規定の改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

次に、第24条第1項及び第3項は、附則第25項第4号を加えたことに伴う条文の整備を行ったものでございます。

第2項第1号は、再任用職員以外の職員の平成23年4月1日以降の勤勉手当を0.65か月分から0.025か月分引き上げ、0.675か月分に改正し、第2号は、再任用職員の平成23年4月1日以降の勤勉手当を0.3か月分から0.025か月分引き上げ、0.325か月分に改正するものでございます。

次に、附則として、第25項から第28項までを加え、人事院勧告に伴う給与抑制措置を受けることとなる対象職員や、その職員に係る給与等の減額方法を規定いたしております。

その内容といたしましては、第25項で、給与抑制措置を受ける対象職員の給料表の6級以上で、55歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員と規定し、その職員に係る給料月額、地域手当、期末手当、勤勉手当の減額方法及び休職中の給与等に関し規定したものでございます。

第26項は、月の途中で給与抑制措置を受ける職員になった場合の減額方法、第27項は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法、第28項は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の総額を規定したものでございます。

次に、第3条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成1

9年撰津市条例第4号)の附則を改正するもので、改正内容といたしましては、附則第7項で定められた給料の切りかえに伴う経過措置を受けている職員のうち、減額改定対象職員の給料月額を改正するものでございます。

第4条は、前条と同様、附則を改正するもので、改正内容といたしましては、第3条の職員のうち、給与抑制措置を受ける職員の給料月額を規定したものでございます。

第5条は、人事院勧告に伴い、管理職手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

附則といたしましては、第1項は施行期日の規定で、この条例は平成22年12月1日から施行するものでございます。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項及び第5項から第8項までの規定は、平成23年4月1日から施行いたします。

附則第2項は、12月に支給する期末手当の額から、4月から施行期日の属する月の前日までの給与及び6月に支給した期末手当及び勤勉手当に係る減額分を差引調整することを規定したものでございます。

第3項は、給料表が6級以上で既に55歳に達している職員の給与抑制措置を平成23年4月1日から行うことを規定したものでございます。

第4項は、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定める旨を規定いたしましたものでございます。

第5項から第8項までは、撰津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例と関連条例の附則に1項を加え、給与抑制措置を受ける職員に関する勤務1時間当たりの給与額についての読み替え規定を設けるものでございます。

また、今回の改正による平成22年度の

影響額は、約5,890万円の減額と見込んでおります。

以上、議案第103号及び議案第104号の提案内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午後2時56分 休憩)

(午後3時21分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、議案第104号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件に対して反対の討論を行います。

2010年度人勧は、2年連続のマイナス勧告であり、一時金に至っては、1999年からの11年間でマイナス1か月分が削減される事態となりました。貧困と格差を解消のための労働者派遣法の抜本改正もされないままに公務員の給与削減ばかりを行えば、公務員だけでなく、ほかの労働者の賃金にも悪影響を及ぼし、負のスパイラルと言われるような賃下げの連続となりかねません。ひいては地域経済、自治体にと

ってもマイナスです。安い輸入品が入って国内経済に悪影響が出るのは日本もEUもアメリカも同じなのに、先進諸国で日本だけがデフレになっているのは、日本のみが賃金が下がっており、勤労者の購買力の低下が価格の低下を招くデフレスパイラルを起こしているからです。今回の人勧は、昨年から連続という面、そして、平均で9万4,000円もの年収減を押しつけるものであり、菅内閣の国家公務員の総人件費2割削減の方針の第1段階を示すものであり、ひいては消費税をはじめとする庶民増税へと財源不足を理由に導くものであります。これまで労使間の協議・検討を尊重して、取り決めの後の議案に日本共産党としては賛成をしましたが、摂津市職員は給与水準の引き下げにも協力をしてきました。あくまで人勧に従うというなら、地域手当の矛盾も改善するなど、見直しをするべきではないでしょうか。これ以上の連続値下げは、市民にとっても地域経済にとっても悪影響を及ぼすもので、本議案に反対をするものです。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議案第103号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。よって本件は可決されました。

議案第104号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本件は可決されました。

日程8、議案第70号など5件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第70号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容といたしましては、先ほどご可決賜りました議案第103号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第104号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に関しまして、条例制定に伴う減額分を計上いたすものでございます。また、人事異動に伴う人件費の精査額等につきましても、併せて計上いたしております。

まず、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,077万円を減額し、その総額を318億9,662万1,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

歳入につきましては、款18、繰入金、項2、基金繰入金1億5,077万円の減額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金の減額を計上いたしております。

次に、3ページからの歳出でございますが、その内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、条例制定による職員の給与改定に伴う減額及び人事異動に伴う人件費精査額等を、款1、議会費から

款9、教育費までの各款において計上いたしております。

また、款3、民生費、項1、社会福祉費におきまして、国民健康保険特別会計繰出金を283万2,000円、介護保険特別会計繰出金を437万円それぞれ減額いたしております。これは、一般会計と同様に、職員の給与改定に伴う減額及び人事異動に伴う人件費精査額等を特別会計で計上することに伴い、一般会計から繰出金を減額いたすものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、36ページからの給与費明細書に記載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、平成22年度摂津市一般会計補正予算（第3号）の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 水道部長。

（中岡水道部長 登壇）

○中岡水道部長 それでは、議案第72号、平成22年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算の内容につきましては、先ほどご可決賜りました一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正及び本年4月1日付人事異動等に伴う人件費関係予算の補正を行うものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算書1ページに記載いたしております。

まず、第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、款1、水道事業費用の既決額21億1,445万7,000円から1,945万2,000円を減額し、補正後の額を20億9,500万5,000円とするものでございます。これは、項1、営業費用において、既決額19億4,

305万3,000円から1,945万2,000円を減額し、補正後の額を19億2,360万1,000円とするもので、この内容につきましては、12ページから14ページにかけての補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、款1、資本的支出の既決額12億4,895万2,000円から16万円を減額し、補正後の額を12億4,879万2,000円とするものでございます。これは、項1、建設改良費において、既決額4億5,582万5,000円から16万円を減額し、補正後の額を4億5,566万5,000円とするもので、この内容につきましては、14ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額7億1,805万2,000円を7億1,789万2,000円に改め、補てん財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金6億9,722万8,000円を、過年度分損益勘定留保資金3億4,706万8,000円、減債積立金2億円、建設改良積立金1億5,000万円に改めるものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費の既決額3億7,487万4,000円から1,997万6,000円を減額し、補正後の額を3億5,489万8,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、補正予算資金計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、また、給与費明細書につきましては6ページから11ページにそれぞれ記載いたしております。

すので、ご参照願います。

以上、補正予算の内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 それでは、議案第74号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容といたしましては、先ほどご可決賜りました議案第104号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件に関しまして、条例制定に伴う減額分を計上いたすものでございます。また、人事異動に伴う人件費の精査額等につきましても、併せて計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ283万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を104億2,564万5,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款8、繰入金、項1、一般会計繰入金283万2,000円の減額は、条例制定に伴う人件費の減額及び職員の人事異動に伴います人件費の精査額等を職員給与費等繰入金から減額いたすものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1、総務費、項1、総務管理費283万2,000円の減額は、繰入金でご説明申し上げ

ました条例制定及び職員の人事異動に伴う補正でございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、8ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第78号、平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の主な内容は、先ほどご可決賜りました議案第104号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件に関しまして、条例制定に伴う減額分を計上いたすものでございます。また、人事異動に伴う人件費の精査額等につきましても、併せて計上いたしております。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ437万円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億7,084万1,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6、繰入金、項1、一般会計繰入金437万円の減額は、今回の条例制定に伴う職員人件費相当額の繰り入れの減額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、款1、総務費、項1、総務管理費421万6,000円の減額は、介護保険制度の運営に係る人

件費で、先ほどご説明申し上げましたとおり、条例制定による職員の給与改定に伴う減額及び人事異動に伴う人件費精査額等を計上いたしております。

款3、地域支援事業費、項2、包括的支援事業任意事業費15万4,000円の減額は、同様に、地域包括支援センターの運営に係る人件費で、条例制定による職員の給与改定に伴う減額及び人事異動に伴う人件費精査額等を計上いたしております。

なお、給与費全体の比較につきましては、8ページからの給与費明細書に記載しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

（宮川土木下水道部長 登壇）

○宮川土木下水道部長 議案第76号、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容としましては、先ほどご決賜りました議案第104号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件に関しまして、条例制定に伴う減額分を計上いたすものでございます。また、人事異動に伴う人件費の精査額につきましても、併せて計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万1,000円を減額し、その総額を58億1,597万4,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金

額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5、諸収入、項2、雑入で78万1,000円を減額いたしております。これは、歳出において人件費を減額したことに伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款1、下水道費で78万1,000円を減額いたしております。その内容としましては、項1、下水道総務費で4万4,000円の増額と、項2、下水道事業費で82万5,000円の減額は、条例改正に伴う人件費の減額と人事異動に伴う人件費の精査によるものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、10ページからの給与費明細書に記載しておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後3時41分 休憩）

（午後3時42分 再開）

○藤浦雅彦議長 再開します。

お諮りします。

本5件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議案第70号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本件は可決されました。

議案第72号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本件は可決されました。

議案第74号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本件は可決されました。

議案第76号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本件は可決されました。

議案第78号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。よって本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

12月1日から12月13日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後3時43分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

藤浦雅彦

摂津市議会議員

安藤薫

摂津市議会議員

野口博

摂津市議会継続会会議録

平成22年12月14日

(第2日)

平成22年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成22年12月14日(火曜日)
午前10時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	寺本敏彦	水道部長	中岡健二
消防長	北居一	消防本部理事	浜崎健児

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

1 議 事 日 程

1,
2,

議案第 8 5 号 摂津市立温水プール指定管理者指定の訂正の件
一般質問

大 澤	千恵子	議員
村 上	英 明	議員
柴 田	繁 勝	議員
安 藤	薫	議員
上 村	高 義	議員
山 本	靖 一	議員
木 村	勝 彦	議員

1 本日の会議に付した事件
日程 1 から日程 2 まで

(午前10時 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、村上議員及び本保議員を指名します。

日程1、議案第85号、摂津市立温水プール指定管理者指定の訂正の件を議題とします。

本件について、理事者から発言の申し出がありますので、これを許可します。生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 過日の本会議におきまして提案内容をご説明申し上げました議案第85号、摂津市立温水プール指定管理者指定の件につきまして、訂正をお願いいたすもので、その訂正内容についてご説明申し上げます。

摂津市立温水プールの指定管理者となる団体につきましては、「特定非営利活動法人摂津市水泳連盟 理事長 阿部賞久」として本議案を提出いたしました。平成22年12月1日付で、同連盟に対し、理事長、阿部賞久氏から理事長退任願が提出され、緊急理事会において、定款に基づき、理事長職務代行として丸山政克氏を選任し、新理事長が選任されるまでの間は丸山政克氏が理事長職を職務代行するとの届けが、同日、市に提出されました。このため、議案第85号中「理事長 阿部賞久」とあるのを「理事長職務代行 丸山政克」に変更をお願いいたします。

以上、訂正内容の説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 発言が終わりました。

お諮りします。

本件について、理事者からの訂正の申し出のとおり、これを承認することに異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本件は理事者からの訂正の申し出のとおり、これを承認することに決定しました。

日程2、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 おはようございます。

それでは、順位に従って一般質問させていただきます。

まず、第1回目の質問でございます。質問番号1、第4次行財政改革についてということで、第4次行財政改革の中に「市民の視点に立った質の高い行政経営を行う」とあります。少数精鋭の行政経営を行い、組織全体で人材を育てていくことが課題とされていますが、まず一つ目、人事制度改革、機構改革、人材育成の基本的な考え方と進行管理についてお聞かせください。また、660人体制に向けての職員配置をどのような考えで行っているのかについて、併せてお伺いします。

質問番号2番、環境政策について。

平成23年4月の機構改革で、環境対策課は「環境政策課」に名称変更されると聞いておりますが、分掌業務や体制はどのように変わるのか、また、前回の定例会で質問させていただいた地球温暖化防止地域計画の策定の進捗状況はどうなっているのかお聞かせください。

三つ目、協働のまちづくり（旧教育研究所をコミュニティの拠点に）ということで、鳥飼小学校に隣接しておりました教育研究所が11月に移転しました。現在、空き施設となっておりますが、鳥飼地区、五中校区のコミュニティの拠点として活用はでき

ないのか、また、市として検討されていることがあるのかお聞かせください。

4番目、領土問題に対する教育のあり方、尖閣問題、北方領土問題の正しい教育をとということで、先般より尖閣諸島、北方領土など、領土に関する問題が報道される中、学校教育の場でこの問題が取り上げられ、正しく教えられているのかご質問したいと思います。

そして、五つ目、市営鯨生野団地の跡地に別府公民館を。

再来年3月から、市営の鯨生野団地の住民の方々が三島の市営住宅に移られると聞いておりますが、市として、その跡地の考え方はどのような考えをされているのかお聞きしたいと思います。

また、前回の定例会でも他の議員から質問もありましたが、昭和47年5月に建築されたこの別府公民館は、非常に老朽化が進んでいるにもかかわらず、総計の中でも、今のところ対策はするが新しく建て替える構想はないとのことですが、別府公民館の現状をどう考えているのかお聞かせください。

そして、6番目、指定管理者制度についてでございます。

平成16年12月に指定管理者制度の導入に関する指針を出されて、平成18年4月から指定管理者制度を導入された経過、5年間のまとめや公募についてのご報告をいただきたいと思います。また、平成22年6月29日付の指針第1次改訂版を作成した経過、今後の取り組み内容についてご質問させていただきます。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、ご答弁を申し上げます。

まず、第4次行財政改革についてでございますが、第4次行財政改革実施計画は、簡素でわかりやすい組織・機構づくり、職員660人体制の構築、スピード感のある行政経営システムの構築、前例にとらわれず、みずから考え、勇気を持って行動する職員を育てる人事制度改革、健全で安定した財政基盤の確立、この五つの柱を理念として掲げております。

これまでの行財政改革は、ともすれば財政健全化に重点を置かれておりましたが、本計画では5本の柱のうち4本が市役所の内部の改革であり、最少の職員、最小の経費で市民満足度を高めるということが重要な観点から、まずは市役所内の仕事のあり方、やり方を徹底的に洗い出し、内部改革を確実に実施していくことに重点を置いておるところでございます。計画は、人事制度改革、組織機構改革、人材育成、事務事業改革、歳入改革の五つに分類をされました計83項目で構成をされておりますが、人事制度改革につきましては、職員団体と協議・確認を行う必要があるものもあり、既に申し入れも行い、順次協議を行ってまいります。

機構改革につきましては、平成23年4月1日付の機構改革案を既にお示しいたしており、人材育成につきましては、人材育成実施計画を今月中にはお示しいたす予定で、第4次総合計画と第4次行財政改革実施計画を着実に遂行していける体制と人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、職員の配置につきましては、行政評価、予算査定などの結果を踏まえ、重点

施策を意識した職員配置を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市営鯨生野団地の跡地の活用についての考え方をご答弁申し上げます。

現在、鯨生野団地及び鳥飼野々団地の老朽化に伴い、市民プール跡地に仮称摂津市営三島住宅の建設を進めているところでございまして、平成24年春には完成し、両団地に現在お住まいの方の引越しが完了した後、旧団地につきましては取り壊しをする予定としております。

この整備には、多額の財源を必要とするもので、市といたしましては、必要となる財源を確実に確保し、社会経済環境の変化が激しい中であって、安定的な中長期財政基盤を確立させることが今後の市政運営にとって大変重要な課題であると考えておりますので、鯨生野団地の跡地につきましては、鳥飼野々団地の土地と同様に、基本的には一部売却をし、市営住宅建設の補てん財源とする予定でございます。ただ、鯨生野団地敷地内には、第19集会所とちびっこ広場があり、現に市民の皆様が利用されているとともに、別府公民館につきましては、地域の住民の皆様から建て替えというご要望もお伺いをいたしておるところでございますので、今後、最善の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度について、ご答弁を申し上げます。

いわゆる公の施設に管理につきましては、平成15年9月に地方自治法が改正され、それまでの管理委託制度から指定管理者制度に移行いたしました。本制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目

的としたもので、受け皿となる事業者を出資法人以外の民間事業者等にまで範囲を広げるとともに、指定管理者の選定に当たっては、公募の過程をたどることが原則となっており、本市においても、平成18年4月から42施設について同制度を導入いたしております。

本市での導入に当たりましては、それまで管理委託制度を活用していた施設については委託してきた外郭団体等の活動実績等を考慮し、当該団体を5年間の期間を定めて指定管理者といたしました。その指定期間が平成23年3月末をもって終了することから、昨年度より導入指針の改訂作業を進め、制度の目的、選定方法の基本原則をも議論しつつ、本年6月29日付で指定管理者制度導入に関する指針第1次改訂版を策定いたしましたところでございます。第1次改訂版策定に当たりましては、他の自治体の事例やふるさと財団の報告書等を参考にしながら、今後の方針の検討をいたしましたが、市全体の行財政改革を推進しているときでもあり、また、外郭団体もその見直しを進めるとなっていることから、景気低迷の中で外郭団体において業務拡大などの経営強化等を行う課題解決が図られていない状況下ではありますが、各施設の指定期間が終了することを見据えた方針を定めました。

その基本方針では、まず1点目として、平成23年度から新規に指定管理者制度を導入する施設については、原則公募とし、指定期間は5年以内とする。2点目として、既に指定管理者制度を導入している施設については、当面現在の指定管理者を指定するが、指定期間は平成25年度までの3年間とするをいたしており、その3年間の取り組みとして、平成22年度には外郭団体

に対して第1次改訂版指針を含む市としての考え方を説明し、業務改善・改革、経営強化等の取り組み指針の策定を求め、平成23年度には公の施設の管理運営のあり方、指定管理者選定に当たっての公募・非公募のあり方、外郭団体のあり方等を検討する検討委員会を設置し、平成24年度には検討委員会の提言書等を参考にして、市としての指定管理者制度導入に関する指針第2次改訂版を策定し、平成25年度以降は、その第2次改訂版に基づいた事務的措置を遂行していく予定でございます。

なお、市としては、3年後のあり方、方針を今から予定しているものではなく、現在はすべての可能性を含めて白紙の状況であり、今後、提出された各団体の取り組み指針や検討委員会からの提言書等を参考にしながら、最終的な市の方針を決定していく旨、外郭団体には説明をしているところでございます。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 環境政策について、ご答弁申し上げます。

環境対策課につきましては、平成23年4月1日付の機構改革で「環境政策課」に名称を改めることを予定いたしております。分掌事務につきましては、環境保全や環境美化、自然環境の保全、公害防止対策など、従来の環境対策課の分掌事務に加え、環境施策の企画及び総合調整に関することなども分掌させることを検討いたしているところでございます。

環境政策課の体制につきましては、市をあげて職員数の削減に取り組んでいる現状を考えますと、容易に職員数を増やすということは難しいと考えますが、職員の質の向上に努めるとともに、環境業務課等との

連携を深め、仕事の仕方を工夫するなどにより、実質的な充実を図りたいと考えております。

また、摂津市地球温暖化防止地域計画の策定状況でございますが、9月17日に第1回目の策定委員会を開催し、本市の自然的・社会的特性や、地球温暖化防止地域計画策定の背景と概要、計画策定のスケジュールなどについて説明させていただいたところでございます。今後につきましては、地球温暖化対策に関する市民アンケート及び事業所アンケートの集計結果の検討や、1990年、2008年及び2020年における本市の温室効果ガス排出量の推計を行い、具体的な温暖化対策や温室効果ガスの削減目標の設定などを議論願う予定でございます。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号3、協働のまちづくり（旧教育研究所をコミュニティの拠点に）についてご答弁申し上げます。

教育研究所が今年11月に旧男女共同参画センター跡施設に移転し、旧教育研究所は、現在、教育財産として教育委員会が管理しております。同施設は、昭和11年に鳥飼村役場として建て替えられたもので、鳥飼公民館としても使われていた本館と平成5年に増築されたプレハブ棟がございます。教育委員会といたしましては、暫定的に市内各所に保管しております農具、民具、出土遺物をプレハブ棟に集積し、市内の公共施設等で展示会等を開催してまいりたいと考えております。本館につきましては、市内においても歴史ある建物の一つであり、また、地域の方にはなじみ深い建物であることから、文化財等の保管あるいは陳列・展示場所として利用したいと考えておりま

すが、現時点では活用方法については最終決定まで至っておりません。今後、どのような活用をするかにつきましては、関係課と協議する中で検討してまいりたいと考えております。

別府公民館の現状についてご答弁申し上げます。

別府公民館は、築後38年がたつ、市内で一番古い公民館で、経年による老朽化が進み、また、地域からは、敷地が狭く施設も狭小なことから、他の場所での建て替え要望をいただいていることは承知いたしております。教育委員会といたしましては、本市の生涯学習施設全般にわたって老朽化が進む中、地域における生涯学習の核施設として、公民館の施設整備は優先課題の一つと認識いたしております。しかしながら、本市の財政状況は厳しい状態が続いており、別府公民館の建て替えにつきましても、建て替えを必要とする本市の公共施設全体の中で検討していかなければならないものと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育総務部理事。

(市橋教育総務部理事 登壇)

○市橋教育総務部理事 質問番号4、尖閣問題、北方領土問題の教育について、ご答弁申し上げます。

学校教育における教育課程の基準は学習指導要領でございます。今回、ご質問いただいた領土問題に関しましては、小・中学校の社会科において指導すべきものとして取り上げられ、教科書においても記述がございます。まず、小学校社会においては、我が国の位置と領土について調べるものとされ、その中で北方領土について、我が国固有の領土である4島についての返還を求めることに触れるものとされております。また、中学校社会科でも、北方領土が我が

国固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題に着目させるようにすることとされております。海洋国家として我が国の特色に着目いたしますと、直接他国と陸地が接しておらず、国境を持つ意味や当面する領土問題や経済水域等の問題について、児童・生徒の発達段階に応じて指導することは大変重要であるととらえております。また、教育活動の大きなねらいの一つに、豊かな心を児童・生徒にはぐくむことがあげられております。このために、伝統と文化をはぐくんできた我が国と郷土を愛する心情や国際社会の平和と発展に貢献する主体性を大切にしなければなりません。道徳時間をはじめ、すべての教育活動に取り組んでおります道徳教育が、社会科での我が国の国土についての学習と関連し、自分の身の回りの人や物を愛する心情や態度を培っているところでございます。

今後の課題といたしましては、児童・生徒の発達段階に応じて、内外のニュースを事実としていかに伝えていけるかがあげられると考えられます。児童・生徒の社会性をはぐくむことや自立できる心をはぐくむことは、学校の大きな役割の一つでございます。そのためにも、常に社会に対しての関心を持ち、考えることが重要であると考えます。

特に、尖閣諸島につきましては、北方領土と違い、これまで領土問題は存在しないとの政府見解もあり、教科書での明確な記述はございません。今後、学習指導要領の改訂も視野に入れての検討作業に文部科学省が入ったとの報道もございますが、事実を正しく伝えることは大変重要であるととらえております。子どもたちがよりよい社会人として、これからの時代を生き抜くために、現在の取り組みをさらに進めてまい

る所存でございます。

○藤浦雅彦議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番、第4次行財政改革について。職員数660人体制の数値は、国の基準と府下の平均に合わせた数字だと考えておりますけれども、この660人の中には再任用・臨時・非常勤職員は含まれていない数ですが、今後、正職は減っていき、そういった臨時・非常勤職員、再任用のバランスをどう扱っていくのか、また、委託の考え方や人事異動のあり方、そして職員のモチベーションの保ち方についても伺いいたします。

2番目、環境政策についてですが、環境政策という名前だけが先行して、中身がこれから検討ということでは、なかなか本末転倒のような気がしてなりません。実際、前回いただいたご答弁の中にも、全庁的な取り組みを行っていくということをおっしゃってございましたけれども、現実には取り組んでいるとは言えない状況ではないでしょうか。今後、この環境政策課を設置して、摂津市としてどのように環境政策を進めていくつもりなのか、また、具体的な数値目標や取り組みを長期ビジョンで考えているのかということをご質問いたします。

3番、協働のまちづくり（旧教育研究所をコミュニティの拠点に）ということですが、教育委員会が暫定的に文化財の保管、そして展示場所として考えられているということですが、現在、検討中であるということですが、本当にその活用法が一番よい方法なのか、もっと市民の方たちのコミュニティの場として使用できるものがほかにないのかということを含めて、今後検討していただきたいと思います。また、

活用が決定するまでの間、暫定的でも開放していただき使用できないのか、ご質問させていただきます。

尖閣問題、北方領土の問題でございますが、先ほどご答弁いただきました尖閣諸島について、こちらに関しては教科書での明確な記述がありません。北方領土についての記述はあるものの、歴史的事実がないというのが現実です。平成18年の教育基本法の改正により、旧法の「平和」、「普遍的」、「個性」から、新法では「正義」、「公共の精神」、そして「人間性」、「伝統」へと文言が変化し、新たに「道徳心」、「伝統と文化」、「愛国心」が加わっています。歴史的事実を正しく教えていただき、日本国民として国を愛することができる子どもたちに導くことが、この市の掲げる人間基礎教育につながるのではないかと考えます。来年の教科書採択は、新教育基本法と新学習指導要領のもとで実施される最初の選択です。現在も学校でこういった取り組み、また指導を行っていただいていると思いますが、さらに正しい歴史的教育を強く要望させていただきます。こちらは要望とさせていただきます。

そして、5番目の市営鯨生野団地の跡地に別府公民館をとということですが、高齢化が進む中で、老朽化に加え駐車場もなく、事務所も階段下で非常に劣悪な環境の中で運営されていた別府公民館でございますが、建て替えを行っても、もちろん市民の方の要望は建て替えとおっしゃっておりますが、なかなか周辺環境は整いにくい立地ですので、市営鯨生野団地の跡地に別府公民館を結合させる構想はやっぱり考えられないのか、もちろん多額な財源も必要ということでは先ほど答弁していただいておりますけれども、再度この別府公民館を統合させる構

想がないのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

そして、指定管理者制度でございますけれども、平成20年第4回定例会で、初めての私の議会の質問で、指定管理者の質問をさせていただきました。ちょうど2年前でございます。その際、民間の公募を含む指定管理の選定をしていきたいと、また、管理委託制度から指定管理者となったものの状況調査も行っていき、サービス向上につなげるということをご答弁いただきました。今回、3年という期間で継続される指定管理者は、長期にわたる指定管理者ということになりますので、サービス水準の確保と、それから適正な運営の確保が重要事項でありますので、もう一度点検をし、そして、地方自治法上要求されている事業報告書を提出させるだけではなく、事業実施内容の点検をどのように行うのか、そしてまた経営状況もしっかりと把握しておく必要があると思います。行政に頼るだけではなく、経営改善を図りながら、職員の処遇も含め自立化を目指して取り組んでいくように指導していただくことを、今後この指定管理者制度については強く要望させていただきたいと思います。6番目は要望とさせていただきます。

以上、2回目の質問でございます。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。市長公室長。

○羽原市長公室長 行財政改革の中の職員660人体制の構築という点に係るご質問にご答弁申し上げます。

現在、予定といたしましては、平成26年度までの5年間で業務のアウトソーシング、職員の職種替え、臨時・非常勤職員等の活用により、スリムで効率性を重視した組織をつくっていく、このことを目指して

おるわけでございます。その根拠ということでございますが、国のほうでも昨年7月に経済財政改革の基本方針2009、これを出しまして、平成26年度までの5年間で1割以上の定員の合理化を進めていくという考え方を打ち出しておりますし、本市の大阪府内における職員の数の状況、これを判断いたしますと、やはりまだ削減する必要があるのではないかと考えておるところでございます。これらの基本的な視点をベースにしながら適切な定員管理を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

再任用職員等の職員の配置の考え方、バランスということでございますが、再任用につきましては、一定、年金制度との関係がございますので、本人の希望と能力の評価、これが一定マッチすれば、基本的には再任用してまいるという方向で考えておりますけれども、全体の業務のボリューム、それと正規の職員の配置状況を考えまして、どうしても不足するところには、やはり臨時もしくは非常勤の職員の配置、これは検討せざるを得ないと思いますので、業務が今現在また地方分権等で新しく発生もしたりしておりますので、その辺の業務のボリュームを勘案しながら、全体の適正な配置については、毎年の予算の中で一度検討していきたいと考えておるところでございます。

また、業務委託等につきましては、委託し得る業務、それをコスト、それとサービス提供という両面から、効率性・効果を判断しながら委託についても判断し、鋭意進めてまいりたいと考えております。

人材育成につきましては、やはり職員が減ってまいりますので、幅広く知識と経験を備えたバランスのとれた職員がこれから

必要になってまいりますから、そういう観点から適性を把握する、もしくは育成に資するような人事異動等を行うという考え方でございまして、現在ではおよそ10年間で窓口部門、管理部門、事業部門と3種類の職場をできるだけ人事異動する、その中で本人の適性であるとか能力を一定判断いたしまして、10年以後の配置については検討していくというような一定のローテーションを実施しておるところでございます。

そのほか、職員のモチベーションの維持という点では、まず第一義的には本人の努力ということはあるんですけども、やはり職場における援助、励まし、そういうものも必要ですので、職場においてそういうコミュニケーション、会話が成立するような制度としての目標管理、そのようなものの導入についても鋭意検討して進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 市として全庁的に環境問題に取り組んでいるとは言えない、具体的な長期ビジョンを考えているのかについてご答弁申し上げます。

環境問題に対する対応につきましては、それぞれの課がそれぞれの担当業務の範囲の中でいろいろな取り組みを行っているところでございますが、議員のご指摘のとおり、全庁的、総合的な環境施策の推進という観点から申し上げますと、現状では十分と言えないと認識いたしております。環境政策と一口に申しましても、都市計画や道路環境、公園、緑の整備、また、ごみの減量、環境美化、それから公害対策、自然保護、地球温暖化対策、それから持続可能な社会の実現など、非常に幅広い分野にかかわるものでございます。したがって、

本市といたしましては、それぞれの部署で環境対策として何ができるのかを考えまして取り組むこととし、環境政策課を中心にその総括を行いまして、市としてバランスのとれた環境政策を進めるように進めていくことが望ましいと現在考えております。また、その中身や方向性につきましては、地球温暖化防止地域計画の策定を通じまして明確にしていきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 「旧教育研究所をコミュニティの拠点に」についての2回目のご答弁を申し上げます。

旧教育研究所につきましては、先ほどもご答弁申し上げますが、鳥飼村役場として建設され、鳥飼公民館としても利用された歴史的な建物でございますので、教育委員会といたしましては、今一番ベターなものとして文化財等の保管あるいは陳列・展示場所として利用したいと考えております。建物の耐震性等を考慮に入れながら、早急に市として建物の活用方針を取りまとめてまいりたいと考えております。建物の暫定活用につきましては、他の施設との整合性を踏まえ、特定の方々、団体への貸し出しは差し控えたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長、別府公民館の件について、再度質問されておりますが、答弁できませんか。生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 別府公民館の建て替えにつきましては、別の場所であるということで市民からご要望をいただいております。ただ、別府保育所がございまして、当初、別府保育所、別府公民館、あるいはコミュニティということで、そちらにということも案としてはあったかと思っておりますけれども、幼保一元化というこ

とで、別府保育所もべふ幼稚園の同地に参りますし、この案につきましては、もう一度練り直しといたしますか、再度計画をしまいとすることで、先ほど市長公室長から答弁がございましたけれども、現時点では具体的なことは決定しておらないところでございます。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、第4次行財政改革について、3回目の質問をさせていただきます。

実際、団塊世代の大量退職で、この人材育成は急務であると思います。重点施策を意識したこの職員配置を行っていく中で、雇用体系を見直して、そして業務のアウトソーシング、そして臨時・非常勤・派遣職員、再任用の活用を進めていくという2回目の答弁をいただきましたけれども、実際、この臨時・非常勤・派遣職員が非常に多くなって、正職をかなり上回ってしまうということであれば、業務のバランスが非常に崩れてくるのではないかと考えます。また、職員のモチベーション、例えば人事異動をなさったときに、新しい職場でまた一から勉強し直すという形になると思いますけれども、この際、臨時・非常勤職員、派遣職員の方のほうの知識のほうが多いということになれば、職員のモチベーションも下がってしまうんじゃないかと、そういう懸念もございます。こういったことを踏まえて、目標管理制度や公平・公正な評価制度も必要だというふうに考えます。この地方分権の時代において、創造性や市民協働を進めるためのプロデュース能力を持つ人材が必要とされる中、市民と協働する能力、そして政策能力、情報活用能力を高める人材育成は、非常に重要な課題であるというふう

に第4次行財政改革のほうにも書いてございますけれども、市長がいつもおっしゃる「やる気」・「元気」・「勇気」を持った職員を育てるには、市長はどのようにお考えなのか、最後、市長のほうにご答弁いただければというふうに思います。

そして、2の環境への取り組みについてでございますが、実際、前回にも申し上げましたけれども、今年の8月のエコイクフェスタの位置付け、こちらのほうは、イベントがあることすら全庁的に知らない状況の中で、本当に全庁的な取り組みができるのか、また、環境対策課が行っていたことをどこまで今度は発展させていくのか、こういったことをまず行おうと思うと、環境こそ、この縦割り行政ではできないというふうに考えます。当初、環境部ができるという話からは非常に後退しているように見えますし、果たして全庁的な環境の取り組みができるような体制が本当にできるのかというところを副市長にご答弁いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

そして、協働のまちづくり（旧教育研究所をコミュニティの拠点に）という3回目の質問でございますが、協働のまちづくりというテーマの中で、市民が活躍するまちに育てるという基本があるのであれば、市民と行政が協働により取り組むこと、みんなが思いを率直に話し合っ、そして、まち育ての環境整備をすることが最重要課題であると政策に書かれてあります。せめて、この地域の方々と、まちづくりの拠点として、この旧教育研究所の活用を議論する場を設けていただくことはできないのか、市民協働というこれからの新しい出発点になるのではないかとというふうに考えます。先ほどご答弁のほうでもいただきましたけれども、耐震の関係がございましたので、今後

はその耐震の部分も検討していただきながら、本当に古いこの旧教育研究所を活用できるのかというハードの部分ももちろん調べていただかないといけませんけれども、そういった活用できる場を、まず議論する場を設けていただきたいというふうに思いますけれども、教育長としては、この市民協働について話し合う場をどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、5番目の市営鯨生野団地の跡地に別府公民館をとということでございますけれども、3回目の質問でございますが、先ほどもお話にございましたけれども、この市営鯨生野団地の跡地は3,000平米あるというふうにお聞きしております。広さとしても、そして周りの環境からとしても、非常に十分ではないかと考えております。平成24年をめぐりに完成であるならば、一つの選択肢として地元の方々との意見交換、もちろんこれまでも行っていらっしゃると思いますが、今後もう少しこの件に関して意見交換を行っていただきまして、24年というと再来年になりますけれども、この旬の時期を逃さずに検討していただきたいなというふうに思っておりますけれども、同じ答弁になるかもしれませんが、こういった旬の時期を今から検討していただくことをどのようにお考えか、再度お聞かせいただきたいと思います。

以上、3回目の質問とさせていただきます。

○藤浦雅彦議長 それじゃ、別府公民館の件について、生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 別府公民館の建て替えにつきましては、先ほどご答弁させていただいておりますけれども、保育所あるいはコミュニティということで、一体的に建築するという案は確かにございましたけれど

も、現在のところ、幼保一元化ということで、保育所が幼稚園地に行くということで、今、一から計画練り直しということになっております。それで、別府公民館につきましては、築38年ということで、非常に老朽化し、駐車場もない施設で手狭であるということでお聞きいたしております。ただ、建て替えにつきましては、財政状況を見ながら市の公共施設全体で考えていくものと考えております。

それから、公民館建て替えについて、市民の意見をお聞きするというお問いであったかと思っておりますけれども、これにつきましては、地元の方とも協議し、市長も出席されてお聞きしているということで、十分地域住民の方のお考えについてはお聞きしてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 それでは、協働のまちづくりについて、教育長のほうから。

○和島教育長 協働のまちづくりについての考えということでございますけれども、旧教育研究所の跡施設の活用につきましては、先ほどからご答弁申し上げておりますように、教育委員会といたしましては、当面、現在市内の小学校に分散されている文化財の保管、あるいは陳列・展示場所としての活用をしてまいりたいと考えております。将来的には、市としてこの施設を恒久的にどのように活用していくのかという方針についても取りまとめていくことになろうと思っておりますけれども、その際には、市民の方々のご意見も参考にすることも考えております。その一つとして、教育委員会では、市民に親しまれる施設のありようについて考えるときに、今おっしゃっております市民に親しまれる本格的な郷土資料館をつくっていく段階で、市民とともに作り上げていくという協働の考え方は入っ

てこようかと思えますけれども、今の段階で、この跡施設の利用について市民の方とお話し合いをしていく考えは、教育委員会としては持っておりません。

○藤浦雅彦議長 環境政策について、副市長。

○小野副市長 環境政策の中で、部の設置であるとか縦割り行政の問題でございますけれども、これは総合計画基本構想審査特別委員会の中で申し上げたんですが、今日まで確かに環境部という部もございました。その時々で部をビルドしたりスクラップしたりしてきたところでもありますけれども、基本的には部を幾らつくりましたが、その中身が整っていないと、それは絵にかいたもちということになるというふうに思います。今年度の市政運営の基本方針にありますように、部長が言いましたように、この地球温暖化防止地域計画の策定を、いかに全庁的に取りまとめができるかということが基本的な観点になるというふうに思っております。人間、えてして自分が参加していないものであるとか自分が意見を言っていないものについては、自分は知らない、環境施策は環境でやればいいのではないかと、こういう声が、これだけではございません、ほかの部門でも聞こえてきたこともございます。したがって、今回の総合計画もそうですが、全庁一丸となつてと市長が申しておりますように、この環境計画を南千里丘から発展してどうつくっていくのか、それから、京都議定書の問題もいろいろ議論は国でされておりましたけれども、COP10の問題もありますし、そういった問題を各部・各課がどうやって吸い上げる形をきちっとつくっていくか、参加ができる、意見を言い、提言をまとめていくという作業の手順とか中身が非常に重要になるなど。いつの間にか計画ができておつたと、我々も

全然知らないということでは、これは困るわけでごさいます、その手順なり、その手続きなり、その職員参加を求めて、それがつくられたと。その中で、配置の問題、それから将来的には部の問題というふうに発展していくと。そういうふうの中身から持ち上げていかないと、表づらだけをやりましても、なかなか今までうまくいかなかったという例も、私もこれは長い公務員生活の中で経験もいたしておりますので、そういう中で考え方の整理をしていくべきだと思います。

したがって、今言いました縦割り行政の問題も前もありましたし、それから、市長のほうもいつも言っています、市の大きなイベントは、やはりできる限り部課長なりが参加をするように、これは毎回部長会の中では見ておられるかもわかりませんが、この1週間にこれだけの事業があったよ、これだけの市民が参加されたよ、これだけの形やから部課長も、毎回市長のほうからもそういう話もされておりますし、そういう意味で、私はまずこの地域計画をどうまとめ上げる作業をきちっとつくり上げていくかということの主眼に置きたい。その中で、今後、総合計画の中で申し上げたように、将来の25年、26年等々の機構改革ということも、また一定進捗によっては考えていく必要もあるかなということも公室長も申し上げてまいりました。それらも視野に入れながら、今後、そういう形の中で取り組みをしていきたいと、そのことを見守っていただきたいなど。そして、この4月の配置につきましても、一度よくよくこういう環境施策が対策から政策に変わる、企画し総合調整するという体制がいかにあるべきかということ、限られた職員数でありますけれども、その点は十分配意して配

置をしていきたいなというふうに今、考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 大澤議員の質問にお答えをいたします。

第4次行革を見据えた機構改革等々、今後の役所のあり方ということだと思いますけれども、正職員、それから臨時職員、アルバイト等々、たくさんスタッフの仕事についておりますけど、これは行政が便宜上いろいろな形で取り組んでいるわけでありまして、市民から見ますと、アルバイトであれ正職員であれ、すべては立派な公務員でありますから、我々といましては、全くその辺については別個にどうやからというようなことは、ただ、それぞれの役割、責任の重厚はありますけれども、市民から見ると本当に立派な公務員であります。それはそういうことで、アルバイトであろうと正職員であろうと、そのことをしっかりわきまえるように私のほうから常に強く申しております。

ところで、公務員になるには非常に難しいです。非常にハードルが高いですね。ということで、摂津市の職員一人ひとりすべてが立派な能力を持っております。そして、可能性を持っております。いつも言うことですが、質はどないなとんねんと。質は、頭のよさ、力の強さじゃないと。公務員の場合は一にやる気です。やる気があれば立派に仕事ができる職員ばかりであります。そういう意味で、現実にやる気になっておるかどうかというところを今、議員の皆さんはおっしゃるわけでございますから、しっかりとチェックをしていかないかと思っております。

それで、どういうふうかというと、今、いろんな話をされたんですけど、質を高

めるって、いろんな方法がありますが、私は常々言っているんですけど、私の言う五つの心、これに尽きると思うんです。この不況時に公務員として、ここで今仕事をさせてもらっている、ありがたいな、まずそういう気持ちを持たないかと。そういう感謝ですね。もちろん自分自身、納税者の皆さんはありがたいなと、そういう気持ちで接する感謝、そして、常に市民の目線といたしますか立場に立つ思いやり、この気持ち。そして、すべて税金で賄っているわけでありまして、節約の気持ちを持てるか。もちろん全体の奉仕者です。奉仕、我が身を呈してですので、市民のためにと、そういう気持ちを持てるか。何よりも大事なものは元気なあいさつです。窓際でも市民の皆さんに。これに尽きるんです。ここさえきっちり押さえておけば、アルバイトであろうと正職員であろうと、そんなことはなしに立派にこのまちをしっかりとつくっていきますので、この点を踏まえて、私だけが言うていたって、部長以下がしっかりとした理念を持って、職員がそういう気持ちになるシステム、そのことをおっしゃっているんだと思いますが、粘り強くといいますか、しっかりとこれらに目を向けていきたいなと思っております。

それから、私に質問はなかったんですけども、別府の公民館の話がよく出てまいります。これは議員の皆さん、前にもいろいろお話、質問があったと思っておりますけれども、皆さん、いろいろの思い、考えを持っておられると思いますが、少し先ほどの答弁はわかりにくかったかもわからないので。そもそもこの話が出てきたのは、鯉生野団地、そして鳥飼野々団地の老朽化、建て替え問題から話が始まっているわけですね。くしくも同じ時期になった。そして、一方

で摂津市の中心部にプールの跡地、一等地があります。これはいつまでもなかなか生かす方法が見つからないということで、ベストではないけれども、今のすべての現状を踏まえて、あそこに福祉の理念を持った市営住宅を建てようじゃないかと。両方併せて建てる、そうすれば、ある意味では1足す1が3になる、そういうことも可能であるということ、あそこに市営住宅を移すことになりましたね。ということからいいますと、本来、鯨生野団地、そして鳥飼野々市営団地の跡地は売却して、この原資で住宅を建てても、これはこれでいいんだと思うんです。でも、それじゃ、能がないわけでありますから、それぞれのところにちびっこ広場とか集会所とか、いろんな公共施設があるわけでありますが、この両方ともを生かしながら、そして、あの市営住宅の建て替えの原資にいかにしていくか、これは考えないかんと思うんですね。だから、そういう意味で、たまたま別府は、その近くに古くなった公民館がありますね。この公民館と将来の別府のまちづくりを見合わせてどうしたらええんかという話が地域から出てきたと思うんです。その話は確かにそうだと。そういうことで、あの土地を全部売ってしまうんじゃなくて、今後どういうふうに生かせるか、今の公民館の土地も含めてどうすべきか、これはずっと考えていますので、今この時点でも考えております。

何回も言いますけれども、コミュニティプラザができました。これは、摂津市で一っしか要らん施設です、私から言ったら。その次に、これをしっかり踏まえて、そして、摂津市に大きく分けて2か所に要る施設は何だろうかということ、今考えているわけですね。こいつを踏まえて、次に大き

くは中学校区に分けて何が要るんだと、どんなものをつくるんだということ。例えば、もっと細かく言ったら、社協のゆうゆうホールとか、地域の福祉の拠点とか、そんなことにずっとつながっていくわけでありますから、末端から先にやっちゃって、こっち側というわけにはいかないので、この厳しい財政事情を踏まえて、そして、きちっとした方針を立ててまちをつくってまいりますので、今からとおっしゃいましたが、常にそのことを考えておかないと、まちがいびつになりますので、えらい釈迦に説法のような話をしましたけれども、もしや間違っって受け取っておられたらと思いましたので、念のため。

以上です。

○藤浦雅彦議長 大澤議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

初めに、1、スポーツ・文化都市宣言を行うことについてお尋ねします。

本年6月11日から開催されたサッカーワールドカップ南アフリカ大会におきまして、本市出身の本田圭佑選手が出場したことに際し、市内ではスポーツ用品メーカーが企画したイベント開催や児童によるメッセージの寄せ書き、そして、広報せつつの6月1日号の1面掲載、さらにはパブリックビューイングを第四中学校で開催され、多数の応援で会場は大いに盛り上がったと聞いております。

最近では、10月23日から開催された第10回全国障害者スポーツ大会におきまして、水泳背泳ぎ25メートル男子少年の部でも岡田悠さんが、また、ボウリング男

子壮年の部で谷昭さんがそれぞれ金メダルを獲得されました。また、文化関係では、第三中学校の吹奏楽の皆さんが、第23回全日本マーチングバンドコンテストの全国大会に初出場されての受賞、今申し上げた以外にも、プロスポーツ、落語家、作曲家など、本市出身の方々が幅広く活躍をされておられ、摂津市というこの小さなまちが、大阪のみならず日本国内に大きくアピールできているのではないかと思います。

市内におきましても、体育館やグラウンド、文化ホール、コミュニティプラザなどで、スポーツや文化関係など、多くの団体、個人の方々が活躍されておられます。さらには、来年4月より施行される第4次摂津市総合計画におきましても、「文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします」とあり、市民による文化交流活動を支援するとともに、環境の整備を図ることにより、スポーツを振興し、文化財などの保護・継承を図ることとされております。

今のスポーツ・文化の活発性や第4次摂津市総合計画のスタートに当たり、さらなるスポーツ・文化の充実に向けて都市宣言を行ってはどうかと思いますが、本市のお考えについてお尋ねをいたします。

次に、2番目でございますけれども、徘徊SOSネットワークの構築についてお尋ねします。

認知症は、65歳以上で有病率は現在約5%と言われており、2026年には10%に上昇するとの推計もあります。発症率は加齢とともに高くなるとの傾向にあるものの、若年者認知症の方も全国で3万人とも言われております。認知症によって直接起こる症状が、記憶障害、見当識障害、理解・判断力、実行機能の低下などで、このため周囲で起こっている現実を正しく認

識できなくなり、この病状の一つとして徘徊がございます。これは、外出したまま帰宅できなくなり行方不明となるなど、最悪の場合、人命にかかわることでもあります。認知症の方が徘徊された場合、遠方に行かれることも考えられますので、家族や地域などで探すにも困難をきわめ、家族にとっては、事故に遭うのではないかと、行方不明になったらという不安で精神的に大きな負担になると思います。

先日、新聞におきまして、「連絡40分後、男性保護」との見出しでございましたけれども、この新聞を抜粋して読ませていただきますけれども、富田林市で認知症の70歳の男性が徘徊して行方不明になりました。周辺自治体が協力して捜索する徘徊高齢者SOSネットワークを利用、同市が男性の顔写真や特徴を記した情報を協力機関に発信したところ、申請から40分後、情報をもとに自宅から北3キロの市内で無事保護されたと。今年の春から始まった同ネットワークが発見につながった例は今回が初めてで、異例のスピード保護に関係者は手応えを感じていると。そしてまた、市によると、男性はひとり暮らしで、別居の家族が定期的に訪れていたそうでございますけれども、自宅へ帰らずに行方不明になった男性には徘徊ぐせがあり、家族は翌19日朝に富田林署に捜索願を届け出るとともに、同ネットワークを利用しようと午前10時には市にも連絡、これを受けて市は、同15分、家族の同意を得て協力機関に男性の情報を一斉送信した。打ち返しの情報が寄せられたのは、そのわずか5分後だったと。さっき靴を履かずに路上に座り込んでいるお年寄りがいた。偶然市内の診療所に向かう途中に見かけた患者が診療所職員に相談、その特徴が直前に診療所にファクスで届い

ていた高齢者の情報と一致したと。診療所から連絡を受けて駆けつけた市職員が本人と連絡し、無事保護されたと。こういう新聞が掲載をされておりました。

本市におきましても、市民のさらなる安心・安全への取り組みの一つとして、関係機関との徘徊SOSネットワークの構築が必要と思います。さらには、市外に行かれることも考慮して、近隣自治体との広域的なネットワークを構築するべきであると思いますが、本市のお考えについてお尋ねいたします。

次に、3、市民課窓口業務の一部委託についてお尋ねします。

市民課窓口業務として、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書の発行など、記載された個人情報をもとにした市民の生活にかかわる大切な書類を扱う業務でございます。本年4月からの第4次行財政改革実施計画には、窓口業務の一部委託が記載してありますが、委託する業務内容は何をされようと考えておられるのか、また、計画どおり平成24年度に実施されるのか、本市のお考えについてお尋ねをいたします。

次に、4、コミュニティプラザの貸室予約についてお尋ねします。

コミュニティプラザは、本年7月にオープンし、約5か月半が経過、3階のコンベンションホールや会議室などの22室の使用状況についてはホームページで公開されています。講演会などでの使用状況やコンベンションホールを除く会議室などのインターネット予約ができるようになっていることは、市民交流の拠点として、また、利便性向上として一定の評価ができると思います。その一方で、市民の方から、コンベンションホール申し込みにおいて、6か月前の日が平日となり、仕事で行けなかった

ので、その週の土曜日に行ったときには既に予約されていた。申し込み方法の改善はできないのでしょうかというお話を聞きました。コンベンションホールをより多くの方に利用していただく一つの案として、インターネットによる仮予約を可能とし、後の1週間程度以内に本予約を窓口で行うとすることも可能ではないかと思いますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

また、子どもルームや絵本ルームは、各種団体などにおいて講演会、講座などを開催する際に、一時預かり保育としてスタッフを配置するとともに、使用料金を払われて使用されております。保護者、子ども、地域の方々にとって、より利用しやすい施設となるよう、また、経済的負担軽減、さらには男女共同参画社会の積極的な推進の観点からも、一時預かり保育として使用されている場合には、子どもルーム、絵本ルームの使用料全額免除としてもよいのではないかと思います。本市のお考えについてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号1、スポーツ・文化都市宣言を行うことについて、ご答弁申し上げます。

本市では、これまでまちづくりを進めるに当たり、昭和58年の平和都市宣言をはじめ、六つの都市宣言を行ってまいりました。平成18年4月に制定いたしました子どもの安全安心都市宣言は、平成13年6月に起きました大阪教育大学附属池田小学校の事件など、安全であるべき学校や地域において子どもが犠牲となる事件が続発し、大きな社会問題となりました。本市では、

全国に先駆けた小学校への受付員の配置やこどもの安全見守り隊の設置など、未来を担う子どもを摂津市全体で守ろうという機運が高まり、都市宣言するに至ったものがあります。

このように、都市宣言は、その時々課題をとらえ、社会状況を反映した姿勢やメッセージを市の内外に表明し、まちづくりを進めていく姿勢を示すもので、本市でもプロスポーツ選手や高校野球、また各大会における本市内チーム、選手の活躍、市内吹奏楽部の活躍など、スポーツや文化に対する市民の関心は高まってきております。都市宣言につきましては、今後さらにそういった機運が盛り上がり、摂津市として市内外にスポーツ・文化都市とのメッセージを発する状況が醸成されてまいりましたら検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

(福永保健福祉部理事 登壇)

○福永保健福祉部理事 質問番号2、徘徊SOSネットワークの構築に対する市の考え方についてご答弁申し上げます。

認知症の方が外出して家に戻れなくなる、いわゆる徘徊は、外出してからの時間の経過とともに、交通事故などをはじめとした命の危険にもつながることより、早期保護が大変重要であると考えております。徘徊SOSネットワークにつきましては、議員ご指摘のように、府下では南河内圏域の7市2町1村において、今年4月より広域的な取り組みを始められ、11月に70歳代の男性がこのSOSネットワークにより無事保護されたと聞いております。本市では、今年度、認知症の方と家族が安心して暮らせる地域を目指して、認知症高齢者実態調査を実施しており、この調査の結果からも、徘徊への対応が家族にとって大きな負担と

なっていることが伺えます。認知症の方と家族への安心につながる、この徘徊SOSネットワークにつきましては、広域的な取り組みが重要とは考えますが、まず、市内の関係機関との連携を図り、システムの構築に向け、具体的な取り組みについて検討を進めてまいりたいと思います。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号3、市民課窓口業務の一部委託について、ご答弁申し上げます。

市民課窓口で委託できるものとして、戸籍謄本、住民票、印鑑証明書等の交付請求に係る発行及び引き渡し、住民異動届の受け付け、転出証明書の交付、交付手数料の収納、その他窓口業務に関する補助的業務等がございます。業務を委託するに当たりましては、請求や申し出に対する交付、不交付の決定、請求届出内容等に対する審査につきましては、市職員みずから行う必要がございます。また、不測の事態等、通常一般の業務処理の内容を超える場合には、市職員みずから臨機適切な意思決定を行い、必要な対応を講じられる職員体制をとることも必要となってまいります。個人情報保護、費用対効果、市民サービスの質の向上、職員体制、業務の難易度を勘案した上で、これらの委託できる業務の中から最適なものを選択してまいります。実施時期につきましては、平成24年度を予定いたしております。

続きまして、質問番号4、コミュニティプラザの貸室予約について、ご答弁申し上げます。

コミュニティプラザが本年7月に開業し、会議室等の施設使用の申し込み手続きにつきましては、会議室等は使用日の3か月前、

コンベンションホールは同6か月前の同日から窓口で受け付けを行っております。窓口は、土曜、日曜日を含みまず開館日の午前9時から午後6時まで行っております。併せまして、インターネットを利用して24時間会議室等の空き状況の照会や予約ができるシステムの運用をしております。会議室やコンベンションホールなど、コミュニティプラザの貸し館の空き状況の照会は、利用登録を行わなくてもどなたでも利用できますが、予約をするためには、あらかじめ利用登録の手続きを行っていただいております。施設使用の申し込み手続きにおきましては、現在の運用ですが、インターネットより窓口での直接の手続きを優先しております。コンベンションホールにつきましては、会議室や講演形式での利用のほか、舞台設備を使った発表や飲食を伴った利用、展示などの多目的な利用が可能であり、今後におきましては、カラオケなどの対応もありますことから、利用者の希望との調整が一層必要となります。同時に、準備から片づけまで利用時間内での適切な利用と前後の利用者の状況など、確認事項が多い施設でありますことから、窓口受け付けのみといたしております。今後、インターネット申し込みの利用状況を含め、施設利用状況を検証するとともに、現在の1日ごとの受け付けから1か月単位での集中受け付けへと移行していく際に、施設利用の浸透ぐあいを見て考えてまいります。

続きまして、コミュニティプラザには、子育て中の方が参加される機会を増やすための一時預かりをするための部屋となる子どもルームや絵本ルームなどを設置いたしております。単独で使用される場合もありますが、主催者がこれらの部屋を他の会議室等と同時に使用し、一時預かりのために

使用する場合につきましては、施設利用者の利用実態を検証する中で検討してまいります。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、1、スポーツ・文化都市宣言を行うことについてですが、先ほどの答弁の中で、今後さらにスポーツ・文化の機運が盛り上がるとうございました。しかしながら、この機運が盛り上がるとうどのような状況なのか、少し想像がしがたいというふうに私は思っているんですけども、今年、先ほど申しましたサッカーもございましたし、またワールドベースボールもございますし、また夏季・冬季のオリンピックも世界的なスポーツ関係もございまして、また文化関係もございまして。そういう中で、本当に機運を盛り上げるためには、やはり都市宣言を行うという考え方も一つ一方ではあるというふうに私は思います。そういう中で、摂津市民として、生涯にわたりスポーツを通しての友情とふれあいの輪を広げることや、健康づくり、長い歴史と伝統に培われた文化を大切にする、健やかな心と体をつくる、そういうことが必要であると思っておりますので、今後、スポーツ・文化都市宣言の検討をお願いし、これは要望とさせていただきます。

2番目、徘徊SOSネットワークの構築についてですが、答弁におきまして、市内の関係機関との連携やシステム構築への具体的な取り組みの検討を行うということでございます。徘徊はいつ起こるかわかりませんので、徘徊された方の早期保護や家族などの精神的な負担軽減などへ、ぜひとも迅速、正確に必要な情報を発信し、日常業務・生活を通じた目配りによって、行方

不明者を早期に発見し、保護が図られるよう、医療機関、公共機関、また新聞販売所や各種団体などとのネットワークの構築に一日でも早く取り組んでいただけますよう要望とさせていただきます。

また、北摂地域のみならず、本市は大阪市、淀川を挟んで守口市、寝屋川市とも隣接しています。各行政等との広域的なネットワークの構築に向けた取り組みをお願いし、要望とさせていただきます。

次に、3、市民課窓口業務の一部委託について、2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、個人情報の保護、費用対効果、また職員体制などの検討項目を含め、委託業務は今後選択していくということであったかと思えます。市民の生活にかかわる大切な書類を取り扱う業務でありますので、個人情報の守秘や漏えい防止に対して万全の上に万全を期すことを行う、そういう管理とチェックが必要だと思えます。この管理とチェック機能の体制をどのようにされるのか、本市のお考えについて、再度お尋ねをいたします。

次に、4、コミュニティプラザの貸室予約についてですが、コンベンションホールの使用に際し、利用者の希望との調整や内容などの確認を要することも一定の理解はできますが、同じ建物内に有する部屋をインターネットで予約ができる、できないの区別を行う必要があるのか、これも疑問に感じます。1回目の質問で申し上げましたが、インターネットでの仮予約後に窓口で本予約を行うとした場合においても、現状と同様の調整や確認が可能でありますし、もし使用条件不適合な申し込みであれば、窓口で行う本予約の時点で予約の取り消しとすることも可能ではないかと思いま

すので、市民の今後の負担軽減とさらなる利便性の向上が図られるよう、インターネット予約について検討をお願いいたします。

また、子どもルーム、絵本ルームの使用につきましても、男女共同参画社会を推進する観点からも、一時預かり保育として使用する場合の使用料免除、また、現行では利用日から3日以内のキャンセルは返金しない制度となっておりますが、子どもさんはいつ発熱など体調異変が起こるかわかりません。体調異変などやむを得ない理由で使用しなくなった場合には、3日以内であっても返金をできる制度への改定について検討していただきたいと思えます。

さらには、コミュニティプラザ施設利用者などの立体駐車場の運用につきましても、現在は30分の無料となっておりますけれども、コンベンションホールの使用内容、利用形態、備品使用などの打ち合わせによっては30分で足りない場合もあるのではないのでしょうか。そのことから、無料の時間を1時間程度に延ばしていただくことも併せて検討していただくことをお願いし、要望とさせていただきます。

以上で2回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。生活環境部長。

○水田生活環境部長 2回目のご答弁を申し上げます。

委託した場合の管理とチェック体制、機能の体制についてご答弁申し上げます。委託業者及びその従業員が住民に関する個人情報を取り扱うこととなりますことから、摂津市個人情報保護条例に基づき、委託業者に対する個人情報の漏えい防止等の適切な管理、従事している者または従事していた者には、個人情報の守秘義務を遵守させることとともに罰則規定を周知いたします。

また、個人情報保護の重要性を委託業者に十分認識させるとともに、従事する者に対し、個人情報の保護に関する教育を徹底するよう指導してまいりたいと考えております。さらに、委託業務の内容に応じた情報の取り扱い方法等を定めた実施要領、USBメモリの持ち込み禁止などを内容とする服務規程を制定するなど、個人情報の保護には万全を期してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 村上議員。

○村上英明議員 3番目の市民課窓口の委託業務についてでございますけれども、先ほどの答弁におきまして、罰則規定の周知、また個人情報に関する教育の徹底指導、さらにはUSBメモリの持ち込み禁止などの服務規程の制定をされるということであったかと思っております。これは疑いを持つわけではございませんけれども、個人情報の漏えいなど、あってはならないことが起きた場合には、本人はもとより、漏えいされた市民の方にも多大な影響を来すことは考えられますので、規程の制定とともに個人情報の保護に関する教育・指導をしっかりと行っていただきたいと思っております。また、窓口業務の一部委託実施によりまして、これはあと1年少々ございますので、しっかりと個人情報の保護が万全に行われるとともに、費用対効果などが向上する内容としていただければ幸いです。

以上で私の一般質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、柴田議員。

(柴田繁勝議員 登壇)

○柴田繁勝議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、摂津市は、この7月1日に南千里丘のまちをオープンいたしました。そのことに関連して、正雀地域では、一体正雀はどうなるのでしょうかと、こういう質問が多く市民の皆さんから尋ねられます。そこで私は、今、正雀駅前ワークショップのその後の進捗状況について、どのようなことになっているのか、そしてまた、今後どういうふう展開していくのかということをまずお尋ねしたいと思います。

2番目ですけれども、市民活動支援に関する取り組みについて。

私たちの会派は、今年2月9日、八王子の支援活動について研修をしてまいりました。このことについての研修内容については、三好幹事長のほうから少し担当のほうにその資料等をお渡しされたというふうに聞いております。また、担当もそれを受けているというふうに聞いております。そこで、摂津市の市民支援活動をどのようにするのか、これは、摂津市の今年の基本政策の中にも市長が述べておられますので、このことについてもお尋ねをしたいと思います。

それから、3番目でございますけれども、文化財保存についてですが、先般、一般公開された吹田操車場跡地の文化遺産に対する市の考え方ということでございますけれども、このことにつきましては、先日の文教常任委員会の中の文化財保護条例の審査の中で、それぞれの議員からこのことについての関連した質問がございました。そのときに市のほうが答弁をされておられますので、それ以上の答弁をここで求めるということも、私は少ししんどいのではないかと思いますので、そのときの答弁の確認ということでご答弁をいただけたらと思いま

す。

次に、4番目ですけれども、将来のまちづくりということで、先般、第4次総合計画が実施されるということで、市のほうで着々と進められることになっております。その中では、協働とかいろいろなことで、この10年間、どのように市民のために皆さんに喜んでもらえる市をつくっていくのか、これは先ほどの市長の答弁の中にも市の考え方が伺えるように思います。

そこで私は、最近、大阪都構想、また大阪市分市というようなことも関連して出てまいっておりますこの都構想につきましては、前々回でしたか、我が会派の原田議員のほうからも一般質問されております。このことも承知いたしておりますが、これについての考え方を述べていただければありがたいと思います。

1回目の質問です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号1の(1)正雀駅前ワークショップのその後の進捗状況についてであります。現在、正雀駅前の整備につきましては、基盤整備を含む大規模な再開発事業などが困難であるため、平成18年度より、正雀地区まちづくりについて話し合う場として、正雀駅前地区まちづくりワークショップを開催しております。ワークショップでは、地域の皆さんが正雀地区のまちづくりについて自由に話し合い、今までに屯所の壁に絵をかいたり、公園遊具の色塗りなどに取り組まれているところであります。昨年は、駅前周辺の危険な箇所などの状況を、子どもや高齢者の方々にもわかりやすいように、写真やイラストを使った正雀安全マップを作成し、旧味舌校

区の全戸に配布されております。作成に当たりますとは、自治会の回覧を利用し、地域の方々の意見を聞いたり、大阪人間科学大学の学生にも参加していただいております。

本年度は、南千里丘に摂津市駅ができたことから、改めて自分たちのまちを見直すとともに、広く正雀を知ってもらおうと、味舌地区の行事や名所・旧跡をまとめたました探訪マップの作成に取り組まれているところであります。作成に当たりますとは、昔の正雀を知ろうと、摂津出前講座を活用し、地域の皆さんも対象にした勉強会も開催されております。

正雀まちづくりにつきましては、現在、ソフト面での取り組みとなっておりますが、これからの活動を通じ、地域の方々に正雀のまちづくりについて関心を持っていただくことが将来のまちづくりにつながっていくもの、また、つなげていきたいと考えております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号2、市民活動支援に関する取り組みについて、ご答弁申し上げます。

市民活動とは、市民の自発的な意思に基づき、かつ広く市民生活の向上を目的とした、非営利で公益的な活動とらえております。本市におきましては、自治会活動やボランティア活動、生涯学習活動などの市民による幅広い活動が盛んであることは、公益的な市民活動が促進される上で大切な基盤であると考えております。本年7月に開設いたしましたコミュニティプラザは、市民活動支援の拠点施設として、また、市民と企業、行政の連携交流の場として、多

くの市民に利用されるよう取り組んでおります。施設利用者は、11月までの4か月間で約1万8,000人を超え、男女共同参画センター、シルバー人材センターを訪れる来館者を含めれば、ますますのにぎわいが創出されております。

その中で、市民活動支援課においては、コミュニティプラザの総合窓口として、市民活動にかかわる市民や団体等への支援として、より一層の情報提供や相談事業が総合的に展開できるよう、中間支援機能の充実を目指しております。具体的には、市民活動団体の立ち上げ支援につきまして、設立・運営等に関する相談窓口の体制整備を図ります。その中で、NPO法人の認証手続きにつきましては、平成23年度からの権限委譲に向け、府の研修への職員派遣を行い、準備を進めております。また、相談窓口では、個々の市民活動に対応した的確な情報提供、広く行政関係の各部署との連携調整を行ったり、これから市民活動やボランティア活動を始めようとする方の相談に応じ、活動の第一歩を踏み出すためのアドバイスなどを行ったりするための総合的・専門的なスタッフの配置を考えております。同時に、市民が市民活動に広く参加できるように、活動の機会を創出・拡大することが必要と考えております。そのために、市民活動に関するさまざまな情報を市民に発信していきます。

一方、昨年度に実施いたしました各種団体へのアンケート調査で、団体が要望する支援内容についての把握を行いました。引き続き各課における市民活動団体との協働の取り組みの状況を調べ、連携する中で、市民活動を支援するルールや制度を検討し、整備してまいります。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号3、文化財保存について、先般、一般公開された吹田操車場跡地の文化遺産に対する市の考え方について、ご答弁申し上げます。

吹田操車場跡地土地区画整理事業の埋蔵文化財調査は、大阪府教育委員会、吹田市、摂津市、都市再生機構、大阪府文化財調査研究センターの5者で文化財調査に関する協定を締結し、記録保存のため、連携を図りながら取り組んでおります。

今回の発掘調査は、道路という恒久的な工作物の設置に伴い、発掘調査を実施いたしました。調査では、弥生時代後期の堅穴建物と呼ばれる地面を掘り下げて床につくった建物が7棟見つかったほか、数多くの土器が出土いたしました。また、11月20日に開催いたしました現地公開では、約250名の方が現場を訪れられ、多くの方が古代の生活様式や文化に思いをはせられたことと思われまます。発掘調査で判明いたしました建物跡の遺構や出土いたしました土器などは、土地に刻まれた地域の歴史そのものであることから、広く市民に発掘調査の成果を公開する必要があると考えております。公開の方法といたしましては、展示ケースやデジタルデータなどの活用のほか、解説板、ジオラマ模型、堅穴建物の復元などを検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、第4次総合計画の実施と大阪都構想についてのご質問にご答弁申し上げます。

第4次総合計画は、市のすべての計画、業務の基本となるまちづくりの指針であるとともに、協働のまちづくりを進める指針

でもあり、今後10年間、市の最上位計画である総合計画に基づき、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

一方、大阪都構想は、大阪府と大阪市の二重行政を解消するとの観点から、単に府から都への名称変更が目的ではなく、政令指定都市である大阪市、堺市と大阪市周辺の市を廃止して特別区とし、特別区となった旧市の行政機能や財源を大阪都に移譲・統合するということを目的とするものであると聞き及んでおります。加えて、大阪市の分市化についても議論をされているようでございますが、この構想につきましては、大阪府等から本市に対しての情報提供は一切なく、制度の根幹をなす団体自治、住民自治の詳細についても全く示されていないのが実情でございます。

このような中、今後の本市のまちづくりへの影響については、非常に不透明な状況ではございますが、大阪市や大阪市に隣接する市で構成をする大阪市隣接都市協議会での会議等を通じて情報収集に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 それじゃ、割と丁寧なご答弁をいただいておりますので、要望にできるところはしてまいりたいと思います。

正雀駅前のワークショップのことにつきましても、今日の取り組みはよくわかります。恐らくこれは、ハード面、ソフト面ということになりますと、ソフト面ということになるかと思えます。ただ、このワークショップそのものが、次に連動するかどうか、連鎖していくまちづくりとどう具体的に関連していくのかと。もっと端的に言えば、市民の皆さんは、これでまちづくりが本当にできるんですかと、こういう心配

を持っておられます。市長は、南摂津駅のまちづくりのときに、このまちづくりが起爆剤となって、正雀へも今後皆さんに喜んでもらえるようなまちづくりに転化していかなければならない、こうおっしゃっております。私はそのとおりでらうと思えます。これまでも十三高槻線と正雀駅を結ぶ動線の、今、道路拡幅のことなども精力的に取り組んでいただいておりますので、摂津市の取り組みとしては間違っていないと思えますが、過去からやはり時間をかけてきただけに、正雀周辺といいますか、地元の方々、本当にこのまちがよくなるんだろうかという心配をされております。そういうことで、先ほどのご答弁の中に、このワークショップをやはり発展させることによって、地域の人々の考え方を集約して、まちづくりに十分生かしていきたいと、こうご答弁いただいておりますので、ぜひそのことを一歩進めて、現実的な正雀の開発につながるような検討をしていただきたい、これは要望にとどめたいと思えます。

それから、2番目の市民活動支援でございますが、これも丁寧なご答弁をいただきました。私たちは、八王子へ行きましたときのやり方、少しユニークなやり方をやっておられたと思いますが、そのことを摂津市に即取り入れられるかどうかというのは問題です。また、摂津市独自の今日までの市民活動支援、また市民の自治会だとか老人会だとか、またその他いろいろな活動で、市と切っても切り離せない活動を通じての相互関係が結ばれている、これが今、これからの10年の総合計画にかけていかれる協働ということになるのではないかと思います。

しかし、一方では、自治会そのものが役員のなり手がなくて、極論ですけれども、

自治会を解体してくださいと、こういうことまで出てくるような現状の中です。また、老人会にいたしましても、老人組織に入らんとグループでサークル化をした中での老後の楽しみをつくっていきたいと、こういうグループも出てきております。そういう中で、そういうもの全体を網羅して、この市にとってどのような市民活動支援をつくっていけばいいのかということをお考えになっていただいていると思うので、このご答弁をいただいて、よりその辺も摂津市に合った市民活動支援を今後も進めていただきたいということ、これも要望にさせていただきます。

それから、3番目の文化財のことでございますけれども、復元も含めてというご答弁もいただいておりますが、私は、この間、あの現場を見せていただいて、弥生後期の竪穴、今から2000年以上昔だろうと思うんですが、そのころに掘られた人の穴が今この目で見れるという感動ですね。このことには、なることなら現状保存をしてほしいなという気持ちになったことは紛れもない事実です。しかし、今日こういういろいろな諸般の事情などがあって、今後この記録をどうしていくのか、保存をどうしていくのか、真剣に考えていく時代になり、また、市のほうもほかの団体とも協議して考えていただけると私は思っておりますが、私の気持ちとしては、現状保存が望ましいな、そして、なることなら、あの遺跡から摂津市のまちづくりの発信をしていかれたらどうだろうかなど、こういうことも思っておりますので、ぜひこれもひとつ今後の課題として十分お取り組みをいただきたいと、こういうふうに思います。

それで、4番目でございますが、これからのまちづくりについて、摂津市は第4次

総合計画を10年間進めていくわけで、その内容も十分委員会等でも審議されて、これからの10年はそれに従ってやっていくと。また、その中で、パブリックコメントの中にも、この内容の中に市の合併などは入っているんですかというお尋ねもあったように思いますが、いや、今のところそういうことじゃなしに、この8万数千市民の独自の今日の市を、どのように10年間、総合計画の中で前進させていくかということだと思いますという回答もされております。

私は、ここで思うんですけれども、このまちが、この形ができたのは、三島町が合併したときだろうと思うんです。三島町の合併は昭和31年だったと思います。もう既に五十数年すんでおります。先般、第一中学校の50周年記念のときに、市長のごあいさつの中で、あの当時の人口は2万7,000人だったというふうにおっしゃっていたように思います。その人口が、時には10万人都市ということを目指されましたけれども、いろいろな形の中で今日8万人少しの人口で推移しております。私は、この50年間のこのまちができるまで、いろいろとありました。吹田市の合併だとか、また、大阪市の編入だとか合併、高槻市だとか、しかし、この50年間、こうして着々と摂津市が今日に至ってきて、しかも、ここで10年の第4次総合計画ができた。だから、私はこのまちに非常に愛着を持っております。なることなら、このまちで一生を終えたいと思いますし、また、子どもや孫の代もこのまちが存続することを願っています。しかし、現在の周辺の取り巻きからいって、必ずしもこの摂津市がこれから10年、20年、30年、40年と、このままの市制を維持できるかどうかというのは、今後の大きな課題になってくると思

うわけであります。

そこで、市長は、大阪府の市長会の中でも、今、重要なところで我々も関心のある大事な発言をしていただいているというふうに思っております。評価をいたしております。その市長に、これからのこの摂津市のまち、どうあったらいいのかということも踏まえて、ひとつ市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

以上で2回目、質問です。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 柴田議員の質問にお答えをいたします。

極端な少子・高齢化、それからリーマンショックの後遺症、それから政権交代と、今、日本の国は大きく揺れ動いておると思うんですけれども、その中で極端な少子・高齢化、このことが人口動態等々、社会構造、この変化を余儀なくしておると思うんですけれども、仕組みを見直さないかというんですか、それから、今までどおりのやり方といいますか、方程式が成り立たなくなってきた、これは現実だと思います。そういうことで、地方分権とか地方主権とか、一方では広域連合とか関西州とか、いろいろ言われておりますけれども、大阪都の話も同じだと思います。いろんな関連があると思いますね。

そんな中で、国もそうですけど、いろんなシンクタンクの論文等々を見ておりますと、どうやら理想の基礎自治体というのは30万人から50万人のようです。今後、いろんな施策、国づくりの中で、これはある意味でひとり歩きしてくるかもわかりません。そうなると、この10万人未満の摂津市は、好むと好まざるにかかわらず、何らかのターゲットになってくる、これは予想しておかないかと私は思うんですね。

でも、山も谷もない、小ぢやな、こんな地形のまちというのはあまりないんですね。ということで、摂津市しかないと言ってもいい、この摂津市のよさ、摂津市のまちづくり、これはやっぱりほかにはない摂津市ならではのまちづくりだと思うんですね。これをしっかり踏まえておいて、一方である大きなうねりに今後どうしたら飲み込まれないか、これはしっかり考えておかないかと、これが今ある者の責任だと思うんですけれども、これは容易なことではないと思いますが、そんな中での第4次総合計画なんです。だから、この第4次総合計画というのは非常に大切な取り組みだと思いますが、一つは、やっぱりしっかりとした財政確立、それからインフラの整備というんですか、何よりも大切なのは、このまちの理念というかポリシー、こいつをしっかりとっておかないかと私は思っています。

そういう意味で、これから50年、100年先を見て、これからの10年間、どういうまちをつくっていくか、これをしっかりと見きわめる、これが私は第4次総合計画としてとらえていかないと思っておりますので、今、柴田議員が言われましたように、合併とか大阪都とか、そんな話がありますけど、今はしっかりと我々の足元を固めると。でき得れば、いつまでも先ほどおっしゃったような形になればと思っておりますが、そんなことでしっかり第4次総合計画に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○藤浦雅彦議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 市長から本当に前向きなご答弁だったと思いますし、私も同感するところが大きいです。お互いにここで住んでいる人間は、やはりこのまちを愛する

という気持ちは大事だろうと思います。まして、私はここのまちしか知らない場所ですから、ここのまちの将来というのは非常に興味があります。そういう中では、今いう第4次総合計画を進めていただく、特に財政の厳しい中での取り組みというのは大事になってくるのではないかなと思います。

先ほども大澤議員への答弁中で、市長がその基本に人間基礎教育ということをおっしゃいました。私は、人間基礎教育というのは一つのキャッチフレーズかなと思ってはいたけれども、やはり公務員として、その心の中に持つておかなければならない大きな指針だというふうに受け取らせていただきました。

実は私、先般、ちょっとこの質問とは余談になりますけれども、「武士の家計簿」という映画を見てまいりました。この映画は、加賀藩の下級武士が、刀じゃなくてそろばんでその財政を十分見守り、また自分たちの家庭の家計もその中から見守り、そして新しいものをつくってきたという事実に基づいた映画でしたけれども、大変感動を受けました。これは、今のこうした行政と相通ずるところがあるなというふうに感じました。また、多くの批評をされておられる皆さんも、この映画はすばらしいというふうにも高い評価を得ておられる映画だろうと思います。決して映画会社から宣伝せえと言われていたわけじゃありませんが、感動を受けた映画の一つでありまして、今の公務員の皆さんにも相通ずるものだなというふうに感じましたので、また機会があればこういう映画も見ていただいて、公務員とはいかにあるべきかということも考えていただければありがたいなというふうに思います。

それじゃ、私はこれで質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○藤浦雅彦議長 柴田議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

最初に、就学援助金制度についてお聞きします。

摂津市の就学援助金制度の認定率は、大阪府内でもトップです。これは、摂津市の市民の所得水準が低いということだけでなく、国庫補助廃止で多くの自治体はその基準を引き下げていく中で、生活保護基準の1.3という水準を守ってきた摂津市の取り組みの成果だと大いに評価するものがあります。経済危機や子どもの貧困など、大きな社会問題が起きる中で、経済的理由で教育を受ける機会が奪われる、そんな子どもを生まないようにするために、就学援助金の制度の役割はますます重要だと考えています。

ところが、そのすぐれた子育て支援策、就学援助金制度の見直しが第4次行財政改革の項目の中にあげられました。昨日、長年この就学援助金制度をよくしたいと、入学式の校門で生徒周知のビラ配布や充実を求めた運動を続けてこられた就学援助金制度をよくする会から、就学援助金制度の充実を求める要望書が2,632筆の署名とともに、市長、また教育長に提出されました。基準を引き下げずに、制度の充実こそ必要だと思いますが、行革の中で検討されている就学援助金制度の見直しの方向性についてお答えをいただきたいと思います。

2番目に、子育て支援策について、3点お聞きします。

第1は、ファミリーサポートセンターに

ついてです。子育ての助けをしてほしいという人、それから子育ての手伝いをしたいという人の橋渡しを行って、地域で子育ての助け合いを進める事業として平成16年に始まりました。地域でのボランティア精神によって支えられる子育て支援策として大いに期待されているわけですが、この間、利用しづらいというようなことで、利用の件数などがあまり増えていないように感じます。昨年実施された子育てに関するアンケートの調査でも、「ファミリーサポート事業を知らない」と答えた子育て世帯が43.3%にも上っています。ファミリーサポートセンターの活動の現状、そして課題についてお答えください。

次に、学童保育についてであります。学童保育は、共働き、ひとり親世帯の小学生の放課後の生活を継続的に保障し、保護者の仕事と子育てを両立するための施設です。そのニーズは年々高まっていると言えます。子どもたちに放課後の安全・安心な生活を保障するために、質的・量的な拡充が必要だと考えますが、現状と充実に向けた取り組みがどうなっているのかお聞きしたいと思います。また、後から弘議員もお聞きしますが、南千里丘開発によって、その校区となる摂津小学校での学童の受け入れ体制などについても併せてお聞きしたいと思います。

続いて、児童センターについてお聞きします。昭和63年に三島地域に開設された第1児童センターについて、子育てに関するアンケート結果から、このセンターを約7割の方が「知っている」と答えています。そして、「利用したことがある」という方の中の満足度を聞いたアンケートの結果は、9割弱が「満足している」と、大変高い評価を得ております。活動の場としての利用

希望も、わくわくの事業に次いで2番目と高くなっています。子ども同士で自発的に遊べる場として、地域の子育て支援の拠点として評価が高いこの施設。一方で、その利用は、児童センターのある摂津小学校、味舌小学校、三宅柳田小学校校区での利用で9割を占めております。また、22.4%の方が「その存在を知らない」というふうに答えています。こうした結果からもわかるように、子どもたちの大事な、そして評価の高いこのセンターが、一定の地域に限られてしまっているという問題があるのではないのでしょうか。安威川以南での第2児童センター設置をはじめ、複数の児童センターが求められていると思いますが、具体的な検討を進めていくべきだと考えますが、見解をお聞きします。

同時に、このセンターができるまでの間でも、児童センターが持っている機能、例えば遊具、そして子どもを中心として運営されているさまざまなイベントなども、既存の施設を活用して、各地域で実施してネットワークを広げていくことも可能になると思いますが、見解をお聞かせください。

三つ目に、公共施設の配置と市民のアクセスについてです。

南千里丘のまちづくり開発が進んでいます。阪急の摂津市駅、コミュニティプラザ、保健センターなどが開設しました。幾つかの公共施設も移動しています。鳥飼にあった教育研究所は、男女共同参画センターがコミュニティプラザ内に移ったことにより、空いた建物に引越しました。施設の一極集中が進んでいる中で、地域福祉計画など、地域でのまちづくりや高齢者や子どもの見守りという方向性、そして市民活動という考え方との相反する状況も生まれているのが現実ではないのでしょうか。住んでいる地

域によって一定の制約はもちろんあるものの、だれもがこうした公共施設の恩恵を公平に享受できるようにしなければならないと考えます。この間、公共施設巡回バスや循環バス、路線バスなど、公共交通システムの構築を求めてまいりましたが、南千里丘の開発が進んだ状況のもとで改めて考えていくというような答弁に終始していたと思います。現段階での新しい公共施設の集約化に基づいて、市民のアクセスの現状、そして充実に向けた取り組みについて、具体的にお聞かせください。

また、新しい南千里丘の公共施設がどんどんできておるわけですが、利用者、通行者がどこにどの施設があるのかわからないというような状況になっています。利用者や通行者にも親切な案内板が不十分だと思いますが、親切な案内板の設置を求めたいと思います。お考えをお聞かせください。

1 回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午前 11 時 58 分 休憩)

(午後 0 時 59 分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

それでは、答弁を求めます。教育総務部長。

(馬場教育総務部長 登壇)

○馬場教育総務部長 質問番号 1 番、就学援助金制度について、制度の見直しの方向性についてのご質問にお答えいたします。

就学援助金制度については、第 4 次行財政改革実施計画において、見直しの対象となっており、現在、その内容について検討いたしております。学校教育法においては、経済的理由により就学困難と認められる学

齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされておりますが、本市では、これまで子育て支援的な施策のもと、その対象をより広く考えてまいりました。しかしながら、昨今の経済情勢や民間給与所得者の低所得化が著しく進んだこと、さらには現在の援助費の内容と実際に義務教育に係る諸経費等を総合的に勘案したとき、一定の見直しが必要であろうとの結論に至っております。その内容については、今後さらに検討を進めてまいりますが、例えば、より低所得の世帯の方々を対象として援助費の範囲を広げるといったことも一つの案であると考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 それでは、ファミリーサポートセンターについて、ご答弁を申し上げます。

本年度の状況としましては、12月1日現在の会員数は、依頼会員が85名、援助会員が52名、両方会員が29名の計166名となっております。活動回数は、平成21年度は173回となっており、内容は、学童保育の迎えや帰宅後の預かりが86%で最も多く、次いで幼稚園、保育所の登園前の預かり及び送りが12%となっております。依頼する希望としては、緊急時の利用が最も多く、次いで学童保育の迎えとなっております。このように、仕事のために利用したいという人が多く、病気のときの預かりも求められております。

利用会員、援助会員ともに活動に結びつかない場合も多いようですが、実際に利用する用件がなかったり、地域や時間帯が合わないといったことが主な理由となってお

ります。これらを改善するためには、会員の拡大を図るとともに、会員同士のニーズのマッチングを進め、活動につないでいくことが必要でございます。地域子育て支援センターやつどいの広場が現在6か所あり、各地域の広場を活用して、会員の募集や依頼会員と援助会員の交流や支援の促進、また、地域福祉活動拠点等での催しにファミリーサポートセンターから出張し、活動の紹介や会員募集、関係づくりなどに取り組んでいけるよう検討を進めておるところでございます。

また、会員の活動としては、自宅での預かりが基本となりますが、ほかの子育て支援活動への参加の呼びかけ等も行い、子育て中の方と接する機会を多くし、活動に結びつけていけるように支援を図ってまいります。地域での預かり合い、支え合いを進め、地域のつながりの中で子育てができるよう取り組んでまいります。

続きまして、地域の子どもの居場所につきまして、ご答弁を申し上げます。

児童センターにつきましては、現在、安威川以北に1か所設置をいたしており、乳幼児の親子から小学生までを対象として、年間約2万5,000人の方に利用していただいております。児童センターや児童館の役割としては、乳幼児の親子が遊んだり交流できる子育て支援の場として、また、子どもが安全に過ごすことのできる居場所として、さらに子どもの自主的な活動の拠点としての役割があげられ、さまざまな年齢や世代の人たちがかわり、多様な交流が図られるもので、子育てや子どもにとって意義あるものと認識をいたしておりますが、新たな児童センターや児童館の設置につきましては、単独の施設整備は困難でございます。

なお、他市では、移動図書館として公民館や体育館などの公共施設を活用して、児童厚生員が遊具等を持って、ほかの地域に出向いて遊びの広場等を実施しているところもございます。子どもの居場所や活動の場が各地域で求められており、公共施設などを活用した場と機会の設定について、関係各課で検討を進めていくことになっており、地域で活動されているグループや団体が連携して地域で多様な交流を図りながら、子どもの自主的な活動を進めていくための支援の方法について、今後検討をしております。

また、児童センターのOBの方々などによるNPO法人も設立されており、子どもの遊び場や居場所に関し、さまざまな形で市民との協働について検討をしております。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号2の(2)学童保育について、ご答弁申し上げます。

学童保育事業につきましては、保護者の就労などにより、家庭での保育に欠ける小学校1年生から3年生を対象に、放課後から5時までの間、生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内各小学校区に保育室を設置しております。入室される児童につきましても、毎年該当する学年の約4分の1の児童が利用され、保護者の就労支援という側面からも欠かせない事業であると認識をいたしております。

そのような中で、待機児童の解消や保育時間の延長は、学童保育の充実を図る上での課題と考えております。現在の待機児童解消対策といたしましては、毎年1月に実施しております新年度の一斉受け付け時に申し込まれた方は、全員入所できるととも

に、弾力的な定員運営を行い、待機児童の解消に努めております。

また、摂津小学校の学童保育室につきましては、来年度、味舌体育館跡地に専用保育室の新設を計画しており、児童数の増加にも対応できるものと考えております。他の保育室につきましても、児童の入室状況を見きわめ、指導員の人員及び余裕教室の確保を行い、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号3番、公共施設の配置と市民のアクセスについて、土木下水道部にかかわります内容につきまして、ご答弁申し上げます。

コミュニティプラザへの公共施設巡回バスの乗り入れについてでございますが、公共施設巡回バスにつきましては、鳥飼地域の公共施設と市役所を結ぶことを目的に、路線バスを補完するバスとして運行実施されたもので、現状で路線バス運行経路と並行して運行することは、路線バスの採算性に大きなダメージを与えるものであり、路線バスの減便や撤退などが見込まれ、本来の利用者に対して不都合となる状況を醸し出す結果となりますことから、路線バスルートとの競合を避けて運行いたしておりますので、コミュニティプラザへの公共施設巡回バスの乗り入れにつきましては考えておりません。

なお、阪急バス株式会社では、摂津吹田線のJR千里丘から摂津ふれあいの里行き及びJR千里丘から柱本団地、柱本営業所行きを運行されており、朝夕の時間帯につきましては、市道千里丘三島線沿いの新設バス停留所、阪急摂津市に、昼の時間帯につきましては、一部の便は阪急摂津市駅前

バス停に乗り入れされております。また、近鉄バス株式会社では、市内循環バスの北ルートにおきまして、市道千里丘三島線沿いの阪急摂津市バス停を新設されております。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号3番、公共施設の配置とアクセスについて、都市整備部にかかわります南千里丘周辺の案内看板などの設置についてでございますが、南千里丘のまちは、本年3月に摂津市駅の開業、7月にコミュニティプラザ、保健センターがオープンし、それに伴い車や人の新たな流れが発生しております。今後、民間マンションなどの完成による新たな流れや交通量の増加を予測しております。

ご指摘の駅周辺がわかりづらいのご意見は、各種団体からも要望をいただいております。南千里丘まちづくりにおきまして、現在、発注しております工事の中で、摂津市駅やコミュニティプラザ、保健センターへの案内看板を設置いたします。また、産業道路踏切付近から摂津市駅への歩行者動線や、駅前広場付近に周辺施設の案内看板についても併せて設置を行う予定でございます。今後、設置につきまして、各関係課と設置位置などについて協議を進めてまいります予定でございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 就学援助金制度についてですけれども、経済状況であるとか低所得化が進んできている状況、また、援助費の内容と実際にかかっている教育費のものなどを総合的に勘案するということでの見直しの方向性だというようなお話がありました。そういった総合的な勘案をするのであれば、今の経済状況、それから子育て世代、

教育に係る費用の増大から考えると、義務教育の無償化という大原則にもかかわらず、実際にはさまざまな教育費がかかっているということでは、就学援助金制度というのは引き下げではなくて充実の方向に向かう検討がなされるべきではないかなというふうに思うわけですね。一つの案として示されたのが、より低所得者の方に絞って、もう少し援助費を拡大して増やして重点化していこうというような一つの案も示されたところであります。

しかし、現段階の就学援助金制度の認定限度額、例えば4人家族でいいますと、所得373万8,000円、ここが一番上限の方です。この方は、じゃ、ゆとりのある生活をされているかといえば、決してそうではありませんね。就学援助金制度は、生活保護世帯と、それに準ずる方、就学困難と思われる世帯に対して、市町村が責任を持って援助をしていくという制度でありますから、生活保護世帯に準ずるところとして現行の基準は守るべきだと思うんですね。

ちょっと私は試算をしてみたんですけども、小学生2人お子さんがいらっしゃる4人家族、家賃5万5,000円のところに住んでおられる方、この方の可処分所得を計算してみたいです。同じような家賃5万5,000円のところに住んでいる同じ家族構成の生活保護世帯の方々の可処分所得を比べてみますと、実際には税金の負担があり、高い国保や国民年金の保険料がかかってきたり、給食費がかかってきたり、学習費用がかかってきたり、または医療費もかかってくるという点でいうと、現行の認定基準1.3の373万8,000円のご家庭のほうが、生活保護世帯の方よりも可処分所得が実は下がってしまうという逆転現象があるわけなんです。まさに生活保

護基準と子育て世代の生活実態から見ると、生活保護基準に準ずるとまさに言える水準でありますから、より低所得者の方への重点化というのは、現段階でも苦しい子育て世代に対しての援助が打ち切られることにもなりかねないという点を私は指摘しておきたいと思えます。その点のご見解をお聞かせいただきたい。

それから、例えば今、具体的に一例としてなんですけども、今年から要保護世帯に対する援助費の対象費目として、PTA会費とか生徒会費ですとかクラブ活動費、これは前回の議会でも山崎議員が質問したところでありましたが、こういったものが費目として追加されました。準要保護世帯に対しても、こうしたものを拡大していくことが非常に強く求められているわけなんですけども、そういったものまで含まれているのか、そういったことを考えておられるのか、その点をお聞かせいただけたらなというふうに思います。

いずれにしても、検討をこれからじっくりしていただきたいというふうに思うんですね。子育て世代、とりわけ義務教育世帯というのはまだまだこれから教育費がかかってくる。暮らしのほうも大変です。ご両親の病気の心配もしながら子育てをしていくという世帯に対して、経済的な負担によって子どもたちが教育を受ける権利を奪われるというような状況をつくらないためにも、じっくりとした検討が必要だと思えますし、就学援助金制度のあり方そのものについても、実際にこの制度を受けておられる世帯の方々への情報提供であったり、それから意見の聴取であったり、そして、一緒になって教育費のあり方について考えていくというような姿勢が求められると思えますので、その点についてもお

聞かせいただきたいと思います。

子育て施策について、3点ですけれども、一つはファミリーサポートセンターです。今、ご説明いただきましたが、援助会員さん52名というふうにお話をいただきました。援助会員さんというのは、本来、ご自身は子育てを終わっているけれども、何かそういった経験を生かして子育ての手助けをしたいという自発的な意欲を持って登録されている方です。その登録されている方から、ちょっとご意見をお聞きしたのは、せっかく登録したんだけど、なかなか仕事がないんですよ、何のお話もないんですよというようなしょんぼりしたお話だったんですね。今、協働という言葉をよく使われるわけですが、無理に何とかボランティアの方をお願いするというよりも、そういう自発的な方々がいらっしゃるわけですから、先ほども集いの広場に参加してもらおうというようなお話がありましたが、マッチングができない状況においても、子育ての施策の中に意欲のある方をどのように生かしていくのかということをしつかりと議論していただきたいと思いますというふうに思いますし、周知徹底も図っていただきたいと思いますと思います。

学童保育についてです。アンケート結果を見ますと、学童保育に希望することとして、利用できる学年を延長してほしい、高学年もやってほしい、夕方利用時間を延長してほしい、土曜日の開所日を増やしてほしい、これはベスト3なんですね。これにどのように対応していくのかというのが問われるのと同時に、学校施設の中で、放課後の子どもたちの安全・安心の生活を保障するという点では、公的責任も非常に問われていると思います。公的責任の問題と市民の多様なニーズにどのように応えてい

くのかお答えください。

児童センターについてです。先日、児童センターを見学してまいりました。子どもたちが本当に生き生きと、そして自分たちの発想で自由に遊んでいました。先ほどのご答弁にもありましたが、児童センターで幼少期を育て、児童センターを卒業して大人になってNPO法人を立ち上げて、自分たちが遊んだ遊びを今度は今の子どもたちに伝えたい、本当にそういう若者の発想とか行動力をお聞きしたわけですが、そうした活動をぜひ支えていって拡大をしていただきたいと思いますというふうに思うわけです。ただ、児童センターの機能を全市的に広げていくという問題、これも考えていただきたいと思います。やはりその地域に根差したセンターがあればこそ、こういう人材を育てていくことが可能になると思うんですね。その点、やはり具体的に第2、第3の児童センターの建設、設置、もしくはそれを補完するような機能を検討していただきたいと思います。もう一度ご答弁をお願いします。

公共施設のアクセスについてですけれども、バスについては、また次に譲りたいと思いますが、市民みんなが市民活動の拠点としてコミュニティプラザに期待しているわけです。バスを降りてもどっちへ行ったらいいのか、市民文化ホールかコミュニティプラザか、バスを降りたときに何の表示もないというのは、あまりにも不親切でありますので、その点についてはしっかりと検討と、それから案内板の設置を早急にやっただくように要望しておきたいと思います。

2回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。教育総務部長。

○馬場教育総務部長 就学援助金制度の中で幾つかの問いがございますので、順次お答えしたいと思います。

まず、安藤議員が先ほど試算されました認定限度額の373万8,000円と生活保護との比較でございますが、安藤議員ももちろんご存じのように、373万8,000円の認定限度額は、これはいわゆる所得でございます、サラリーマンの場合でしたら給与控除額を除いております。ですから、その所得からそういった税金であるとか保険であるとか、そういったもろもろを負担する、それを差し引いて可処分所得というような形で先ほどお話になられたんですが、私どもは、やはりあくまでもこういった可処分所得を考える場合は、所得ではなくて、当然税法上でいっている給与控除を入れた、すなわち総トータルの収入額、これで比較しますと、その373万8,000円に対する収入額は534万7,500円ということになりますので、その500万円の収入のある方が就学援助を今現在受けていると、そういったことですね。そのことと、今現在、国民の給与所得がどうなっているかということと比較したときに、認定額をこのまま維持するのがいいのか、それとも、先ほど申し上げましたように、もう少し対象を絞らせていただきまして、例えば、先ほど安藤議員もおっしゃいましたようなPTA会費でありますとか、生徒会費でありますとか、今現在は就学援助の中に入れていない項目、その項目について、やはり経済的に生活保護に準ずるような方については、そういった部分も就学援助の中でお出しすると。そうした場合に財源が幾らぐらい要するのか、そういった中でこの認定の金額を私どもは今後考えていかなければならないと考えております。

それから、実際に受けている方に対して、こういった制度を改正する場合に、聴取とか広報とかということでございますが、当然大きな制度改正をいたしますので、一方的に市役所のほうがやるということではなくて、いろんな情報提供をしながら、よりよい制度にしていかなければならないと思っております。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 保護者アンケートの結果につきましては、議員ご質問のとおり出ております。それで、土曜日の保育につきましては、平成20年度から第4土曜日に実施しておりますけれども、児童の入室数といいますのは学童保育入室児童の16%で、実際には10%ということで、非常に少ない状況となっております。これは、特別に保育料の追加料金をいただかない状況ということの中での数値ということになっております。

それから、4年生から6年生までの学年の延長ということでございますけれども、これにつきましては、土曜日保育も含めてでございますけれども、開室時間の拡大あるいは対象児童の拡大ということになりますと、どうしても新たな指導員の配置といいますか、経費増というのが出てまいります。毎土曜日の開室につきましても同様のことになってこようかと考えております。こういったことにつきましては、現在の利用状況を見守りながら、開室日、開室時間、あるいは対象者の拡大等、これは利用者のニーズを考えながら、費用対効果、受益者負担を併せて勘案しながら考えてまいりたいと考えております。

それから、平日の開室時間でございますけれども、新学習指導要領の完全実施ということがございまして、1年生の授業が5

時間までということ、保育児童の入室がおくれるということがございます。こういったことから、指導員の勤務時間を後ろにシフトすることによって、延長も現在のところは検討しているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 児童センターの建設について、ご答弁を申し上げます。

今、私は21年度の第1児童センターの各校区別の利用実態がどうなっているかということで資料を見ておるわけですが、全体の57.3%が摂津小学校区の子どもさん、隣接する三宅柳田小学校、それから味舌小学校の子どもさん、この二つの小学校区で全部で30%ほど、この三つの小学校区で全体の87.6%という形になっておりまして、この三つの小学校区以外の校区の子どもさんの利用状況は12.4%と、こういうような数値になっておりますので、この第1児童センターは昭和63年に建設されまして、かれこれ22年というような年月がたっているわけですが、この間、こういうような状況というのがずっと続いてきたということは十分認識をいたしてございまして、こういう中で、やはり子どもたちが行きやすいということになりますと、当然地理的な問題ということが一つの大きな条件になりますので、そういう意味からも、このいわゆる第1児童センター以外の地域での児童センターなり児童館なり、こういうものを整備していくということが大きな課題であるということで、その実現に向けて取り組んできておるところでございますが、先ほどご答弁でも申し上げましたように、なかなか現状の制度等の中で非常に難しいと、こういう状況でございます。

こういう中で、現在、千里丘東にござい

ます子育て総合支援センターの中に、地域子育て支援センターという部門を設けておりますが、ここでは、この地域子育て支援センターに登録された育児グループの方々に、保育教材であるとか遊具の貸し出しというような取り組みをいたしてございまして、また、市内の公・私立保育所でも絵本の貸し出し等の機能を持つような取り組みをしてきておるところでございますが、こういう部分を就学前の親子という部分からもう少し年齢を拡大する中で、先ほどご答弁でも触れましたが、NPO法人も立ち上がっておりますので、こういう方々とも十分協議する中で、もう少しそれぞれの地域に出ていって、そういう場の提供ができるような取り組みができないものかということで、これは十分検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 安藤議員。

○安藤薫議員 最後です。30秒しかありません。

就学援助金制度です。所得の話なんですけども、給与所得者の場合は給与所得控除があつて、その後の数字です。しかし、自営業者の方については、そのまま経費を差し引いた分、使えるお金としては333万8,000円ということ。それから、自営業者の方と給与所得者と公平性を保つのであれば、給与所得者の経費として認められているというのが給与所得控除ですので、そういったことを考えていただきたいと思ひますので、指摘しておきたいと思ひます。

(発言終了のブザー音鳴る)

○藤浦雅彦議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1点目の地球温暖化防止地域計画策定について、お尋ねいたします。

この件については、午前中、大澤議員のほうから関連した質問がありましたけれども、私は地球温暖化防止地域計画策定に絞って質問をさせていただきます。

地球温暖化対策につきましては、京都議定書で締結されましたように、2050年、CO2を50%削減するんだということで、それを受けて、国のほうで平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されました。国の責務、地方自治体の責務、事業者の責務、国民の責務ということで、おのおの責務が決められております。ただ、地方自治体につきましては、削減義務はあるものの、地球温暖化防止地域計画につきましては、我々摂津市等々の10万人未満の都市については策定義務がないわけですが、摂津市においては、あえて、ない中で自発的に地球温暖化防止地域計画を策定するということを決められたわけであり、このことは大いに評価するものであります。

そこで、まず初めに、現在の策定に向けた取り組み状況と、午前中に第1回の会合が開かれたとの答弁がありましたので、その中での議論の中身についてお聞かせをいただきます。

次に、2番目、指定管理者制度の総括と今後の取り組みについて、お尋ねいたします。この質問も午前中にありましたけれども、私は違った観点から質問させていただきます。

指定管理者制度が平成18年に導入され、5年がたちまして、今回、今後3年間の指定管理者につきまして、継続で契約すると

ということが今回提案されております。そこで、過去5年間の総括をどうされているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。特にその中で、指定管理者制度の目的であります住民サービスの向上、そして経費の削減についての評価はどうであったのかということについてお聞かせください。また、先般示されました指針のほうで、公募する等々の考えが示されておりますが、その方向性についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、3番目、新型インフルエンザに対する危機管理について、お尋ねいたします。

昨年は、新型インフルエンザの発生によりまして、市民の皆様は大きな不安を抱えるなど、市民生活にも大きな影響を与えましたが、幸いなことに今年はそういった発生もなく来ております。このような平穏なときこそ油断せずに予防対策をきっちりとるべきではないかの観点から質問させていただきます。

まず初めに、市民との接客機会の多い窓口業務の職員に対して、どのようにこのインフルエンザ対策を指示されているのかということと、市の幹部職員に対しての対策指示はどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

また、昨年の教訓を生かした市民への啓発、そして発生時の初動体制はどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

以上で1回の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号1、地球温暖化防止地域計画策定について、ご答弁申し上げます。

摂津市地球温暖化防止地域計画策定の取り組み状況につきましては、学識経験者や市内企業の社員、環境問題に関心の高い市民、関係団体の役員など、14名で組織する策定委員会の第1回目の会議を9月17日に開催し、本市の自然的・社会的特性や、地球温暖化防止地域計画策定の背景と概要、計画策定のスケジュールなどについて説明させていただいたところでございます。その中で、委員から計画策定の目的や具体的な温暖化対策の十分な検討といったような点について、活発な質疑が行われたところでございます。

今後につきましては、地球温暖化対策に関する市民アンケート及び事業所アンケートの集約結果の検討や、1990年、2008年及び2020年における本市の温室効果ガス排出量の推計を行っていただくとともに、具体的な温暖化対策の検討や温室効果ガスの削減目標の検討などを行っていただき、遅くとも平成23年12月までには計画の策定を完了したいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、指定管理者制度の総括と今後の取り組みのご質問にご答弁を申し上げます。

まず、この5年間の総括と今後の取り組みにつきましては、先にご答弁したとおりで、今年6月29日付で策定いたしました指定管理者制度導入に関する指針第1次改訂版にもお示しをしておるところでございますが、具体的な課題といたしましては、外郭団体においても業務の改善・改革に取組み、体質改善・体力強化の試みも行ってはいるものの、長期の景気低迷期中、業務拡大等の経営強化を行うなどの方策が

十分ではなかったところにあると考えておるところでございます。

今回の議会に、継続施設は現在の指定管理者を継続して3年間指定するという市の基本方針に基づき、施設ごとの議案を上程いたしておりますが、議案の上程に際しましては、当然のことではありますが、各指定管理者に対する評価を行い、すべての法人に対して一定以上の評価は出されているものでございます。

ご質問にある市民サービスの向上につきましては、制度改正等への迅速な対応や接遇の向上など、一定の評価はしております。経費の削減につきましては、すべての施設でその効果を得ている状況ではございませんが、物件費の削減や非常勤、臨時職員での対応など、一定の経営努力は評価いたしておるところです。

なお、指定管理者の選定方法の原則である公募への取り組みにつきましては、これは今後の大きな課題であると認識をいたしております。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 新型インフルエンザに対する危機管理について、ご答弁させていただきます。

昨年、世界的に感染が広がりました新型インフルエンザに対し、WHOは、今年8月10日に世界的大流行は終息したと宣言をし、日本政府も、同27日に新型インフルエンザ対策本部を解散させました。しかし、大阪府は、昨年流行した新型インフルエンザが弱毒性であったことから、新型インフルエンザも季節性インフルエンザと同様であるにとらえ、冬場の流行期を前に対策本部は解散せず、情報の収集や提供など一定の業務を継続しております。本市では、

今年3月付で強毒性の新型インフルエンザを想定した新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、市としての対策・対応を示しております。また、大流行になった場合の業務継続計画として、新型インフルエンザ業務対応マニュアルを併せて作成しております。

初動体制でございますが、本市では新型インフルエンザの発生状況に応じ、市民に対し、手洗い、うがいの励行、マスクの着用等、インフルエンザワクチンの接種を勧奨するために、広報紙への掲載や学校現場での指導等を進めてまいります。また、市役所を含め、多くの市民が利用される公共施設には、手指消毒液を配布し、感染拡大防止に努めてまいります。

市民との接触の多い職員や窓口業務の職員をはじめ、職員が新型インフルエンザに感染することにより、職場に混乱を招いてしまうようなことは、市民サービスの提供にも大きな影響を及ぼすことから、今後とも関係情報の収集に努め、適宜その情報を職員に周知し、予防対応に努めてまいりたいと考えております。特に管理職員には、その責務・職責の重要性から、新型インフルエンザワクチンの接種の勧奨も行ってまいりたいと考えております。全職員が公務員としての自覚、自己管理、自己責任のもと、職員一人ひとりがみずからの危機管理意識をしっかりと持って業務を行っていくよう周知してまいりたいと考えております。

また、本市では新型インフルエンザ発生に備え、マスク、消毒液、防護服等の資機材備蓄を行っております。いつでも対応できるよう体制は整えているところでございます。発生時の初動体制につきまして、緊急対応は消防本部が、医療体制につきましては健康推進課が対応してまいります。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

(福永保健福祉部理事 登壇)

○福永保健福祉部理事 新型インフルエンザの流行時の初動体制のうち、保健医療体制につきまして、ご答弁申し上げます。

昨年5月に発生しました新型インフルエンザは、ウイルスの毒性が季節性と比べてそれほど高くないことが判明し、7月以降は、季節性インフルエンザと同様の対策に移行しております。しかしながら、当初考えられていました強毒性の新型インフルエンザの発生の可能性も依然高まっているものと認識しております。今後、新たに発生することが予想される新型インフルエンザは、海外で発生した段階で、保健所において本市を含めました関係機関による対策会議が組織され、国内発生に備えた対策の準備に着手することとなります。これに合わせまして、市医師会、薬剤師会等と休日診療所で設置を予定しております新型インフルエンザ外来の開設に向けて協議を進め、迅速に対応できるよう準備するとともに、健康推進課において相談窓口を設置し、市民の不安や疑問に応える体制を整えてまいりたいと考えております。今後とも世界的な感染症の患者発生の動向に注意を払いつつ、警戒を怠ることなく取り組んでまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 質問番号3番、新型インフルエンザ流行に対しての危機管理についてのうち、消防本部の初動体制につきましてご答弁申し上げます。

平成21年6月に、摂津市消防本部における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画を策定いたしました。この計画は、新型インフルエンザ発生時におきまして、

救急業務の需要が大幅に増加することが予想されることから、救急業務の重要性と感染防止対策の必要性を十分認識し、救急搬送のみならず、消火・救助等をはじめとした必要な消防業務を継続するための体制を整備するものでございます。

この業務継続計画に基づく初動体制を具体的に申し上げますと、まず、感染防止の観点から、職員の健康管理を徹底するために、消防庁舎内の消毒アルコールによる清掃、全職員のマスク着用、うがい、手洗いの励行など感染拡大防止対策を図り、情報収集としましては、市関係部局、大阪府、摂津市医師会、保健所及び消防団等と連携を密にするため、緊急連絡先を司令室に大きく掲示いたします。また、発生状況によりましては、第一次非常体制から第二次非常体制に移行するなど、消防職員の休暇、外出、外泊の制限、週休者等の要員・代行者確保策を強化し、感染拡大期に及びましても職員の安全確保を行いつつ、救急業務等強化体制の維持・増強を行い、効果的で円滑な消防業務全般を維持遂行し、市民生活の安全・安心の確保に的確かつ迅速な対応を図るよう最大限努めるものでございます。

○藤浦雅彦議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の地球温暖化防止地域計画策定についてでございますけれども、今の答弁の中で、平成23年12月末までに策定するんだということでございます。そして、14名の策定委員で構成されて運営しているということでございます。実は14名の策定委員にすべての権限がこの計画の中でゆだねられているわけですが、非常に重要な役割を担っているというふう

に私は考えております。先般、総合計画が示されて、今回、議会に上程されておりますけれども、総合計画は議会の議決が要りませんが、この地域計画につきましては、議会の議決が要らないということになっております。地方自治法96条の2項で設定すれば議決が要るわけですが、現在のところ、そうなっておりません。それがゆえに、この策定委員の皆さんでつくられた地域計画というものが、摂津市の将来の地球温暖化防止に対する計画がされていくということになっております。そういった意味では非常に重要であるというふうに認識しております。

そういった中で、先ほどの答弁の中で、計画策定の目的が議論されたということでございますけれども、これはこういった形で説明されたのか、そのことをもう一遍答弁を願います。

その一方、私は、この策定の目的も大事ですけれども、地球温暖化防止地域計画をつくるのが摂津市にとってどういうことなのかという目的も大事ではないかなというふうに思っております。それは、当然摂津市民にとって、あるいは摂津市の事業所にとって、この地球温暖化防止地域計画をつくるということが、皆さんが喜んで、ためになってもらわないと困るわけですが、実は先般、11月14日にコミュニティプラザで環境フェアを開催して、私も参加していたわけですが、当日、同時期に健康まつりもありましたし、農業祭もありました。そして環境フェアもあったわけですが、私は3か所とも行ったんですけど、健康まつりは順番待ちが出るぐらいに盛況でした。そして、農業祭もあふれんばかりの人でございましたけれども、残念なことに環境フェアはそんなにたくさん人

が来ている状況じゃなかったということです。これは何を意味しているかといいますと、市民は自分の健康であったり自分の食のことに非常に関心があるということのあらわれではないかと思っていますし、この地球温暖化防止地域計画をつくるということが摂津市民に得にならないとだめではないかなという観点が必要ではないかなと思っています。

これは国際的にも言えていまして、先般、COP16で京都議定書の期限について議論がされましたけども、せっかく日本がつくったこの京都議定書がなし崩しにされようとしたんですけど、それは何とか踏みとどまって延長を回避できたということでありまして、先送りした次のCOP17で議論するということになりました。やはり国際的にも自国に対しての利益がないと協力しない。それは、アメリカ、中国は産業発展を阻害するというので反対しておるわけですけど、自国の利益のあることでないと各国とも協力しないというあらわれではないかなと思います。私は、地球温暖化防止地域計画、これが摂津市民にとって有益なものであるというふうな方向性で決めていかないと、ただ絵にかいた計画になるのではないかなと危惧しております。

そういった意味で、この策定委員会の皆さんに、このことをきっちり議論して計画をつくり上げていただきたいという思いがありますので、そのことについてどう考えられるのか、お聞かせください。

次に、指定管理者制度についてでございますけども、先ほど、総括もしました、評価もしましたということですが、実は今回、債務負担限度額が示されまして、今後3年間で46億9,458万5,000円が提案されておりますし、これは年換算

しますと、15億6,486万2,000円の摂津市全体の指定管理者に対する1年間の債務負担限度額でございますけども、この46億9,458万5,000円が過去5年間と比較してどうなっておるのかということを見ているのか、お聞かせください。

そして、今回たまたま、先ほど安藤議員の質問でもありました児童センターの評価の結果を見させていただきました。非常にいい評価だということで、平均点が5.66点と。満点が7点なので、よくできたのちょっと上ぐらいかなというふうにしていますけども、こういうのは多分すべての外郭団体の評価をしておられると思いますけども、このことは市民にきっちり報告すべきだと思いますけども、このことについて、まずはお聞かせください。

次に、新型インフルエンザについての答弁をいただきました。非常に力強い、各部署ともきちっと計画をつくっておられるということでございまして、聞いておるほうも安心をしました。私も今回、この摂津市新型インフルエンザ対策行動計画というのを見せていただきました。これはきちっと庁内各部の連携が保たれるような計画になっております。これを見て、このことを市民にきっちりお知らせすることが重要ではないかなと思っていますし、市民に安心感を与える意味でも、市民の皆さんにこういう計画をつくって取り組んでおるんだということを知らせる必要があるのではないかなということと、あとは、せっかくつくったこの行動計画に基づいて模擬訓練をする必要があるのではないかなと思っていますけども、今年みたいにあまり流行性感冒がはやらないと、つつい陳腐化、忘れ去られる可能性がありますので、定期的には、

このことを思い出す意味でも、そういった訓練等々を企画することも必要ではないかなと思っておりますけれども、その点についての答弁をお聞かせ願います。

以上、2回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。生活環境部長。

○水田生活環境部長 地球温暖化防止地域計画策定の目的と、それから、委員さんにどういった説明を行ってきたのかということでございますけれども、まず、先ほど京都議定書のお話もございましたけれども、2005年の2月に京都議定書の発効がされて、2008年から2012年までの間に、基本年といたしますと、1990年に比べて6%削減といった流れの中で、今現在は2009年の9月には2020年までに25%の削減をするといった内容が打ち出されております。確かに、計画書の策定については主に政令都市が義務といったものもございまして、本市におきましては義務ということにはございせんけれども、これまで環境にかかわる取り組みも行っておりますことから、率先行動として環境に取り組むといったことで計画の策定に取り組むスタートをいたしております。

委員さんの説明も、これまで第1回目の会議の中でご説明させていただきました。もちろん概要もそうですけれども、やはり一番問題になるのは、摂津市における削減の目標値をいつにするのかといったような議論もたくさんございましたし、委員さんの中には学識経験者、もしくは企業におられる環境にかかわる方もたくさんおられますし、いろんな意見がございましたし、アンケート調査を行った中でも、道路のことも含めたいろんなご意見もいただきながら、当然これは参考にして議論していかなあか

んというふうに考えております。

一番の目的といたしましては、やはり三つあるのではないかなと。阪急摂津市駅のカーボン・ニュートラル・ステーションの構想の推進、それから、宅地内での緑化率25%の推進でありますとか、LED照明や太陽光発電のパネルの導入など、環境配慮型のいろんな道路整備などの取り組みを示された環境に配慮する姿勢を市民全域に広げるといった考え方で貢献していきたいというような考え方が必要であると思えます。

その計画でございますけれども、市民や企業にこうすべきであるとかといった一方的にお願いする内容ではなくて、やはり取り組みそのものが何かメリットがあるような、そういったものも考えていかなければならないかなというふうに思っております。そういうことから、摂津市らしいとおっしゃっておりますように、確かに摂津市らしい計画そのものができるかということも十分委員さんに我々もお話しして、そういったことも検討していただくようお願いも今後していきたいと思っております。そういうことで、十分な議論をお願いして計画策定をお願いしたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 指定管理者制度について、ご答弁申し上げます。

指定管理者制度が、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図る、これを目的としたもので、これはしっかり押さえなければならぬと思っております。

ご質問の限度額でございますが、今回は新たに設定する市民図書館分を除きますと

46億9,458万5,000円、これが3年間の限度額ということで設定をお願いいたしております。前回は、78億3,212万6,000円でしたので、それを3年間に割り戻しをいたしますと46億9,927万8,000円となり、比較いたしますと469万3,000円、500万円弱の削減にはなっておるという結果になっております。

もう1点、実績評価の公表というご質問でございますが、確かに評価を公表していくことは今後考えていかなきゃならないというふうに思っております。では、どういう内容の資料をどういう形で公表していくのか、これにつきましては、来年度設置をする予定の検討委員会の中で併せてご議論いただきたいと思いますというふうに考えております。

以上です。

- 藤浦雅彦議長 総務部長。
- 有山総務部長 インフルエンザ対策の訓練について、どのように考えているかということでございますが、新型インフルエンザは、流行状況に応じて本市で作成いたしております新型インフルエンザ対策行動計画に基づき対応してまいりたいと考えております。インフルエンザは、飛沫と手から感染し、被害が拡大することが予想されております。他の災害、地震でありますとか風水害のように、市民を集めて避難させることや、物資の搬入・頒布をするために多くの職員が出ていくということは、逆に感染拡大につながるおそれがございます。新型インフルエンザ対策行動としましては、市民に対し、外出の自粛や集会の自粛・中止を呼びかけるとともに、公共施設に手指消毒剤を配布することになります。医療体制では、医師会、看護師会、薬剤師会に協力をお願いし、罹患者に対する治療をしてい

ただくため、行政では陰圧テントや陰圧室を用意することになります。また、罹患者に対応する消防職員や医療関係者に対し、マスクや防護服等の支給を進めてまいります。

これらの対策を進行させるために、市役所では摂津市新型インフルエンザ対策本部を立ち上げることとなっております。また、医師会、看護師会、薬剤師会の役員を中心に医療対策を検討していただくなど、その対策が中心になってくると思います。地震や風水害対策と同じように訓練を行うことは少し難しいのではないかとというふうに考えております。関係機関との連絡調整が円滑に進められるよう、日ごろから緊密な関係を構築しつつ、危機意識を持ちながら、今後、訓練は必要と感じておりますので、先ほど申し上げましたように、他の災害とは違うということから、まずは図上訓練から実施を考えてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 上村議員。

- 上村高義議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、新型インフルエンザにつきましては、先ほど総務部長から答弁がありましたように、いろんなことを想定しながら、そのことを常に危機意識を持って取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

次に、地球温暖化防止地域計画策定についてでございますけども、今、答弁がありましたけども、やはりこの計画が摂津市民、そして摂津市の事業者にとって得であるということは念頭に置かないと、つくった計画が無になるんじゃないかなと思っております。その際に、摂津市の特徴は何かというのをよくつかんで織り込んでいただきたい

と思っています。

摂津市の特徴につきましては、先般の総合計画を策定する段階で、市民団体の方がいろんな議論をして摂津市の特徴は何だということを練り上げてきておりますので、それも十分参考にしながらやっていただきたいと思っていますし、やはり摂津市は10万人以下の小さなまちであるということと、そのことは、市民の顔が見えるし、そして、いろんな団体がみんな仲間意識を持ってやっているし、連携が十分であるということも一つの特徴ではないかなと思っていますし、あと中小企業が多いということと、川がある、安威川、淀川がある等々、いろんな摂津市ならではの特徴がありますので、そういったものも生かしながら地球温暖化防止に向けて摂津市はこう取り組んでいくということをぜひ検討していただきたい。あくまでも策定委員会にゆだねられておりますので、策定委員会のメンバーで議論して、その方向性を決めるということなので、そのことをぜひお願いしたいと思っています。

私は、この地球温暖化防止について、ある考えを持っていて、実は、CO₂を悪者に言っていますけれども、植物はCO₂を吸って酸素に変えるわけですよ。これは炭酸同化作用で太陽の光を浴びて気をつくるわけですが、実はこれをもっと研究すべきという持論を持っておったわけですが、それを先般ノーベル化学賞をいただきました根岸英一さんが新聞で発表されているんですよ。コメントの中で根岸さんが言うには、「CO₂削減より光合成を起こせ」ということで、植物のやっておる作用を研究していくことでCO₂を削減できると。これは化学的には絶対できるんだと言い切っておるわけです、根岸さん

は。そのことをもっと日本としては研究して、CO₂が将来は資源となるんだというふうに論説しておるわけですが、そういう発想の転換をするということが大事であって、実際植物がやっておることを人間ができないはずがないと根岸さんは言っておるわけですが、そういった観点で摂津市独自のものを生み出すような熱意を持って、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っています。

それと、指定管理者についてですけども、先ほど市長公室長の答弁がありましたけども、私が指定管理者制度で今回一番答えが欲しかったのは、本来は、各年度ごとの各事業者別の予算額、決算額がどうであったのかを知りたかったわけですが、なかなかそれが提示できないというか、今回、児童センターについての資料もいただきました。これは、協定に結ばれた協定金額を過去5年間見せていただきました。2,600万円台で推移しておるわけで、時には3,000万円に膨れ上がっているときもあるわけですが、波があって、トータル的には2,700万円ぐらいの児童センターの1年間の平均契約金額です。これは契約金額であって、協定書には、予算執行と差異が出た場合には決算時に返却をしなければならぬと、こう書いておるわけですが、その決算値が幾らであったのかという各事業部の別に毎年度出すということが必要ではないかなというふうに思っています。これは前からずっと言い続けているわけですが、それがなかなか出てこないということでもあります。今後3年間については、そのことをきっちりしていただきたいと思っています。政策推進課がこの指定管理者制度のマネジメント部門でございまして、各所管所管はきっちりや

っておると思いますけども、それを総括しておる政策推進課がその総額を押さえ切れていないというのが問題であるのではないかなと思っています。そのことができていない限り、次の今後3年間の改善には結びつかないと思っておるんです。だから、今回、指針を出されていましたが、今後のスケジュールを書いていますけども、これができるとはなかなかこっちとしても理解できないんですね。絵にかいたもちになりはせんかなと心配しているわけですが、そうならないために、やはりきっちりとお金と、そして事業内容を評価することが必要ではないかなと思っています。

そういった意味で、今回、児童センターの評価については見せていただきました。これは各所とも多分しておると思いますので、そのことはやっぱりきっちり市民に示すべき、そしてお金についても我々とか市民にはきっちり報告すべきではないかなと思っていますので、そのことをぜひお願いしておきます。

ということで、私の質問を終わりにします。

○藤浦雅彦議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、山本議員。

(山本靖一議員 登壇)

○山本靖一議員 ごみ収集の民間委託拡大について質問いたします。

第3回定例会で、ごみ収集委託業務の民間委託を拡大することになる、そういう議案が可決されました。これまでごみ減量化とリサイクルを進める原動力として住民との協働が担ってきました。その協働で、1炉運転に道を開く大きな役割を担ってきた直営の部分12.5%を民間に拡大することとなりました。これで直営・民間比率は

62.5対37.5、9,500世帯が1万4,000世帯になることとなりました。

そこでお聞きしたいと思います。これまで平成24年、25年には炉の更新が避けられないと考えておられた。これが、1炉運転の実現や耐用年数についての考え方の変化などで焼却炉の延命化が図られ、今日まで来ました。この1炉運転がなぜ可能になったのか、具体的に答えていただきたいと思います。また、職員の削減で、将来にわたりそのことが維持できるのか、その保障があるのかお聞きしたいと思います。

次に、来年度からごみ収集業務や灰の処分、不燃ごみの選別・中間処理業務は、競争入札に付されることになっています。当然すべての業務で競争入札にかけると認識していますが、この競争入札で外れた業者は淘汰されるような状況に置かれるのではないか、さらに中間処理施設のない本市で、これまで年約1億4,000万円のお金をかけた随意契約で来たものが競争入札に移行できるのかなど、競争入札に移るための課題整理、財政効果について、現状の到達点についてお答えいただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号1、ごみ収集業務の民間委託拡大について、まずご答弁申し上げます。

一般廃棄物の処理は、市町村の清掃事業を中心として行われ、住民の日常生活に最も密着した行政サービスであり、市町村の固有事務となっていることから、各市町村の一般廃棄物処理計画に基づき実施されております。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした資源やエネルギーを大量に消費し続ける社会から、資源の過剰

な消費を避け、物質の循環ができる、限りある資源を確保する循環型社会への構築を示されてまいりました。

本市におきましても、一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正なごみの処理と資源化に取り組む中で、ごみの減量による焼却炉の延命を図ってまいりました。その取り組みといたしましては、焼却量の減量とリサイクルの推進のため、平成13年2月から燃やせないごみや資源ごみなどの不適正物の混入を抑止するごみ袋の透明・半透明化や、これまでのビン、缶のみから新聞、雑誌、段ボールなどの分別の拡大をスタートしてまいりました。地域での円滑な制度導入を図るため、収集職員全員みずから自治会で約250回の説明会を開催し、理解を求めてまいりました。

収集作業中における啓発の強化として、取り残しシールの活用や直接訪問、取り残し袋による啓発を実施してきたところでございます。また、平成14年7月には、事業系の可燃ごみの減量対策として、事業所から排出される紙資源の分別収集を進めるため、当時約2,500軒ありました事業所にすべて訪問し、協力を求めてまいりました。また、新たな収集方法として、ひとり住まいの高齢者やごみ排出が困難な方を対象にしたふれあい収集も実施し、希望者には安否確認を行うかけ声を実施するなどごみの減量に取り組んでまいりました。

今日では、平成12年度に約4万5,000トンありましたごみ量が、平成21年度には約2万5,000トンとなり、1炉運転の可能数値となってまいりました。これは大阪府下ナンバーワンの減量率を達成したことで評価をいただいております。これも市民、自治会、事業所の理解と協力があってできたものであり、地域との強いパ

ートナーシップを構築し、ごみ減量に取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほどの入札を拡大することによって業者が廃業に追い込まれるといったようなご質問でございますけど、当然入札によってそういった事例もございますけど、なるべく業者に十分これまでの知識でもって入札に参加していただきたいと考えております。

それから、職員の今後の委託拡大についての体制でございますけれども、当然、職員といたしましては、これまでごみの減量のさまざまな取り組みを行って目標の減量数値を達成してきた自負がございます。直営の区域は、継続した収集業務を行うことはもちろんでございますけれども、委託区域においての適正なごみ収集が行われているかも検証が必要かと考えております。今後、そのための体制や課題もございます。一番大きな課題といたしましては、不燃ごみの処理等がございますけれども、埋め立て処理を行っているフェニックスの次期計画策定が現在進んでおらず、今後、本市の不燃ごみのあり方を検討していかなければならない状況にあります。もちろんこれも環境職員全員で今後考えていかなければならないと思っております。

環境にかかわる職員といたしましては、これからの地球温暖化対策など、環境教育に取り組むことも当然必要と考えております。いかに職員のモチベーションが保てるか、今後、収集業務を含めて職員ともども検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 少し答弁漏れがあったかもわかりませんが、済みません、2回目の質問にさせていただいてもいいでしょうか。山本議員。

○山本靖一議員 一番肝心な入札の部分につ

いてはご答弁がなかったんですけれども、これは後できちっとお答えいただきたいと思います。

それでお聞きしたいんですけれども、ごみ減量の一番の柱になってきたのが一般廃棄物処理の基本計画、これは平成7年につくられた、その計画に基づいて今日があるというふうに思うんですが、同時にエコアクション21の認証を受けました。そのレポートは、2008年度、環境レポートということで出されています。今、部長がお答えになったこれまでの取り組みの詳しい内容については、この14ページから書かれています、今のときに民間から直営へ変えている自治体が生まれてきています。規模も財政も違いますから、これは検証していかなければなりませんけれども、横浜市、なぜこれがそういう方向に進んでいったのかということの一つ教えていただきたいと思います。

同時に、300日90トンの炉を1炉稼働するということになれば、年間2万7,000トン、これが処理の限界というふうにお聞きしています。それを実現していくため、今、経済状況がこういう状況ですから、さらにいろいろ変化してくると、この1炉運転も怪しくなってくることは当然予想されるわけですが、そこで、このごみの減量というのは一層リサイクルとかいうものが必要になってくると思っています。

そこで大事なものは、今年の予算で556万円かけてコンサルに委託をした基本計画、これはいつできるのか。その基本計画は、10年間、摂津市のごみ行政を縛るような、環境を縛るような中身になっているはずなんです。それから、エコアクションの23でしょうか、これも恐らく今の時点ではできていなければならない。そういうもの

に基づいて、民間委託の拡大であるとか入札についても、これはきちっとそれとの整合性を持たせていくということが求められるのではないかと思います。

例えば、ごみの混入率の問題、直営では2.7%というふうに聞いていますが、民間は5から10%です。いろんな自治体の話を聞いてみますと、直営の部分と民間の部分では住民の意識が全然違っていると、これはご存じのとおりなんです。こういうものをつくっていくためには、これ以上の民間委託を拡大しない、むしろ横浜市の例などをいろいろ検証してみる必要があるのではないかと。

そこで、もう一度お聞きしますけれども、このエコアクション23なり、あるいは一般廃棄物の処理基本計画はいつできるのか、これはどういうふうに位置付けしていくのか、総合計画の関係でもこれはきちっと答えていただきたいと思います。

それから、入札の問題ですけれども、これは六つの業務を今、民間委託しています。家庭ごみの収集、それから不燃物の収集、この不燃物を処理する、さらには最後の灰の処分、これを一つにくくって競争入札にしていくのか、いろいろやり方があると思うんですけれども、問題は、摂津市が処理施設を持っていない不燃物の処理の問題ですね。これは、前回の7年につくられた基本計画の中ではリサイクルプラザ、そこに処分地も含めたいろんな施設をちゃんとつくるということになっておるんです。これは何回もご答弁になっていますが、市長も今の経済状況の中で、財政的なことを随分念頭に置かれているようですけれども、1億4,000万円毎年出している、この金額が適正かどうか、あるいは高いか安いのか、それを検証する物差しを持つという意味で

は、この処理施設を自前で持つ、運営はいろいろあると思うんですけども、そういうことが基本計画でうたわれていたのに、新しい基本計画でうたわれるかどうか、これも非常に今後大事なことになってくると思うんですけども、そういうことで、この随意契約に恐らくなるであろう不燃ごみの処理について、基本的な考え方として、今の到達点を教えていただきたいと思いません。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。生活環境部長。

○水田生活環境部長 横浜市の実例でございますけれども、これまで横浜市につきましては民間委託を行ってまいりました。最近、直営に戻しているという実態がございます。情報の確認をいたしますと、今後、災害を見据えたごみ収集を考えておられるようでございます。といいますのは、委託エリアに直営の職員が入っておられません。当然そういう災害が起こったときのごみの処理、これがやはり一番大事なものでございます。そういったことから、そういった考えも含めた危機感を持っておられるみたいで、民間委託から直営へ移されたというふうに聞いております。また、そういったことも含めて、ごみの収集も含めて、職員みずからが市民に直接説明に上がっているような、摂津市が行っているような形でもって取り組まれているというふうに聞いております。

それから、今現在、廃棄物処理基本計画の策定中でございますけれども、これの策定期間でございますけれども、23年3月を目標に今現在考えております。

それから、今度の一般廃棄物処理基本計画の位置付けでございますけれども、平成7年に基本計画を作成してきた中では、資源リサイクルといった形でリサイクルプラ

ザの構想もございました。今現在、策定に取り組んでいるものにおきましては、これまでごみの減量のみならず、やはり地球温暖化の防止といった形も含めた中での基本計画になろうかというふうに考えております。今後、そういう策定委員の中でいろんな議論をいただくわけですが、当然、可燃ごみ、不燃ごみ、ごみを一体どうしていくんだと、2万7,000トンの減量数値目標を達成した中で、今後、ごみの減量をどういった形で行くのかといったことも策定委員の中で議論していただくことになろうかと思っております。

それから、不燃ごみの件でございますけれども、今回、入札を予定いたしておりますものでございますけれども、本来廃棄物に係るごみの委託でございますけれども、今現在、可燃ごみ、不燃ごみ、それから臨時ごみ、それから不燃ごみの処理、最終にフェニックスへの運搬の業務もでございます。今般、入札の対象となりますのは、可燃ごみ、それから不燃ごみ、それからペットボトル、それと灰運搬でございます。不燃処理の分については、今現在、市内に2社ございまして、その2社でもって不燃ごみの処理をお願いしているところでございます。本来でありましたら、今回、入札の対象には考えておりませんが、随意契約という形で考えておりますけれども、なぜ随意契約なのかというところでございますけれども、処理の施設が競争に適さない施設でございます。まず一つの施設については、現在、不燃物を搬入した後の手選別といった形の施設でございます。そこでそういう選別を行った後に、もう一つの施設でもってフェニックスの埋め立てへ持っていくための前処理として減容固化といった処理を行って、フェニックスへの搬入とい

ったものでございまして、施設そのものの処理の部分が競争になかなか適さないといったところから随意契約といった形で残っておるところでございます。

以上でございます。

- 藤浦雅彦議長 部長、質問者は今回の処理基本計画の中に中間処理施設を市内につくるかどうかのことを盛り込むかどうかについての今の到達点をお聞きになられていますので。生活環境部長。
- 水田生活環境部長 先ほど申しましたように、今、フェニックスの埋立地の次期計画がまだ出されておられません。といいますのは、当然、不燃ごみの処理をどういった形で今後していくのか、市でもって独自で処理をしていくのかといったことも今後検討していかなきゃならない。平成7年の基本計画の中には、現在ありますリサイクルプラザ構想がございました。今後、新たな基本計画を策定する中では、不燃ごみの処理、フェニックスの今後の動向も含めた中での議論をしてなければならない、現在、そういうところの状況でございます。
- 藤浦雅彦議長 山本議員。
- 山本靖一議員 一番肝心なところを答えておられない。つまり、平成7年につくった基本計画が生きているわけですよ。ずっとその構想で来たわけですね。今回の入札にかけられない一番の問題は、自分のところが立てた計画を実施できていないから、はかる物差しがないということ、しかも、新しい基本計画がまだできていないと。エコアクションについても、これはもっと厳しいものになるというふうに言われているのに、そういう計画ができていない段階から、もう既に新しいことを始める、つまり、ごみ減量の一番柱を担ってきた直営の部分、これはいろんなことで、副市長なども委員

会でいろいろ答弁されていますけれども、本当に摂津市が頑張ってきた、その中身について、やっぱり柱として残していく、そういう計画があれば、その計画に基づいた10年間のごみの処理というのが見えてくると思うんです。総合計画には少ししか触れられていません。

肝心なこの問題について、ちょっと時間はありませんけれども、燃やせないごみの問題のフロー図を見ていきますと、摂津衛生、ミシマから北大阪清掃へ1トン当たり1万2,720円、2,579トン、これで3,280万円かかっています。それから、ずっと運搬することにお金がかかります。鍵本産業へ行きます。燃えないごみの処理で2万1,840円、2,300トン処理します。これで7,023万円です。この処理のためにずっと運搬するんですけど、運搬するたびにお金がかかるような仕組みになっていますよね。これの運搬費だけで2,535万円かかっているんです。こういうことが適正かどうか、このこともまた随意契約にかけていくということになれば、他の業者がそのことをよしとするようになるのかどうかというような私は思いがするわけです。したがって、こういう計画ができてからそのことを処理していくということが本来の姿ではないか。つまり、処理の施設を基本計画の中でうたうのか、それから民間委託についてどういうふうにしていくかという、その計画がまだできていない、その段階で出発してしまうというのは、総合計画とも、それから今言いましたエコアクションの問題、それから基本計画の問題、こういうものを無視してどんどん走ってしまうということになりはしないかという思いがするわけです。したがって、今はこのことができ上がってから整

合性を持たせてきちっと業者に対応していくと、こういうことが本来摂津市の姿勢として私は大事なことではないかと思うんですけれども、こういうことについて、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 さまざまなご指摘をいただきました。それで、もう一度議論の整理をさせていただきますと思います。

今、山本議員が言われたように、この補正2号で、ごみ収集の運搬業務委託で、23年から27年の5年間で債務負担をお願いいたしました。これが7億7,560万円でした。これは、今言われているように、家庭ごみの可燃と不燃、これが約5億1,000万円弱、ペットボトルが2億1,500万円弱、焼却灰が5,200万円でございます。

それで、森山市長のもとで現業職員の不補充をやってまいりました。今回、出そうとしておったのが5,500世帯分をプラスすると。それで、今まではこれを正職6人でやっておりました。私どものこの設計金額が3,390万円であります。したがって、もう少し具体的に言いますと、現在の委託料は1世帯当たり可燃、不燃で857円であります。設計金額は595円ありますから、この時点の設計金額で約3,000万円の減をして、この債務負担を組んだということでございます。したがって、この595円というのは上限でありますので、ここから入札が始まりますから、我々はもっと安くなる期待をいたして組んだ中身でございます。

それで、今ご指摘の20年度予算の中で、いわゆる不燃ごみを集めてきて、そして不燃ごみの選別とか中間処理とか、その選別後の燃えるごみの処分、山本議員は1億

4,000万円と言われていました。トータルしたらもう少しいかもわかりません。1億7,000万円ぐらいいくのかなというふうに思いますが、これで5年間で約8億円ぐらいはいくだろうというふうに見ます。これが随契の中身になっている中身だということをご指摘受けているわけです。

それで、今のこの状況の中で、現在は直営が74%、委託が26%、森山市長のもとにおける現業職員不補充によって、今回の入札では直営61%、委託39%まで持って行って、今後の職種替え等々によって、もう少し委託業務を拡大したいというのが私どもの考え方でございました。それで、このお金の中で、私どもが今言われている中身から、いわゆる運搬業務があります。それで、これは、今このことについても随契でいいのかどうかという議論が若干中でありますので、一つはこの入札の債務負担で議決願った中身を先に走って、そして、この不燃ごみの選別、中間処理、選別後の燃えるごみの処分の部分をもう一度整理して債務負担をお願いする、いわゆる入札にできるものがあるなら入札にする、随契にするなら随契の部分を残すということを考える必要があるかなと。これも時間がございませんので、一定ぎりぎりのところに来ておりますので、今、この中身についての一定の結論は、4月からやろうと思えば、私は12月には説明会をまずやって、1月には入札をしなければ、多分4月からはできないような状況まで出ておりますので、今、その形が出ておるということを率直に認めざるを得ないというふうに思っております。

それから、中間処理の問題でありますけれども、これは、私も記憶があるのは、当時平成15年ぐらいのリサイクルプラザの中

で、摂津市の清掃事業組合の代表の方が来られまして、この中間処理を摂津市で行うと、我々に任せてくれないかと、その中身を我々にやらせてくれないかという議論がありました。これは私も思い起こしますと、そのとき摂津市清掃事業協同組合、これがいわゆる事業系ごみの5社であります。5社の代表の方が来られまして、そのときは森山市長ではございませんでした。ただ、あのときは、たしか銀行筋もつけて、我々がそのことをやるというような議論もあったように思っています、そのようなことから、ただ、17年のあの厳しい財政状況の中で、我々はそのことまで乗り切れなかったという問題がございます。それで、この問題をどうするかにつきましては、私は最も確かに望ましいのは、市内のごみはできる限り市内で処理するという観点に立つならば、この中間処理施設は市が関わる処理施設で行うことが望ましいと言われ、これは否定はできないと思います。ただ、そのときに財源がまた要するということが一つ、それから、それを建てたとしても直営で行うことはまず考えられない。その中身の運搬とか運転とか稼働とか作業とか処理とか維持管理業務はすべて指名競争入札で行うというようなこと、これが各市の多くの自治体でやっておられることも承知をせざるを得ないなど。ただ、財源的にこの中間処理施設、八町のあそこでこれをどういうふうにするのかということは決めておりません。この問題は、あのときは頓挫をして今日まで来ておりますので、そのことの中身は、山本議員が言われている部分は否定はいたしません、このことを今直ちにイエスとかノーとか言えるような形にはなかなかかなり得ない。ただ、過去には摂津市清掃事業協同組合さんのほうから、我々の手で

建てたいということはあったと。私もあのとき二、三回お会いをしたことは覚えております。

したがって、今言えることは、まず7億7,560万円の債務負担は、着々と4月に向けてやらせていただく。そして、今、ご指摘の部分、私が言いましたことについては、もう一度整理をした上で、入札すべきところは入札にして、その分は債務負担でお願いする。そして、随契にするものは随契にする。そのときに中間処理施設は一体どういう形でいくのかと。自前処理を基本という原則に立つのであれば、この問題をどう解決するかということについては、いま一度整理する必要があると思いますので、きょうの場面においては、この時点でそのことについて全体を含めてやるということは申し上げられませんので、今考えているところは、まず7億何ぼの分はやらせていただいて、4月以降については、今からすぐに検討を始めますので、そのことをもう一度議論したい。そして、万一このことが全体でやるべきという担当の意見、また、その処理計画の中身もそのことがあるのだったら、それはそれで我々は聞いた上で議会ともう一度議論をさせてもらわなければならないかもわからない。ただ、今のところは、中間処理の問題はこれでいくということとはなかなか申し上げられない。ただし、これは、山本議員が言われているのは過去の経緯を見ても否定できるものでもないということは、十分承知はいたすべきであろうということは申し上げておかなきゃならないなというふうに思っているところでございます。（「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ）

○藤浦雅彦議長 山本議員。

○山本靖一議員 今の副市長の答弁は了とす

るわけですがけれども、しかし、今聞いていますのは、一般廃棄物の処理基本計画、これは2月にできるというふうにおっしゃっていました。それから、エコアクションの問題も、まだ今、作成中ですよね。こういう大事な計画をつくっている最中に先に行ってしまうということについては、整合性を持てるのかと。つまり、今、副市長が答弁をされたようなことが、その中に盛り込まれればそのことになるかもしれないけど、それは結果論で、今からその話をされると、この基本計画を縛るということになるんじゃないかと。そういう意味で、基本計画とエコアクションの関係をどういうふうに整理をするかという、この点についてはきちんと整理をしていただきたい。ぜひこの点は大事なところですから、整理していただくようお願いします。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午後2時41分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

補足答弁を求めます。生活環境部長。

○水田生活環境部長 貴重な時間を大変申しわけございません。先ほど、山本議員のご指摘いただきました一般廃棄物処理基本計画と委託も含めましての整合性について、検討させていただき、後日、議会にもご相談させていただきたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 山本議員の質問が終わりました。

次に、木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。今後10年の摂津市のあるべき姿、そしてまた行政運営の進

路を示す第4次総合計画基本構想については、行政の継続性、一貫性という見地からすれば、現在までの総合計画の総括、事業仕分けをすることが必要と考えます。過去、現在を踏まえて未来があるという立場で質問をいたします。

まず、都市核整備についてであります。

第3次の総合計画基本構想第1章「つどい、にぎわう好感都市づくり」において、都市核等の整備についての記述があります。北部都市核、西部都市核、南部都市核、東部都市核について記載がされています。各都市核の整備・成果に対する評価をお答えください。中でも、東部都市核についての基本になるのは、やはり地下鉄2号線延伸計画であります。これは、近畿圏における望ましい交通のあり方、近畿地方交通審議会答申8号において、平成16年10月に実現不可能となりました。当該地域の住民は、一部不動産業者の「地下鉄が来る」、「モノレールが来る」という宣伝文句を信じて住まいを購入し、失望して転居した人もたくさんいます。さすれば、地下鉄延伸計画を抜きにして、東部都市核づくりについて今後どう進めていき、第4次総合計画の中でどのように反映していくのかお答えください。

次に、北部都市核については、JR千里丘西口駅前再開発は、現在まで準備組合を中心にして作業を進めてきましたけれども、当初の計画の予定どおりには進んでいないのが実態であります。この計画の進捗なくしてJR千里丘西口駅前における商業や都市軸結節点の活性化を進めることは不可能であります。ここで一度原点に戻って、事業の進捗状況と現状についての総括と今後の取り組みについて再検討する必要があると考えます。府下の組合方式で取り組んで

いる自治体の状況、実態も含めて答弁を求めます。

2番目に、商工農政についてであります。

都市農業における伝統野菜の基本構想における考え方についてであります。国連は、世界の人口が2030年に80億人を超え、世界の米生産を1997年から99年の年間生産量より38%増やさないと食糧危機に陥ると警告しています。一方、全国の耕作放棄地は40万ヘクタールに達し、農業者の平均年齢は既に65.8歳であり、農業従事者は半減し、260万人となっております。農村の荒廃が進んでいます。摂津市のように、都市近郊農業はより深刻な状況である、そのような状況の中で、伝統野菜である鳥飼なすを農業振興会が中心となって栽培を行っているが、これとて高齢化が進み、前途多難であります。技術継承と拡大策について答弁を願いたいと思います。

3番目の人口の推移についてでありますけれども、昭和31年に味舌町、味生村、鳥飼村が合併し、三島町が人口1万7,054人のまちとして誕生し、その後、三宅村の一部を編入して、昭和40年には人口4万3,479人となり、昭和41年11月に府下28番目の都市として摂津市が誕生しました。その後の人口の推計を見ると、第1次総合計画では12万4,800人、第2次総合計画で11万人、第3次総合計画では10万人、そして今回の第4次では8万人を見込んでいます。日本の人口は、予測では2050年には9,000万人になるとされています。各種の予測調査で、人口予測は最も正確だと言われている中で、摂津市の人口予測は現在まで大きく外れています。人口が減るということは、まちに活力がなくなります。そういう立場からすれば、第4次総合計画の8万人という予測

はあまりにも消極的であり、もっと夢の持てる人口を増やすという計画が総合計画ではないでしょうか。摂津らしさ、摂津だからできる夢の持てるまちづくりを進めるべきだと考えます。答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号1番の(1)第3次総合計画での各都市核の整備成果に対する評価についてであります。北部都市核のJR千里丘駅西口につきましては、市街地再開発として準備組合を中心に先進事例の視察や勉強会などを行い、事業化に向けて取り組まれており、最近では再開発事業に参加した住宅事業者を講師とした勉強会なども開催されているところでありますが、具体的な事業のめどが立っていないのが現状であります。また、大阪府より、府下の再開発事業の組合施行は2市ぐらいに減少している中、大阪府の補助金確保も困難な状況になっていると聞いており、準備組合にもその旨を伝えているところであります。準備組合では、近々役員会を開催され、大阪府の現状等について話をされると聞いております。

次に、西部都市核の阪急正雀駅周辺整備につきましては、今日まで地元商業者を中心とする若手懇談会などにより、正雀まちづくりについて検討を重ねてまいりましたが、現在は、話し合いの場として正雀駅前地区まちづくりワークショップを開催し、ソフト面の活動を通じて将来へのまちづくりへとつなげてまいりたいと考えております。

次に、南部都市核につきましては、大阪モノレール事業による南摂津駅周辺整備と

して、区画整理事業による整備は完了し、新たなまちを形成いたしております。

次に、東部都市核につきましては、具体的な面整備ではなく、主要幹線道路による利便性、回遊性の向上を図ることを目的としており、ご質問の都市軸結節点の整備にかかわる都市核であると思っております。特に、東西を貫く都市計画道路大阪鳥飼上上田部線につきましては、部分的な改良はなされておりますが、局部的に危険な箇所が存在することも認識いたしており、都市計画道路千里丘正雀一律屋線も併せて、安全で安心した利便性、回遊性を提供する目標を達成するため、両路線は府道でありますことから、今後も引き続き整備着手について、大阪府へ要望してまいりたいと考えております。

ただ、まちづくりには期間を要するものと考えており、さまざまな条件で事業化の判断時期が重要と考えており、第3次総合計画での都市核整備につきましても、都市核ごとの諸条件を整える環境づくりの中で判断する時期が来るものと思っております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 総合計画に関するご質問のうち、地下鉄と人口の推移についてご答弁を申し上げます。

まず、地下鉄でございますが、本市では、大阪市営地下鉄2号線の延伸を目指し、昭和55年に周辺市町と淀川右岸三市一町地下鉄延伸連絡協議会を発足させ、鳥飼中1丁目交差点付近に駅を設置できるよう鋭意調査・研究をするとともに、その結果をもとに運輸局、大阪市など関係諸機関に要望し、延伸を働きかけてまいりました。本市をはじめ関係市町では、この地下鉄2号線の延伸を最大限生かしたまちづくり、都市

核の形成を計画しておりましたが、平成16年10月に出された近畿地方交通審議会答申8号、近畿圏における望ましい交通のあり方において、今後は関係自治体等を中心に検討することが適当であるとの答申がなされ、地下鉄2号線の延伸は事実上不可能であるとされたものでございます。

このことを受けまして、当協議会でも再三議論をいたしましたが、1キロメートルの整備に300億円もの費用を要することと、需要予測等を勘案いたしますと、費用対効果は極めて低いと言わざるを得ないわけございまして、地下鉄2号線延伸計画の復活の可能性はないという結論に達し、平成21年11月末をもって協議会を廃止したものでございます。

次に、人口推移についてご答弁を申し上げます。

大阪都市圏のベッドタウンとして発展をしてきた本市にとって、総合計画に基づく人口増加を原動力とした都市の発展をまちづくりの目標としてきたところでございます。このことから、本市では第1次総合計画で人口12万4,800人、第2次総合計画で11万人、第3次総合計画では10万人を想定し、この人口増加を見込んだまちづくりを進めてまいりました。確かに全国的に人口が増加するとともに、大阪市から周辺都市へと人口が流入し、経済が右肩上がりであった時代の総合計画としては妥当なものであったと考えております。しかしながら、現状について客観的に見ていきますと、我が国全体が人口減少、少子・高齢化の流れにあるとともに、デフレ経済下では社会資本整備が必ずしも民間資本の投下に結びつかないというのが現実でございます。現在、人口減少社会へと移行する中、自治体がまちづくりの基本とする総合計画

で、将来の目標人口をどう扱うか苦慮している現状がございます。これまでのような右肩上がりの目標設定は無理がある一方で、人口減少を認めるだけでは夢を描き切れないということで、目標人口を定めない自治体もあらわれてきております。

本市におきましても、第4次摂津市総合計画におきましては、平成32年度の人口を8万人と見込んでおりますが、これはあくまでも現在与えられているさまざまな指標を組み合わせて算出した推計人口でございます。これまで、全国の自治体で総合計画の策定に際し、目標人口を高く設定し、その目標に向かうという姿勢を前面に出した夢のある計画づくりが重視されてきたということは事実であります。今後は、より現実的、実態的な面に目を向けるとともに、限られた資源での行政経営をしっかりと念頭に置いた上で、将来人口を明確に見据えた市民サービスのあり方をはじめ、行財政運営のあり方、また、今後急激に進行が予想される高齢化の問題も併せて、今後、第4次総合計画を推進していく中で議論していくべきであると考えておるところでございます。

市といたしましては、人口が減少することをよしとしているわけではなく、基本構想中に示しました目指す将来都市像を実現するため、市の基本姿勢として、住み続けたいまち、安心を実感できるまち、まち育てという新しい発想、摂津らしさ・強みを生かすという四つの基本姿勢に基づいたまちづくりを進める中で、市民満足度を高め、結果として多くの方々が住みたくなるまちづくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 商工農政について、都市農業に伝統野菜の基本構想における考え方について、ご答弁申し上げます。

都市農業における伝統野菜につきましては、摂津市の農地の大半は小規模農家による水稲栽培によって利用・保存されているのが現状であることから、畑転作に伴います高収益な都市型農業の振興につきましては、摂津市伝統野菜の鳥飼なすのブランド化推進策を一層効果的なものにし、都市農業の再生を図っていかなければなりません。現在、摂津市内で鳥飼なすを生産販売されておられるところは、摂津市農業振興会と個人で2か所ございます。また、摂津市も鳥飼なすの作付農家につきましては、花とみどりの景観事業で補助金交付支援を行っているところでございます。また、国からの利活用自給力向上補助金の対象にも該当するよう支援しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、農業者の高齢化や後継者問題も深刻な問題になっており、生産技術の伝承も考慮しなければならない状況であると考えます。

現在、市民農園利用者の希望する方には、鳥飼なすの苗を無償で提供し、7月と11月の品評会には鳥飼なすコーナーを設け、一般農家、市民農園利用者と区分して生産技術を競っていただいております。将来的には、市民農園利用者の方々が摂津市の伝統野菜の鳥飼なすの生産技術を広く習得していただきたいと考えております。このことから、市民農園利用者に鳥飼なすの管理運営も含めた野菜育成研修会を開催し、育成技術の習得を目指した研修会を検討してまいります。

なお、市民農園での生産販売については、摂津市市民農園貸付要領第9条の禁止行為の中に、営利を目的とし、作物を栽培する

ことを禁じていることから、市民農園以外での農地の利用等を今後検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 東部都市核につきましては、先ほど質問でも申し上げましたし、答弁のほうでもありましたけれども、地下鉄2号線延伸問題が、これは頓挫をいたしました。ということになりますと、これが頓挫して東部都市核が全く手つかずになるのかといったら、私はそういうふうにはならないと思います。その東部都市核に接続していく都市軸、とりわけ道路の問題が残っていると思います。そういう点では、あそこを通過している大阪高槻線と通称言われているんですけども、その拡幅問題は、今のところ大阪府は凍結路線として凍結をしておりますけれども、この前、一部山新金物の近くでその問題が門戸を広げられました。そういう点からすれば、今後、一津屋交差点までの間、とりわけ今回、あそこのうどん屋さんができましたけれども、あそこで急に歩道が狭くなっておりまして、大変危険であります。そういう点では、市民の安全・安心という点からすれば、そういう都市軸、道路網の整備は、私はぜひともやっていかなければならないと思っております。大阪府が凍結にしておるから摂津市は全く手が出せないということではないと思います。先ほど言いましたように、一部門戸が開かれましたから。そういう点では、やはり東部都市核の中での道路整備という点では、あの道路の拡幅問題は引き続いてやっていくべきだと私は考えておりますけれども、その辺については、市としては、やはり大阪府の事業であるので、凍結路線だからどうしようも手がつけられないということなのかということの考え方を一遍聞かせ

てもらいたいと思います。

それともう一つは、それに付随する新在家鳥飼上線、新幹線の側道でありますけれども、これも市のほうに移管をされて市の管理になっておりますし、そういう点では、この道路整備は、市の直轄的な、大阪府の道路計画じゃなしに摂津市が計画をする道路ですから、これは、摂津市の意向で動かしていくことは私は可能だと思っています。予算も含めて、やはりその点のことについて、今日までいろんな議員から問題提起をしてきましたけれども、40年を過ぎた段階でも、なおかつまだ一向に進まないということでは、やっぱりあその交通安全ということを守っていけないと思います。そういう点では、この問題については、予算がやっぱり裏づけになってきますから、副市長のほうから一遍、今までの過去の経緯も含めて答弁をお願いしたいと思います。

それから、人口問題につきましては、今、答弁がありましたけれども、なるほど少子・高齢化の中で、どことも日本の国全体が、人口問題は非常に大きな問題として悩んでおるわけでありまして、私は、そうかといって手をこまねいてはいけません。先ほど市長のほうからも摂津らしさ、あるいは摂津だけというようなことも含めて取り組んでいかなければならないということをおっしゃいました。そういう点では、私は過去において摂津市が摂津訴訟を提起して、そして、教育施設、あるいは福祉面でゼロ歳児医療費の無料化、あるいは乳幼児医療費の無料化、老人医療費の無料化など、福祉を前面に出して国を相手に裁判をしながら、その問題に取り組んできましたし、そのことによって、やっぱり教育が相当充実をされました。1小学校、1幼稚園、1保育所という形で整備を

されて、若いお母さんたちが摂津市へ行けば安心して子育てができるということで、多くの若い夫婦が摂津市へ来られました。急激に人口が増えて、摂津市の人口が増える中で摂津市が発展していったという経緯があります。そういう点では、何もしないで、同じようなことをしろとは決して申し上げませんが、やはり摂津市だからできる、そういうアクション、行動を起こす中で、摂津市へ行けばこれこれができるんだということの方向性を示すことによって市民を呼び込むというようなことも私は可能になってくると思います。そういう点では、やはりそういうことに思いを起こすべきだと思うんですけども、その辺のことについて、市としてそういうことは今のところ考えられない、財政的な面、あるいは今の社会状況、経済状況を考えると、そういうことは無理だということになってしまうのか、何か知恵を出して人口増を図っていくということのお考えがないのか、その辺のことについてお聞かせ願いたいと思います。

鳥飼なすの問題は、先ほど申し上げましたように、今、農業振興会が中心になってやってもらっておりますけれども、非常に高齢化が進んでおります。次の後継者を育てるという点では、大変今、危機的な状況に私はあると認識をいたしております。そういう点では、鳥飼なすをどのような形で残していくか、普及をしていくかという点では、先般、テレビで放映しておりましたけれども、私のおやじの広島市の福山市が、お正月のおせちに向けてクワイの出荷をされておりました。そのクワイが、だれが栽培をしておるかといいますと、建設業者がお百姓さんの土地を借りてクワイを栽培して出荷をされておるといような実態を見

ました。そういう点では、そういう民間の力も借りながら、今の鳥飼なすをこれからも伝統野菜として守っていく、そういうことも私は必要かと思えます。そのような福山市のような考え方を持って存続させていくというのも一つの方法だと思うんですけども、その辺のことについて、市としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、北部の都市核の問題ですけども、第4次総合計画基本構想にも引き続き課題となっているJR千里丘西口駅前の整備があります。摂津市の表玄関である千里丘西口にシャッターのおりた店舗が多数残っているという現実、市内商業の活性化を進める上で大変マイナス要因となると考えております。商業の推進は、市内事業所の半数を会員に持つ商工会が積極的に課題に取り組み、市と連携を図ってこそ高い目標が達成できるものと考えております。そのためにも、商工会が事業者支援のために、かつ積極的にかかわっていく必要があり、市内事業者が行きやすい、利便性の高い場所へ進出することが不可欠と考えます。

こうした中、摂津市駅前に建設をされました大手マンションのモデルハウスの分譲後の活用策として、(仮称)産業会館などとして商工会が入居をし、市内の商業及び工業の事業所経営支援や、あるいは誘致活動の拠点としてはどうかと考えますが、この点については大変大きなテーマでありますし、そういう点では市長に答弁をお願いしたいと思います。

また、鳥飼なすについては、先ほど申し上げましたように、福山のことも含めて、鳥飼なすを摂津市の大切な農産物資源という認識を持って、普及促進を目指した構想として取り組んでいただくことを特に要望としておきます。

一応2回目としてはそれだけです。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。
都市整備部長。

○小山都市整備部長 第3次総合計画において、都市軸結節点の整備にかかわり、未整備の都市計画道路のうち、大阪鳥飼上上田部線につきましては、大阪府の管理道路でありますことから、府が事業すべき都市計画道路であるとの認識をいたしておりますが、大阪府の財政再建プログラムの評価により、事業凍結路線として位置付けられ、事業化のめどが立っていない中、今日まで早期着工を強く要望を重ねてまいっております。しかしながら、今後、都市計画道路としてではなく、既存の道路の観点から、歩道が狭小で非常に危険度の高い箇所も見受けられ、福祉のまちづくりの観点から、歩道を2.5メートル確保することで、暫定的であります。市民の方々に安全を提供できる箇所もありますことから、大阪府に対しまして、ピンポイント対応の取り組みも視野に入れ、事業化の要請をしてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 人口の問題につきまして、摂津らしい施策、取り組みをすることが大事だというご指摘でございますが、まことにそのとおりというふうに思います。今回の総合計画をまとめるに当たりましては、市民の方に大勢お集まりをいただきまして市民会議を開催いたしました。その中で、やはり市民の方も摂津のまちが非常に市域の狭い、特段どこといって誇るといふほどのものはないけれども、しかし、このコンパクトさ、住民同士がしっかりつながってお互いに仲よく暮らせるまち、小さいけれども、そのことが生かせるんだというようなご意見も多数ございました。そういう市

民の方ご自身がお考えの、いわゆる摂津らしさ・強み、その辺を十分生かしながら施策を展開していく。とにかく今お住まいの方が、やっぱりこのまちに住んでよかったというふうに思っていて、そういう施策の展開は必要だというふうに思っておりますし、その中にはいろんな福祉施策も当然必要になってくるんだろうと思いますけれども、具体的にはこれから総合計画を推進していく中で、個々の施策については検討させていただきますが、基本的には市の強み、これを生かしながら、摂津らしいまちづくりをこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

○藤浦雅彦議長 副市長。

○小野副市長 道路整備につきましての過去の経緯も踏まえてということで、若干申し上げたいと思います。

この大阪鳥飼上上田部線、新在家鳥飼上線につきましては、これは平成15年ぐらいからこの議論がされまして、木村議員も厳しくこの整備を求められてまいりました。また、他の議員からも何回となくこの本会議でお聞きをいたしました。

それで、この問題の中身の前提といたしまして、確かにこの道路整備問題というのは、バブルの最盛期のとき、平成3年あたりに一気に、当時をみますと、平成2年の普通会計の投資的経費が25億円だったものが、平成3年には63億円に伸ばし、平成4年には110億円、平成5年には109億円まで伸ばしました。そこから約60億円、70億円時代を迎えて、平成17年に極めて危ないということで、平成14年ぐらいから1けた台で5年間推移したと。そのことによって公債費のピークは脱したということでもあります。

ただ、このことが毎年出てまいっておる

のは、木村議員ご指摘のように、市道整備を担当課からは厳しく求められてまいりました。森山市長になりましてからも相当伸ばしてまいりましたが、そこを辛抱してきたために、市道問題は、市長も数多くの苦情なり要望を聞いておられることは間違いございません。それで、そういう全体的な中身の中で、この新在家鳥飼上線は、部長が言いましたように、現道が市道でございますが、ご存じのように、中央環状線から番頭面水路の間は約800メートルと聞いておりますが、この未整備区間が、都市計画道路として整備着手は、今日の財政状況から見たときに極めて困難というふうに考えております。ただ、現在の状況といたしまして、既存水路のふたがけをして、歩道は整備されておりますし、番頭面水路から西の約150メートル区間は歩道がないという再三のご指摘を受けてまいりました。極めて危険度の高い箇所であるとの認識は共有いたしております。今後、安全確保の観点からも整備が必要であるということについては異論がございません。

それで、今申し上げましたように、市内の既存道路の危険箇所の中身が毎年担当部から上がってまいります。そして、この新在家鳥飼上線についても極めて緊急度の高いものということは承知いたしております。今後、23年度予算、会派懇談もやらせてもらいますが、1月には市長査定がございますので、担当部からは厳しくその辺が上がってくるとお思いますので、その中の予算をどこまで伸ばすことができるか、やっぱりここまで辛抱願ってきた議会に対して、市民に対して、ここのことをどう具体的にするか、23年にいくのか、いけないなら24年にいくのか、これははっきりすべき時期であるということには異論はございま

せんので、そういうことの中で23年度予算の中で具体的に検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 木村議員の質問にお答えをいたします。

よく言われる言葉で、産・官・学という言葉がよく使われますけれども、さように商工行政、これは大切なテーマではないかと思っています。特に摂津市は、何度も言いますけれども、小さな市域で山も谷もないと。平坦なところで60%以上が準工地帯、この中に4,000近い事業所がひしめいていると言ったら怒られますけれども、あるわけでございます。それぞれの事業所は、納税、そして雇用等々、まちづくりに非常に大きく貢献をしていただいております。これは商業も全く一緒でございます。

そういうことからいいますと、摂津市における行政、そして商工会、これはある意味では両輪と言ってもいいと思います。そういうことで、商工振興、これはしっかりと目を向けていかななくてはならないと思います。

そこで、ただいま木村議員のほうから、零細企業等々のいろんな支援をする商工会の拠点、これをまちの中心部に移したらどうかといいますか、ご提案をいただきました。非常にタイムリーといいますか、的を射たと言ったら怒られますけれども、ご提案ではないかと思います。マンションの、今モデルハウスになっておる場所、これはまさに中心部でございます。ここ2年3年、まだ稼働すると思いますが、その後の方針について、ただいまのご提案を前向きに検討していきたいと思っておりますので、またご協

力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤浦雅彦議長 木村議員。

○木村勝彦議員 商工会の産業会館の問題については、今、市長から大変前向きなご答弁をいただきました。南千里丘のまちづくりのコンセプトは産・官・学でしたね。学生マンションのところに商工会の会館が入っていくという計画があったんですけども、これが頓挫をしてしまいました。そういう点では、あのモデルハウス、議会も駅前等再開発特別委員会で現地視察もしました。大変強固な基礎の上に建っております。そういう点では、あれを更地にして返してもらうということは当初の約束だったと思うんですけども、あの立派な建物をつぶすということは、大変私はむだなことであると思いますし、そのまま返していただいて、市がそういう仮称の産業会館的な機能を持った施設として残していったら、そこに商工会も入っていくということになれば、非常に商工業の発展に対しても大きく私は寄与していくと思いますし、そういう点で、今後、機能が終わった段階でそういう形が必ず実現をするということになりますように心から念ずるものであります。

副市長から答弁をいただきました新在家鳥飼上線の問題、これは先ほど答弁にもありましたように、150メートルの間は歩道がありません。そういう点では、あそこまで一応水路のふたをした歩道があるけれども、その後、歩道がなくなってしまうと大変危険であるということを地域の皆さんから大きな声で私たちのほうに届いてきております。そういう点では、これは主体的に、先ほど申し上げましたように市が取り組める事業ですから、やはり市民の安全・安心、交通の安全の立場からしても、ぜひ

とも一日も早い歩道の確保ということが実現するようにお願いをしておきたいと思えます。

千里丘西地区の駅前再開発、先ほど答弁がありましたけれども、府下でも数少なくなってきた組合方式、これが、多分ほぼ大阪府は縮小の方向に向けていくと思います。補助金もカットしていくという形をとっていくと思います。そういう点では、非常に先行きは不透明でありますし、そういう中で摂津市が組合方式をこれからもずっと最後まで未来永劫追求していくのか、やはりそのことも含めて一定の方向転換も図っていかなければならないという時期がいずれ私は来るのではないかと考えております。そういう点では、長年の懸案事項、地元の地権者の協力も得られないという困難な問題がありますけれども、やはりその問題を克服して、今の西の再開発が東の再開発と有機的に結合して、あの地域が発展していく、そういうことになっていくように、これからも鋭意努力をしていきたいと思えます。

以上で終わります。

○藤浦雅彦議長 木村議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時6分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 村 上 英 明

摂津市議会議員 本 保 加津枝

摂津市議会継続会会議録

平成22年12月15日

(第3日)

平成22年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成22年12月15日(水曜日)
午前 9時58分 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長	羽原修
総務部長	有山泉	生活環境部長	水田和男
保健福祉部長	佐藤芳雄	保健福祉部理事	福永富美子
都市整備部長	小山和重	土木下水道部長	宮川茂行
会計管理者	寺西義隆	教育委員会 教育総務部長	馬場博
教育委員会 教育総務部理事	市橋正己	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	寺本敏彦	水道部長	中岡健二
消防長	北居一	消防本部理事	浜崎健児

1 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	事務局次長	藤井智哉
事務局参事 兼次長代理	池上彰		

1 議 事 日 程

1,

一般質問

山 崎 雅 数 議員

嶋 野 浩 一 朗 議員

弘 豊 議員

原 田 平 議員

南 野 直 司 議員

- 2, 議 案 第 7 1 号 平成 2 2 年度 摂津市 一般会計 補正 予算 (第 4 号)
- 議 案 第 8 1 号 摂津市 市民 図書館 及び 摂津市 立 鳥飼 図書館 センター の 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 1 0 2 号 摂津市 事務 分掌 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 議 案 第 7 3 号 平成 2 2 年度 摂津市 水道 事業 会計 補正 予算 (第 2 号)
- 議 案 第 7 5 号 平成 2 2 年度 摂津市 国民 健康 保険 特別 会計 補正 予算 (第 4 号)
- 議 案 第 7 7 号 平成 2 2 年度 摂津市 公共 下水道 事業 特別 会計 補正 予算 (第 3 号)
- 議 案 第 7 9 号 平成 2 2 年度 摂津市 介護 保険 特別 会計 補正 予算 (第 3 号)
- 議 案 第 8 0 号 平成 2 2 年度 摂津市 後期 高齢 者 医療 特別 会計 補正 予算 (第 1 号)
- 議 案 第 8 2 号 摂津市 青少年 運動 広場 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 8 3 号 摂津市 立 体育 館 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 8 4 号 摂津市 立 テニス コート 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 8 6 号 摂津市 スポーツ 広場 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 8 7 号 摂津市 立 児童 センター 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 8 8 号 摂津市 立 障害 児童 センター 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 8 9 号 摂津市 立 せつつ 桜 苑 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 9 0 号 摂津市 立 ふれあいの 里 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 9 1 号 摂津市 立 みきの 路 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 9 2 号 摂津市 市民 文化 ホール 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 9 3 号 摂津市 立 市民 ルーム 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 9 4 号 摂津市 立 自動車 駐 車場 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 9 5 号 摂津市 立 自転車 駐 車場 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 9 6 号 摂津市 立 保健 センター 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 9 7 号 摂津市 立 休日 小児 急病 診療 所 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 9 8 号 摂津市 斎 場 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 9 9 号 摂津市 立 葬 儀 会館 指定 管理者 指定 の 件
- 議 案 第 1 0 0 号 大阪 広域 水道 企業 団 を 組織 する 市 町 村 数 の 増加 及び これ に 伴う 大阪 広域 水道 企業 団 規約 の 変更 に 関する 協議 の 件
- 議 案 第 1 0 1 号 摂津市 文化 財 保護 条例 制定 の 件
- 議 案 第 1 0 5 号 摂津市 税 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 議 案 第 1 0 6 号 摂津市 立 スポーツ センター 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 議 案 第 1 0 7 号 摂津市 立 コミュニティ プラザ 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 議 案 第 1 0 8 号 摂津市 立 自転車 駐 車場 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 議 案 第 1 0 9 号 摂津市 自転車 等 の 放置 防止 に 関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
- 議 案 第 8 5 号 摂津市 立 温水 プール 指定 管理者 指定 の 件
- 3, 請 願 第 1 号 生活 道路 の 変更 と 安全 対策 に 関する 請 願
- 4, 議 会 議 案 第 2 1 号 子 ども 手 当 財 源 の 地方 負担 に 反対 する 意見 書 の 件
- 議 会 議 案 第 2 2 号 中 小 企業 支 援 及び、金融 支 援 策 を 求める 意見 書 の 件
- 議 会 議 案 第 2 3 号 脳 脊 髄 液 減少 症 の 診断 ・ 治療 の 確 立 を 求める 意見 書 の 件

議会議案 第 24号	ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書の件
議会議案 第 25号	学校保健安全法による医療費助成（歯科）の適用範囲拡大を求める意見書の件

- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程4まで

(午前9時58分 開議)

○藤浦雅彦議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、大澤議員及び野原議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 おはようございます。

まず、国民健康保険制度を都道府県単位等に広域化する厚労省の方針に対して、自治体としてどう取り組むかについて質問をいたします。

大阪社保協などは、国保広域化反対大運動ということで、今、反対の運動を広げているところですが、厚労省は、後期高齢者医療制度を廃止して国民健康保険に合流させていくという方針も出しております。現在、市町村の国保を都道府県に運営させる構想について、都道府県に意見を求めるということを行っております。

11月17日の毎日新聞の報道、大阪社保協の調査では、この構想に賛成としているのは大阪、京都、奈良、長野の4県、広域化で国保の構造的課題は解決しないということで構想を否定する意見が兵庫県など6県から寄せられております。30の都道府県は、国に医療財源を求めるということで、賛否を問わずこういう意見も出されております。賛成の大阪府も国庫負担割合の引き上げなど、国の責任を明確にと要望しています。賛否を大きく分けると、賛成が4、反対が29、どちらとも言えないとしている県が14となっております。

医療費財源、保険料負担、こういったことに言及せずに広域化ということに踏み切れば、窓口減免の大幅後退になることと、

保険料格差をならせば、多くの自治体で保険料がアップし、反発も必至だと。こういう国の方針に対しては反対の表明をされるべきではないかと考えておりますけれども、どう対応されていくのかをお聞きします。

次に、こういう国の方針に大阪府は賛成をし、広域化支援方針を立て、各自治体にまた賛否というアンケートをしております。特に大阪府は広域化に熱心で、国保会計の改善計画、これを出すことはほかの都道府県でも同じですけれども、保険料の収納率の向上について基準を設け、クリアをしている自治体にもスケールメリットというものを設定し、保険料の収納率アップを求めている、これは大阪府くらいのもので、収納率の競争ばかりをさせていくのは危険ではないかと。機械的、強権的な保険料徴収は公の機関が行うべきではないと訴えてまいりました。こういった大阪府の態度に対しても反対をすべきではないか、大阪府への対応もお聞きをいたします。

こういった意味で、すぐに来年から広域化ということではありませんので、来年、現行での国保運営になろうと思っておりますが、来年度の保険料についてどういうお考えを持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

現在の不況下、保険料2年連続の据え置きをしております。昨年の決算では国保会計は黒字です。ほかの自治体などを見ても、赤字解消のために保険料を引き上げて保険料が高くなる、そして収納率が悪くなり、さらに赤字がひどくなるというスパイラルに陥っているところが少なくありません。一方、保険料が低くても収納率がよく、健全な運営がされている自治体もあります。既に高く払えないという保険料です。これ以上の値上げは悪影響だと考えます。む

しろ払える保険料に引き下げて、収納率の向上をして運営をよくしていくというふうを考えますけれども、来年の保険料についてお考えをお聞かせください。

次に、産業振興策として住宅リフォーム助成制度が導入できないかということについて伺いたいと思います。

10月31日現在の商工新聞の調べなどで、今、リストを持ってきていますけども、175の自治体で10%とか20%の住宅リフォームの助成が導入ないし予定をされています。非常に経済効果があるということで、新聞赤旗などでも紹介をされています。長引く不況、リーマンショック、円高、デフレで国内の経済は負のスパイラルから抜け出せない、こういう状態です。中小企業が経営を続けるためには公的な扶助が必要となってきました。そこで、住宅リフォームの助成制度が非常に経済的波及効果も大きいと。工務店だけでなく塗装業、水道、そういった周辺業種、資材運搬まで注目をされています。ぜひ検討していただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、臨時国会では雇用対策の補正がいろいろ組まれました。こういったものも本市として産業振興に使っていけないか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、昨年、工場家賃の助成制度の導入ができないとか、それから生活費が少なくて経営を断念しなくてはいけないという中小企業も生まれてきている。生業資金の貸付けで経営が続けられるという業者さんもおられます。倒産や廃業件数を増やさないために、自治体ができるだけのことをする、こういうことが求められていると思います。市が直接中小企業に支援するということについてお聞かせいただきたいと思

ます。

1回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 それでは、国民健康保険制度の広域化につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、広域化に反対すべきではないかについてでございますが、摂津市国保の状況は、20年ほど前の平成元年度に比べ、この間、一人当たり医療費は約2.4倍となっておりますが、歳入に占める保険料の割合を見てもみると、平成元年度決算では45.6%でございましたが、平成21年度決算では23.5%となり、医療費の伸びとは逆に約半分近くまで低下しております。これは、この間の国・府の調整交付金や共同事業、前期高齢者交付金など、全国または府内国保間の、また、国保と社会保険との医療費の財源調整制度が拡大されてきた結果でございます。現在の摂津市国保は、他の保険者との広域調整の中で運営が行われている状況にあり、高齢化の進展や産業構造の変化に伴い、国民健康保険制度は高齢の方や無職の方などが被保険者の多くを占め、財政的に脆弱なため、このように財政的な支援が拡大されてきたわけでございます。

摂津市国保につきましては、このような状況にあります。現在、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議において、後期高齢者医療制度廃止後の制度のあり方についての検討が進められており、平成25年度の第1段階で75歳以上を都道府県単位化し、その中で、国保については、将来的には全年齢で都道府県単位化する姿を描いているといったことが報道されております。高齢

化の進展や産業構造の変化の中で、今後の医療保険制度をどうしていくべきなのか、国保の広域化の問題については、国における検討を見守りつつ、将来にわたって持続可能なものとなるよう、必要に応じて大阪府市長会を通じて要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、大阪府の広域化等支援方針の策定により、本市の場合、共同事業の拠出金において、従来に比べ拠出額が増加するとの試算もありますが、逆に大阪府全体で約50億円の国の調整交付金の減額が軽減されるとの試算もあり、府内市町村全体が恩恵をこうむることになります。このような調整の仕組みによって現行制度が支えられていることを考えますと、広域化等支援方針の策定については、やむを得ないのではないかと考えております。

次に、保険料収納率の向上についてのメリット設定についてでございますが、大阪府の広域化等支援方針において、収納率の向上が大きな課題となっておりますのは、大阪府内の市町村の収納率が全国的に低いレベルにあり、収納率の向上が急務となっているからでございますが、先日行われました大阪府の説明会では、努力目標として掲げており、達成できなければ直ちにペナルティを課すというものではないとの説明を受けております。本市におきましても、収納率の向上は、資格管理の適正化及び医療費の適正化とともに、国保財政の安定のための重点課題として取り組んでいるところでございます。

最後に、来年度の保険料についてでございますが、まず、賦課限度額の引き上げがございまして、賦課限度額につきましては、既に国の政令が改正され、近隣各市では改定が行われておりますが、本市では据え置

きをしてきておりますが、賦課限度額の引き上げは、来年度の改正でもさらに検討されており、平成22年度までに改正済みの医療費分3万円、後期高齢者支援金分1万円、介護納付金分1万円の合計5万円につきましては、本市におきましても改正が必要になっております。

次に、保険料率の改定でございますが、来年度の納付金等の概算額が決まるのは年末以降のため、現段階では確実なことは申せませんが、平成22年度は単年度収支の赤字が見込まれますが、この状況が続くようであれば、一定の改定は必要になるのではないかと考えております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 地元商工業の振興における住宅リフォーム助成制度の創設、臨時国会で成立しました産業振興への補正予算、工場家賃の助成制度の導入、生業資金貸付制度の導入の四つのご質問についてご答弁申し上げます。

まず、住宅リフォーム助成制度の創設につきましては、現在、住宅に関する施策としまして、在宅介護でリフォームが必要とされる場合には、介護保険の住宅改修や身体障害者等の住宅改造助成とともに、住宅ローンを組まれて一定規模以上のリフォームの場合には所得税の特別控除、さらに省エネ・耐震・バリアフリー改修には固定資産税の減額措置などの施策があり、それぞれ特化した目的を持ち、目的の達成のため支援を行っております。一般家屋を対象としますリフォーム助成制度は、地域における産業の振興や不況対策としての効果という点から考察を加えますと、確かに建設業の一定範囲の波及効果は想定できるものの、行財政改革に取り組んでいる財政事情から

しましても、一般家屋へのリフォーム助成制度創設は難しい状況であります。

また、臨時国会で成立しました産業振興への補正予算につきましては、現在、大阪府から詳細なる仕様を確認中でございます。

次に、工場家賃の助成制度の導入につきましては、本市は中小零細事業者の緊急支援対策として、大阪府と連携し、事業資金融資の期間を1年延長し、最長5年として利息と保証料の全額助成を実施し、実質が無利子・無保証料の融資を実現しております。こうした特別対策を実施していることから、家賃を支払われている事業者に特化した支援策は困難な状況であると考えております。

生業資金貸付制度の導入につきましては、事業者の資金支援のため、市内金融機関に1億円を預託することにより、設備資金と運転資金については600万円を上限とした1.2%という低利な融資を実現しております。そして、運転資金と生活費が一体となっている家族経営の零細事業者には、運転資金融資として受け付けし、ご利用いただいているのが現状であります。

本市は、大阪府と連携し、取り扱っております資金には、生活と事業が合わさった融資のメニューはなく、新たなメニューの導入を検討していないかを大阪府に確認いたしましたところ、検討していないとの回答がございました。このようなことから、府連携融資の一つであります本市の事業資金融資では導入することが困難な状況と考えております。

○藤浦雅彦議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 では、続けて質問をさせていただきます。

今、国保の現状認識で、財政的に脆弱だと。保険料を集めるのが大変だということ

も言えるわけですよ。ですから、保険料値上げというのは、さらに財政的な脆弱さを招くのではないかと私は思っておるわけですが、すけども、まず、広域化についてですけども、国の広域化を見守るというのは、どういふことかよくわからないですね。つまり何もせんということになりはしませんか。広域化、その先に待っているのが、独自減免ができない、保険料が上がるということでは、困るのは市民です。広域化で市の責任が逃れられるなどと考えているようではだめですよ。摂津市の国保は摂津市が守るといふようなやる気をぜひ出していただきたいと思っております。国保は医療の制度で命を守る仕事だとしっかり考えていただきたいと思っております。

最初に申し上げたように、都道府県も国保の責任を負うのは嫌だとほとんどが言っているわけです。後期高齢者医療制度でも、国は都道府県に本当はさせようとしておりましたけれども、できないと。それで、都道府県に責任を負わせないという形で広域連合という苦肉の策になったわけです。ですから、もっと対象が多い国保を都道府県が負うということは、さらに抵抗が大きいと思っております。地方団体がこぞって反対すべき内容です。ぜひ反対の立場に立っていただきたいと思っております。要望で結構です。

保険料についてですけれども、お答えでは、来年の保険料は限度額も含めて上がりそうだというニュアンスが伝わってまいりました。これをよしとするわけにはいきません。摂津市は不交付団体として財政力があるとされております。基金も必要でしょうけれども、住民の福祉のために使うというふうには国保会計の繰り入れを増やす方向に財政をシフトさせるべきではないでしょ

うか。国保会計の構成比で、今、繰入金は2003年には12.6%、金額的にも2004年が8億8,000万円、これがこの10年間のピークです。繰入金は昨年の決算で8.86%まで下がり、8億4,000万円になっています。保険料の値上げが抑えられるのは、この繰入金を入れるということになっています。せめて2003年の状態まで割合を上げるというか、あと年間3億円ぐらい繰入金を増やせば、保険料の値上げなしで赤字の解消にもつながるということになりはしないでしょうか。国民健康保険は、今、年金生活者、非正規労働者が増えて、低所得の医療を保障する制度になっています。国保会計の赤字というのは、払っていただけない保険料というのが大半ですから、値上げをすることは、払えない被保険者を増やして赤字拡大のスパイラルに踏み出すことになるのではないのでしょうか。昨年は、保険料を抑えても収納率があまりよくなりませんでした。ですから、もう払えないと。下げても、それこそ払えないというような状態なのかもしれません。市として保険料を上げないよう、繰入金を増やすというふうにかじを切れないのか、再度答弁をお願いいたします。

次に、住宅リフォーム助成については、ほかの制度もあるし、市は財政が厳しいから出せないという答えだったと思うんですけども、ほかの自治体もたくさんやっている、お金がないからやれないということではないんじゃないかと思っています。制度としては、先ほど介護とかいろんな制度がありますけれども、制限なしで何にでも使えるということになれば相当な広がりが見られる、経済効果で市税収入にも大きく貢献するというふうを考えるから、ほかの175の自治体で広がっているのではない

でしょうか。財政的に豊かな市でないといけないというわけではないと思います。しかし、住宅リフォーム助成の制度がマイナスだというふうな認識ではなかったと思います。ですから、市内業者を助けてほしいと言っているわけです。それができないというのはおかしいというか、いただけない。効果があると思われるなら、なぜノーなのか、これは再度お答えをいただきたいと思っています。

市内業者という点では、お隣の吹田市が産業振興条例に「市内業者優先」という文言を入れました。小規模の工事登録制度も改善がされてきておりますけれども、市の仕事をもっと分割、細分化して、たくさんの業者に振り分けることはできないか、こういったことも考えるべきだと思っております。分割発注についてお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

商業者への振興条例はできました。商店街の企画、商品券、いろいろ承知しておりますけれども、個々の経営そのものを応援する施策への広がりをもとめたいと考えています。住宅リフォーム助成もだめ、家賃もだめ、生業にはお金は貸せない、これは納得できない。では、何をしてもらえるのかと、市内業者を助ける施策をとらなくていいのかと、ぜひこれもお聞かせいただきたいと思っています。

雇用対策で、国は補正予算で生活支援、貧困、雇用人材の対策として100億円、重点分野雇用創造事業に1,000億円、緊急人材育成支援に1,000億円、成長分野人材育成支援に500億円、新しい公共事業支援に87億5,000万円、こういった補正予算が11月に成立をしたわけですから、こういったものを使ってでも、何か摂津市の雇用情勢、産業振興に踏み切

るべきだと思っんですけれども、これを使えないかということも併せてお聞かせいただきたいと思っます。

2回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 それでは、国保の広域化につきましては、先ほどのご答弁でも申し上げましたが、本市国保の現状から推移を見守りながら、できるだけ市民負担に影響が少なくなるように努めてまいりたいと考えております。

次に、保険料に関しまして、本市の国保会計の繰入金についてでございますが、国保会計の一般会計繰出金につきましては、ご指摘のように、平成15年度が過去最大額の8億8,000万円となっており、以後減少し、平成21年度は8億4,800万円となっております。この間の繰出金の変動は、一般会計繰出金についてはすべてが保険料軽減分ではなく、国保運営に係る職員人件費や事務費といったものも含めての繰り出しとなっており、この間、大きく変化したのは、職員人件費等の事務費部分で、約1億8,000万円が約1億600万円に、約7,000万円ほど減少したことが主なもので、保険料軽減分の繰出金については大きな変更はなく、大阪府内33市の中でも上位5番目の水準で繰り出しを行ってきております。

こうした中、本市の保険料は、府下33市の医療分と支援分の合計所得割料率で見ますと、本市は100分の8.42でございますが、最高は100分の12.8、最低は100分の7.52となっており、低いほうから数えて6番目の低い料率となっております。これは、平成18年度以降、所得割料率の改定を見送ってきていること

によるものでございますが、医療費は年々増加してきており、国保財政は平成21年度末で約3億9,000万円の累積赤字となっていることに加え、今年度につきましては、景気の低迷の影響を受けて、保険料賦課総額が減少してきていることから、単年度収支は赤字となり、累積赤字は拡大するものと思われます。平成23年度予算につきましても、賦課総所得金額の大幅な減少が続き、保険料収入の減少が続くものと考えられ、非常に厳しい状況になるものと考えられます。将来にわたる安定的な国保運営を考えますと、歳出に見合った歳入の確保が必要であり、平成23年度予算の編成の中で、保険料率を据え置いた場合、歳入が不足する場合は、条例に基づき、保険料率を設定していく必要が出てくるものと考えております。

○藤浦雅彦議長 分割発注については、総務部長に後で答えていただきますので、それ以外について、生活環境部長。

○水田生活環境部長 ご答弁申し上げます。

まず、住宅リフォームや工場家賃の助成の創設でございますけれども、第4次行財政改革に取り組まなければならない状況からいたしましても、限られた財源の中から、より効率的な事業運営により新たな財源を確保しなければならないという観点、対象者を限定した制度のための創設は大変困難な状況でございます。

また、自治体ができる景気対策につきましては、非常に限られております。中小零細企業のまちとして、厳しい財政状況の中、緊急特別対策といたしまして、実質が無利子・無保証料となる融資を実施してございまして、生業資金ではなく運転資金としてご利用いただいております。

そして、商業の活性化条例制定後の消費

拡大への取り組みでございますけれども、多くの事業者の協力のもと、セッピー商品券を発売いたしました。商品券は、リフォーム工事や医療機関の支払いなど、幅広い使い道が市民の支持を受けておまして、販売時には行列ができ、1万セットをわずか90分で完売する中、年末の消費拡大を図っているところでございます。

最後に、11月26日に国会で成立いたしました補正予算につきましては、円高、デフレ対応の緊急総合経済対策として鋭意確認いたしております。詳細が把握でき次第、検討してまいります。

以上です。

- 藤浦雅彦議長 総務部長。
- 有山総務部長 市内業者の育成という観点からのご質問かと思っております。本市では、小規模修繕工事の契約希望者登録制度を行っておりまして、当制度は建設業の許可を受けていないなどの本市の参加登録ができていない市内の小規模業者の方々に対して、受注の機会を拡大することを目的として、平成19年4月より実施をいたしております。実施当初は対象工事を30万円未満の修繕工事といたしておりましたが、平成21年4月より対象工事の上限額を60万円までと引き上げ、本市において随意契約となる130万円未満の修繕工事のうち、工事件数では9割、金額ベースでも当初の制度からいたしまして2倍に拡大をいたしておるところでございます。
- 今、質問のありました分割、細分化、市内でのたくさんの業者に振り分けるというご質問でございますが、第3回の当議会をお願いをしたように、備品についても分割の発注を市内5社、この5社がすべてを持っているものを分割発注するというように議会をお願いをしたところでございます。

そういう意味では、分割の発注、細分化ということについて、私どもも市内業者の育成の観点から必要であるというふうに感じております。

ただ、今、質問がございました工事に係る分につきましては、当然工事に係りましては設計というものがございまして、これをたくさんの業者に振り分けるということは、たくさんの設計をし、その工事検査をたくさん行うということ、また、設計に対する事前検査等の業務が生じてまいります。この場合、一番大きな問題は、業者間で取り合いがあるということと、もし、その物件に瑕疵があった場合、責任の所在が明確にできるかどうかということが一つ大きな問題になると思います。いずれにいたしましても、今、質問されました分割、細分化、そして市内のたくさんの業者に振り分けるということにつきましては、体制の整備が今の段階では整っていないと言えらると思います。ただ、それらのことを我々としても考えていないわけではございませんで、例えば、グリーン・ニューディールとして、今年、省エネ化の改善事業がございました。これの部分につきましては、設計を振り分け、事業の振り分けを行い、入札を分けてやったという、こういう実績もございます。体制の整備について、かなり難しいことであるということをご理解いただきたいと思います。

○藤浦雅彦議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 ありがとうございます。

分割の分については、なかなか難しいけれども、今、前向きなご答弁をいただいたと私は思っておりますので、責任がばらばらになるというのは確かに難しいんだと思うんですけども、できる限りたくさんの業者さんに仕事を回してほしいと思ってお

りますので、ぜひともよろしくお願ひします。

平たく言いますと、保険料が高くて払えない。ほんで、今、業者さんにしてみれば仕事がない、これが続いたらつぶさんとしゃあないでというような、この声に撰津市がどう応えていくのかということやと思うんです。なかなか今聞いた限りではほとんどが難しいという答えでしたので、どうしていくのかということ、ぜひ市長、お聞かせいただきたいと思っております。

市民生活と市内業者を応援する市の姿勢を示していただきたいと。市の姿勢を示すということはどういうことかと。制度を拡充して市民生活と市内業者にお金を回す、お金を出すということなんです。大きな開発で大きな業者さんが潤う一方で、市民生活が苦しいというのでは大きな矛盾だと思っておりますので、来年度予算編成に向けて市の姿勢が問われてくると思うんです。国保料の値下げと市内業者への直接支援策というか、ほんまに何とかしてほしいという声に応えられるような施策を求めたいと思います。最後に市長、いかがでしょうか。

○藤浦雅彦議長 市長。

○森山市長 山崎議員の質問にお答えをいたします。

部分的な答弁じゃなくて、保険にしる、市内の零細企業の育成、このお話はしょっちゅうお聞かせをいただいておりますが、それを否定するものではございません。私は、今のお話を聞いておって、じっと目をつぶって、うーんとうなずいていたと思ひますけれども、だれしもほかの議員も同じようなことを思っておられると思ひます。

いつも言うんですけれど、非常にこれは両面からあるんですね。一方では、今おっしゃっている方も含め、市内の本当に景気の

悪いときに所得が少ない。で、汗、税金としてお納めになるわけですね。だから、この税金を、できるだけコストを安く効率よく使って、そして、できるだけサービスをいかにやるか、これも一方にあるんですね、私のほうに。限られた財政の中でいかにこのまちをつくっていくかということ、一方で考える。一方で、例えば保険の場合は健康づくり、安心してだれしもが受けられることも考えないかん。市内の業者さんも、何とかして仕事もとってほしいなど、この両方があるんですが、いつもそのジレンマに陥るんですね。これがぴたりと合えばいいんですが、合わないんですね。

例えば、保険の話になりますと、いつも最終的には一般会計から持ち出したらええやないかという話になってしまうんですけども、そういうお話をいただくわけなんですけれども、さっき担当からも言いましたように、決して撰津市は何も持ち出しをけちっているわけじゃないわけでありまして、一番上とは言いませんけれども、府下でも何とかして努力して、厳しい財政状況の中にも、今までできるだけ一般会計から繰り出してきたと思うんですが、でも、撰津市の財政を非常にしんどくしてきた原因の中には、保険が悪いとか何が悪いんじゃないかと、大阪府下で一般会計からの持ち出し金が高市に比べて非常に多いという部分があったことは事実なんです。これはたまたま保険も一部あるんですけど、下水等々もありますけれども、ここを是正していかないと、きちとした財政運営ができないという部分もあったんですね。だから、やっぱりある程度、大阪府下平均までいかななくても、その辺にしっかり目を向けながら、そして、そのことでしっかりと財政運営をする中で、安全で安定した健康づくり、

こっちのほうにつないでいくという私にはそれなりの役割があるわけです。

だから、山崎議員がおっしゃっていることを否定はいたしませんけれども、その中でどうしたらいいのかということは、そのときそのときに考えて、今の零細企業の皆さんの分割発注等々についても、そんな中で、いかにしたら、何かいい方法がないか、これはそのときそのとき議員からいろいろご指摘、ご質問等々があるのをしっかりと耳にしながら、私は最大公約数を見つけて、そのときの社会情勢に合った施策をやってまいります。

だから、よくご指摘いただきますけれども、ちょっと聞き方によったら何もしてへんやないかというふうな話になるんですけども、できることについては、福祉にしろ教育にしろ目を向けておるつもりですので、今、いろんなご提言、ご質問をこれからも来年度予算にできるだけ反映できるように、一遍どうあるべきかをまた議論していきたいと思います。

以上です。

○藤浦雅彦議長 山崎議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず、第4次総合計画実施計画について、お聞かせいただきたいと思います。

平成23年度を初年度とする第4次の総合計画について、協働を大きなテーマに掲げ、摂津市民憲章と六つの都市宣言の精神を基本理念とした基本構想が今定例会で可決をされ、また、素案ではございますが、基本計画が示されました。基本構想で示された将来像に向けて、基本計画で示した施

策を具体的にどう進めていくのが重要であると思いますが、実施計画の位置付けと、それを示していただくタイミングについて、まずはお聞きをしたいと思います。

次に、職員の資質の向上について、お聞かせいただきたいと思います。これは、昨日の大澤議員の質問とも若干かぶるところがございますが、よろしくお聞きをしたいと思います。

自治体を取り巻く環境というものは、大きく変わろうとしているものと思われま。そのような状況の中で、職員660人体制を目指すに当たっては、職員一人ひとりがさまざまな変革に対応し、みずから考え、みずから行動することが今まで以上に求められているものと私は思います。そのためには、職員の研修制度のあり方、また、団塊世代の大量退職に伴う知識や技術の継承をどのようにしてスムーズに行うかが重要であると考えますが、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、機構改革についてお聞きをいたします。

今定例会において、来年度からの行政機構案をお示ししていただいております。総務の常任委員会でも質疑がなされたものと思えますけれども、今回の機構改革の目的と、そして来年度以降の職員体制につきまして、改めてこの機会にお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、阪急摂津市駅開設に伴う変化への対応について、お聞かせいただきたいと思います。

本年3月14日、待望の阪急摂津市駅が開業いたしました。当駅は、日本初のカーボン・ニュートラル・ステーションとして開業され、大変に大きな注目を集めることとなり、CO2排出量ゼロなどのさまざま

な取り組みがなされており、まさに本市の新しい顔にふさわしいものであらうと私は考えております。その一方で、特にピーク時の踏切の遮断時間の増加などの変化も生じているところでもあります。そこで、阪急摂津市駅開設に伴う変化への対応が実際にどのようになされているのか、この点につきましてお聞かせいただきたいと思ひます。

続きまして、学校教育について、2点お聞きをしたいと思います。

厳しさが増すばかりの教職員の勤務状況が社会的にも大きな問題としてとらえられております。ある報道では、子どもとの接し方、保護者への連絡など、昔に比べてきめ細かな対応を求められることが増えたと。実際に学校現場で教鞭をとる教員の方の声を紹介されておりました。その結果、心の病も深刻になっており、文部科学省の調査によると、平成19年度にうつ病などで病氣休職をした公立学校の教師は全国で5,000人に上ると報告されております。そこで、本市における学校現場の状況、そして、教育委員会の役割ということについてお聞きをしたいと思います。

続きまして、スポーツ振興についてお聞きをしたいと思います。

1点目といたしまして、体育施設の充実について、お聞きしたいと思います。

市民体育館の閉鎖に続き、来年3月には味舌体育館も閉鎖されることとなりました。また、既存の体育施設につきましても、利用に当たってのさまざまな声が上がっており、このような状況に対し、どのように対応していくのか、このことが非常に大きな課題の一つであるというように私は認識をしているところでもあります。そこで、体育施設の充実ということにつきまして、どのようにお考えであるのか、この点について

お聞きをしたいと思います。

続いて、2点目といたしまして、中学校での部活動の充実について、お聞きいたします。

中学校における部活動は、教育活動の中でも重要な位置を占めているものと思ひます。しかし、特に指導者不足や指導者の異動などにより、新たに部を設けることができなかつたり、また、部を閉鎖せざるを得ないというような状況があると思ひます。そこで、中学校での部活動の現状と課題、そして方向性ということにつきましてお聞きをしたいと思います。

最後、3点目といたしまして、総合型地域スポーツクラブについて、お聞かせいただきたいと思ひます。

性別や年齢、競技レベルに関係なく、いつでも気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えるために、昨年12月に総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会が発足されました。その後、さまざまな取り組みがなされているものと思ひますが、総合型地域スポーツクラブの取り組みの現状について、この際、お聞かせいただきたいと思ひます。

1回目は以上でございます。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、第4次総合計画実施計画について、ほか2件のご質問にご答弁申し上げます。

まず、第4次総合計画実施計画についてでございますが、総合計画は、将来に向けた地域のまちづくりを総合的、計画的に進めるために、また、限られた財源を有効に活用するために、中長期的展望を持って市のまちづくりへの意思を明らかにするもの

であり、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造により構成されているのが通例でございます。このうち基本構想は、目指す将来像を明らかにし、それを達成するための目標と政策を示し、基本計画は、基本構想に基づき、施策の目標と取り組み内容を示すものとされておりますが、実施計画につきましては、全国的な事実上標準のようなものがなく、各地方自治体により、その位置付けを含め、内容についてもまちまちであるのが実情でございます。本市におきましても、毎年度、予算確定時には実施計画をお示ししており、今回、策定いたしております第4次総合計画におきましても、基本計画の下に来年度予算と連動した実施計画を作成してまいりたいと考えております。今後、実効性のある実施計画のあり方について研究を進め、予算編成及び事業実施の指針として機能し、かつ総合計画基本計画と毎年度予算との連動性がより一層わかりやすい実施計画となりますよう、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、職員の資質向上について、ご答弁を申し上げます。

これまで、職員の資質向上につきましては、職場内研修、職場外研修を中心として、さまざまな手法を用いて人材育成に取り組んでまいりました。本市における長期的、総合的な人材育成を進めていく指針といたしまして、平成18年3月に策定いたしました人材育成基本方針の中で、五つの求められる職員像を定めており、また、本市のまちづくりのテーマであります人間基礎教育の考え方を示す、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約を根底に、「やる気」・「元氣」・「本氣」に今年度から「勇氣」を加え、何事にも全力で取り組む職員の育成に努め

てきたわけでございます。

職員の減少、団塊世代の退職などの内部の環境変化や地方分権の進展、市民ニーズの多様化などの外部環境の変化によりまして、職員に求められる資質につきましても大きな変化が起きており、今後、そのような変化に対して効果的な人材育成を実施してまいりたいと考えております。

今後の具体的な職員の資質向上に向けては、年度内に発行いたします人材育成実施計画の中で、職場、研修制度、人事制度の三つの柱とそれぞれの重点項目を定め、段階的に実施をしてまいりたいと考えております。

研修には、職員にとって必要不可欠な知識、能力の確実な習得という側面と、職員に自発的な能力開発に取り組むように促すという側面があります。必要不可欠な能力は、職員が自治体職員として業務を遂行していく上で習得しなければならない能力であり、特に若手職員に対しては積極的に行っていく予定であります。自発的な能力開発を促していくことは、職員自身が今後必要となる能力や欠けている能力に気づき、みずから自己啓発に努めるよう促していく研修であり、これらを効果的に実現していくために、経験年数や職階に応じて、また、職員の要求段階に応じて研修内容を検討し、提供する必要があると考えており、このような考え方をもとに研修体系を見直してまいりたいと考えております。

団塊世代職員の大量退職後の知識、技術の継承という点につきましては、その時代に応じた必要な知識については、基本的には業務マニュアルや引継書等があるわけでございますが、長年の経験により蓄積された知識、ノウハウは、本市にとってはやはり得がたい財産でもありますので、再任用

制度等を活用しながらその継承を行ってまいりたいと考えております。

最後に、機構改革について、ご答弁を申し上げます。

今回の機構改革は、第4次総合計画に掲げる七つのまちづくりの目標と、第4次行財政改革実施計画に掲げる五つの理念への取り組みを着実に遂行していくための第1段階であると考えております。基本方針といたしましては、組織のスリム化を図る、行財政改革の進行管理と健全な財政基盤を効率よく遂行する、協働・子ども・学び・環境等を意識した組織を構築する、わかりやすい窓口の一元化の組織を目指す、人材育成につながる組織を掲げております。

機構改革の取り組み経過といたしましては、第4次行財政改革実施計画の検討がスタートいたしました昨年の7月から始まり、担当者のヒアリング、次長・課長級職員のヒアリング、部長級職員を交えたヒアリングなどを経て、庁議に全体像を提示し、内部決裁を経て本会議に条例の改正案を上げさせていただきました。最終的には、現在、お示しをいたしております議案参考資料の案のとおりと考えておりますが、検討過程では、文化に関する事務や公営企業事務の集約、情報関連の今以上の集約なども検討をいたしました。しかし、集約に当たりましては、事務整理が必要な事項もあり、それらの見通しがついた段階で改めて検討していきたいというふうに考えております。

機構改革後の職員の配置等につきましては、先にも申しあげましたように、行政評価、予算査定などの結果を踏まえながら、重点施策を意識した職員の配置、これを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号4番、摂津市駅開設に伴う変化への対応についてであります。本年3月の摂津市駅開業に伴う周辺地域への変化につきましては、最近の摂津市駅の乗降客数は約6,500人となっており、6月時点より約500人増加しております。また、歩行者動線については、駅前における市立自転車駐車場の供用開始等により、開業から新たな駅周辺の人の流れができてきている傾向にあります。

また、摂津市駅に寄りつく歩行者動線についてであります。境川せせらぎ緑道方向からの寄りつきが一番多く、特に千里丘東方面から阪急の地下道をくぐり、駅に向かう人の寄りつきが多い傾向であります。次に多いのは、坪井踏切方面や産業道路踏切バス停方面からの人の寄りつきで、開業当時と比べ増加傾向であります。市道の千里丘三島線や正雀側の千里丘南千里丘線では、駅への寄りつきのため、道路の乱横断が見られ、安全である既存の歩行者用押しボタン信号や横断歩道を利用されていない状況が見受けられます。

次に、摂津市駅周辺踏切での車の流れについてですが、産業道路踏切や坪井踏切におけるピーク時の踏切遮断時間は、当初計画で予測していた遮断時間と比較すると若干延びていますが、ほとんど変わらない状況であります。駅開業前は、産業道路踏切において、千里丘ガードの開通により車の流れが増加しており、産業道路踏切で一たん遮断され、日常的な渋滞が発生している状況が見受けられました。開業後は、時間によっても変わりますが、微妙なダイヤのずれで、1回の遮断時間が2分以上続く状況もあり、一時的に渋滞延長が増加していることや、坪井踏切においても若干の車両

通過の増加傾向になっている状況であります。

○藤浦雅彦議長 教育総務部理事。

(市橋教育総務部理事 登壇)

○市橋教育総務部理事 質問番号5の(1)、(2)、学校現場の状況と教育委員会の役割について、ご答弁申し上げます。

教育委員会が考える目指すべき学校の姿は、行きたくてたまらない学校、学びのある教室でございます。その実現のため、児童・生徒と常に向き合い、新学習指導要領でも変わらぬ理念として掲げられる「生きる力を児童・生徒にはぐくむため、授業や生活指導に全力を傾けるのが本来の教員の姿である」ではないかと考えております。

現状といたしましては、基本的な生活習慣が児童・生徒に定着していない状況や確かな学力が定着していない状況など、さまざまな課題を抱える児童・生徒及び保護者への対応に迫られ、児童・生徒に向き合う時間が十分に確保されていない、あるいは向き合う時間を確保するために遅くまで残って勤務する状況が多く見られます。また、来年度より小学校で、再来年度からは中学校で完全実施される新学習指導要領に向けての準備やさまざまな体験学習を実施するために多くの時間を費やしている現状もございます。

教育委員会では、学校訪問の機会や校長ヒアリングの機会などを通じ、このような状況の把握に努めてはおりますが、何よりも教員が児童・生徒と向き合うために、人的配置の充実を図っているところでございます。府や国に対しましても、学級定数の引き下げや加配措置の充実を要望しているところでございます。

また、市独自の取り組みといたしましては、小学校1年生等学級補助員や学校読書

活動推進サポーター、さらにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを配置し、きめ細やかな指導の実現や関係機関との連携した取り組みの推進を行っております。そのほか、課題を抱える学校現場に寄り添うためにも、指導主事を積極的に派遣し、学校支援に努めているところでございます。

続きまして、質問番号6の(2)中学校の部活動の現状と課題についてご答弁申し上げます。

今年度の本市中学校生徒の部活動入部率は、およそ87%であり、生徒にとって学校生活の中で学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、さらには個性の伸長や体力の向上を図ることにつながる重要な教育活動であるととらえております。各学校では、これまでから学校教育の柱の一つとして位置付け、全員が部活動の顧問となって活動してきたところでございます。しかしながら、学校規模の縮小化や顧問教諭の異動に伴い、部活動の数の減少や新たな部をつくることのできないなどの課題が生じております。そのため、学校では、現在活動している部員の活動を保障するために、例えば、一人の教員が複数の部活動の顧問を務めたり、また、専門的な指導ができない場合には、本市の中学校部活動指導者派遣事業を活用して、専門的な指導ができる外部指導者の派遣を受けるなど、できる限り現存する部活動を維持できるようにと努めております。

部活動の教育的意義は、学校の教育活動の一環であることから、学校への所属意識、生徒間のつながりや生徒と教員との関係をつくっていくことにあり、部活動編成につきましては、学校がその主体性を保つことが必要と考えております。しかし、一方で、

自分自身が得意とするものに挑戦したり、好きなものにより一層取り組むという生涯スポーツや生涯学習の第一歩を踏み出すものでもあります。新しい学習指導要領におきましても、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることと記されており、外部指導者の確保のため、体育協会や文化連盟をはじめ、地域の皆様と連携強化に今後さらに努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号6、スポーツ振興について、ご答弁申し上げます。

最初に、(1) 体育施設の充実でございますが、スポーツは心身ともに健康な生活を営む上で不可欠なものとなっております。本市では、スポーツ、レクリエーション活動の振興を図るため、市立体育施設の施設整備に加え、学校体育施設の開放に努めております。屋内体育施設は、各施設とも平日の利用率は50%から70%で、少々空きがございますが、土・日曜日、祝日は、どの施設も利用率が高く、空きが少ない状況となっております。このようなことから、できるだけ多くの団体、市民の方にご利用いただけるよう、市主催事業や体育協会をはじめとする体育関係団体事業について、開催日短縮や大会を平日の夜間に実施していただくなど、市立体育館、スポーツセンターの有効利用を図るとともに、学校施設の利用など、体育施設の確保に努めているところでございます。今後も、市民一人ひとりがスポーツ活動を継続的に実践できるよう、各種団体のご理解、ご協力のもと、指定管理者とも連携を図りながら、既存体育施設の活用拡大、充実に努めてまいりた

いと考えております。

次に、(3) 総合型地域スポーツクラブの現状についてでございますが、平成12年9月に策定されたスポーツ振興基本計画に基づき、生涯スポーツ社会の実現、その目標として成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%とすることを目途に、市民参加型の総合型地域スポーツクラブが全国各地に設立されております。本市におきましても、子どもから高齢者までさまざまなスポーツを愛する人々が参加できるスポーツクラブに向けて、生涯学習大学スポーツ健康学部の卒業生が中心となって、平成21年12月に総合型地域スポーツクラブ設立準備会が発足いたしました。現在、大阪体育協会のクラブ設立アドバイザーのご支援、ご協力を得ながら、設立に向けて子どもが抱えるスポーツ課題、市内体育施設の利用状況、クラブの方向性などが議論されております。その中でも、まず市民の方が現在どのようなスポーツや健康づくりに取り組まれているのか、今後どのようなスポーツ活動をしたいのかを知るために、イベント来場者や小・中学生を対象にアンケート調査を行い、その結果を踏まえて、現在、総合型地域スポーツクラブのプレ教室として、ランニング教室、ヨガ教室、ラージボール卓球教室を実施されております。来年2月にはスポーツ講演会も予定されるなど、いつでもどこでもだれでも健康づくりと仲間づくりができるクラブづくりを目指して活動されておられます。教育委員会といたしましても、平成24年度の設立に向けて、クラブ運営に関する国・府・関係機関からの情報提供など、引き続き活動支援をしてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 非常にわかりやすい答弁

をいただきましてありがとうございます。

それでは、2回目、改めてお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、まず、第4次総合計画の実施計画であります。市長公室長からご答弁いただきまして、予算との連動がイメージをしやすいものにしていくんだというようなお話がありました。そのとおりだなと思うんですけれども、併せて、要はこの実施計画をつくる目的を私なりに考えたときに、職員の方が日々なされておられる日常業務と、当然予算もそうなんですけれども、総合計画の基本計画であったり基本構想と結びつけるという役割が私は大きいんじゃないかなというふうに考えているんです。

私も、この基本構想の特別委員会の委員として、いろいろと発言をさせていただきました、いろいろと考えたんですけれども、基本構想でありますとか基本計画というのは割とイメージしやすいんですが、実施計画というのはなかなかイメージしにくいんですね。よくよく考えたときに、私なりの理解なんですけれども、山で例えるならば、基本構想というのは当然目指すべき目標、イメージでありますから、山の頂、山頂に相当するのかなと思います。その山頂を目指して、例えば教育であるとか、あるいは福祉、まちづくり、そういった観点から、具体的にどの経路を通るんですかと。要は道のりが基本計画に相当するのかなと思うんです。そうなったときに、恐らく職員の方から疑問が出てくるのは、それはわかったと、目指すべき頂もわかったし道のりもわかりましたと。じゃ、今、実際に何をすればいいんですかというところが、恐らく私は大事なんじゃないかなと思うんです。となってくると、基本計画を拝見しておりますと、具体的な経路の距離も示して

いただいているんですね。実現している姿を確認する指標ということで、10年間でここまで行きますよというようなものまで示していただいている。ということは、今の段階で、例えば今年度はここまで行こうよというところを示していただくということが恐らく私は実施計画ということになっていくんじゃないかなと思うんです。そのことが示されると、じゃ、何が要るんですかと、どういったものを用意せなあかんですかと、その用意したものを実際にどう使っていくんですかというところが大事で、そこが結局イメージできてきて、それが私は予算というものに相当するんだろかなというふうに思うんです。そうなるのと、今やっていることが最終的に山頂にたどり着くんだと。山の頂、基本構想ですよ、今回でいうと。基本構想にたどり着くんだといったことがイメージをしやすくなっていくと思いますし、全国的な標準がないというようなことで、これからいろいろと研究されていかれるのかなと思いますけれども、ぜひ私が今申し上げたことも参考にさせていただきまして実施計画をつくっていただきたいと思っておりますし、タイミングの話をする、これは、私は今申し上げましたとおりに、予算の前に示していただくということが本来あるべき姿なのかなと思っております。来年度、すぐにできるのかなという話になると難しいかもしれませんが、ぜひその点も大いに期待をしておりますので、どういった実施計画が出てくるのかということにつきましても、しっかりと私なりに見守ってまいりたいと思います。これは要望として申し上げたいと思います。

続いて、職員の資質の向上ということについて、これも要望として申し上げたいと思うんですけれども、来年度以降、研修体

制の見直しを行っていくというようなご答弁をいただきました。1回目でも触れましたけれども、好むと好まざると、摂津市を取り巻く環境といったものが非常に大きく変わる可能性があるわけでございまして、ただ、一つ言えることは、摂津市にいろいろな権限がおりてくることはあっても、裁量が、あるいは国に行くというようなことはないんだろうなという、そういう方向性であろうと思います。そうなっていくと、やはり求められることは、いろいろな変革を敏感に察知していくと、あるいは市民ニーズを敏感に察知していきながら、具体的にどうすればいいんだということを主体的に考えて行って行動に起こしていく、そういう能力ではないのかなと思っておりまして、ぜひそういった点からの研修、これもお願いをしておきたいと思っております。

それから、再任用ということにつきましてもご答弁をいただきました。知識や技能の継承ということについては、私は非常に大事な点であると思っておりますけれども、ただ、正職員を660人という体制に持っていこうとされているわけで、そうなってきたときに、名目上660人で職員の数減っているけれども、再任用の数が増えていったよと、あるいは臨時職員の数が増えていったよということになっていくと、これは当初何を目的としていたのかなということがわからなくなっていくわけでございまして、やはりいま一度、私は再任用として再び任用される方にどういった役割を求めているのか、このことを明確にする必要があるんじゃないかなというふうに思っています。じゃ、実際何なのという話なんですけれども、先ほど答弁をいただきましたけれども、いわゆる書面で引き継いでいけるような知識であるとか、そういったものとい

うのは、具体的に引き継ぎをしていただければ済む話であります。そうではなくて、なかなか言葉ではできない、文章にはできないけれども大事なものを後世に伝えていく、その役割を私は担っていただくということが適切ではないのかなと思っているんですね。よく職人の方で、なかなか言葉にはできないけれども、みずからの感覚でいろいろなたくみのわざを持っておられる方がおられますけれども、それに近いことを私は再任用の方に期待すべきじゃないのかなと思っておりまして、その点についてもぜひその基準というんですか、そのことを明確にさせていただきたいなということも、これも要望として申し上げたいと思います。

それと、1点目は触れなかったんですけども、やはり人事制度ということについても、職員の資質向上ということでも非常に重要ではないのかなというふうに思っております。昨日も市長はおっしゃっておられましたけれども、市の職員は頭がいいとか知識があるとか力が強いとか、そういうことは関係ないんだよと、要はやる気があるかどうかだというようなお話をされておられました。ということは、いかにして職員のやる気を上げていくのかということを念頭に置いた制度にしていかなあかんと思っているんです。ただ、今までの年功序列といったものが私は悪かったとは思っていないんです。ただ、それプラスもっともっと前向きに職員の方がやる気を上げていけるような環境をつくっていかなあかん。そのためには、一部いわゆる成果主義というんでしょうか、そういった要素も今までの制度にプラスをしていく、加味をしていくということが大事じゃないのかなと思っていますし、これは営業みたいに一つの数字として出てくるものではありません

ので、難しい問題だろうなと思ってはおりますけれども、ぜひその点も、成果主義といったものも一部取り入れていただきたいといったことも、この際申し上げておきたいと思えますし、ただ、もう一度、市長、ぜひこれは強く言いたいのは、幾らいい制度をつくったところで、それが生きるか死ぬかということを考えた場合に、それはひとえに職員一人ひとりのとらえ方や思うんですよ。要は職場の雰囲気、風土といったものが前向きになっていかない限りは、この制度は生きていかないわけで、その職員のやる気を起こさせる風土づくり、雰囲気づくりといったのは、これは市長の大変に大きな役割であろうと思えますので、ぜひこの点も強く要望させていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

続きまして、機構改革についてお聞かせをいただきます。今回の目的といったものが効率性であるということ、これはよく理解をできます。職員の数が減っていくわけでありますから、それは理解できますし、市民の方からいただいた貴重な税金を使って行政が運営をされているわけでありますから、むだを省くというのは当たり前の話でありまして、この点についてはよく理解ができるんですけれども、ただ、そういった内向きな発想だけでは私はだめだろうなと。本来、機構改革といったものがなされる目的というのは、もっと外向きな発想ではないのかなと思うんです。つまり、市民の方のニーズといったものをいかに形にしていくのか、その際にどういった形で行政があるべきであるのか、そういった発想から機構改革といったものがなされるべきであろうと思うんですね。そういう視点で申し上げますと、私は今回、次世代育成部でしたか、教育委員会のできるといったこと

は、非常に的を射たことであろうと思っておりますし、決断いただいた市長に英断をいただいたなというふうには本当に思っているところでございます。その点については後ほど申し上げますけれども、要は、そういった観点から見ていくと、一つお聞きをしたいことがあるんですね。何かといいますと、スポーツ振興のときに、宮部部長から答弁をいただいたんですけれども、スポーツといったものは心身の健康に欠かせないものだというようなご答弁をいただきました。ということは、今、生涯学習で担当していただいているスポーツに関する施策というものと、保健福祉で担当していただいている健康増進施策といったものは、私は本来一元化すべきではないのかなと思うんですが、この点、具体的にどのように検討されてこられたのか、この点についてはお聞かせをいただきたいと思えます。

続きまして、阪急摂津市駅開設に伴う変化への対応ということでご答弁をいただきました。人の流れといったものを分析していただいて、大変に心強いなと思っておるんですけれども、この点についても一度具体的に聞かせいただきたいと思うんですけれども、千里丘三島線で、千里丘方面から市役所に向かう方向で産業道路踏切がございまして、そこで遮断時に大変に渋滞をしているというような状況がございまして、それは、遮断時間が増えたということも大変に大きな原因であるわけなんですけれども、その反対車線はどうなのかと見ていくと、千里丘ガードが拡幅をされて、さらには交差点も改良されましたので、非常に産業道路から千里丘方面はスムーズに進行ができるようになりました。その結果、踏切があいたときに、要は市役所方面から千里丘に向かう車が今まで以上にスピードを上

げて通行ができるようになったわけですね。しかし、反対側の車線には非常に多くの車がとまっております、その結果、通行に対して一部死角ができるんだらうと思うんです。そこで非常に怖いというような声も私は複数の方からお聞きをしておるんですが、そういった点について具体的に取り組まれてこられたのか、この点をお聞きしたい。これが1点と、もう1点は、以前、千里丘東4丁目の一部の住民の方から、駅舎の開設に伴って、いわゆる日当たりの問題であるとか、あるいは騒音が心配だというような声が上がっていたと思うんですが、実際に開設後もそういったことがあるのか、この点についても、この際、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

続きまして、学校の教育現場のことについてお聞きをしたいと思います。理事から答弁をいただきまして、先生方のご苦労といったものが私も少し理解できたような気がするんですけども、よくよく考えてみると、先生方が子どもに対して教えておられる、いわゆる学習の内容が増えたのかなという、そうではない。むしろゆとり教育といったものがなされておまして、来年度以降はまた変わっていくんですけども、その結果、恐らく教えていかれる量は減っていったんだらうなと思います。それプラス、クラスの人数はどうなのかなと見ていくと、やはりいつときと比べると非常に少子化になっていて、クラスの生徒の数も非常に減っているんだらうなと思うんですね。にもかかわらず先生が大変だということはどうなのかなということを本当に私は疑問に思うんですけども、まさしく今、理事が答弁いただいた、基本的な生活習慣が子どもに身につけていないということが非常に大きいのかなというふうに思いま

す。その結果、児童・生徒に対していろいろと細かい対応をせなあかんと。あるいは、保護者に対しても、今まで言わんでよかったようなことも学校が言うていかなあかんと、先生が言うていかなあかんとということになっていく。こうなっていくと、本来学校が行うべきことが本当にできているのかなということについて、やはり私は危惧をするわけで、ぜひこの点については教育委員会も一体となって取り組んでいただきたいなと思うんですが、まずはどこに原因があるのかということについて、細かい検証が必要だと思うんですが、今の学校現場がこのような現状になっているということについて、どのように検証されておられるのか、どこに原因があるというように考えておられるのか、この点について、この際、お聞かせいただきたいなと思っております。

続きまして、スポーツ振興のことについてでございます。体育施設の充実ということで、既存の施設を有効に活用していくんだというような方向性が示されました。ただ、先日、体育協会評議委員会が開かれまして、同僚の渡辺議員も、そして私も出席させていただいておりましたけれども、一部の協会の方から、ある体育館の、具体的に言うと照度が非常に足りないというようなお話もされておられたんですね。要は、既存の施設を有効に使っていくというのであれば、まずは既存の施設を充実させていくということが不可欠だと思うんです。この点については、いろいろと調査もしていただいているのかなと思うんですが、ぜひいろんな利用者の方の声を聞いていただいて、対応できるところは速やかに対応していただきたいなということで、これは要望として申し上げたいと思うんですけども、それとプラスして思うのは、やはり私

は、摂津市内に総合体育館が要るんじゃないかなという点でございます。今、摂津市内を考えると、全国大会ということはもとより、大阪府の大会でも、あるいは三島の大会でもなかなか開くことが難しいというような状況がございまして、これはスポーツ振興という観点からも私は大きな問題だろうと思っておりますし、非常に限界があると思えます。また、このスポーツ振興というものは、非常に大きな夢を私は掲げなアカンと思っているんですけども、この点からしても総合体育館が必要ではないのかなと。その点は、摂津市のまちづくり市民会議でも具体的に指摘がなされていたと思うんですが、この点についてどうなのか、この際、お聞きをしたいと思えます。

続きまして、中学校での部活動の充実ということでございます。中学校でありますから、先生が頻繁に異動されるわけで、その結果、先生の異動によって専門的に競技を指導することができない、そういう状況にもなるといこともよくわかるんですけども、ただ、しかし、子どもの立場からしたらどうなのかということを見ると、やはり自分が希望するスポーツをやりたいという思いはあると思えます。そこで思うことは、これから総合型の地域スポーツクラブができていくわけで、このスポーツクラブから具体的に指導者を派遣していただくという取り組みはできないのか、実際にここで取り組みをやっている事例があるわけありますから、私はできると思うんですけども、この点についてどのようにお考えなのか、ぜひこの際、お聞きをしたいなというふうに思っておりますし、また逆に、このスポーツクラブの中で、中学生が、そのスポーツクラブが行う活動に参加をし

ていくという姿もあっていいのかなと思っておるんですけども、この点、将来的にどのようにお考えであるのか、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

2回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。市長公室長。

○羽原市長公室長 それでは、機構改革に關しましてご答弁申し上げます。

今回の機構改革では、市民の利便性の向上を考えた取り組みということで、ご指摘がありましたように、こども育成課の事務の大半を教育委員会に移管し、就学前の教育、現在でしたら幼稚園教育と保育所教育、これの一体化をできるだけ図り、小学校の段階への移行をスムーズにしていく、併せて子育て支援の窓口を一元化していくというようなことで取り組みをいたしております。また、高齢者の分野でも、介護予防、高齢者福祉、これを一元化していくということで課の整理をいたしたケースもございまして。こういう形で、やはり市民サービスを一定向上させていく、より市民の方にとってわかりやすい組織をつくっていくという観点から幾つかの見直しをいたしました。ただ、機構改革そのもので、なかなかそのことだけでサービス向上ということもできないわけがございまして、職員の資質の向上、また、場合によれば権限の移譲、そういう人事制度に絡む部分も今後努めてまいりたいというふうには考えております。

ご質問にありましたスポーツの部門を市長部局に移管し、健康増進、市民の健康づくりに取り組めないかということでございまして、現在、スポーツに關しましては、教育委員会が職務権限者として取り組んでおられます。ただ、地方教育行政の組織及び運営に關する法律、これが改正されまし

て、条例の手続きさえ踏めば、学校体育は別ですけれども、市長部局に移管することができるというふうになってございます。確かにご指摘のとおり、市民の方々にとりまして、スポーツ活動というのは、やはり健康、ひいては介護予防というところにもつながる取り組みであろうというふうには考えております。ですので、そういうことも一つの選択肢であり、全国的にはそういう取り組みもしておられる自治体もだんだんあらわれてきているということは承知もいたしております。ただ、現在行われております生涯学習、社会教育の一環としてのスポーツ、それと健康づくりとしてのスポーツを同じ視点から眺められるのかどうか、現在行われます健康づくりのいろいろな取り組み、事務事業との関係性をどうつくっていくのか、やはり少し整理をしていく部分もあろうかと思っておりますので、ご指摘の点を十分踏まえながら今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

千里丘三島線の三島幼稚園の南角の横断歩道が危険であり、何か対策を検討しているのかとのご質問であります。朝夕に交通が集中する時間帯は、南行きの市役所方面へ向かう車が渋滞するという事は認識しております。横断歩道を越して渋滞しており、時には車が横断歩道上で停車していることも認識しております。それと、時にはそういう状況の中、その横を単車や自転車が走行し、横断者との接触の危険性も懸念しております。また、踏切から千里丘ガード方面へ走行する車は、遮断機が上がったタイミングでスピードを出して横断歩道を通過する状況も見受けられております。

その場で横断者が危険であるという状況も現地において確認しております。

この場の安全対策につきましては、交通対策課で検討しております。路面標示による安全性の向上につきましては、所轄である摂津警察との協議を行いました。既に横断歩道のマークは路面表示があり、さらに千里丘ガード方面へ走行する車については、横断歩道が視認しやすい状況であるということから、路面標示は難しいとの回答でありました。今後、運転者に対しまして注意喚起を行う啓発看板の設置について検討していくということ聞いております。

次に、摂津市駅建設による近隣住宅への影響についてであります。地元説明会においては、日陰による周辺家屋に対する影響について、建築基準法を遵守してまいりますと説明を行ってまいりました。その後、実際に駅建設が行われ、夜間工事による振動や騒音など、住民の方々にはご迷惑をおかけし、苦情やご意見をいただきました。3月の開業以降、沿道の方と一度話をいたしました。振動については一定おさまっている。ただ、新たな騒音としまして、列車が停車しているときにコンプレッサーの音が聞こえるということもお聞きしております。これにつきましては、阪急電鉄のほうで対応いたしております。また、日陰については、直接本市や阪急電鉄に対しまして相談や苦情などをお聞きしている状況はございません。

以上です。

○藤浦雅彦議長 教育総務部理事。

○市橋教育総務部理事 教員が本来なすべき仕事ができている状況がなぜ発生するのかというご質問にご答弁申し上げます。

学校への期待は大変大きく、学校もその期待に応えるべく努力を重ねてまいりまし

た。しかし、価値観の多様化や社会の大きな変化の中で、学校がすべきことが学校だけでは完結できない状況が発生しているのではないかと考えております。そのことが教員の児童・生徒と向き合う時間を少なくする原因の一つではないかととらえております。例えば、生活指導においては、社会性をはぐくむという意味では、学校が担う役割は大変大きなものであると認識はしております。しかし、基本的な生活習慣や生活規範は家庭においてははぐくまれるべきものであり、学校という集団において教育的な成果をあげるためには、学校、家庭、地域の連携がさらに求められるのではないかと考えております。そのために、就学前教育や義務教育にかかわる学校等が一貫した目標を持って教育活動を推進する必要があり、小・中一貫教育の推進や就学前教育と義務教育の円滑な接続の取り組みにより、生きる力のはぐくみを考えてまいります。学校間格差による子どもたちへの影響を少しでも減少させることで、学校、家庭、地域の連携強化を図ってまいります。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 中学校クラブ活動への講師派遣や総合型地域スポーツクラブへの中学生等の参加について、ご答弁申し上げます。

中学校の部活動におきましては、教員の人数が少なく、生徒が希望する種目に対応できないことや、顧問教師が専門外であるため十分な指導ができないなどの問題を抱えておられます。そのような中で、総合型地域スポーツクラブの専門知識や技能を有する指導者を中学校に派遣することは、部活動顧問の不足や転勤による活動の低下を防ぎ、学校の顧問と地域の指導者が連携して長期にわたって指導することが可能にな

り、さらに地域住民と生徒が触れ合う機会が増え、非行防止などの健全育成にも効果があると考えております。

また、中学校、高校にないクラブ活動を総合型地域スポーツクラブで開設することによりまして、中高生が会員となって好きなスポーツに励み、総合型地域スポーツクラブに参加することは、活気あるクラブ運営につながるものと考えております。総合型地域スポーツクラブの育成のメリットといたしまして、学校部活動と地域が連携することによりまして、地域教育力の回復が期待されており、先進市におきましても、総合型地域スポーツクラブと学校部活動の交流を図っておられる事例もあることから、将来的に本市の総合型地域スポーツクラブがどのような形で中学生のスポーツ活動の機会充実に貢献できるのか、クラブと協議してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 部長、総合体育館について答弁できますか。

○宮部生涯学習部長 総合体育館の建設について、現在の状況ということでございますが、本市には大規模なスポーツ大会を開催できるような総合体育館はございません。施設の必要性は十分承知しておるところでございますが、財政状況等から建設計画がまだ具体化をいたしておりません。

教育委員会といたしましては、将来的には、メインアリーナ面積1,400平方メートル程度で、複数の中小体育館、武道場、トレーニング室、観覧席など多機能な施設に加え、駐車場を備えた総合体育館の建設を引き続き政策要望してまいりたいと考えております。今後も市立体育館、スポーツセンターを快適にご利用いただけるよう、施設内容や備品の充実を図るほか、大阪府や市内高等学校が有する体育館の開放を引

き続きお願いし、市民のスポーツ環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、最後の質問をさせていただきますと思います。

まず、機構改革の問題でございます。少し先ほども触れさせていただきましたけれども、今回の機構改革のお話は、要は職員の体制が660人になっていくということで、効率的に人員を配置していくというところから出ている話ではないのかなというふうに私は思っているんですが、それプラス、市民の方からしたときに、実際に市民の方が使いやすい体制がどういうものであるのか、実際市民ニーズに応えるためには、効率的に動くためにはどうしたらいいのかということもやはり考えていかなあかんと。その一例として、スポーツ施策と健康増進施策といったものを一体化していただきたいんだというふうなお話をさせていただきました。これについては、一定その必要性和申しますか、意味合いもご理解をいただいた答弁をいただきましたので、ぜひこの点については、実現に向けてお考えいただきたいなというふうに思っておりますし、まだまだ本当に市民ニーズを敏感に察知した場合には、もっともっとうちしたほうがいいんじゃないのかというようなことが出てくると思います。それは、実際に窓口に立っておられる方からの話もあると思いますし、ぜひ機構改革、当然これが最終的な形ではないと思いますが、その点についてお願いをしたいなと。市民の方にとって本当に使いやすい、また市民ニーズに応えやすいものとして機能されていきますことをお願いしたいなというふうに思っております。

続きまして、摂津市駅開設に伴う変化と

いうことで、まず産業道路踏切に関するお話をさせていただきました。ヒアリングの段階でも、またそれ以前にでも担当課とお話しさせていただきまして、停車禁止のマークを打つことは難しいということについては一定理解をしたんですが、それで啓発看板をつけるというふうなお話をいただきました。それでも一定の効果はあるのかなと思うんですけども、きのう、私は思いついたんですけども、もっと効果のあることがあるのと違うかなということを考えていたんですよ。何かなといたら、要は道路の両端に押しボタンの信号のときに押すやつがありますやん。あんなのを設置するわけですよ。がっと押すと、例えば赤いのがぱっと点滅するとかすると、多分見ると思うんですよ、車の人は。ああ、これから人が通るんやなということがわかると、恐らく速度を緩めますよね。そうなるよ、今から渡るんだなということがわかっていただくので、そういったことも一つ、これは、きのう勝手に私が思いついた話なので、ご答弁は結構ですけども、そういったこともできるんじゃないかなと思いますし、ぜひいろんな方のお話を聞いていただいて、本当に市民の方が安心をして渡れる形態はどうなのかということ、いろんな人のお話を聞きながら進めていただきたいなと思います。要望として申し上げたいと思います。

それと、日当たりの問題についてはよくわかりましたし、新たな騒音と申しますか、一時停車中の音については阪急のほうに対応をお願いしているという話でありますので、ぜひこの推移を行政としても見守っていただきたいなというふうに思います。これも要望としてお願いしたいと思います。

それから、学校教育の話でありますけれども、要は家庭で今までやってきたことが

今できていないということが非常に大きな原因だろうと思うんですね。この問題については非常に根深いものがある、私は、市長、家庭の問題というのは教育だけでとどまらへんと思うんですよ。これからの社会をつくっていくということを考えた場合にも、私は恐らくこの問題に行き着くんじゃないかなと思ってまして、非常にゆゆしき問題なのかなと思ってます。そういう状況の中で次世代育成部をつくっていただいたというのは非常にありがたい話で、私は、例えば民生の常任委員会でも申し上げていることは、例えば育児に関するところでいろいろとご家庭と接するときに、就学前だけを考えるんじゃないで、その後のことも考えた体制をとってくださいと、また、文教の常任委員のときには、実際に小学校、中学校に入ったときには、行政側と保護者が接する機会は非常に少なくなっていくんですよと、でも、幼稚園のときというのは、もっとこれは増えますよねと。そのときに、やはりいろんなことを家庭に対してメッセージをどんどん出して下さいねというふうなお話をしてまいりました。そのことが一つの形になったのかなと思っておりまして、うれしく思っておるんですが、それプラス、これは根本療法だと思うんですが、実際に今、家庭でしっかりと教育ができていないという現状もあるわけですから、そういう現状に対して実際の学校現場でどう対応していくのか。これは、一番被害をこうむるのは、しっかりと家庭でしつけがされて教育がなされて、そして学校に来る子どもたちが場合によっては被害者になるわけですから、そういうことは避けなアカんと私は思っています。今までも市長におかれては、例えばスクールカウンセラーでありますとか、あるいは1年生への学

級補助員さんの配置ということで、本当に多くの予算をつけていただけてきたと思うんですが、しかし、今の学校現場を考えると非常に厳しい状況にある。しかも、これはまさしく未来を託していく子どもたちに関する話でありますので、大変だろうと思いますが、ぜひいろいろと予算措置もしていただきたいなど。あるいは、人的な配置ということについても、新しい体制になっていくわけですから、非常に難しい課題もこの部で担当していただくわけですから、ぜひ一定のご配慮をいただければなということをお願いしておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それから、スポーツ振興のことなんですけれども、総合体育館、政策要望をさせていただきましたというふうなご答弁をいただきました。私からもぜひこの点については実現していただきますようによろしく願いをしたいと思えますが、スポーツ振興については、私は一定夢が要るんだろうというふうに思っています。少し夢のある話なんですけれども、1995年に福井県の鯖江市というところで、大きなまちではないんですけれども、体操の世界大会が開かれているんですね。非常にこれは夢のある話だと思います。恐らくこの大会前から鯖江市では体操が盛んだったと思うんですが、今見ると、この鯖江高校というところは非常に体操が盛んで、全国的にも強豪として知られていると。そして、世界でも活躍する選手をどんどん輩出しているそうございまして、やはりこういった夢のある話、鯖江市でもできるわけありますから、私は摂津市でもできないことはないと思っています。サッカーでも本田選手が活躍していただきましたけれども、ぜひ第2、第3の本田選手が、サッカーだけに限らず輩出

していただけるような、そんなスポーツ振興についてもお願いをしていきたいなと思っておりますし、また、その中で、総合型の地域スポーツクラブ、これからさまざまな試行錯誤を重ねていながら取り組んでいかれると思いますが、ぜひ本当に摂津市のスポーツ振興といったものが軌道に乗っていくような形で、これはスタートしていただきますようによろしくをお願いしたいと思います。

以上、すべて要望として申し上げます。

○藤浦雅彦議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に沿って質問を行います。

まず、南千里丘の開発に伴う影響について伺います。

いよいよA街区のマンションの入居が年明けの3月に迫りました。586戸の分譲が1期、2期と進み、この地域の人口の増加が見込まれるわけですが、若い世代も多く入居が予想される中、学校や保育所、学童保育など、体制がきちんと確保されるかどうか、今後の見通しと併せてお聞きしたいと思います。

次に、市民が集い、憩えるまちづくりについてですが、この間、市民の方にお聞きする中に、高齢者や障害のある人への配慮が少し欠けているのではないですかと言われることが幾つかあります。これは意見を上げてすぐに改善されましたけれども、例えば、歩道への入口や丑川水路に設置された自転車どめのバリカーの幅が狭く、電動車いすが進入できなかった状態、これはもう改善されました。警察署と中学校の間が公園になっていますけれども、通り抜ける

動線に敷かれた誘導の点字ブロックが一部土に埋まっていて、役割を果たしているのかどうかといった意見、また、コミュニティプラザのトイレや階段の手すりなどももっと工夫してほしいという声もあります。

改善できる点は順次取り組んでいただきたいと考えていますが、その一つに、駅前広場や境川のせせらぎ水路のアプローチにベンチを置いてはどうかということです。せせらぎ水路を散歩道で歩かれる方も増えてきていますが、途中で一服する腰かけも現状ではありません。高齢者マンションがもうじきでき上がりますが、憩いのスペースとしては、やはりそういったものが望まれるのではないのでしょうか。

また、駅前ロータリーでは、先日、松葉づえをついた男性が柱にもたれて車待ちをしている光景を見かけましたが、バスの乗り口付近や身障者用の乗り口付近にベンチを置くといった配慮が要ると考えますが、見解を伺います。

続いて、質問の2番、交通安全対策についてです。

今、年末の交通安全運動が取り組まれています。きのうの質問でも道路や交通安全にかかわる質疑がありましたけれども、改めて摂津市における交通事故の発生状況やこの間の推移について伺います。

次に、交通危険箇所の改善についてですが、これまでの議会でも何度か質問に上がっている交通危険箇所マップ、2001年につくられたものですが、あげられている箇所の改善の取り組みの状況がどうなっているか、また、警察が事故発生マップを発表していますけれども、死亡事故が起きた場所なども明記されています。何か手だてが打てているのかお聞かせいただきたいと

思います。

次に、今後の道路改修の見通しについてです。

歩道の拡幅や段差の解消など、身近な生活道路の整備や補修などについて、計画はどのように取り組まれているのか、危険箇所の解消に向けた計画についてお聞かせください。

最後に、正雀や千里丘西口駅周辺の対策について伺います。

どちらの駅前も、朝の通勤時間帯などは人や車の通行がふくそうし、交通安全の面からも大変危険な箇所と言えます。抜本的には駅前再開発が進まなければ解決しない問題かもしれませんが、すぐに前に進む状況には残念ながらなっていません。先日も朝の交通規制時間帯に正雀駅の下をくぐろうとした自動車に自転車が接触する、そんな場面に出くわしました。幸いけがはなくほっとしましたが、両駅前ともいつ事故が起こるともしれないと心配です。危険箇所としての認識と現状の対策についてお聞かせください。

1 回目の質問は以上です。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。教育総務部長。

(馬場教育総務部長 登壇)

○馬場教育総務部長 質問番号1の(1)南千里丘開発に伴う地域の影響と課題について、ご答弁申し上げます。

阪急摂津市駅の南千里丘開発におきまして、大規模マンションの建設が進んでおり、うち586戸が今年度末から入居開始の予定と確認しております。マンション開発に伴い、児童・生徒がどれくらい増加するかを予測することは、さまざまな外部環境が影響することから非常に困難を伴うものでございます。したがって、現在、販売

業者の協力も得ながら、入居予定の世帯の方々に対するアンケート調査を実施いたしております。本年8月時点の調査結果によりますと、普通教室の確保など学校施設への影響はほとんどないものと今の時点では判断しております。引き続き12月末の契約数をもとに再調査を実施するとともに、来年度以降もさらに586戸のマンション販売が計画されており、今後ともそれらの販売の推移も見ながら、児童・生徒数の推移の状況を確認するとともに対応してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号1の(1)南千里丘開発に伴う地域への影響と課題に関しまして、学童保育室についてご答弁申し上げます。

近年、摂津小学校における学童保育室児童数は増加傾向にあり、また、現在の保育室として利用しております余裕教室が、少人数学級の実施などにより、普通教室としての利用が必要となることから、隣接する味舌体育館跡地に、給食の調理室とともに学童保育室2室を新築するため、実施設計を行っております。南千里丘開発に伴う学童児童数の影響につきましては、学務課と情報を共有し、その推移も確認しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 南千里丘開発に伴う保育需要と対応について、保育所の待機児童の状況と併せてご答弁を申し上げます。

保育所の待機児童の状況につきましては、年度当初はゼロの状態が続いておりますが、平成20年度より年度後半には待機児童が生じております。本年度は、安威川以南地

域で建て替えに伴う定員増と認定こども園の創設により、合わせて保育所の定員を60名増として、増加する保育需要に対応しております。

平成23年度には、南千里丘のマンションへの入居により保育需要が増加するものと思われます。近隣マンションの就学前児童の入居状況、就学前児童に対する保育所入所児童の割合、転入率などを勘案して一定の予測はいたしておりますが、販売状況によって変動があるものと思われます。また、当該マンション内に認可外保育所が設置され、約40名程度の受け入れが予定されており、マンション住民には優先枠が設けられ、販売主のほうからは近隣の受け入れも含めて住民ニーズに対応したいと聞いております。

今後につきましては、教育委員会からのご答弁にございました入居予定者アンケート調査も勘案しながら対応してまいりますが、平成23年度当初につきましては、現保育所及び認可外保育所で対応し、年度途中の増加に対しましては、定員の弾力化の増で対応する中で状況を見てまいりたいと考えております。また、その後につきましては、平成23年度の状況により、近隣園での定員増等を検討してまいります。子育てと仕事の両立支援、保護者の病気や緊急時の支援、ひとり親家庭や特に支援を必要とする家庭への支援など、保育所に求められるものは大きく、保育所を必要とした家庭の子どもが入所できるよう、今後とも保育需要への対応を図ってまいります。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号1番の(2)市民が集い、憩えるまちづくりについてでございますが、南千里丘まちづくりにおき

ましては、計画段階から市民の意見を聞く場を設け、計画に反映することを目的に、南千里丘まちづくり懇談会を開催してまいりました。この懇談会により、いただいた意見は、特に境川せせらぎ緑道や南千里丘公園整備において、できる限り反映させております。境川せせらぎ緑道の整備は、今年7月に完成し、摂津市駅の歩行者や自転車の通路として、また、せせらぎ園路を散策される周辺市民の憩いの場として、多数の方々の利用をいただいております。

ご指摘の休憩するベンチの設置につきましては、ベンチを設置することで深夜のたまり場となることを危惧し、近接する住宅への配慮をした結果、設置を見合わせてまいりました。しかし、供用後、利用者の方々からもベンチ設置を要望するご意見をいただいておりますことから、利用者の利便性の向上を考慮し、現在発注しております工事で設置いたします。現在、管理を担当します公園みどり課と設置位置について、極力周辺住宅にご迷惑のかからない場所の選択を協議しているところでございます。

また、駅前広場でのバスを待つ方々に対するベンチ設置につきましては、計画段階では、民間路線バスの運行状況や利用者の状況が見えてこないことから、ベンチの設置について見送った形となっております。現状を見ますと、バスを乗車される方はさほど多くありませんが、高齢者の方も見受けられますので、バス利用者の利便性の向上からベンチの設置に向け検討しており、歩行者や自転車の通行を阻害しない場所で設置を検討しており、道路管理者や民間バス会社と協議を行ってまいります。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号2番、

(1) 市内での交通事故の発生状況について、ご答弁申し上げます。

本市の交通事故件数につきましては、平成18年度の832件をピークに減少しており、平成21年度は500件で、平成18年度と比較しますと332件減少しております。減少した理由といたしましては、警察の飲酒等の取り締まりの強化、交通安全啓発の推進、経済状況の影響による車両交通量が減ったことが主な理由だと推察されます。

今後の傾向ということではありますが、高齢社会を迎えて、高齢者の事故、自転車交通ルール遵守の低下による重大事故も発生している自転車事故の増加を危惧しております。特にこの2点に関しましては、関係機関と連携し、積極的に交通安全啓発に取り組み、交通事故の減少に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2) 交通危険箇所の改善についてご答弁申し上げます。

交通危険箇所マップに取り上げられております危険箇所61か所中25か所については、信号機の設置や歩道整備等を摂津警察署、大阪府及び本市で既に対策を実施しており、残り36か所につきましても、改善が必要なものや注意喚起を促すものに分類しております。市道部にかかわります実施可能なものにつきましては、順次対策を講じておるところでございます。

続きまして、(3) 生活道路の改修など今後の見通しについて、ご答弁申し上げます。

生活道路の改修の見通しでございますが、市道千里丘三島線の道路拡幅事業として、平成19年から実施設計委託を行い、平成20年度は測量業務委託を、平成21年度から用地交渉を進め、西側車線の拡幅用地

の取得に努めてまいりました。現在、用地買収は、移転補償の対象となる地上物件9件のうち7件が完了しており、残りの補償交渉が順調に進行すれば、平成24年度から拡幅事業に着手してまいりたいと考えております。

また、舗装・補修事業でございますが、平成18年度から21年度までの4年間で、事業費約3億3,000万円を投資し、延長約9.9キロメートルの舗装・補修事業を実施してまいりました。しかしながら、舗装や道路施設の損傷、老朽箇所も見受けられておりますので、道路舗装・補修事業の実施におきましては、危険マップなどで指摘されております交通危険箇所の解消にも十分配慮しながら、安全・安心な道路への改修に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(4) 正雀、千里丘西口、駅周辺の対策について、ご答弁申し上げます。

正雀駅周辺の交通状況でございますが、正雀駅が開業されて以来、道路形態の変化は見られない状況でございます。ご指摘のとおり、正雀駅下のガードは幅員が狭く、人通りも多い状況で、通過車両だけではなく、歩行者、自転車の利用者にも交通安全の啓発を行っているところでございます。また、車両通行禁止の交通規制について、違反者が見受けられるという内容でございますが、既に摂津警察署にパトロールを依頼し、実施していただいております。

また、千里丘西口周辺の交通状況でございますが、現在、吹田市方面からJR千里丘駅へ向かう自転車、歩行者の通行の増加に加え、大規模マンションからの送迎バスが頻繁に運行し、朝の通勤時間帯は地域の

住民や通行者にとって危険な道路であると認識しているところでございます。本年度、舗装・補修工事を行いました折には、送迎バス運行会社に千里丘駅西口前での乗降場所の変更や、送迎の際には駅前で回転をせず、通り抜けにすることにより、対面交通の便数を減らし、通行障害の緩和や事故発生の防止、抑制になるとして協力を求めましたところ、検討をしてみますとの回答をいただいております。また、舗装・補修工事におきましては、摂津警察署と路側線の設置位置について協議を行い、車道の幅員を狭めることで、歩行者通行帯の幅員をできる限り確保するなど、歩行の安全確保に努めてまいったところでございます。

○藤浦雅彦議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、続いて質問します。

南千里丘開発における新たな入居者の予想として、A街区の586世帯をはじめ、今後、B街区の高齢者マンション128世帯、それから586世帯のタワーマンションということになるかと思えます。人口が増えること、摂津市に住みたいと来ていただく方たちがたくさんいることは大変うれしいことではありますが、来てよかったなとしっかり受けとめられる社会基盤は非常に大事だというふうに私は思っております。特に子どもさんがいる世帯では、摂津市は子育てに力を入れているらしいよとか、保育所の待機児がゼロということも情報では伝わっているかと思えます。引き続き待機児ゼロに向けては、年度途中の増加はあるものの、取り組んでいただきたいと思えます。

それと、マンション内の認可外の園ですが、都市型保育園という看板で、今、全国44か所で事業展開しているようでありませう。しかし、先月、テレビ番組でも、母親

サポートビジネスということで紹介されていたようで、私は、これは児童福祉の理念で取り組んでいる保育所とは分けて考えたほうがよいのではないかというふうに思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、小学校、学童保育は、ともに現状では影響がほとんどないという答弁です。摂津小学校の児童数は、今年635名で、摂津市の中では一番規模が大きくなっています。学童も、校内の空き教室では対応できないからと、この間、グラウンドに別棟を建てる実施計画をしたり、今では給食調理場での合築で建てるということで話が進んでいるわけです。マンション入居の世帯構成の予測は難しいといっても、しっかりシミュレーションがやられているかどうか心配なわけです。

昨年の統計調査で、摂津小学校区の世帯数は4,615、児童数は631です。5年間の推移を見ましても、世帯数、児童数ともに微増が続いて、今後、ユニチカの高齢者向けマンションを除いても、1,196世帯が新たに加わります。その上、校区内では古い文化住宅など建て替えが進み、新築住宅の売り出しも相次いでいます。世帯数にしては25%以上増えるというときに、構えがこれでいいのかなと不安になるわけです。現場の声やPTA、地域の関係者などからはどのような声が上がっていて、また、それに対してどのように説明しているのかお聞かせください。

次に、交通安全対策です。近年、事故の件数は減っているということではありますが、自転車や高齢者の事故が多いというのが特徴のようです。危険箇所マップもつくられて、改善も試みられ10年がたっておりますが、自転車や高齢者の目線での危険箇所、

これをしっかりと把握して、また改善していくことが大事かなということを改めて感じました。

正雀駅前の地区安全マップなど、これは正雀まちづくりのワークショップでもつくられたというふうに聞いておりますけれども、市内全体でもそうした目線でのマップをつくっていくことが必要ではないでしょうか。

また、危険箇所マップ、これまでの分はプロのドライバーの視点でつくられたということでもありますけれども、今、高齢者の目線、また自転車に乗られてのことでありましたら、例えば、今、愛の一声運動で取り組んでいるヤクルトの方とか、そういったところにアンケートを聞いていくというようなことも大事じゃないかなというふうにも感じたところであります。これは要望としておきます。

それで、大山崎町のほうで、これは先日のニュースで私は知ったんですけれども、摂津市のように道は狭い、また、幹線道路や線路なども走っていると、こういうところですね。この間、交通事故による死亡者がゼロというのが2, 329日続いていて、全国で一番これは記録にもなっているということがニュースに記されておりました。こうした状況は、どのような取り組みがされていたのかというようなことも、ぜひ今後、担当課のほうでは研究もされてみてはどうかということを紹介しておきたいというふうに思っております。

あと、道路整備にかかわって、交通バリアフリー基本構想に基づいての重点地域で取り組まれていることと理解しますけれども、市民の皆さんから寄せられているいろんな要望に対しては、予算が追いついていないんじゃないかなというふうに現状認識

しております。今、本当に道路が安全で移動しやすいまちということも新総合計画の中ではうたわれています。このことについても、ぜひ今後とも道路のネットワークの整備、これは自転車や歩行者が安心して通れるというようなことを念頭に置いて取り組んでいただきたいなというふうに思います。そうした点で、例えば、歩行者、自転車、それぞれの専用道路ということが難しい状況も物理的にはあるんじゃないかなというふうには思っております。そんな中で、これまでの道路交通法上であいまいにしてきた部分があるというようなこと、これまでの元政府の官僚の方が新聞の記事で口にして、そんな場面も見受けられました。自転車レーンという、これはまた別の道になりますけれども、そうしたものについても検討されたいというふうに思っております。

また、正雀、千里丘の交通についても、今後、千里丘西口などは一層マンション建設などで乗り入れのバス業者も新たに加わってくるんじゃないかと思っておりますので、今のところは検討されているというふうなことでご答弁がありましたけれども、新たに加わってくるところについても、しっかりと協力してもらえらるような、そういう働きかけが大事だというふうに思いますが、その点についてはやっていただきたいと、これは併せて要望としておきます。

2回目は以上です。

○藤浦雅彦議長 暫時休憩します。

(午後0時 2分 休憩)

(午後0時58分 再開)

○藤浦雅彦議長 休憩前に引き続き再開します。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 南千里丘のマンションに設置される認可外保育所への対応について、ご答弁を申し上げます。

認可外保育所は、大阪府への届け出となっております。児童福祉法に基づき、年1回、府の立ち入り調査が実施されておりました。その際は、市の担当職員が立ち会うこととなっております。認可保育所と同様に、児童福祉法で定められている保育所の最低基準の遵守について、施設面積、職員の配置、保育内容等の調査や非常災害、給食、健康管理、安全確保、利用者への情報提供等の調査が行われており、その結果に対して指導・助言がなされ、改善が必要な場合は改善結果を報告することとなっております。

また、大阪府認可外保育施設指導監督基準及び指導監督要領の策定が本年4月に行われ、認可外保育施設運営マニュアルも本年6月に改定されて、各施設と市町村に配布されておりました。南千里丘の開発に伴って設置される認可外保育所についても、これに基づき行ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

○馬場教育総務部長 南千里丘開発に伴います摂津小学校の学校施設についての整備についての地域とかの要望はということですが、私どもは、この南千里丘開発につきましても、先ほど申し上げましたように、アンケートをとりながら、現状の中で来年につきましても問題なく施設数は確保できていると考えております。ただ、今現在、給食場の老朽化に伴いまして、給食場を味舌体育館のほうへ建て替えます。それに合わせまして、学校からの要望等を聞く中で、やはり少人数学級等の実施に伴って場所の確保をしたいという校長先生との

お話がございますので、今回、学童保育が外に出ることによりまして、転用していた教室が2教室、普通学級に使えると。また、それ以外に、資料室等も整備する中で、今回の給食場の整備に合わせまして、3から4ぐらいの転用していた教室を、そういう少人数学級のために使える教室に整備し直す、そういう計画も持っております。そういうことを、今現在、学校とも話し合いを事前にしておりますので、また学校長のほうからはそういうことを保護者等に連絡していただいている中では、今現在、直ちに保護者からこうしてほしいというような要望は教育委員会に届いてはおりませんが、いずれにしましても、これから大きな開発がありますので、学校とも連携をとりながらそういった要望に応じてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 それでは、2回目のご答弁をさせていただきます。

交通危険箇所マップの内容でございますが、ご指摘のとおり、このマップにつきましては、平成12年度に作成されたものでございます。ですから、もう10年が経過しているという状況でございます。このマップの作成に当たりましては、プロのドライバーから見た目線で、その内容を61か所まとめられたというような状況でございます。今後の危険箇所マップについての作成ということですが、私どもとしましても、10年経過しているという状況の中では、改めて違った目線での確認も必要と考えるところでございますので、今後、このご指摘の内容につきましては工夫などをしてまいりたいと考えるところでございます。

続きまして、自転車のレーンの検討はど

うかと。歩道の幅員の関係もございます。なかなか難しい問題でございます。今、私どもが取り組んでおります市道千里丘三島線、こういう状況の道路拡幅工事といえますか、そういう整備の折に、やはりいかに歩道の幅員を確保できるかというような形の中で、そういうことも検討材料としまして構成を考えてまいりたいと考えてところでございます。

続きまして、正雀、千里丘西口といえますか、千里丘駅周辺の内容でございますが、近隣で確かに大規模開発が行われているということは重々承知しているところでございまして、やはり交通機関としましては、千里丘への寄りつき、これが非常に多くなってこようかと思えます。ですから、この内容につきましては、今、それに従事されております事業者のほうへ、どういうふうな内容かというのをいま一度改めまして確認をするとともに、恐らく千里丘という状況が出てこようかと思えますので、今の現状を説明するとともに、どういうふうな運行計画をなされるかというようなことを把握して、できるだけスムーズな運行になるように、関係送迎バス会社等にも働きかけてまいりたいと考えてところでございます。

○藤浦雅彦議長 弘議員。

○弘豊議員 いろいろとありましたけれども、時間の関係でまたの機会にしたいというふうに思えます。

以上、終わります。

○藤浦雅彦議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、原田議員。

(原田平議員 登壇)

○原田平議員 11番、原田でございます。

順位に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、安威川以南地域における地

域コミュニティセンターについて、お尋ねをいたしたいと思えます。

これは、以前にもご質問申し上げまして、いろいろと取り組んでいただいておりますが、平成22年度のいわゆる市政基本方針において、安威川以南地域におけるコミュニティセンターの基本構想を検討していくということでございました。そういう中において、現時点において、基本構想の策定状況と、そして建設の見通しについてお尋ねをいたしたいと思えます。

続きまして、淀川河川公園におけるグラウンドゴルフ場の設置についてであります。

私どもが以前より要望いたしておりますグラウンドゴルフ場の設置について、これまでの進捗状況と整備に向けた今後のスケジュール等について、お問いをいたしたいと思えます。これは、地域の方々がかかなり切望されている問題でございますので、現時点における状況をお聞かせいただきたいと思えます。

続きまして、公共施設巡回バスについてでございます。

いわゆるセッピー号でございますが、市内循環バスは、近鉄バスに補助金を出しまして、路線バスとして有料運行をいたしております。また、先ほど申し上げましたセッピー号につきましては、阪急バスに委託をして、公共施設巡回バスとして無料で運行をしているのであります。形態の異なるがあるわけではあります。これをどのように検証されているのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

続いて、防災対策について、お尋ねをいたします。

平成22年度の市政運営基本方針の中において、防災対策として、洪水ハザードマップに基づき、浸水が予想されている地域

の避難所、避難経路や住民への情報伝達手段などについて研究をしていきたいという方向性が出されております。その方向性に向かって、どのような進捗状況になっているのかお尋ねをいたします。また、災害が発生、また予測されることに対しての避難指示が出されるわけでありますけれども、その指示を出す対策本部の設置基準と災害の現状、情報収集についてお問いをいたしたいと思います。

最後に、入札制度についてでございます。

以前にも入札の問題について、かなり詳しく述べまして、改善をしていただいたところでございます。とりわけ公共下水道の集中管理事業に伴いますテレメーター等の保守点検業務については、随意契約から指名競争入札にされることによって、経費が随分と節約を図られたと私は認識をいたしております。また、現在、工事請負契約は、1,000万円以上の案件について一般競争入札としていますが、一般競争入札を委託業務にも拡大することができないか、そして、さらに競争の原理を働かせて経費の節減を図るべきではないかと考えますが、お考えをお聞きいたしたいと思います。

1回目、終わります。

○藤浦雅彦議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 安威川以南地域における地域コミュニティセンターについて、ご答弁申し上げます。

地域コミュニティセンター構想策定事業におきましては、用地選定の条件を整備し、本年5月にモノレール南摂津駅前の東一津屋土地区画整理区域内の用地を選定いたしました。この用地選定につきましては、安威川以南で新たな土地の取得はせず、保有

地の中から、しかも1,000平米以上で、ほかに何らかの影響を及ぼさないほどの条件のもと、7か所の候補地の中から選定いたしました。今後、本年7月にオープンいたしましたコミュニティプラザの施設利用状況を検証し、庁内での検討会議を中心に市全体の公共施設のあり方を考える中で、求められる機能、用地形態の中で可能な機能などについて、地域の皆さん、関係機関からのご意見を聞き、さまざまな観点から検討を行ってまいります。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号2番、淀川河川公園におけるグラウンドゴルフ場設置について、ご答弁申し上げます。

現在、国土交通省が進めております淀川河川公園の整備につきましては、平成22年第3回定例会の一般質問でもご答弁申し上げますが、本市が要望いたしておりますグラウンドゴルフが可能な多目的広場として整備する方向で進捗いたしております。

前回の定例会からの経過でございますが、平成22年10月4日に、第2回淀川河川公園中流右岸地域協議会が開催されました。議事内容としましては、現在の利用者、利用団体からの意見収集の状況及び公園整備計画案についてでございます。鳥飼下地域における整備内容でございますが、グラウンドゴルフも可能な多目的広場の整備と、わんどの保全として雑木の伐採、水草の除去などを計画されておられます。

今後の予定でございますが、平成22年12月21日に第3回地域協議会の開催が決定いたしております。今回の地域協議会にも地元住民代表委員は出席していただいておりますが、もっとすそ野を広げ、現地

にてワークショップ形式により多くの意見を聞く地区会議の開催を考えておられます。次回協議会において地区会議のメンバーを決定し、年明けに地区会議の実施を予定されております。すべての利用団体及び地域住民、沿川自治体の意見を集約し、平成23年度に開催予定の地域協議会での承認を経た上で、工事实施に向けての実設計委託に反映を行っていきと聞き及んでおります。実設計委託につきましては、既に地域協議会と並行して発注を行っておられ、工事発注までの時間短縮も考えていただいております。その後、平成23年度中の工事实施に向けて鋭意努力していただいております。本市といたしましても、国土交通省との協議をスムーズに行い、一日でも早い整備に向け、要望を行ってまいります。

続きまして、質問番号3番、公共施設巡回バスについて、ご答弁申し上げます。

公共施設巡回バスにつきましては、政策推進課所管によりまして、平成18年11月2日から試行運転を開始し、平成19年度より交通対策課に移管されたことにより、平成19年11月1日より本格運行をいたしております。利用者数も毎年増加傾向にあるところでございます。試行運行開始当初より、有料バスと無料バスが運行しております形態の異なりにつきまして、不公平感があるといった意見があることは十分承知いたしております。バスの性格といたしまして、近鉄バスの場合は補助金を受けておりますが、みずからが事業主体となって道路運送法上の路線認可を取得し、運行されております路線バスでございます。これに対しまして、本市が事業主体となって運行しております公共施設巡回バスは、道路運送法上の路線認可を得たバスではなく、

阪急バスへの委託運行という形で、貸し切り自動車による無料運行により、公共施設へのアクセス強化や利用促進を目的とする送迎バスのような性格を持ったものでございます。有償運送となりますと、必然的に路線認可バスということになるものでございます。あえて認可バスとしない選択をいたしました理由といたしまして、近畿運輸局の路線認可を得るには、事前に警察との協議を行い、道路交通安全規則の観点から、警察の意見書が必要となることから、路線を運行させたくてもこの規制により運行ができないという可能性があるとともに、路線変更等の認可には約3か月の標準処理期間を要することとされていることから、軽微な路線変更等につきましても、相当の時間が必要となってまいります。また、現行のルートの有償で走らせ、運輸局の許可が要る場合、路線バスの形態にしますとバス停が設けられない箇所が何か所かございましたので、警察との協議で無料運行とさせていただいたところでございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 本市における防災対策に係りますご質問にご答弁申し上げます。

災害対策本部設置基準は、地域防災計画に基づき、地震の場合は、震度3以下から震度5弱の場合は市長判断で、震度5以上の場合は自動設置となります。風水害の場合は、市長判断で設置することとなっております。勤務時間外において震度5弱や予想を上回る集中豪雨、大規模災害が発生した場合に、短時間で登庁できる職員をもって緊急防災体制をしき、連絡所の開設など初期対応をすることとなっております。また、大雨警報発表時などは、都市整備部、土木下水道部などの災害対策関連課を中心

に職員配備をし、情報収集を集めるなど状況に応じた対応をするとともに、必要に応じ、市長に対策本部の設置を要請することになります。

次に、昨年、兵庫県佐用町で発生しました集中豪雨において、避難途中での死亡事故がありましたように、本市としましても、外水はんらんの際に、安全で迅速かつ適切なタイミングで避難できるよう、避難勧告等の判断基準、避難対象地域、避難所、避難経路、情報伝達手段等を検討し、避難勧告等の判断、伝達マニュアルづくりに向けて準備を進めております。

次に、入札制度についてでございますが、本市では、平成20年11月1日から予定価格2,000万円以上の土木一式工事、または建築一式工事について、事後審査型制限付一般競争入札を実施し、平成21年4月1日からは、予定価格1,000万円以上の土木下水道工事または建築一式工事に拡大してきたところでございます。平成21年度は、土木工事で21件、建築工事で1件、合計22件、平成22年度は、11月末現在で土木工事で18件、建築工事で8件、合計26件、事後審査型制限付一般競争入札で発注しております。

ご指摘のとおり、一般競争入札は、長所として、入札参加者を多数集めることで競争を促すことや、入札の透明性、公平性を図ることがあげられます。一方、一般競争入札の短所は、事務手続きが煩雑であるため、契約に至るまでの時間を要することがあげられます。近隣市の工事等の実施設計業務委託を一般競争入札に付している事例もございますので、情報を収集し、長所・短所を十分に見きわめた上で、本市において一般競争入札を委託業務にも拡大することができるかどうか検討してまいりたいと

考えております。

○藤浦雅彦議長 原田議員。

○原田平議員 ご答弁をいただきまして、よしとする部分もございますが、再度質問をいたしたいと思っております。

安威川以南におけるコミュニティセンター、以前にもご質問申し上げまして、昨日の市長のお考えも若干お聞きをいたしました。既に用地を決定されて、いよいよ構想をつくって計画をつくって実施ということでございます。以前にも申し上げましたように、市長の任期中につくられたらどうですか、こういうことを申し上げたことを覚えております。そういう状況で、建設の見通し等についてはちょっとご答弁がなかったわけでありすけれども、建設の計画等について、もう一度お考えをお聞きいたしたいと思っております。

淀川河川公園におけるグラウンドゴルフ場、いよいよ来年度にできるという見通しをご答弁でいただきまして、これがおくれることのないように、ぜひひとつ国土交通省と十分協議を重ねていただいて、地元要望が実現するようにしていただきたいと思っております。わんどの整備が入ってまいりましたので、若干おくれではならないというふうに感ずるわけでありすけれども、もしその辺で、部長のほうでおわかりでしたら、わんどの整備と並行されるのか、あるいはこれだけ多目的広場として先行されるのかどうか、わかる範囲内で結構ですので、ご答弁いただければありがたいと思っております。

公共施設の巡回バスについてご答弁をいただきました。平成19年11月より本格運行だというふうにご答弁がありまして、3年を過ぎるわけでありすけれども、やはりまだ無料で運行している限りは、私は試行だというふうにご答弁がありまして、今、認識をいたして

おりましたが、本格運行ということでもあります。先ほど申し上げましたように、不公平感があるということは認識をしているということでもあります。一方では有料化にあって、一方では無料化ということになれば、公平性からいえば、やはり不満というものが必ず市民の中から出てまいります。もう既に若干出ておるようでございますので、この有料化というのを考えていかなければならないんじゃないかというふうにも思うわけでありましてけれども、先のご答弁からすれば、ちょっと難しいなというふうに感ずるわけでありましてけれども、土木下水道部としての考えをお聞きいたしたいと思っております。

防災対策で、いわゆる避難の問題であります。先ほどご答弁の中にもありましたように、昨年の佐用町で避難に行く途中に災害に遭われているということで、避難に行かなければ災害に遭わなかったというような事例があります。これは、先般、私どもが学習してまいりました都市の危機管理ということで、どの時点で起こるか予測がつかない、そんな状況の中で、集中豪雨によります河川のはんらん、あるいは浸水等が起こって、市民の方が非常に判断に困られるわけでありまして。そんなときに、やはり市としての指示というんですか、避難勧告をどのようにしていくかということ、常に頭の中、あるいは実践をしておかなければ、いざというときに役に立たないというふうに思うわけでありまして。本市は東西に淀川、安威川が流れておりまして、南北に大正川をはじめ山田川、正雀川等が流れておりまして、特に南北の河川について非常に心配でありますし、最近で一番早く決壊をしたのは大正川でありますので、そういったことで、やはり南北河川の心配もいた

しておるわけでありまして、全市域的にわたって避難勧告のこういう計画をつくらなきゃならないと思うわけでありまして、特に避難勧告の誘導マニュアルというのも早急に急がなければならないと思うわけでありまして、そのお考えはどういう状況にあるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。また、災害対策本部の運営マニュアルはどのように設置されているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

続きまして、入札制度であります。検討をしていきたいということでありまして、近隣市でそのようなことが実施をされております。特に、いわゆる業務委託の場合も金額がかなりかさんでくる場合がたくさんございます。そういう中で、先ほど事例をあげました集中管理に伴うテレメーターの保守点検業務、あるいは設置業務の委託とかがあるわけでありまして、それを競争の原理に立って入札を進めていただく、このことによって経費が削減をされると、こういう事例も出てきておりますので、ぜひとも早急に検討していただいて実施できるように、これは要望しておきたいと思っております。

2回目、終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。生活環境部長。

○水田生活環境部長 安威川以南地域における地域コミュニティセンターの具体的な建設計画でございますけれども、コミュニティ活動拠点施設の整備は、新総合計画の基本構想に盛り込まれております。今後、整備構想の中で、施設の規模、必要な財源等も明らかにしていくとともに、厳しい財政状況の中で、新総合計画にのっとり市民の活動を促進し、市民ニーズに合ったコミュニティ活動拠点になるよう施設整備を進めてまいります。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 河川公園の関係で、グラウンドゴルフ場と、それからわんどの整備が並行で行われるか別々なのかというお問い合わせでございます。正直なところ、詳しくは確認しておりません。今現在、実施設計を委託されているという状況ですから、その内容については、改めて国土交通省のほうに確認させていただいて、後日ご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

公共施設巡回バスのほうの有料、無料ということでの不公平感、もう既に不満が出ている状況にあるというご指摘でございます。今後、有料化を考えていくのかというお問い合わせでございますが、現行のルートを有償での運行となりますと、まず、事業主体が市からバス事業者に移るという状況になります。バス事業者みずからが道路運送上の路線認可を取得した上で、路線バスとして運行するということになりますことから、先ほどもご説明申し上げましたように、事前の警察協議による意見書と運輸局の許可を得るという状況が発生してまいります。また、バス停の改善ですとか運行車両の改良という、そういう必要条件がクリアすることができれば有料による運行が可能になるという状況が出てまいります。ただ、今、懇談会の中で意見をいろいろ伺っている状況でございますので、そのあたりも不公平感のお話も出てまいっておりますし、年明けにも老人クラブのほうともそういう懇談会を設けたいと考えております。ですから、そういうところにつきましても、総合的に今後判断していきたいと考えておる次第でございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

○有山総務部長 誘導マニュアルということ

のお問い合わせでございますが、私どもは下流にありまして、上流部の雨量によって私どもの避難勧告の基準も変わってくるのかなというふうに思っております。特に高槻市の山間部、能勢などの雨量によりまして、私どもの受ける水の量が変わってきます。誘導マニュアルの作成については、先ほどあげられたような市内6河川のそれぞれの流量、雨量が一つの判断基準になるかと思っております。また、その部分について、現場に職員を送り、目視による一定の基準をつくっていかねばならないというふうに思っております。先ほど1回目のほうで答弁させていただきましたように、そういうものの避難対象、避難所、避難経路、情報伝達というものについてのマニュアルづくりを進め、誘導マニュアルの作成に当たりたいというふうに思っております。

それと、本市における災害本部運営につきましてでございますが、災害対策本部は、本部長を市長として、本部長付に教育長と消防長が、副本部長に副市長が着任し、本部員には部長級職員、消防団長で構成をさせていただいております。対策本部では、状況に応じて摂津警察や茨木土木事務所、淀川河川事務所、関西電力、大阪ガスなど、9月に総合防災演習に参加いただいている関係機関とも緊密な連絡体制をとりながら対応してまいりたいと考えております。

災害発生時には、いち早く市民の安全・安心を守るため、いつどこで何がどの程度発生しているのか、緊急性の高い事案は何か、その対策はなど、現状の状況をいち早く収集し、それらの事案をみずからの判断で短時間で解決していくということが必要になってまいります。また、作業が煩雑になる緊急時でございますので、起こしやす

いミスを未然に防ぐために、基本事項や共通事項を明記する必要がある、現在、災害対策本部運営マニュアルの完成に向けて作業中でございます。職員には常に危機意識を持ち、相互関連、相互協力をしていくことが大切と考えており、全職員に危機意識、危機管理に対する啓発をするため、毎年1月の防災週間におきまして、参集訓練、それから講演会などを実施してまいりました。本年1月には、訓練の内容ですが、部長級以上の職員を対象に災害対策本部設置訓練を行っております。その他管理職におきましては、傷病者の応急処置訓練を行いました。来年1月には災害対策本部運営上の訓練を行うとともに、現実に即したより実践的な研修を考えており、地震、水害などの災害に対応できる意識と体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 原田議員。

○原田平議員 公共施設の巡回バスについて、お考えをお聞きいたしましたわけでございます。いわゆる市民の足確保のためにつくったこの制度が、やはり市民に対して不公平感を与えない、そして喜んでいただける、そういう施策でなくてはならないと思います。全額の負担ということではなくして、市民の方に一部負担をしていただくとか、いろんな方法があるかと思えます。そして、この事業が長く続けられるように市としても取り組まなきゃならないというふうに思うわけでありまして。そういった意味で、来年度の予算編成が迫っておりますので、ぜひ申し上げたようなことを検討していただいて、来年度に生かされるように、これはお願いをしておきたいと思えます。

それから、避難勧告誘導マニュアル、あるいは対策本部の状況であります。ご案内のとおり、安威川ダムの建設がおくられて

おりますし、できないかもわからないと、こういうような状況の中で、やはりそういった水害による大きな災害があるやもしれない。そういったときに、どの地域でどういう形で避難をしていただくということを、そういったマニュアルも大事ですけども、やはり実践も考えて、例えば高台に避難をしていただくというような訓練もやらなきゃならないんじゃないかというふうにも感ぜざるわけでありまして。その事業、そういうことをやると大変なことなんですけれども、少しずつそういう計画をつくりながら、市民のご理解を得ながら、そういったものが実となるようにやらなきゃならないというふうに思いますので、ぜひそういったことにしっかり取り組んでいただきますよう要望いたしまして質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 原田議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

1、市政の情報をパソコンや携帯電話に配信する(仮称)セッピーめーる配信サービスについてでございます。

本市におきましては、現在、市政の情報をホームページや広報などで周知していただいておりますが、近年、インターネットや携帯電話の普及が急速に進み、暮らしのさまざまな場面で情報システムが活用される情報化社会に入っております。これまで以上に市政の情報を迅速に、また的確に市民の皆さんに提供して供用することは大事であると認識しております。

そこでお聞きしたいんですが、例えば、河内長野市や豊中市では、メール配信システムを利用して、希望者の方にさまざまな

市政の情報を携帯電話や自宅のパソコンに配信するメール配信サービスを実施されております。また、皆さんご存じの、大阪府警が発信しております、犯罪情報の提供であります安まちメールもその一つでございます。本市におきましても、市政の情報をパソコンや携帯電話に発信する（仮称）セッピーメール配信サービスを実施することについてお聞かせいただきたいなと思います。

次に、2、電子自治体の推進についてでございます。

2の（1）体育館やグラウンドなど公共施設のオンライン予約についてでございます。

この9月からコミュニティプラザにおきましては、オンライン予約が実施されました。現状の取り組み状況、それから利用状況についてお聞かせいただきたいなと思います。

2の（2）インターネットを利用した電子申請サービスについてでございます。

本市におきまして実施していただいております市民税の電子申告や図書の貸し出しなどの現状についてお聞かせいただきたいなと思います。

2の（3）住民票や印鑑登録証明書などが住基カードで取得できる自動交付機の設置についてでございます。

本庁舎及び市民サービスコーナーでの住民票や印鑑登録証明書の交付状況、また業務内容についてお聞かせください。

2の（4）住民基本台帳カードの活用と障害者の方への無料配布についてでございますが、改めて確認をしておきたいんですが、住民基本台帳カードの用途、目的、また普及率についてお聞かせいただきたいなと思います。

次に、3、地上デジタルテレビ放送の受信に関する相談窓口の設置についてでございます。

この地上デジタル放送受信相談コーナーを、庁舎や公民館などに設置していただいておりますが、業務の内容について、また総務省、国からのチューナーなど支援の内容について、確認の意味でお聞かせいただきたいなと思います。

次に、4、住宅用火災警報器を高齢者や障害者の方へ無償貸与することについてでございます。

既存の住宅に関しては、平成23年5月31日までに火災警報器の設置が必要ですので、消防本部としての啓発活動について、市役所のロビーや、あるいは公民館、また自主防災訓練など、さまざまな場面で啓発活動を実施していただいておりますが、現在までの取り組みについてお聞かせください。

次に、5、水道検針時に独居高齢者などの安否確認サービスについてでございます。

最近の高齢者問題が多発する中、ある自治体では、福祉政策に貢献するため、独居高齢者の方を対象に、安全確認のため、水道検針に合わせて声かけを始められました。対象は90歳以上の独居高齢者の方で、水道検針員さんが検針の際に安否確認の声かけを行います。声かけは、面談またはインターホン等で行います。安否状況について、応答の状況、その他気づいたことをまとめ、水道部を通じて高齢者課へ報告します。声かけを行う検針員は、必ず身分証明書を携帯しています等々、他にも取り組んでおられる自治体がありますが、この水道検針時に独居高齢者などの安否確認サービスを実施することについてお聞かせいただきたいなと思います。

次に、6、公民館に高齢者や障害者の視点に立ち、エレベーターの設置などバリアフリー化を図ることについて。

これは何度か質問させていただいておりますが、公民館は、地域の人たちが集まって、仲間づくりや学習活動、サークル活動などを通して人と人とを結ぶ地域の拠点でございます。まず1点目に、利用状況について、それから2点目に、高齢者や障害者の視点に立ってバリアフリーの観点から現在までの取り組みや車いすの方などの対応についてお聞かせいただきたいのと、以前にも要望しておりましたが、例えば、味生公民館にいす式階段昇降機の設置についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、7、中学校給食の導入についてでございます。

この中学校の給食の導入については、以前も家庭の事情などによりお弁当を持参できない生徒等、希望者に栄養バランスのとれた給食やお弁当の検討をお願いしますとの観点で質問をさせていただきました。近隣市ではスクールランチ方式などを実施されております。中学校の給食の導入については、重要な課題であると認識いたしますが、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、8、(仮称)摂津市総合体育館の建設についてでございます。

これは、先ほど嶋野議員が質問されまして、同趣旨でございますけれども、ちょっと視点を変えて質問させていただきたいと思っております。

この総合体育館の建設について、今後の摂津市のスポーツ振興にどのような効果があるのか、また、多額の経費を要する体育館の建設に対する国や大阪府の補助金や交付金についてお聞かせください。

次に、9、小学校就学前までの乳幼児通院医療費助成制度の拡充についてでございます。

大阪府の43市町村のうち、入院医療費の助成において、中学校卒業までの実施で所得制限なしは、摂津市と大阪狭山市と能勢町だけでありまして、子育て世代の多くの方から高く評価をされておりますが、通院医療費の助成について、例えば、小学校3年生まで引き上げることについて見解をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、10、ごみ分別の協力に対して、市民にカラスよけネットなどを無償配布することについてでございます。

この件も何度か質問させていただいておりますが、市民の日ごろのごみ分別の協力に対して何かお返しできないかの観点から質問をさせていただきますが、箕面市ではカラスよけネットを進めておられ、貸し出しという方法で実施されております。このカラスよけネットなどを無償配布することについて考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、11、将来を見据えた交通機関の利便性向上についてでございます。これは、先ほど原田議員からご質問がありまして、同じ趣旨でございますが、ちょっと視点を変えて、これも質問させていただきたいと思っております。

11の(1)市内全域バスの利便性の向上について。

現在、検討委員会を開催し、協議していただいておりますが、進捗状況や内容について、また現状の課題について、また今後の計画についてお聞かせいただきたいと思っております。

11の(2)地域の実情に合った交通機関の考え方について。

市民の足を確保する観点から、地域の公平性について、市の考えをお聞かせください。また、併せて周知の方法もお聞かせいただきたいと思います。

11の(3)民間活力を導入したジャンボ福祉タクシーなどの導入について。

摂津市の道路事情からバスが入っていけないところもあるため、ジャンボタクシーのようなワンボックスタイプの乗用車を活用できないかについてお聞かせください。

次に、12、府道正雀一津屋線、第四中学校正門付近から別府交差点までの安全対策についてでございます。

この府道正雀一津屋線では、旧NTT正雀寮の跡が、開発行為により住宅地やスーパーになる予定と聞いておりますが、第四中学校正門以南は歩道の整備も進んでいないので、危険性は増してくると思います。過去に大阪府へ側溝ふたの改善等をお願いしましたが、今後も安全な通行ができるように、例えば、側溝ふたとの段差をなくし、ガードレールの取り替え等によりフラットな通行帯を確保し、グリーンベルト設置などにより、歩行者の安全な通行スペースを確保していただきたいと思います。考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁を求めます。市長公室長。

(羽原市長公室長 登壇)

○羽原市長公室長 それでは、市政情報のメール発信と地上デジタル放送に関するご質問にご答弁を申し上げます。

まず、市政情報のメール発信でございますが、市のさまざまな情報をメールで直接市民に配信するメールサービスにつきましては、災害情報やイベント開催などの情報を広報紙よりも早く取得できるサービスと

して注目をされており、このサービスを実施する自治体が増えつつあることは承知をいたしております。本市は、平成20年にホームページのリニューアルを、翌21年には広報紙のカラー化など、市政情報の発信に努めておりますが、次期総合計画においては、広報活動の充実を図るために、多様な広報媒体を活用して市政情報をわかりやすく積極的に発信することを目標に掲げております。こうした点からも、議員ご質問のメール配信サービスにつきましては、今後、先進事例の研究等、全庁的に研究を進めていく課題と考えておるところでございます。

次に、地上デジタルテレビ放送についてのご質問にご答弁を申し上げます。

まず、総務省による地上デジタル放送受信相談コーナーの業務についてでございますが、地上デジタル放送のさらなる普及促進に向けての市民相談業務について、総務省テレビ受信者支援センター、通称デジサポにおいて実施されるものでございます。市役所においては、既に12月6日から10日までの5日間、別府公民館では12月11日に、安威川公民館では12月12日に実施され、12月18日にはふれあいルームで、翌19日には千里丘公民館で実施される予定でございます。

次に、デジタルチューナーなどの支援体制でございますが、現在、生活保護等の公的扶助受給世帯などの方で、NHK受信契約を締結し、かつ受信料が全額免除されている世帯の方に対し、デジタルチューナーの無償給付に加え、必要な場合にはアンテナ改修なども支援対象とされており、本市におきましても、福祉事務所と連携を図り、当該世帯の把握とデジタルチューナー等の支給申請について、継続的に支援をしてお

るところでございます。

なお、国においては、生活保護世帯等の方に加え、世帯全員が市民税非課税世帯までを支援対象として拡大することが検討されております。実施時期は平成22年度中とのことで、アンテナ改修は対象にならないなど一部制約もございますが、市といたしましては、いち早く情報の把握に努め、市民の皆様の地上デジタル放送へのスムーズな移行を図りたいと考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 インターネットを利用した公共施設のオンライン予約につきまして、本市の現状の取り組みについてでございますが、本市では、平成22年9月より摂津市立コミュニティプラザにおきまして、インターネットによる施設予約システムが稼働しております。コミュニティプラザの会議室や工作室、子どもルーム等の貸室の空き状況の確認及び予約の申し込みができるようになっております。オンライン予約の利用状況でございますが、平成22年9月から11月までの3か月間で、インターネットによる予約申し込み件数が約100件となっており、市民の利便性向上に一定の効果が上がっているものと考えております。

次に、本市のインターネットを利用した電子申請サービスの現状についてご答弁させていただきます。

本市では、平成21年12月より、市民税と償却資産税の申告につきまして、eLTAXによる税電子申告の受け付けを行っております。この税電子申告は、公的個人認証の電子証明書を使用し、本人確認を厳密に行うセキュリティの高いシステムとなっております。平成22年10月現在で、

全国で約800の自治体がこのeLTAXを利用し、税電子申告の受け付けを行っております。また、市民図書館と鳥飼図書センターにおきましては、今月1日より図書の貸し出し予約をインターネットから行える電子申請サービスを開始いたしております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

(水田生活環境部長 登壇)

○水田生活環境部長 質問番号2の(3)本庁及び市民サービスコーナーでの住民票や印鑑登録証明の交付状況及び業務時間並びに業務内容についてご答弁申し上げます。

平成21年度の住民票の交付件数は4万546件で、本庁では2万7,080件、市民サービスコーナーでは1万3,466件、印鑑証明書につきましては2万8,021件で、本庁では1万5,435件、市民サービスコーナーでは1万2,586件でございます。

市民サービスコーナーの業務時間につきましては、千里丘、正雀、南摂津の各サービスコーナーは平日午前9時から午後7時まで、別府及び鳥飼サービスコーナーは午前9時から午後5時15分までとなっております。土曜日につきましては、すべてのサービスコーナーで午前9時から正午まで業務を行っております。千里丘、正雀、南摂津の各サービスコーナーの午後5時15分以降の業務は、住民票等の交付申請の受け付け及び前日までに交付申請のあった住民票等の引き渡しを行っております。

業務内容につきましては、住民票や印鑑証明の交付業務のほか、外国人登録原票記載事項証明書の交付や年金現況証明、母子手帳、高齢者のはり・きゅう・マッサージ助成証明書の交付を行っております。

次に、質問番号2の(4)住民基本台帳

カードの用途及び普及率につきましてご答弁申し上げます。

住民基本台帳カードは、行政手続きをインターネットで申請などができる電子政府、電子自治体の基盤となるものであり、利便性の向上、行政事務の効率化を図る目的で、平成15年8月に導入されたものです。その主な用途でございますが、住民票等の交付申請時や銀行での口座開設時に必要な公的な身分証明となります。また、現住所、氏名、年齢、性別の4情報が記載された住民票を他市で取得できます。転入・転出の特例として、市のホームページなどから取得した転出届を転出元の市区町村に郵送しておけば、転入先の市区町村で転入届けができます。公的個人認証サービスを受けますと、確定申告が自宅でパソコンでできるようになります。

以上のような利便性もあることから、普及率の向上に努めているところでございます。なお、普及率につきましては、平成22年11月末現在で約3.3%となっております。

次に、質問番号10、カラスよけネットを無料配布できないかについてご答弁申し上げます。

ごみ集積場でのカラスによるごみの散乱は、本市も含め、近隣各市もその対応に苦慮しているところでございます。その対策の一つとして、カラスよけネットをかぶせる方法もございますが、最近ではカラスよけネットをかぶせましても、ごみがカラスに荒らされるケースが見られます。その原因といたしましては、緑の軽いネットをカラスがめくる、カラスネットをきちんとかぶさない等により、カラスや猫等に荒らされているところでございます。このことから、本市では、市民の方々にはポリバケツ等の

容器に入れてのごみ出しをお願いしているところでございます。また、本市のごみ収集は戸別の収集を行っていることから、カラスよけネットを無償で配布するとなれば、購入費用が1枚2,000円から3,000円ぐらいの費用が必要でございます。全戸にカラスよけネットの配布を行うとなると、かなりの費用負担となり、現状では厳しい状況でございます。今後、カラスよけネットの無料配布のほか、他市では補助制度及びカラスよけネットの貸与などを行っているところもあるようでございますので、他によい方法があるかどうか研究してまいります。

○藤浦雅彦議長 消防本部理事。

(浜崎消防本部理事 登壇)

○浜崎消防本部理事 質問番号4番、住宅用火災警報器を高齢者や障害者の方へ無償貸与することについて、消防本部に係ります住宅用火災警報器設置啓発活動の状況についてご答弁申し上げます。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、既設住宅を含め、100%設置を目標に啓発活動を実施いたしております。設置への普及啓発活動といたしましては、市の広報紙、ホームページ等への掲載、消防本部庁舎での懸垂幕掲示及び4署所におけるのぼり旗の掲出並びに阪急バス車内での広報、防火フェアをはじめ、各小学校区自主防災訓練、防災講演会、防火管理者資格取得講習会等々の各種行事の開催時に啓発活動を展開しております。また、先ほど議員も触れられておりましたが、本年度から市役所玄関ロビー及び公民館におきましても設置説明会を開催しております。また、婦人防火クラブ連絡会のご協力によります共同購入など、普及促進啓発活動も積極的に実施して

おります。

今後も住宅火災による死者数を減少させるという目的達成のため、引き続き住宅用火災警報器の設置啓発活動に努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 水道部長。

(中岡水道部長 登壇)

○中岡水道部長 それでは、質問番号5、水道検針時に独居高齢者などの安全確認サービス実施について、ご答弁申し上げます。

現在、水道料金のメーター検針は、摂津都市開発株式会社に平成15年10月から委託しております。委託業務の主な内容といたしましては、通常のメーター検針をはじめ、再検針、漏水の発見、無断使用に伴うお知らせの投函などがございます。水道の検針業務は、年間20万件以上のメーター検針を12人の検針員さんたちが決められた日までに効率よく各家庭並びに各事業所を回っている状況にあります。

ご質問の安否確認サービスにつきましては、安否機会を拡充する意味からも重要な課題と認識いたしているところでございます。しかしながら、水道検針につきましては、2か月に1回の検針でございます。安否確認サービスを行うには、まず本人の了解が必要になります。それ以外にも委託業者との協議が必要になりますし、契約上におきましては、再委託禁止の問題もございます。また、水道事業におきましては、地方公営企業法の規定に基づく事業以外につきましては、経費の負担の原則に基づき、一般会計からの新たな支出も必要となってまいります。

以上のことなどを勘案いたしますと、現状では水道事業として実施いたしますことは、かなり厳しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 質問番号6、公民館に高齢者や障害者の視点に立ち、エレベーターの設置などバリアフリー化を図ることについて、ご答弁申し上げます。

初めに、公民館の利用状況でございますが、平成21年度、6公民館全体の利用者総数は13万4,965人で、安威川公民館が4万3,918人で一番多く、新鳥飼公民館2万8,820人、千里丘公民館1万7,720人、鳥飼東公民館1万6,736人、別府公民館1万4,584人、味生公民館1万3,187人と、たくさんの方にご利用いただいております。

地域の連帯感や文化をはぐくみ、地域住民との交流をより深めていただくために、毎年各公民館で1年間の公民館活動の成果を展示・発表する公民館まつりを、地域の自治会、各種団体の参画を得て実施いたしております。今年度は、6公民館全体で2万2,169人の多くの方の参加がございました。

2点目のバリアフリー化の取り組みでございますが、昨年度、味生、別府、千里丘公民館に2階トイレを設置し、全公民館に障害者トイレ、2階トイレを設置しているところでございます。車いす利用者のためのスロープは、新鳥飼公民館に体育館と共用で2階に行けるスロープが設置されており、安威川公民館にはエレベーターが設置されております。それ以外の公民館につきましては未対応となっております。

味生公民館にいす式階段昇降機の設置についてでございますが、これまでも検討いたしてまいりましたが、いす式階段昇降機を設置するためには、建築基準法上の階段

有効幅員の確保が必要であり、有効幅員をクリアできないことから設置は困難な状況となっております。

質問番号8番、(仮称)摂津市総合体育館の建設について、ご答弁申し上げます。

総合体育館の建設につきましては、必要性は認識しておりますが、財政状況等から建設計画は具体化いたしておりません。他市の総合体育館では、市内スポーツ関係団体の活動拠点として利用されているほか、大阪府大会や全国大会の開催、実業団やプロチームの試合会場としても利用されている例がございます。このような大規模な大会や実業団、プロチームの試合を開催することによって、子どもたちがトップレベルの選手の迫力あるプレーや高度なテクニックを間近で見る機会が増え、将来の夢や目標を持つきっかけになるだけでなく、摂津市はスポーツが盛んで活気のあるまちであるということを発信するよい機会になるなど、摂津市のスポーツ振興に寄与するものと思われまます。

総合体育館建設に伴う国や府の補助金、交付金につきましては、現在の制度では国の安全・安心な学校づくり交付金がございます。交付金補助割合は、体育館建設に要する経費のうち、対象経費の3分の1が交付されるということがございます。

○藤浦雅彦議長 教育総務部長。

(馬場教育総務部長 登壇)

○馬場教育総務部長 質問番号7番、中学校給食の導入について、お答え申し上げます。

中学校における学校給食事業は、大阪府下におきましては、完全給食方式、スクールランチ方式、そして、学校給食ではありませんが、弁当あっせん方式の三つの形態で実施されているのが現状でございます。

本来の中学校給食の形態といたしまして

は、小学校と同様、完全給食方式が最も適切な方式であると考えておりますが、施設・設備の整備や管理運営に多額の経費が必要になることもあり、現状では実現は困難であると考えております。

スクールランチ方式は、栄養士が献立を考え、業者がつくった弁当を校内で販売するもので、大阪府が推奨しております。現在、近隣でも幾つかの市で実施されておりますが、残念ながら利用率が非常に低迷しており、数%から、中には1%台の学校もあるのが事情でございます。この利用率とともに、現在の本市の市内中学校における家庭からの弁当持参率が8割から9割である状況等を踏まえたときに、市といたしまして、新たに財源を投入してスクールランチ方式の導入に踏み切ることは適切でないと考えております。

次に、箕面市等が実施しております弁当あっせん方式でございますが、これは、市は財源を投入せず、学校での弁当の販売の取り次ぎを行うような方式になります。これも残念ながら利用率が想定を大幅に下回っていると聞いており、取り扱い業者からの価格の引き上げの要望も出ていることなどからすれば、市が事業として行うのは、今の段階では適切でないと考えております。しかしながら、引き続きこれらの方式の近隣の状況等については確認に努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部長。

(佐藤保健福祉部長 登壇)

○佐藤保健福祉部長 乳幼児等医療費助成につきましてご答弁を申し上げます。

本市では、平成20年度より、通院については就学前児童まで拡大し、続いて平成21年度より、負担の大きい入院医療費について中学生まで大幅に拡大し、充実に努

めてきたところでございます。通院医療費助成を小学校1年生まで引き上げた場合の経費については、近隣市の平成21年度実績を本市に当てはめて推計しますと、健康保険の一部負担割合が3割であることから、約1,750万円の増と見込まれます。したがって、3年生まで引き上げますと、約5,250万円の増となります。乳幼児等医療費助成の引き上げは、現状では困難でございますが、今後も経費等の精査とともに、国や府に制度の充実を引き続き要望してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

(宮川土木下水道部長 登壇)

○宮川土木下水道部長 質問番号11番、将来を見据えた交通機関の利便性向上について、ご答弁申し上げます。

(1) 市内全域バスの利便性の向上についてでございますが、本市の公共交通バス路線につきましては、これまでも議会や市民の方々から多くの意見をいただいております。懇談会につきましては、8月10日に自治連合会代表の方々との懇談会を開催させていただき、本市のバス交通の現状説明として、市委託バス及び補助運行バスの利用状況並びに費用負担額、本市における現在のバス路線状況の説明を行い、今まで寄せられた要望も併せてご報告させていただきました。懇談会における意見交換会での要望内容と併せまして、阪急バス株式会社及び近鉄バス株式会社に出向き、それぞれに要望内容をお伝えし、バスルートの検討を依頼してまいりました。近鉄バス株式会社からは、市内循環バスにおきまして、9月に各バス停での乗降客数の実態調査を実施され、現行ルートでは、市役所を起点として運行しておりますが、利用者のニーズは市役所へ行くよりも阪急摂津市駅、ま

たはJR千里丘へのニーズのほうが強いとの分析をされ、現在の市役所を起点とした運行経路からJR千里丘を起点とした運行経路への提案をいただいております。また、自治連合会からの意見は、すべての内容ではなく、いろいろなセクションでの一つの意見としてもらいたいと伺っております。また、高齢者という内容の話もありますことから、摂津市老人クラブ連合会代表の方々との懇談会、意見交換会を打診させていただいております。年明けで日程調整をお願いしているところでございます。

今後、バス事業者との意見交換をする場を設けたいと考えておきまして、検討試案の提示により、市民との懇談会におきまして、報告と意見交換により、利用者の思い、要望とバス事業者の運営の整合が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2) 地域の実情に合った交通機関の考え方についてでございますが、公共施設巡回バスにつきましては、主に鳥飼地区を運行しております。鳥飼地区以外の地域、例えば別府、東別府地域等につきましては、高齢者の方々から公共交通に対する要望をいただいておりますが、これらの地区は、近鉄バスにより運行しております市内循環バスの運行ルート周辺でございまして、この方面に公共施設巡回バスを運行するとした場合、市民の足の確保ということでバスの運行をいたしましても、民間のバス事業者が運行いたします既存バス路線での減便を誘発するようでは、結果として市民の足確保に結びつかないことになってしまい、やはり路線競合が問題となってまいります。

次に、既存バス利用のための周知・案内についてでございますが、広報せつつへの掲載やホームページへの公開、公民館など

の公共施設へのチラシの配置により周知に努めさせていただいております。市内循環バスにつきましては、平成18年11月に運行ルートを変更する際に、広報に掲載するとともに、各自治会あてに運行ルート図と時刻表の回覧及び全戸配布をお願いいたしております。また、公共施設巡回バスにつきましては、平成21年11月からバス車体にセッピー号の愛称を表記するとともに、公共施設内バス停の大型化を行い、バス停位置をわかりやすくさせていただき、位置案内の向上を図ったところがございます。

続きまして、(3)民間活力を導入したジャンボ福祉タクシーなどの導入についてでございますが、摂津市の道路事情からバスが入っていけないところもあるため、ジャンボ福祉タクシー程度のワンボックスタイプの乗用車を活用できないかとのことでございますが、住民が主体となってNPO法人格を取得し、運輸局に運行申請をされるケースや、地域の企業の協力を得ながら、住民自身が公共交通機関を企画運営されている例があることは承知いたしております。しかしながら、本市におきまして、住民からの自発的な動きなどについては確認いたしておりません。また、ジャンボ福祉タクシー程度の車両活用につきましては、懇談会の場やバス事業者との意見交換の中でも話題とさせていただき、バス事業者による運行の可否、あるいは地元タクシー会社などの交通事業者への影響、運営の整合が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号12番の(2)府道正雀一津屋線第四中学校正門から別府交差点までの安全対策についてでございますが、府道正雀一津屋線におきまして、現在、

別府水路の朧ヶ橋から第四中学校正門までの区間は、拡幅により歩道整備が完了しておりますが、第四中学校正門から別府交差点までの区間につきましては、都市計画道路としての計画決定路線とは異なるため、大阪府茨木土木事務所でも現況道路の整備方針は明確にされておりません。現在の道路における歩行者の通行の安全対策として、ガードレールの塗装や側溝ぶたのすき間や段差の改善、歩道における通行支障となる街路灯の支柱の移設など、茨木土木事務所でも危険箇所の局部的な対応は実施いただいております。しかし、第四中学校正門から別府交差点までの区間につきましては、歩道整備はできなくとも、歩行者、自転車の通行の安全確保も重要な事項と考えております。現況道路の中では、道路幅員や排水問題など、いろいろと制約があると考えますが、歩行者、自転車の安全な通行の確保について、歩行者等の通行帯設置などの対策について、大阪府に要望してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、2回目の質問を行いたいと思います。

1の(仮称)セッピーめーる配信サービスについてでございます。市の広報としましては、ホームページのリニューアルもしていただきましたし、また、広報のカラー化をしていただきまして、本当に両方とも見やすくなったなというような認識はしております。今後、全庁的に研究を進めていかなければならないテーマであるということで、ご答弁をいただきましたけども、さまざまな市政の情報ですけども、例えば子育て情報であったり、それからイベント、講演会情報、それから暮らしの安全・安心情報、また、例えば市内交通機関、バス情

報であったり、インフルエンザ情報や、もう一つは徘徊高齢者SOS情報など、これらの市政からの情報をパソコンや携帯電話に迅速に伝えるという部分が、市の広報とはちょっと違う部分であるんですけども、これを実施するに当たっては、やっぱり関係課の皆さんが、そこで市民の方に知らせたいということで、打たないとあかんという業務の増える部分も出てくると思うんですけども、どうか努力していただきたいなと思います。

それから、セキュリティの問題もありますし、これをするにはさまざまなハードルが出てくると思うんですけども、どうか実施に向けて検討していただきますようお願いいたします。このメール配信サービスについては、希望者だけが参加できて、それから、いろんな情報もチョイスできるというシステムも他の自治体ではやっておられますので、どうか他市の研究をしていただいて、実施に向けて検討していただくように、これは要望としておきます。

それから、2の(1)体育館やグラウンドなど、公共施設のオンライン予約についてでございます。1回目で本市のコミュニティプラザのオンライン予約についてご答弁いただきました。一つ一つでございますけれども、オンライン予約が実施されてきています。市民サービスの向上が図れていると認識するところでございます。今後、さらにインターネットを利用して、体育館やグラウンドなどの公共施設のオンライン予約について実施していただきたいんですが、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

2の(2)インターネットを利用した電子申請サービスについてでございます。市民税の電子申告や図書の貸し出しなどの本

市の現状についてご答弁いただきました。この電子申請サービスの導入によって、今まで直接窓口に出向かなければならなかった手続きを自宅や会社から24時間365日、いつでもどこでもインターネット上でオンラインによる各種申請が可能になります。また、業務の効率化にもつながると認識いたします。例えば、子育て関係の申請や講演会の申し込みなど、インターネットでできれば、平日働いておられて、なかなか庁舎の窓口に来られない多くの市民の方の支援になると考えます。この点について、考えについてお聞かせいただきたいと思っております。

2の(3)住民票や印鑑登録証明書などが住基カードで取得できる自動交付機の設置についてでございます。庁舎や市民サービスコーナーでの住民票などの交付状況について、1回目でご答弁いただきました。市民サービスの向上の観点から、現在まで市民サービスコーナーの業務などについて努力していただいておりますが、この住民票や印鑑登録証明書などが取得できる自動交付機を、例えば摂津市駅などに設置して、仕事帰りに交付できるようにしてはどうでしょうか。この点、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、2の(4)住基カードの活用と障害者の方への無料配布についてでございます。住基カードの用途、また普及率についてご答弁いただきました。現在、65歳以上の方に無料で交付していただいておりますが、併せて障害者の方へも無料で交付できないでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

次に、3、地上デジタルテレビ放送の受信に関する相談窓口の設置についてでございます。デジサポ大阪による相談コーナー

について、来年も設置していただくよう、期間の延長は要望できないでしょうか。それと、高齢者の方などの中には、地上デジタル放送の受信に関してどのようにしたらいいのかわからない方もまだまだたくさんいらっしゃると思います。このような方に対して、地域福祉課や生活支援課などと連携で、さらにきめ細やかな対応が必要であると認識しますが、今後の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、4、住宅用火災警報器を高齢者や障害者の方へ無償貸与することについて、消防本部としての啓発活動についてご答弁いただきました。さらに多くの世帯の方が設置できるよう啓発活動を推進していただくようお願いいたします。この住宅用火災警報器を高齢者や障害者の方へ無償貸与することについて、福祉の観点から考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、5、水道検針時に独居高齢者などの安否確認サービス実施についてでございます。私の観点は、検針は2か月に1回であります。高齢者福祉などの関係課と連携をとっていただき、ご家族の方が遠方に住んでおられるなど、協議の結果、必要と思われる方について安否確認をするとの観点を質問させていただいたわけですが、本市では愛の一声訪問やヘルパーさんの見守り活動、また、小地域ネットワーク活動や友愛訪問など、さまざまな見守り活動をしていただいておりますが、今後、この独居高齢者などの安否確認については重要な課題の一つであると認識しております。市民との協働でさらに施策の充実に取り組んでいただきますとともに、ある自治体では、郵便局の方と連携をとってみたり、それから新聞配達の方と連携をとってみたり、民間の業者さん等々と連携をと

っておられるところもあるようでございます。今後、そういった観点からも視野に入れて検討する必要があるのではないかと思います。これは要望としておきます。

次に、6、公民館に高齢者や障害者の視点に立ち、エレベーターの設置などバリアフリー化を図ることについて。例えば、味生公民館にいす式階段昇降機の設置について、現状厳しいとの答弁をいただきました。しかし、味生、千里丘、別府公民館の2階にトイレの設置をしていただいたことは高く評価いたします。また、さまざまなバリアフリーの観点から検討していただいておりますが、今後、公民館は地域のコミュニティの核、拠点としてバリアフリー化を図ることについて、本当に大事な部分であると思います。公民館まつり等へ行きますと、おまつりは2階でやっております。車いすの方が上がれない状況を見るたびに、やっぱりこれではあかんと私自身思っております。重要な課題であると思います。エレベーター設置など、今後の取り組みについて、考えについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、7、中学校給食の導入についてでございます。市として財源を投入してスクールランチ方式の導入に踏み切ることは適切ではないとのご答弁でございまして、ちょっと残念な気持ちでございしますが、吹田市、高槻市、茨木市については、大阪府のスクールランチ等の推進を、補助金を活用されて実施されております。本市においては、現在進めておられます小学校の給食調理場のドライ化に合わせて、例えばの話ですけれども、摂津小学校は老朽化が進んでおりまして、味舌体育館跡に新たに調理場を建設するというので、その例えば横に中学校の給食を、センター方式になる

かと思えますけども、そういったものをつくって五つの中学校に運ぶといった、これは僕が考えた部分なんですけども、やっぱり中学校の給食の導入については多くの保護者の方からのお声があります。子どもたちはお母さんが、あるいはお姉さん等がつくってくれた愛情こもったお弁当を食べたいという思いはあると思えますけども、多くの保護者の方が、今、共働きも増えております。本当にお弁当をつくれないうといった状況にあるご家庭もあります。そういった生徒に対して、少しでもそういう声があるのであれば、僕は給食導入を考えていくのが行政の仕事であると、そのように思いますので、どうか今後の検討課題として認識していただきますよう、よろしくお願ひします。これは要望としておきます。

それから、次に8、(仮称)撰津市総合体育館の建設についてでございます。総合体育館の建設は、子どもたちにとってもトップレベル選手の迫力あるプレーや高度なテクニックを間近で見られる機会が増え、将来の夢や目標を持つきっかけになるだけではなく、撰津市はスポーツが盛んで活気のあるまちであることを全国に発信できるとご答弁いただきまして、本当に素晴らしい言葉やなと思えます。ずっと名前が出ておりますけども、サッカーでは本田選手が撰津市を発信していただきましたし、それから、市長を訪問されましたプロバスケットの今野選手、これは撰津小学校出身の方やったと思えます。そういった方が撰津市にはたくさんいらっしゃいます。

また、別の観点からですけども、今、ニュースポーツでキンボールを僕もよくさせていただいております、今度、来年の1月16日に三島大会があるということで聞いておりました。撰津市が担当ということ

で、本来であれば撰津市でしないとだめなんですけども、そういった三島大会をするときに、集まる体育館がないということで、茨木市のたしか南体育館やったと思えます。そういうところに行っていないとだめという現状があると思えます。本当に予算もすぐかかることですし、しかし、スポーツを通してという観点から、ぜひ(仮称)撰津市総合体育館の建設について、また今後の検討課題として取り上げていただきますよう、これは要望としておきます。

次に、9、小学校就学前の乳幼児通院医療費助成制度の拡充についてでございます。小学校3年生まで引き上げると約5、250万円の増で、現状では困難であるのご答弁をいただきました。隣の茨木市では、所得制限があるものの、小学校2年生まで拡充をされております。堺市は中学校卒業まで、富田林市は小学校3年生まで、能勢町と田尻町も小学校3年生までの実施であります。子育て支援をするには、どうしても経済的支援が重要であり、財政状況は厳しくても子育て支援のための予算配分を今後も重点的に検討し実施することは、本当に大切であると考えます。また、この制度は、子育て世帯にとって何よりも安心感があります。一気に3年生まで上げるのは厳しい状況でございましたら、段階的な拡充も視野に入れて検討していただきますよう要望としておきます。

次に、10、ごみ分別の協力に対して、市民にカラスよけネットなどを無償配布することについてでございます。私自身、カラスよけネットにこだわっているわけじゃないんですけども、これは本当に多くの市民の方からの要望もありまして、また、市役所でカラスよけネットをもらえるのというお問い合わせも多々ありまして、このように質

聞かせていただいているんですけども、やっぱりごみ減量も日ごろの市民の皆さんの分別の努力があると思います。その努力に対して何かの形でお返ししないとあかんと、私はそのように思っていますので、どうかこのカラスよけネットなどを無料配布することについて、また今後も検討していただきますようによろしくお願いをいたします。

それから、次に11、将来を見据えた交通機関の利便性の向上について、さまざまな観点から意見交換などを実施されて努力されていると認識します。市内循環バスにおきましては、通行経路の提案もご答弁いただきました。さらに利便性の向上を目指して取り組んでいただきたいと思います。

それから、これはもう1回、2回目の質問をさせていただきたいんですけども、11の(2)で、地域の実情に合った交通機関の考え方についてなんです。交通施策の指針づくりとして、専任職員の配置や専門的な見地とともに市民の目線に立った実効性の高い計画となるよう、例えば、外部検討組織を設置されてはいかがでしょうか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、12、府道正雀一津屋線第四中学校正門付近から別府交差点までの安全対策についてでございます。この道路のちょうど第四中学校正門の南側に都市計画道路がありますが、現状についてお聞かせいただきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○藤浦雅彦議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

○有山総務部長 インターネットを利用した公共施設のオンライン予約につきまして、今後の取り組みにつきましてご答弁させていただきます。

公共施設のインターネット予約は、市民が自宅にいながら公共施設の空き状況の確認や予約の申し込みが簡単にできますことから、市民の利便性向上につながりますとともに、それまでの紙台帳で管理しておりました予約情報を、市内の各公共施設からオンラインで情報が見られる、共有できるということがあります。事務の効率化、迅速化に大きく貢献するものがあると考えております。今後につきましては、現在、コミュニティプラザで稼働しております施設予約システムを、来年度以降、体育館、テニスコートなどの各種スポーツ施設や会議室など、コミュニティプラザ以外の施設の空き情報の確認及び予約の申込など、順次対応施設の拡大を図ってまいりたいと考えております。

もう1点、本市のインターネットを利用した電子申請サービスにつきまして、今後の取り組みにつきましてご答弁させていただきます。

インターネットを利用した電子申請サービスは、自宅や仕事場、また携帯電話などから24時間いつでも申請ができますことから、市民の利便性が大きく向上し、また、窓口の混雑緩和につながることから、電子自治体における重要な課題の一つと考えております。しかしながら、先ほどご説明しましたeLTAxのように、公的個人認証を使用します電子申請システムには、事前に住民基本台帳カードや公的個人認証の取得が必要であります。また、パソコンに接続するICカードリーダーの購入が必要であることなどから、現時点ではすべての方が簡単に利用できる状況ではないというふうに考えております。本市におきましては、市民の電子申請の便利さを感じていただくことを第1の目標として、イベントの申し

込みや市民向け講座の受講申し込みなど、公的個人認証を必要としない簡易な申請手続きから、順次、低コストで利便性の高い電子申請システムの導入を検討してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 生活環境部長。

○水田生活環境部長 摂津市駅等に自動交付機を設置して住民票や印鑑証明書が交付できないかについてご答弁申し上げます。

自動交付機設置を行う場合には、幾つかの問題がございます。まず、夜間、設置場所が無人になることのセキュリティの問題、電算システムの改修費用、交付機の導入、保守管理に多額の費用を要しますので、その費用対効果、また、自動交付機設置による市民サービスコーナーの存続につきましても検討する必要が生じてまいります。サービスコーナーでは、特に高齢な方に対しましては、対面による臨機応変な対応が可能でありますけれども、交付できる時間が限られております。自動交付機の場合につきましても、交付時間が拡大できますけれども、トラブルの対応が大変難しいと考えております。双方とも一長一短がございますけれども、今後におきましても、自動交付機設置に伴う諸問題や費用対効果の調査・研究は引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、障害のある方への住民基本台帳カードの無料交付についてご答弁申し上げます。

写真つき住民基本台帳カードは、公的な身分証明書として位置付けられております。市役所や金融機関等、本人確認の必要な窓口で利用できますことから、身分証明書をお持ちでない高齢の方や運転免許証を身分証明書として利用されているご高齢の方が、運転免許証を自主返納しやすいように、本

市では本年4月1日から65歳以上の方を対象に無料で交付いたしておるところでございます。障害のある方への無料交付につきましては、身分証明書となる身体障害者手帳をお持ちでございますけれども、電子自治体の推進が見込まれますことから、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 市長公室長。

○羽原市長公室長 地上デジタルテレビ放送の受信に関するご質問にご答弁を申し上げます。

総務省による地上デジタル放送受信相談会でございますが、この相談会は、本年2月に市役所ロビーで約1か月開催をされ、その後、各公共施設でも開催されました。先日、市の庁舎で開催されていたもので、デジサポの主催としては2回目となっております。本市といたしましては、高齢者をはじめ情報弱者と言われる方への支援を進めるという意味で、実施回数のみならず実施形態の内容についても充実をさせてほしいということで、総務省のほうにはたびたび要望いたしておりますが、デジサポ大阪の人員配置等の問題から、これ以上の開催はなかなか困難であるというふうな回答を得ております。

次に、高齢者や障害者の方への今後の対応ということでございますが、これは、ご指摘のとおり、福祉関係の部署との連携が欠かせないというふうに考えております。現在、福祉事務所を中心にデジタルチューナーの申請の事務の支援を行っておりますが、今後、地域福祉課をはじめとする福祉事務所や社会福祉協議会とさらに提携をしながら、皆さんがスムーズにデジタル放送に移行できるよう努めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 高齢の方や障害のある方を対象とした火災報知器の無償貸与についてご答弁申し上げます。

高齢の方や障害のある方への無償貸与につきましては、前回の国勢調査の平成17年10月1日時点で、65歳以上の高齢者がおられる世帯だけでも8,864世帯に上り、無償貸与と申しましても、実質的には無償給付となり、取り付け費用まで考えますと、低所得世帯に限定した場合でも、財政的な負担の問題が出てまいります。また、既に自己負担で火災警報機を設置された世帯との公平性の問題などがあり、実施は困難と考えております。

今後も援護を要する高齢の方や障害のある方の安全を守るという観点から、障害者団体やケアマネジャー等の介護保険業者などに働きかけ、また、火災警報器の設置の必要性や日常生活用具としての火災警報器の給付制度について、周知に努めてまいります。

○藤浦雅彦議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 公民館のバリアフリー化につきまして、2回目のご答弁を申し上げます。

今後のバリアフリー化の考え方についてでございますが、高齢者、障害者の方が気軽に利用していただけるよう、バリアフリー化は必要であると認識いたしております。バリアフリー化につきましては、基本的にはエレベーターの設置が望ましいと考えておりますが、その設置につきましては、建物の強度維持や設置場所の確保が建物内では困難でございまして、屋外にエレベーター棟を建て、公民館との連絡通路を一、二階に新たに設けるなど、設備の改造も必要となることから、多額の経費が見込まれま

す。このため、今後の公民館のバリアフリー化につきましては、市全体の公共施設の整備の中で費用対効果を勘案しながら検討いたしますとともに、階段について、手すりのない側への手すりの設置など、高齢者、障害者ができるだけ気軽に利用いただけるよう、効果的な施設のバリアフリー化を図ってまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 将来を見据えた交通機関の利便性向上についての2回目のご質問にご答弁申し上げます。

交通機関にかかわる内容で、交通施策の指針づくりということですが、そこで専任といえますか、専属の職員を配置できないかということでございます。職員の配置につきましては、専任ではございませんが、公共交通整備業務担当ということで1名の配置をし、取り組んでおるところでございます。

また、外部検討組織の設置というようなお言葉でございましたけれども、専門的な見地といたしましては、懇談会での検討の進捗によりましては外部の方の意見を伺うということも生じてくるのではないかと考えておるところでございます。

○藤浦雅彦議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 第四中学校正門以南の都市計画道路の整備についてであります。本路線につきましては、都市計画道路千里丘正雀一津屋線として昭和37年に都市計画決定をし、48年を経過しておりますが、ご指摘の第四中学校正門付近から府道大阪高槻線までは、都市計画道路として長期にわたり未整備のままとなっております。本路線の整備につきましては、本市の主要幹線でもあり、地域の円滑な交通処理を図る上からも街路事業として早期の事業化を大

阪府に要望してきたところであります。大阪府では、本路線の整備につきましては、府の財政再建プログラムにおいて、街路事業として新規着手は困難であると伺っております。しかしながら、今後についても本路線に対し、地域の実情を踏まえ、安全対策の観点から早期に事業化を図られるよう、粘り強く大阪府に対し要望してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦議長 南野議員。

○南野直司議員 ご答弁ありがとうございます。

2の(1)オンライン予約についてでございます。順次導入していただけるということで、またよろしくお願いします。

2の(2)電子申請サービスについては、まずは公的認証が必要でない簡易な申請手続きから導入していくということであります。また、近い将来、公的認証サービスも利用した電子申請サービス実施に向けて、どうか努力していただきますようよろしくお願いします。

それから、2の(3)住民票や印鑑登録証明書などが住基カードで取得できる自動交付機の設置についてでございます。摂津市駅に設置すると費用も要るしということでもありますけれども、例えばコミュニティセンターの中に設置しましたら、これはもう少しコストも経費もかからないのかなと思います。またこれは検討事項として、どうかよろしくお願いします。

それから、2の(4)住民基本台帳カードの活用と障害者の方への無料配布についてでございます。まず、障害者の方への無料配布については、実施できるようご検討をよろしくお願いします。それから、住民基本台帳カードの活用については、さらに普及を推進していただき、公的認証サー

スを利用して、各種申請や自動交付機による各種証明書の交付などができるよう、よろしく願いをいたします。要望としておきます。

次に、3の地上デジタルテレビ放送の受信に関する相談窓口の設置についてでございます。一人でも多くの情報弱者の皆さんがスムーズにデジタル放送に移行できるよう努められるとご答弁いただきました。どうか関係課の皆さんで連携をとっていただき、大変ですが、きめ細やかな対応をよろしく願いいたします。要望としておきます。

次に、4、住宅用火災警報器についてでございます。大阪の八尾市では、65歳以上の高齢者の方だけですが、4,567人、それから、茨城県古河市では、高齢者の方や障害者の方7,500世帯に配布をされています等々、実施されているところもありますので、これからまた検討課題として視野に入れていただきますようよろしくお願いします。要望としておきます。

それから、6の公民館のバリアフリー化についてでございます。手すり等の設置を検討していただいているということでもあります。そういった少しいことでございますけれども、やっぱり大事なことかと思っておりますので、今後のバリアフリー化をまた進めていっていただきますよう、よろしくお願いします。

次に、11、将来を見据えた交通機関の利便性の向上についてでございます。何自治体かバスについては勉強させていただきました。あるところでは、公共交通対策課ということで課をつくられて、そこに2人ほど配属されて、そこから、行政のほうから地域の集会所へ、バスのことで地域の方

が集まっていたいている、その中へ入っていかれて、今の現状を話されて、この地域ではどんなバスが必要やということを皆さんがさらけ出して、地域の皆さんとともに考えていくといった方策をとっておられる自治体もございました。今、1名配属していただいております、一生懸命頑張っておられると思いますけども、そういった観点からもどうか検討していただきますように、これは要望としておきます。

それから、最後の12、府道正雀一津屋線、第四中学校正門付近から別府交差点までの安全対策についてでございますけども、昭和37年でしょうか、都市計画道路が決定されたのは。私が生まれる3年前でありまして、48年たっております、粘り強くという言葉がぐっと刺さると思うんですけど、要望してまいりますということであります。しかし、計画道路ができて、大阪高槻線に抜けたとしても、今の道路は残るわけです。本当に大阪府の茨木土木の皆さん等々に自転車で1回走ってもらいたいと僕は思います。あそこに例えばスーパーができると通行量が多くなります。それから、別府小学校の生徒も第四中学校の生徒も通るときがあります。反対側には歩道はありません。今ある歩道をフラットにさせていただいて、細いパイプガードなどをつけていただく等々、私は素人です、あんまりわかりませんが、あとは側溝をL型側溝等々にしていただくなど、今よりも少しでも歩道が広がるように、どうか茨木土木さん等に働きかけていただきたいなと思います。僕も粘り強く茨木土木事務所にまた要望に行かせていただきますので、どうかよろしく願いいたしまして一般質問を終わります。

○藤浦雅彦議長 南野議員の質問が終わり、

以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第71号など33件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第71号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第102号、摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第105号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の以上3件について、12月2日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第102号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○藤浦雅彦議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第71号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第73号、平成22年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)、議案第77号、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第94号、摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件所管分、議案第95号、摂津市立自転車駐車場指定管理者指定の件、議案第100号、大阪広域水道企業団を組織する市町村数の増加及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件、議案第108号、摂津市立自転車駐車場条例

の一部を改正する条例制定の件及び議案第109号、摂津市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件の以上8件について、12月1日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○藤浦雅彦議長 文教常任委員長。

(柴田繁勝文教常任委員長 登壇)

○柴田繁勝文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第71号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第81号、摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センターの指定管理者指定の件、議案第82号、摂津市青少年運動広場指定管理者指定の件、議案第83号、摂津市立体育館指定管理者指定の件、議案第84号、摂津市立テニスコート指定管理者指定の件、議案第85号、摂津市立温水プール指定管理者指定の件、議案第86号、摂津市スポーツ広場指定管理者指定の件、議案第101号、摂津市文化財保護条例制定の件及び議案第106号、摂津市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定の件の以上9件について、12月2日及び14日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査をいたしました結果、議案第71号所管分及び議案第81号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告をいたします。

○藤浦雅彦議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

去る11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第71号、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第75号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第79号、平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第80号、平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第87号、摂津市立児童センター指定管理者指定の件、議案第88号、摂津市立障害児童センター指定管理者指定の件、議案第89号、摂津市立せつ桜苑指定管理者指定の件、議案第90号、摂津市立ふれあいの里指定管理者指定の件、議案第91号、摂津市立みきの路指定管理者指定の件、議案第92号、摂津市民文化ホール指定管理者指定の件、議案第93号、摂津市立市民ルーム指定管理者指定の件、議案第94号、摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件所管分、議案第96号、摂津市立保健センター指定管理者指定の件、議案第97号、摂津市立休日小児急病診療所指定管理者指定の件、議案第98号、摂津市斎場指定管理者指定の件、議案第99号、摂津市立葬儀会館指定管理者指定の件及び議案第107号、摂津市立コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例制定の件の以上17件について、12月1日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査いたしました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○藤浦雅彦議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

安藤議員。

(安藤黨議員 登壇)

○安藤黨議員 日本共産党議員団を代表して、議案第71号、議案第81号、議案第102号に対し、一括して反対討論を行います。

議案第71号と議案第81号は、市直営だった市民図書館と鳥飼図書センターに2011年4月から指定管理者制度を導入するに当たって、株式会社図書館流通センターを指定管理者に指定し、2011年からの5年間で5億円の債務負担行為を行うものです。今回の指定は、市直営で管理していた公の施設で初めて民間企業を指定管理者に指定するもので、その進め方は、情報公開と市民参加で慎重にされるべきものでした。同社を指定管理者にすることで、開館時間の延長、開館日の拡大、そして、同サービスを直営で行った場合と比較して、年間3,100万円の経費削減などメリットを説明されています。しかし、図書館の利用は原則無料で、指定管理者の収入のほとんどは市からの指定管理料となることから、民間企業が市民サービス向上を図りながら、その最大目的である利潤を追求しようとするれば、人件費などの経費削減しかなく、それが市民サービスにはね返ってくるのが危惧されます。また、選定委員会、選定基準、選定方法、選定結果、導入後のチェック体制のあり方などの議論や市民、議会への説明責任が不十分、指定管理者指定は拙速です。市民の読書活動や文化活動の拠点となる図書館において、市の主体性が発揮できるのかどうかも不明確で、公的責任の後退と言わなければなりません。

次に、議案第102号についてです。今回の機構改革は、新たな市民負担増と市民

サービスの廃止・縮小、公的仕事の外部委託を推進する第4次行革実施計画を実施するための体制づくりが最大の目的です。一つは、職員総数についても、市民サービスの向上にとって必要な職員数という点の議論もなしに、今年4月時点、691名を660名にするということがまずありきで、同時に、市民にとって利用しやすく、職員にとっても仕事の効率性が高まるかどうかという角度からの議論も不十分だという問題です。

二つ目に、少なくとも今後10年間のまちづくりを推進しようとしている中で、その中心である職員全体できちんと議論されてきていないという問題です。ですから、ある職員は、今回の機構改革について、若い職員さんの中では関心があまりないという感想を述べています。

三つ目に、今回議決の対象に入らない教育委員会の機構も含め大きな変更であるのに、議会にも事前に相談、協議もなしに提案されていることも問題であります。

以上、反対討論といたします。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議案第71号、議案第81号及び議案第102号を採決します。

本3件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本3件は可決されました。

議案第73号、議案第75号、議案第77号、議案第79号、議案第80号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第

91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号及び議案第109号を一括採決します。

本29件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本29件は可決されました。

議案第85号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○藤浦雅彦議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程3、請願第1号を議題とします。

本件については、所管の常任委員長から閉会中に審査したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議会議案第21号など5件を議題とします。

お諮りします。

本5件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本5件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、日本共産党議員団を代表しまして、議会議案第22号に対する反対の討論を行います。

本議案で政府に求めている中小企業金融円滑化法、これは、住宅ローンの金利の引き下げまで申し出によって行えるというもので、我が党としても強く延長を求めているものです。しかし、要求項目の2の産業革新機構は、先端技術や特許の事業化を支援することを目的とし、中小企業の経営を支えるものとはほとんど関係がありません。さらに、要求項目の3では、来年度法人税引き下げの議論の上に立って、負担緩和を求めています。現在、法人の7割が、すべて赤字と言わないまでも、法人税を納める必要がない。大企業の莫大なため込み利益を国内に還流させることこそ必要です。昨日の報道で、菅首相は「5%の減税を雇用と設備投資に使ってほしい」と言いましたけれども、経団連は「資本主義ではそういうわけにいかない」と返事をしています。中小企業にとっては、法人税の減税のかわりに個人への増税が行われては、元も子もないのが現状です。法人税減税をやめるよう求めることこそ肝要です。

以上の理由により、本議案を本議会の意

見書として採択することに反対をいたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

○藤浦雅彦議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 以上で討論を終わります。

議会議案第21号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

摂津市議会議員

藤浦雅彦

摂津市議会議員

大澤千恵子

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第22号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

摂津市議会議員

野原修

○藤浦雅彦議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第23号、議会議案第24号及び議会議案第25号を一括採決します。

本3件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦議長 異議なしと認め、本3件は可決されました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成22年第4回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後3時14分 閉会)

☆ 添 付 資 料

平成22年第4回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
11 / 30	火	本会議（第1日）	委員長報告（継続分） 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決	10:00
			（議会議案届出締切 17:15）	
12 / 1	水		建設常任委員会（第一委員会室）	10:00
			民生常任委員会（第二委員会室）	10:00
2	木		総務常任委員会（第一委員会室）	10:00
			文教常任委員会（第二委員会室）	10:00
			（一般質問届出締切 12:00）	
3	金			
4	⊕			
5	⊙			
6	月			
7	火			
8	水			
9	木		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
10	金			
11	⊕			
12	⊙			
13	月			
14	火	本会議（第2日）	一般質問	10:00
15	水	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議終了後

議 案 付 託 表

平成22年第4回定例会

〈総務常任委員会〉

- 議案第71号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
- 議案第102号 摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第105号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 議案第71号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
- 議案第73号 平成22年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第94号 摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件所管分（市立小川自動車駐車場以外の市立自動車駐車場に関する部分）
- 議案第95号 摂津市立自転車駐車場指定管理者指定の件
- 議案第100号 大阪広域水道企業団を組織する市町村数の増加及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件
- 議案第108号 摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第109号 摂津市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教常任委員会〉

- 議案第71号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
- 議案第81号 摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センターの指定管理者指定の件
- 議案第82号 摂津市青少年運動広場指定管理者指定の件
- 議案第83号 摂津市立体育館指定管理者指定の件
- 議案第84号 摂津市立テニスコート指定管理者指定の件
- 議案第85号 摂津市立温水プール指定管理者指定の件
- 議案第86号 摂津市スポーツ広場指定管理者指定の件
- 議案第101号 摂津市文化財保護条例制定の件
- 議案第106号 摂津市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

- 議案第71号 平成22年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
- 議案第75号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第79号 平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第80号 平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 摂津市立児童センター指定管理者指定の件
- 議案第88号 摂津市立障害児童センター指定管理者指定の件
- 議案第89号 摂津市立せつつ桜苑指定管理者指定の件
- 議案第90号 摂津市立ふれあいの里指定管理者指定の件
- 議案第91号 摂津市立みきの路指定管理者指定の件
- 議案第92号 摂津市民文化ホール指定管理者指定の件
- 議案第93号 摂津市立市民ルーム指定管理者指定の件
- 議案第94号 摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件所管分（市立小川自動車駐車場に関する部分）
- 議案第96号 摂津市立保健センター指定管理者指定の件

- 議案第 97 号 摂津市立休日小児急病診療所指定管理者指定の件
議案第 98 号 摂津市斎場指定管理者指定の件
議案第 99 号 摂津市立葬儀会館指定管理者指定の件
議案第 107 号 摂津市立コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例制定の件

平成22年 第4回定例会 一般質問要旨

質問順位

1 番	大澤千恵子議員	2 番	村上英明議員	3 番	柴田繁勝議員
4 番	安藤薫議員	5 番	上村高義議員	6 番	山本靖一議員
7 番	木村勝彦議員	8 番	山崎雅数議員	9 番	嶋野浩一朗議員
10 番	弘豊議員	11 番	原田平議員	12 番	南野直司議員

大澤千恵子議員

- 1 第4次行財政改革について
- 2 環境政策について
- 3 協働のまちづくり（旧教育研究所をコミュニティの拠点に）
- 4 尖閣問題、北方領土問題の正しい教育を
- 5 市営鯨生野団地の跡地に別府公民館を
- 6 指定管理者制度について

村上英明議員

- 1 スポーツ・文化都市宣言を行なうことについて
- 2 徘徊SOSネットワークの構築について
- 3 市民課窓口業務の一部委託について
- 4 コミュニティプラザの貸室予約について

柴田繁勝議員

- 1 正雀駅前地区整備
 - (1) 正雀駅前ワークショップのその後の進捗状況について
- 2 市民活動支援に関する取り組みについて
- 3 文化財保存について
 - (1) 先般、一般公開された吹田操車場跡地の文化遺産に対する市の考え方について
- 4 将来の街づくり
 - (1) 第4次総合計画の実施と大阪都構想及び大阪市の分市問題との関係について

安藤薫議員

- 1 就学援助金制度について
- 2 子育て支援について
 - (1) ファミリーサポートセンターについて
 - (2) 学童保育について
 - (3) 地域の子どもの居場所について（児童センターなど）
- 3 公共施設の配置と市民のアクセスについて

上村高義議員

- 1 地球温暖化防止地域計画策定について
- 2 指定管理者制度の総括と今後の取り組みについて
- 3 新型インフルエンザに対する危機管理について

山本靖一議員

- 1 ゴミ収集業務の民間委託拡大について

木村勝彦議員

- 1 第4次総合計画基本構想制定に向けて第1次から第3次総合計画基本構想の積み残された事業仕訳けがどのように整理されているのか
 - (1) 都市核整備について
 - (2) 商工農政について
 - (3) 人口推移について

山崎雅数議員

- 1 国民健康保険制度を広域化する方針に反対することについて
- 2 地域産業振興策として住宅リフォーム助成制度を導入することについて

嶋野浩一朗議員

- 1 第4次総合計画実施計画について
- 2 職員の資質向上について
- 3 機構改革について
- 4 阪急摂津市駅開設に伴う変化への対応について
- 5 学校教育について
 - (1) 現場の状況について
 - (2) 教育委員会の役割について
- 6 スポーツ振興について
 - (1) 体育施設の充実について
 - (2) 中学校での部活動の充実について
 - (3) 総合型地域スポーツクラブについて

弘豊議員

- 1 南千里丘開発に伴う地域への影響と課題
 - (1) 児童、生徒数の増加と学校、保育所等の受け入れ体制について
 - (2) 市民が集い、憩える街づくりについて
- 2 交通安全対策について
 - (1) 市内での交通事故の発生状況について
 - (2) 交通危険箇所の改善について
 - (3) 生活道路の改修など今後の見通しについて
 - (4) 正雀、千里丘西口、駅周辺の対策について

原田平議員

- 1 安威川以南地域における地域コミュニティセンターについて
 - (1) 基本構想策定状況について
 - (2) 建設計画について
- 2 淀川河川公園におけるグラウンドゴルフ場設置について
- 3 公共施設巡回バスについて
- 4 防災対策について
- 5 入札制度について

南野直司議員

- 1 市政の情報をパソコンや携帯電話に配信する（仮称）セッピィめーる配信サービスについて
- 2 電子自治体の推進について
 - (1) 体育館やグラウンドなど公共施設のオンライン予約について
 - (2) インターネットを利用した電子申請サービスについて
 - (3) 住民票や印鑑登録証明書などが住基カードで取得できる自動交付機の設置について
 - (4) 住民基本台帳カードの活用と障がい者の方への無料配布について
- 3 地上デジタルテレビ放送の受信に関する相談窓口の設置について
- 4 住宅用火災警報器を高齢者や障がい者の方へ無償貸与することについて
- 5 水道検針時に独居高齢者などの安否確認サービス実施について
- 6 公民館に高齢者や障がい者の視点に立ち、エレベーターの設置などバリアフリー化を図ることについて
- 7 中学校給食の導入について
- 8 （仮称）摂津市総合体育館の建設について
- 9 小学校就学前までの乳幼児通院医療費助成制度の拡充について
- 10 ゴミ分別の協力に対して、市民にカラスよけネットなどを無償配布することについて
- 11 将来を見据えた交通機関の利便性向上について
 - (1) 市内全域バスの利便性の向上について
 - (2) 地域の実情にあった交通機関の考え方について
 - (3) 民間活力を導入した、ジャンボ福祉タクシーなどの導入について
- 12 府道正雀一津屋線、第四中学校正門付近から別府交差点までの安全対策について

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
認定第1号	平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第2号	平成21年度摂津市水道事業会計決算認定の件	11月30日	認定
認定第3号	平成21年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第4号	平成21年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第5号	平成21年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第6号	平成21年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第7号	平成21年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第8号	平成21年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第9号	平成21年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
議案第58号	摂津市総合計画基本構想について議会の議決を求める件	11月30日	可決
議案第70号	平成22年度摂津市一般会計補正予算(第3号)	11月30日	可決
議案第71号	平成22年度摂津市一般会計補正予算(第4号)	12月15日	可決
議案第72号	平成22年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)	11月30日	可決
議案第73号	平成22年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)	12月15日	可決
議案第74号	平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	11月30日	可決
議案第75号	平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	12月15日	可決
議案第76号	平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	11月30日	可決
議案第77号	平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月15日	可決
議案第78号	平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)	11月30日	可決
議案第79号	平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)	12月15日	可決
議案第80号	平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	12月15日	可決
議案第81号	摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センターの指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第82号	摂津市青少年運動広場指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第83号	摂津市立体育館指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第84号	摂津市立テニスコート指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第85号	摂津市立温水プール指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第86号	摂津市スポーツ広場指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第87号	摂津市立児童センター指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第88号	摂津市立障害児童センター指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第89号	摂津市立せつつ桜苑指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第90号	摂津市立ふれあいの里指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第91号	摂津市立みきの路指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第92号	摂津市民文化ホール指定管理者指定の件	12月15日	可決

議案番号	件名	議決月日	結果
議案第93号	摂津市立市民ルーム指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第94号	摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第95号	摂津市立自転車駐車場指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第96号	摂津市立保健センター指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第97号	摂津市立休日小児急病診療所指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第98号	摂津市斎場指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第99号	摂津市立葬儀会館指定管理者指定の件	12月15日	可決
議案第100号	大阪広域水道企業団を組織する市町村数の増加及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件	12月15日	可決
議案第101号	摂津市文化財保護条例制定の件	12月15日	可決
議案第102号	摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件	12月15日	可決
議案第103号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	11月30日	可決
議案第104号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	11月30日	可決
議案第105号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	12月15日	可決
議案第106号	摂津市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定の件	12月15日	可決
議案第107号	摂津市立コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例制定の件	12月15日	可決
議案第108号	摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件	12月15日	可決
議案第109号	摂津市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12月15日	可決
請願第1号	生活道路の変更と安全対策に関する請願	—	閉会中の継続審査
議会議案第21号	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書の件	12月15日	可決
議会議案第22号	中小企業支援及び、金融支援策を求める意見書の件	12月15日	可決
議会議案第23号	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書の件	12月15日	可決
議会議案第24号	ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書の件	12月15日	可決
議会議案第25号	学校保健安全法による医療費助成（歯科）の適用範囲拡大を求める意見書の件	12月15日	可決